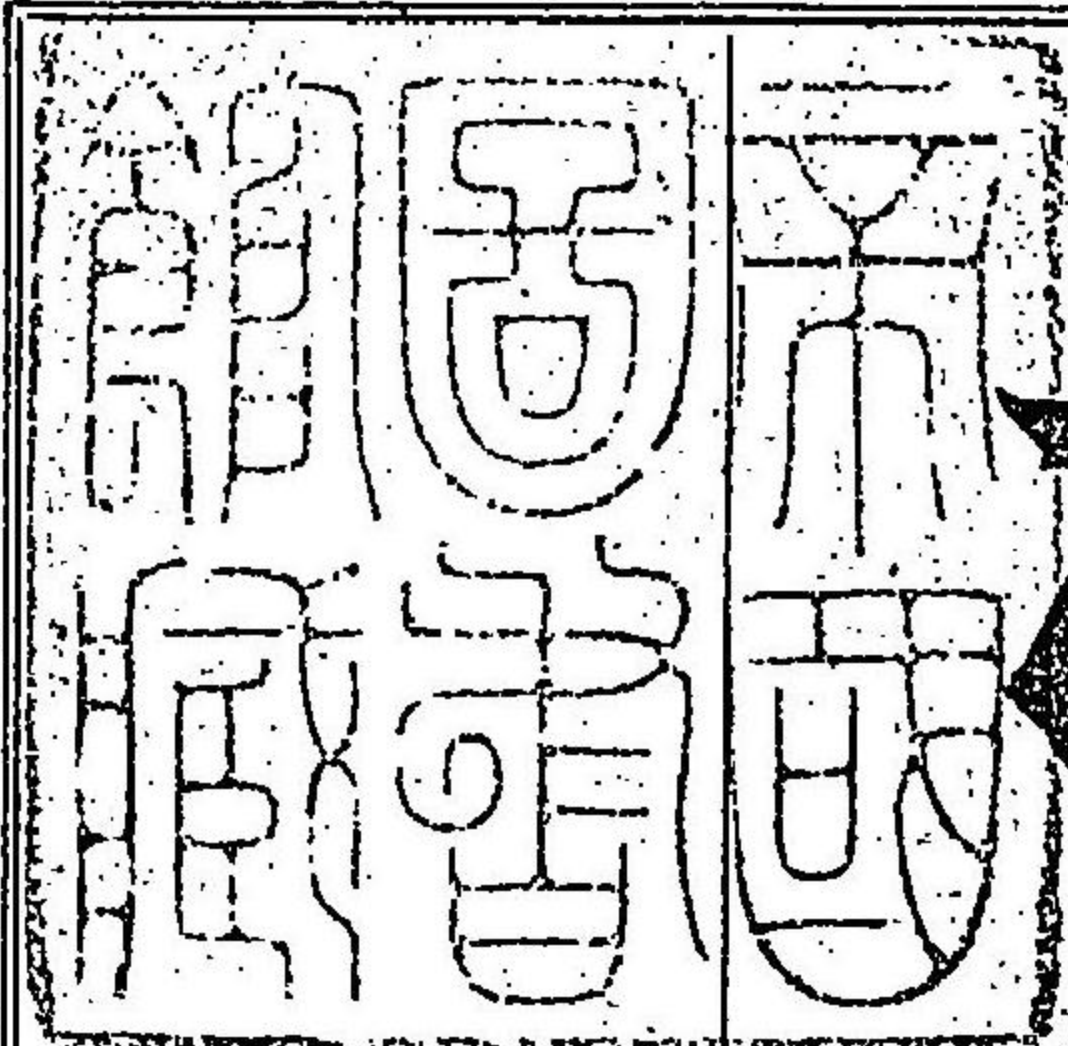


明治三十三年

# 法今全書

索引  
目錄

印刷局





索

引



明治三十三年法令全書索引

凡例

- 一 本編ハ明治三十三年中發布ニ係ル法令件名ノ語辭ニ就キ檢索ニ資スヘキモノヲ採擇シテ項目ト爲シイロハニ配次シ以テ其項目所屬ノ法令件名ヲ列掲スルモノナリ
- 一 件名中數多ノ項目ヲ包括スルモノハ皆之ヲ掲出ス然レトモ主ヲ繁ヲ去リ甲部ノ項目ニ繋ケテ乙部項目ノ下ニ略スルトキハ其項下ニ某部某項ニ載スト記註ス
- 一 貨幣ト銀貨租稅ト國稅俸給ト年俸トノ如キハ各別ニ其項目ヲ設クト雖モ亦前項ノ如ク記註シテ一方ニ登載ス
- 一 イロハ四十七音中井オエハ「イヲエ」ニ濁音半濁音ハ清音ニ併載ス



一 稱謂ヲ分ツハ率ネ普通ノ慣用ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ヘハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

一 法令ノ名稱ハ略符ヲ用フ(詔)ハ詔勅(法)ハ法律(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約(勅)ハ勅令(律)ハ律令(閣)ハ閣令(省)ハ省令(臺府)ハ臺灣總督府令(訓)ハ訓令(達)ハ達令(告)ハ告示ナリ

索引總目

イノ部	〔二年志願兵〕	三	〔八丈島〕	四二
〔英吉利〕	〔二圓銀貨〕	四	〔博覽會〕	四二
〔伊太利〕	〔育成〕	四	〔博物館〕	四二
〔醫院〕	〔印刷〕	四	〔法令〕	四二
〔醫官〕	〔印紙〕	四	〔法律〕	四二
〔醫術〕	〔印鑑〕	五	〔法院〕	四二
〔醫術〕	〔飲食物〕	五	〔法人〕	四二
〔醫術〕	〔飲料水〕	五	〔判事〕	四三
〔委員〕	〔隱語集〕	五	〔判刑〕	四三
〔委任〕	〔優遇〕	五	〔砲兵〕	四三
〔委託〕	〔郵便〕	六	〔砲熯〕	四四
〔依託〕	〔郵船〕	四	〔砲術〕	四四
〔移民〕	ロノ部	四	〔望樓〕	四四
〔移民〕	〔露亞西〕	四	〔防禦〕	四四
〔遺族〕	〔錄事〕	四	〔傍聽〕	四四
〔遺言〕	〔勞働者〕	四	〔訪問〕	四四
〔違約〕	ハノ部	四	〔包裝〕	四五
〔違犯〕	〔布哇〕	四	〔報酬〕	四五
	〔澎湖島〕	四	〔報告〕	四五
			〔馬匹〕	四六
			〔馬術〕	四六
			〔葉煙草〕	四六
			〔葉書〕	四七
			〔佩劍佩用〕	四七
			〔背囊〕	四七
			〔配置〕	四七
			〔配達〕	四八
			〔配賦〕	四九
			〔配當〕	四九
			〔賣買賣却〕	四九
			〔賣藥〕	四九
			〔賠償〕	四九
			〔販賣〕	五〇
			〔白鹽〕	五〇
			〔幕僚〕	五〇
			〔爆裂物〕	五〇
			〔發賣頒布〕	五〇
			〔排下排戻〕	五〇



〔派遣〕	五二	〔補闕〕	五九	〔兵備品〕	六六	〔登錄〕	七五
〔番地〕	五一	〔補職〕	六〇	〔平和〕	六六	〔等級〕	七五
〔罰金〕	五一	〔補助〕	六〇	〔標準〕	六七	〔統計〕	七五
〔犯罪、犯罪〕	五二	〔保護〕	六〇	〔標識〕	六七	〔標本〕	七五
〔日誌〕	五二	〔保存〕	六〇	〔標札〕	六七	〔投射物〕	七六
〔日進宗〕	五二	〔保管〕	六〇	〔編纂〕	六七	〔同業〕	七六
〔入夫〕	五二	〔保安〕	六一	〔ベスト〕	六七	〔動物〕	七六
〔任用〕	五二	〔保險〕	六三	〔トノ部〕	六七	〔動物〕	七六
〔認可、認定〕	五四	〔保證〕	六四	〔獨逸〕	六七	〔度量衡〕	七六
〔入校、入學〕	五四	〔募集〕	六五	〔東宮〕	六八	〔富籤〕	七六
〔入營〕	五四	〔牧場〕	六五	〔土地〕	六九	〔取締〕	七六
〔北海道〕	五五	〔白耳義〕	六五	〔土木〕	七〇	〔取極〕	七七
〔俸給〕	五六	〔辨務署〕	六五	〔都督〕	七一	〔特許〕	七七
〔崩御〕	五八	〔辯護士〕	六五	〔徒歩刀〕	七一	〔特賣〕	七八
〔繕工〕	五八	〔兵曹〕	六六	〔屯田兵〕	七一	〔特別〕	七八
〔歩兵〕	五八	〔兵器〕	六六	〔噸稅〕	七一	〔毒藥〕	七八
〔補充〕	五八	〔兵器〕	六六	〔燈臺、燈竿〕	七一	〔チノ部〕	七八
		〔兵器〕	六六	〔燈臺〕	七一	〔鎮守府〕	七九
		〔兵器〕	六六	〔登記〕	七二	〔地方〕	七九

〔地帶〕	七九	〔秩祿〕	八六	〔履歷〕	九一	〔汚物〕	九六
〔地上權〕	八〇	〔直接稅〕	八六	〔罹災〕	九一	〔王子〕	九七
〔地價〕	八〇	〔著色料〕	八六	〔旅行、旅券〕	九一	〔割引〕	九七
〔地租〕	八〇	〔築城〕	八六	〔旅費〕	九一	〔韓國〕	九七
〔治安〕	八〇	〔築港〕	八六	〔林區署〕	九二	〔カノ部〕	九七
〔治療〕	八〇	〔蟲害〕	八六	〔林野〕	九二		
〔中尉〕	八〇	〔リノ部〕	八六	〔臨濟宗〕	九三		
〔中主計〕	八〇	〔陸軍〕	八六	〔臨時〕	九三		
〔駐在員〕	八〇	〔陸地〕	八九	〔チノ部〕	九三		
〔徵兵〕	八〇	〔領事〕	八九	〔羅馬尼亞〕	九五		
〔徵募〕	八二	〔領收〕	九〇	〔ヨノ部〕	九五		
〔徵發〕	八二	〔糧食〕	九〇	〔埃地利〕	九五		
〔徵收〕	八三	〔留學〕	九〇	〔大藏〕	九五		
〔懲戒〕	八四	〔榴彈砲〕	九〇	〔岡山縣〕	九五		
〔重罪〕	八四	〔理學〕	九〇	〔沖繩縣〕	九五		
〔町村〕	八四	〔吏員〕	九一	〔小笠原島、大島〕	九六		
〔帳簿〕	八五	〔里程〕	九一	〔恩給〕	九六		
〔貯金〕	八五	〔利子〕	九一	〔帶草、負草〕	九六		
〔貸金、貸錢〕	八五			〔艦隊、艦艇〕	一〇六		



[航海]	一〇七	[瓦斯]	一三三	[看守]	一三七	[浴場]	一三三
[航泊]	一〇七	[下士卒]	一三三	[看護、看病]	一三八	[呼出]	一三三
[航路]	一〇七	[家計]	一三四	[感化]	一三八	[臺灣]	一三三
[港務]	一〇七	[家屋]	一三四	[鹹魚]	一三八	[臺帳]	一三三
[港灣]	一〇七	[加俸]	一三四	[間接稅]	一三八	[島嶼]	一三九
[降誕]	一〇七	[加算]	一三四	[爲替]	一三八	[島司、島廳]	一三九
[高等]	一〇七	[加工]	一三四	[假置場]	一三〇	[大學]	一三九
[考課]	一〇八	[加農]	一三四	[假留監]	一三一	[代理、代人]	一四〇
[耕作、耕地]	一〇八	[河川]	一三四	[假性皮氈]	一三一	[代表]	一四〇
[交替]	一〇九	[開港]	一三五	[鴛口瘡]	一三一	[代金、代料、代價]	一四〇
[交換]	一〇九	[解剖]	一三五	ヨノ部		[隊附、隊外]	一四〇
[合祀]	一〇九	[監督]	一三五	[豫算]	一三一	[退隱、退職]	一四一
[學校]	一〇九	[監護]	一三六	[豫審]	一三一	[貸與、貸借]	一四一
[學生]	一三一	[監吏]	一三六	[豫備]	一三三	[滯納]	一四一
[學齡]	一三三	[監視]	一三六	[豫防]	一三三	[帶劍]	一四一
[學事]	一三三	[監守]	一三六	[豫科]	一三三	[彈丸、彈藥]	一四二
[學資]	一三三	[監獄]	一三六	[豫納]	一三三	[擔架]	一四二
[學科]	一三三	[監查]	一三七	[預托]	一三三	[探鑛]	一四二
[賀表]	一三三	[勤查]	一三七				

[宅地]	一四二	[掃除]	一四五	[年俸]	一四九	[請負]	一五二
[建物]	一四二	[葬喪、葬式]	一四五	[年度]	一四九	[漆樹]	一五二
[立木竹]	一四二	[増俸、増給]	一四五	ナノ部			
[種牛]	一四二	[租稅]	一四五	[内閣]	一四九	[農商務]	一五二
[種馬]	一四二	[訴訟]	一四七	[内務]	一四九	[農會]	一五三
[駄馬]	一四二	[卒業]	一四七	[内國]	一五〇	[農工]	一五三
[兌換]	一四三	[測候]	一四七	[納稅、納金]	一五〇	[農業]	一五三
レノ部		[測地]	一四七	[納額、納付]	一五〇	[乘組、乘込]	一五三
[聯隊]	一四三	[測量]	一四七	クノ部			
[練習]	一四三	[測器]	一四七	[喇叭]	一五〇	[皇大神宮]	一五三
[禮式]	一四四	[速射]	一四八	ムノ部		[皇室]	一五三
[禮砲]	一四四	[損害]	一四八	[村田銃]	一五〇	[皇族]	一五四
[療治]	一四四	ツノ部		[霧笛]	一五〇	[宮内]	一五四
[列席]	一四四	[圖書]	一四九	ウノ部		[外務]	一五四
ソノ部		[圖誌、圖面]	一四九	[運輸、運送]	一五一	[外交]	一五四
[總督]	一四五	[通譯]	一四九	[運轉]	一五二	[外國]	一五四
[總監]	一四五	[通商]	一四九	[賣下、賣捌、賣拂]	一五二	[官制]	一五七
[相續]	一四五	[通信、通報]	一四九	[請賣]	一五二	[官等]	一五九
[送還]	一四五	[通勤]	一四九				



〔官吏〕	一六〇	〔軍港〕	一六四	〔貨車、貨物〕	一六九	〔野戰、野砲〕	二七六
〔官房長〕	一六一	〔軍艦〕	一六四	〔靴工〕	一六九	〔役人〕	一七六
〔官印〕	一六一	〔軍人、軍屬〕	一六五	〔火葬〕	一六九	〔藥局方〕	一七六
〔官廳、官衙、官廳〕	一六一	〔軍醫〕	一六六	〔火葬〕	一六九	〔藥劑、藥品、藥種〕	一七六
〔官有〕	一六二	〔軍吏〕	一六六	〔科目〕	一六九	マノ部	
〔官費〕	一六二	〔軍事〕	一六七	〔課目〕	一七〇	〔滿期〕	一七七
〔官幣社〕	一六二	〔軍用、軍需〕	一六七	〔會計〕	一七〇	〔前渡〕	一七七
〔還幸〕	一六二	〔軍役〕	一六七	〔會議〕	一七一	〔埋葬〕	一七七
〔還納〕	一六二	〔軍刀〕	一六七	〔會期〕	一七四	〔迷兒〕	一七七
〔管長〕	一六二	〔軍衣〕	一六七	〔鑛山〕	一七四	ケノ部	
〔管理〕	一六二	〔軍樂〕	一六七	〔鑛業、鑛區〕	一七四	〔元勳〕	一七七
〔管海〕	一六三	〔軍馬〕	一六七	〔組合〕	一七四	〔縣、廳〕	一七八
〔關稅〕	一六三	〔郡制、區制〕	一六七	〔組換〕	一七五	〔檢事〕	一七八
〔勸業〕	一六三	〔郡會〕	一六八	〔桑樹〕	一七五	〔檢査〕	一七八
〔觀測〕	一六三	〔郡界〕	一六八	〔驅逐〕	一七五	〔檢閱〕	一八〇
〔患者〕	一六三	〔郡區〕	一六八	〔驅除〕	一七五	〔檢定〕	一八〇
〔軍令〕	一六四	〔勳章〕	一六八	〔ヤノ部〕	一七五	〔檢案〕	一八〇
〔軍法〕	一六四	〔燻製魚〕	一六八	〔雇、備〕	一七五	〔憲兵〕	一八三
〔軍隊、軍衙〕	一六四	〔貨幣〕	一六八				

〔拳銃〕	一八三	〔契約〕	一九〇	〔劇樂〕	一九四	〔不動産〕	二〇二
〔建築建設〕	一八三	〔刑法〕	一九一	〔下水道〕	一九五	〔夫婦〕	二〇二
〔健全〕	一八四	〔刑事〕	一九一	フノ部		〔扶助〕	二〇二
〔兼任〕	一八四	〔輕罪〕	一九一	〔佛蘭西〕	一九五	〔赴任〕	二〇三
〔獻金〕	一八四	〔輕氣球〕	一九一	〔府縣〕	一九五	〔浮標〕	二〇三
〔現金〕	一八四	〔形像〕	一九一	〔文官〕	一九六	〔賦課〕	二〇五
〔現役〕	一八四	〔挂燈〕	一九一	〔分限〕	一九八	〔負擔〕	二〇五
〔原野〕	一八五	〔携帶〕	一九一	〔分遣〕	一九八	〔負傷〕	二〇五
〔顯本法華宗〕	一八五	〔教員〕	一九二	〔武官〕	一九八	コノ部	
〔警視〕	一八五	〔教職〕	一九三	〔副官〕	一九八	〔コンゴ、獨立國〕	二〇五
〔警察〕	一八五	〔教導〕	一九三	〔服制〕	一九九	〔御料〕	二〇五
〔警部〕	一八七	〔教育〕	一九三	〔服裝〕	一九九	〔御造營〕	二〇六
〔警報〕	一八七	〔教科〕	一九四	〔服役〕	一九九	〔御結婚〕	二〇六
〔敬禮〕	一八九	〔教令、教範〕	一九四	〔服務〕	二〇〇	〔御婚禮〕	二〇六
〔經營〕	一八九	〔教會〕	一九四	〔服業〕	二〇〇	〔婚嫁令〕	二〇六
〔經理〕	一八九	〔協同〕	一九四	〔復員〕	二〇〇	〔婚姻〕	二〇六
〔經費〕	一九〇	〔決議〕	一九四	〔物品、物件〕	二〇〇	〔近衛〕	二〇六
〔計算〕	一九〇	〔決算〕	一九四	〔物價〕	二〇二	〔國庫〕	二〇六
〔契稅〕	一九〇	〔結婚〕	一九四	〔物産〕	二〇二	〔國寶〕	二〇七



〔國有〕	二〇七	〔工廠〕	二〇九	〔戶籍〕	二二三	〔鹽田〕	二二九
〔國稅〕	二〇七	〔工場〕	二〇九	〔孤兒〕	二二四	〔延納〕	二二九
〔國道〕	二〇七	〔工專〕	二〇九	〔小爲替〕	二二四	テノ部	
〔國民軍〕	二〇七	〔工務〕	二〇七	〔小荷物〕	二二四	〔遞信〕	二一九
〔國防〕	二〇七	〔工業〕	二〇七	〔小包〕	二二四	〔鐵道〕	二一九
〔國語〕	二〇七	〔工程〕	二〇七	〔互選〕	二二四	〔鐵道〕	二一九
〔國際〕	二〇七	〔候補〕	二〇七	〔互認〕	二二六	〔鐵鋼船〕	二二二
〔公使〕	二〇七	〔後備〕	二〇七	〔要港〕	二二六	〔鐵鑛〕	二二二
〔公館〕	二〇七	〔後見〕	二〇七	〔要塞〕	二二六	〔電信〕	二二二
〔公布式〕	二〇七	〔講習〕	二〇七	〔衛生〕	二二六	〔電報〕	二二二
〔公報〕	二〇八	〔講座〕	二〇八	〔衛戍〕	二二七	〔電話〕	二四〇
〔公證〕	二〇八	〔購買〕	二〇八	〔衛士〕	二二七	〔傳習〕	二四三
〔公民〕	二〇八	〔興業〕	二〇八	〔衛生〕	二二七	〔傳染病〕	二四四
〔公共〕	二〇八	〔控訴〕	二〇八	〔營造物〕	二二七	〔轉任、轉勤〕	二四四
〔公債〕	二〇八	〔古社寺〕	二〇九	〔營繕〕	二二七	〔條約〕	二四四
〔公試〕	二〇九	〔古物商〕	二〇九	〔營業〕	二二七	〔點檢〕	二四四
〔公稱馬力〕	二〇九	〔顧問〕	二〇九	〔演習〕	二二八	〔提燈〕	二四七
〔工長〕	二〇九	〔雇員〕	二〇九	〔遠洋〕	二二八	〔定員〕	二四七
〔工兵、工卒〕	二〇九	〔戶長〕	二二三	〔鹽務〕	二二八	〔定數〕	二四八

〔定期〕	二四八	〔釀種〕	二五三	〔採用〕	二六一	〔金鷄〕	二六五
〔停年〕	二四八	〔蠶兒、蠶室、蠶具〕	二五三	〔採炭〕	二六二	〔金庫〕	二六五
〔蹄鐵〕	二四八	〔造船〕	二五三	〔採取、採掘〕	二六二	〔金錢〕	二六六
〔手當〕	二四八	〔造兵〕	二五三	〔災害〕	二六二	〔銀行〕	二六六
〔手帳料〕	二四九	〔造船〕	二五四	〔查問〕	二六二	〔銀貨〕	二六六
アノ部		〔造林〕	二五四	〔作業〕	二六二	〔勤務〕	二六六
〔亞米利加〕	二五〇	〔倉庫〕	二五四	〔雜役〕	二六三	〔機動〕	二六六
〔亞弗利加〕	二五一	〔操式〕	二五四	〔下戾〕	二六三	〔機關〕	二六六
〔阿片〕	二五二	〔裁判〕	二五四	キノ部		〔器械〕	二六七
〔押送〕	二五二	〔歳入、歳出〕	二五八	〔宮中〕	二六三	〔器具〕	二六七
サノ部		〔債券〕	二六〇	〔行政〕	二六三	〔騎銃〕	二六七
〔參内、參入〕	二五二	〔財政、財務〕	二六〇	〔行幸〕	二六三	〔旗章〕	二六七
〔參謀〕	二五二	〔財產〕	二六〇	〔行狀〕	二六三	〔徽章〕	二六七
〔參議〕	二五二	〔財團〕	二六〇	〔貴族院〕	二六三	〔氣象〕	二六八
〔山砲〕	二五二	〔材料〕	二六〇	〔貴重品〕	二六四	〔汽車、汽船〕	二六八
〔産業〕	二五二	〔在學〕	二六一	〔議會〕	二六四	〔汽權〕	二六八
〔産業〕	二五二	〔在學〕	二六一	〔議員〕	二六四	〔生絲〕	二六八
〔産牛馬〕	二五三	〔在監〕	二六一	〔技術、技士、技手〕	二六四	〔寄留〕	二六八
				〔技術〕	二六四	〔寄附、寄贈〕	二六八



〔歸郷〕	二六九	〔脚絆〕	二七三	〔民事〕	二七六	〔志願兵〕	二八〇
〔歸化〕	二六九	〔切手〕	二七三	〔見習〕	二七六	〔輜重輸卒〕	二八〇
〔休職〕	二六九	〔喫煙〕	二七四	〔身元〕	二七七	〔市制〕	二八〇
〔休暇休業〕	二六九	〔漁業〕	二七四	〔未成年〕	二七七	〔市町村〕	二八〇
〔給與〕	二七〇	〔魚粕〕	二七四	〔衆議員〕	二七七	〔視學官〕	二八一
〔給費〕	二七〇	〔牛乳〕	二七四	〔司令〕	二七七	〔試驗〕	二八一
〔給料〕	二七〇	〔牛馬、牛糞〕	二七四	〔司法〕	二七七	〔資本〕	二八三
〔救護救命〕	二七〇	〔佃田〕	二七四	〔司令〕	二七七	〔仕拂〕	二八三
〔救恤、救育救助〕	二七一	〔命簿〕	二七五	〔司獄〕	二七七	〔支給〕	二八三
〔共助〕	二七一	〔名譽職〕	二七五	〔將校〕	二七八	〔支出〕	二八三
〔供託〕	二七一	〔命令〕	二七五	〔准士官〕	二七八	〔私書函〕	二八四
〔供給〕	二七一	〔免許〕	二七五	〔上等兵〕	二七九	〔神社、社寺〕	二八四
〔養應〕	二七二	〔免租、免稅〕	二七五	〔上地〕	二七九	〔神部署〕	二八四
〔競爭〕	二七二	〔麵包〕	二七六	〔上告〕	二七九	〔神官、神職〕	二八五
〔居住地〕	二七三	〔民法〕	二七六	〔乘馬、飼養〕	二七九	〔神道、宗教〕	二八五
〔居住〕	二七三	〔民法〕	二七六	〔乘車〕	二七九	〔眞言宗〕	二八五
〔住宅拂〕	二七三					〔審判〕	二八五
〔去勢〕	二七三						
〔局渡〕	二七三						

〔審査〕	二八五	〔所得稅〕	二九一	〔敘位〕	二九七	〔醬油〕	三〇一
〔進級、昇級〕	二八五	〔主理〕	二九一	〔從軍〕	二九七	〔樟腦〕	三〇一
〔進水〕	二八六	〔主計〕	二九一	〔獸醫〕	二九七	〔證書、證狀〕	三〇二
〔信號〕	二八六	〔守衛〕	二九二	〔獸疫〕	二九八	〔證明〕	三〇二
〔新年〕	二八八	〔巡查〕	二九二	〔銃隊〕	二九八	〔商法〕	三〇二
〔新聞〕	二八九	〔巡視〕	二九二	〔銃器、銃劍〕	二九八	〔商標〕	三〇三
〔身上〕	二八九	〔職員〕	二九二	〔狩獵〕	二九九	〔商業〕	三〇三
〔身體〕	二八九	〔職權〕	二九四	〔戎器〕	二九九	〔商事〕	三〇三
〔人口〕	二八九	〔職制〕	二九四	〔就學〕	二九九	〔商標〕	三〇三
〔診斷〕	二九〇	〔職工〕	二九四	〔修學〕	二九九	〔商標〕	三〇三
〔社團〕	二九〇	〔職制〕	二九四	〔修好〕	二九九	〔獎勵〕	三〇三
〔射法、射擊〕	二九〇	〔職務〕	二九四	〔修理〕	二九九	〔賞牌〕	三〇三
〔砂防〕	二九〇	〔處務〕	二九五	〔收用〕	二九九	〔賞譽〕	三〇三
〔砂金、砂鑛〕	二九一	〔執務〕	二九五	〔收稅〕	二九九	〔賞罰〕	三〇三
〔舍監〕	二九一	〔執達吏〕	二九五	〔收入、收納〕	三〇〇	〔償還〕	三〇三
〔書記官長〕	二九一	〔質屋〕	二九五	〔輸出、輸入〕	三〇〇	〔衝突〕	三〇四
〔書記〕	二九一	〔出張、出發〕	二九五	〔輸送〕	三〇〇	〔娼妓〕	三〇四
〔書類〕	二九一	〔出版〕	二九五	〔酒造〕	三〇一	〔殖林〕	三〇四
〔署名〕	二九一	〔出品〕	二九七	〔酒保〕	三〇一	〔囑托〕	三〇四
		〔需品、需用品〕	二九七			〔食鹽〕	三〇四







○ 學校醫務規程中改正追加 (省)文部第五號(三) 七四

○ 醫術開業試驗委員官制第十條中改正 (勅)第六十三號(三) 八二

○ 明治三十三年第二回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第三十四號(四) 二五七

○ 明治三十四年第一回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第一一號(一) 七四八

○ 北海道府縣恩給顧問醫術上事項審查三關スル件 (勅)第二百六十九號(六) 三二七

○ 醫術開業試驗委員官制第十條中改正 (勅)第六十三號(三) 八二

○ 陸軍將校生徒試驗委員條例第九條第十條中追加 (勅)第五十七號(三) 七七

○ 陸軍將校生徒試驗委員條例中改正 (勅)第三百十五號(七) 三八七

○ 勸業檢定委員會官制 (勅)第四百三十五號(三) 一六一

○ 測地學委員會官制第四條中改正 (勅)第三十八號(三) 五三

○ 理學文書目錄委員會官制 (勅)第四百十三號(三) 六七二

○ 明治二十七年訓令第三十七號(北海道ニ於テ)月長又

ハ水産物營業人組合納稅委員ヨリ金庫ニ拂込メ國稅金取扱方中改正 (訓)大藏第三十四號(四) 一一〇

○ 市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件 (勅)第二百二十三號(三) 一四四

○ 水難救護法ニ依リ取得ノ收入金並支出金等ノ取扱ヲ地方長官ニ委任ノ件 (訓)逓信第一號(四) 一五五

○ 明治三十二年陸軍第五十九號(委任經理三關セサル物品中計算ノ検査及責任解除委託ノ件)中追加 (逓)陸軍第十號(三) 一七

○ 明治二十六年陸軍第七十三號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)同第七十四號(同上ノ成績報告方)中改正 (逓)陸軍第七號(一〇) 三三三

○ 明治二十六年訓令甲第四號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)中改正 (訓)陸軍甲第二號(一〇) 三三五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第六十號(四) 九七

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (逓)海軍第五十七號(九) 三二五

○ 文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程 (省)文部第十一號(七) 三九八

○ 明治三十二年陸軍第五十九號(委任經理三關セサル物品中計算ノ検査及責任解除委託ノ件)中追加 (逓)陸軍第十號(三) 一七

○ 電話依託電報規則及電報配達人ニ電報差出方ヲ依頼スル規程廢止 (省)逓信第四十六號(九) 六六四

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

○ 明治三十年告示第三百五十八號(電話依託電報發受局名)中追加 (告)逓信第四百三十三號(四) 二九七

明治三十三年 索引

(委託) (依託) (移住) (遺族) (違約) (違犯) (一年志願兵)







- 郵便規則制定配送證明郵便規則、代金引換小包郵便規則其他概觸スル規定廢止 (省) 逓信第四十二號(九) 六三一
- 在外郵便官署ノ通常郵便物ニ郵便規則適用ノ件 (省) 逓信第四十三號(九) 六四八
- 郵便規則第十八條私製葉書ノ製式 (省) 逓信第三百五十八號(九) 七七七
- 私製葉書ノ紙質ニ關スル件 (省) 逓信第三百九十七號(一〇) 八六六
- 郵便爲替規則制定郵便爲替細則、郵便小爲替規程郵便爲替金居宅拂規則廢止 (省) 逓信第四十五號(九) 六五一
- 郵便爲替細則中改正追加 (省) 逓信第六十四號(四) 三〇四
- 明治三十二年告示第七十一號(郵便爲替料ノ件) 中改正 (省) 逓信第九十八號(三) 一九二
- 郵便法郵便爲替法電信法郵便規則郵便爲替規則及電報規則ニ就キ注意事項ノ件 (省) 逓信第三百五十九號(九) 七二八
- 外國郵便規則制定代金引換外國書留郵便規則並概觸スル規定廢止 (省) 逓信第五十五號(九) 七〇五
- 外國郵便爲替規則制定明治二十七年省令第四號(失効用ノ外國郵便爲替本邦ニ返送シ來リタルモノノ拂戻ニ關スル件) 廢止 (省) 逓信第五十七號(九) 七二二
- 清韓小包郵便規則制定明治三十三年告示第九十七號(韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證附書添付) (省) 逓信第一號(三) 八三
- 小包郵便法施行細則第五十七條中追加 (省) 逓信第一號(三) 八三
- 明治二十五年勅令第五十七號(小包郵便物ノ郵便料保險料賠償金額積重及假積登記制限) 廢止 (勅) 第三百五十四號(九) 四四四
- 勅(第三百三十九號(八) 四〇九)
- 郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第三百三十九號(八) 四〇九
- 鐵道船舶郵便法 (法) 第五十六號(三) 二二〇
- 郵便爲替法制定郵便條例中廢止 (法) 第五十五號(三) 二一八
- 切手類保護法廢止 (法) 第五十四號(三) 二一〇
- 郵便法制定郵便條例中及小包郵便法郵便聯合國郵便切手類保護法廢止 (法) 第五十七號(三) 二二四
- 明治二十三年法律第二十一號(中央備荒儲蓄金預金郵便貯金及爲替金特別會計) 中改正追加 (法) 第五十七號(三) 二二四
- 官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件 (勅) 第四百八號(二) 六六四
- 臺灣ニ施行ス (勅) 第二百六十三號(六) 三三二
- 明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便、電信郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件) 現金出納ニ關スル件 (法) 第五十號(三) 一〇四
- 官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件 (法) 第五十號(三) 一〇四
- 郵便電信學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス

- 付ノ件廢止 (省) 逓信第五十六號(九) 七〇八
- 韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證附書添付ノ件 (省) 逓信第九十七號(三) 一九二
- 臺灣及清國韓國間郵便、電信爲替料ノ件 (省) 逓信第六十五號(九) 七二五
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則 (省) 逓信第八號(四) 一三二
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則中改正追加 (省) 逓信第五十九號(九) 七二二
- 在韓國本邦郵便電信局郵便局相互間發者電報規定ノ件 (省) 逓信第九號(四) 一三三
- 在韓國本邦郵便電信局郵便局相互間發者電報規定ノ件 中改正 (省) 逓信第六十號(九) 七三三
- 滯納料金徵收規程 (省) 逓信第六十七號(九) 七二七
- 第三種郵便物認可規則制定從前ノ同規則並概觸スル規定廢止 (省) 逓信第七十三號(九) 七三三
- 郵便局所收入印紙實下規則制定概觸スル規定廢止 (省) 逓信第七十二號(九) 七三〇
- 郵便切手類實下規則制定郵便切手及收入印紙實下規則並概觸スル規定廢止 (省) 逓信第七十五號(九) 七三六
- 郵便切手貯金規則 (省) 逓信第二號(三) 八三
- 郵便切手貯金規則第五條改正 (省) 逓信第七十一號(九) 七三〇
- 皇太子殿下御婚禮祝典紀念郵便切手發行 (省) 逓信第十二號(四) 一三四
- 御婚禮祝典紀念郵便切手使用ノ件 (省) 臺灣總督府第三十九號(五) 四一五
- 參議封緘葉書及壹錢五厘郵便切手發行 (省) 逓信第五十二號(九) 七〇四
- 明治二十三年省令第十五號(郵便爲替貯金管理支局設置ノ件) 中改正追加 (省) 逓信第十號(四) 一三三
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局長月手當金給與細則第一條中追加 (省) 逓信第八十六號(三) 八二五
- 郵便私書函貸與規程 (省) 逓信第三百三十八號(九) 六九四
- 郵便物包裝規定 (省) 逓信第三百四十六號(九) 七二〇
- 貯金書類ニ郵便物引受日付印不押捺ノ件 (省) 逓信第十九號(一) 一五三
- 郵便局所執務時限ノ件 (省) 逓信第三百六十八號(九) 七三四
- 第四種郵便物ニ關スル件 (省) 逓信第五百八號(三) 九五九
- 郵便物差出方ニ就キ注意ノ件 (省) 逓信第五百三十九號(三) 九七三
- 電信建築事務ヲ兼掌スヘキ一等郵便電信局追加 (省) 逓信第三百九十九號(一〇) 八二六
- 電信建築事務ヲ兼掌スヘキ一等郵便電信局及其建築區域中改正 (省) 逓信第四百四十七號(二) 八九一



- 在外郵便及電信局ニ於テ收入印紙ノ賣下ヲ爲ス (告) 逡信第百三號(三) 一九四
- 郵便及電信局在外郵便電信局郵便局郵便爲替貯金管理所及電話交換局職員定員中改正 (勅) 第百七十八號(五) 二二一
- 明治二十一年勅令第六號(電信料及手數料ハ郵便切手ニテ納付ノ件) 同第七十八號(鐵道所屬電信電話線公眾ノ通信取扱規則) 廢止 (勅) 第三百五十五號(六) 四四五
- 軍事郵便規則第三條中改正 (達) 海軍第百二十九號(六) 二五四
- 法令全書及職員錄ノ販賣ニ關スル件制定明治三十一年閣令第二號(直賣ニ係ル法令全書及職員錄ノ郵便稅前納ノ件) 廢止 (閣) 第一號(三) 一
- 臺灣島内ニ於ケル郵便物別配送料ノ件 (省) 逡信第六十八號(九) 七五九
- 別配送郵便物ノ料金 (軍府) 第七十六號(一〇) 一〇七
- 小包郵便物ノ料金 (軍府) 第七十五號(一〇) 一〇七
- 郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ニ關スル件 (軍府) 第八十號(一〇) 一〇九
- 郵便私書函使用料 (告) 臺灣總督府第八十一號(一〇) 八五二
- 明治二十九年府令第三十七號(郵便私書函與料) 廢止 (軍府) 第八十五號(一〇) 一一三
- 郵便局所勤務時限ノ件 (告) 臺灣總督府第八十三號(一〇) 八五二
- 郵便法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求申出方 (達) 府) 第八十四號(一〇) 一一二
- 郵便局所ノ貯金及爲替事務休業日ノ件 (達) 府) 第八十六號(一〇) 一一三
- 郵便電信及電話ニ關スル滞納料金徵收方 (達) 府) 第八十七號(一〇) 一一三
- 郵便切手額賣下割引ノ件 (達) 府) 第九十七號(一〇) 一一三
- 郵便切手額買受ノ組合ニ關スル條項ハ姑ク施行セズ (達) 府) 第九十八號(一〇) 一一三
- 臺灣總督府郵便切手賣下人規取廢止 (達) 府) 第九十九號(一〇) 一一三
- 郵便切手賣下所標札交付ノ件 (達) 府) 第一百號(一〇) 一一四
- 臨時臺灣土地調查局及郵便電信職員徵章 (達) 府) 第九十一號(一〇) 一一五
- 明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍衛其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件) 施行ノ件 (告) 逡信第百五十一號(六) 四九六
- 清國派遣ノ軍隊軍艦軍衛及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ差出ス公用郵便物ニ記職方ノ件 (告) 逡信第百五十九號(七) 五二五
- 清國派遣ノ軍隊軍艦軍衛及軍人軍屬宛郵便物ニ記職方ノ件 (告) 逡信第百五十二號(六) 四九六

- 清國派遣ノ軍隊軍衛及軍人軍屬宛郵便物ニ記職方ノ件 (告) 逡信第百八十二號(九) 七三八
- 在清國七本邦郵便局郵便爲替及貯金事務開始 (告) 逡信第九十九號(三) 一九三
- 在清國天津本邦郵便局四出張所郵便、爲替及貯金事務開始 (告) 逡信第三百七十七號(九) 七三七
- 在清國七本邦郵便局外國郵便爲替ノ受拂業務開始 (告) 逡信第二百四十六號(六) 四九五
- 在清國天津芝罘沙市杭州及蘇州本邦郵便局爲替ノ受拂業務開始 (告) 逡信第三百七十九號(九) 七三七
- 在清國天津、芝罘、沙市、杭州及蘇州本邦郵便局英國及其媒介爲替ノ受拂業務開始 (告) 逡信第四百四十五號(二) 八九一
- 清國天津本邦郵便局大沽出張所設置 (告) 逡信第二百六十五號(七) 五二二
- 在清國天津本邦郵便局山海關出張所設置 (告) 逡信第五百十號(三) 九九九
- 韓國ニ於テ萬國郵便條約施行 (告) 逡信第四十九號(三) 一〇二
- 韓國馬山本邦郵便局設置釜山郵便電信局馬山出張所 廢止 (告) 逡信第百九十號(五) 四〇八
- 在韓國馬山本邦郵便局小包郵便事務開始 (告) 逡信第二百七十六號(七) 五三三
- 在韓國六本邦郵便及電信局小包郵便事務開始 (告) 逡信第百五十七號(四) 三〇一
- 在韓國本浦本邦郵便局嶺山出張所小包郵便事務開始 (告) 逡信第三百八十七號(一〇) 八〇八
- 在韓國本邦郵便及電信局別便郵便物ノ施行ニ得ル地名並料金ノ件ヲ定メ明治二十八年告示第八號(韓國濟物浦烟台ノ州廳ニ宛テタル電報別便郵便物ノ件) 廢止 (告) 逡信第百六十三號(四) 三〇四
- 在韓國本邦郵便局所電信爲替事務開始ノ件 (告) 逡信第百六十五號(四) 三〇五
- 在韓國本邦郵便局所取組ム電信爲替料ノ件 (告) 逡信第百六十六號(四) 三〇五
- 在韓國本邦郵便局所取組ム電信爲替料ノ件 (告) 逡信第百六十六號(四) 三〇五
- 在韓國本邦郵便局所郵便爲替及貯金事務開始ノ件 (告) 逡信第百二十九號(六) 四〇八
- 在韓國三本邦郵便局所外國郵便爲替ノ受拂業務開始 (告) 逡信第三百四十七號(九) 七二〇
- 萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (告) 逡信第二十一號(二) 五四
- 萬國郵便條約施行細則第四十條追加 (告) 逡信第四十二號(三) 九八



- 萬國郵便條約施行細則第四條第三十四條中修正 (告) 遞信第五十五號(三) 一〇三
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第六十一號(三) 一〇四
- 萬國郵便條約施行細則第三十四條中修正 (告) 遞信第六十九號(三) 二〇四
- 萬國郵便條約施行細則中改正 (告) 遞信第七十六號(五) 四〇四
- 萬國郵便條約施行細則中追加 (告) 遞信第二百六十六號(七) 五二二
- 萬國郵便條約施行細則中追加 (告) 遞信第二百六十七號(七) 五三三
- 萬國郵便條約施行細則中追加 (告) 遞信第二百六十八號(七) 五三三
- 萬國郵便條約施行細則中追加 (告) 遞信第三百九號(八) 六二二
- 萬國郵便條約施行細則中改正 (告) 遞信第五百二十四號(三) 九六九
- 萬國郵便條約施行細則中追加 (告) 遞信第五百二十六號(三) 九七〇
- 外國ニ郵送シ得サル物品指定 (告) 遞信第六十四號(三) 一〇五
- 明治三十三年告示第六十四號中改正 (告) 遞信第二百六號(六) 四六七
- 外國ト代金引換留郵便物ノ交換ニ關スル件 (告) 遞信第三百六十九號(九) 七三五
- 明治三十三年告示第九十一號(代金引換留郵便物交換國名、代金ノ制限額、其表示貨幣及取扱局ノ件) 中改正 (告) 遞信第四十三號(三) 九九
- 本邦提出ノ萬國聯合郵便爲替金ヲ表示スヘキ貨幣ノ件 (告) 遞信第三百六十六號(九) 七三四
- 本邦郵便物ノ取戻若ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國名宛其請求書ヲ發送スヘキ郵便官署名ノ件 (告) 遞信第三百三十七號(九) 六九二
- 本邦提出ニ係ル萬國聯合郵便爲替券ノ取戻若ハ其名宛變更ニ關スル請求書ヲ發送スヘキ名宛國郵便官署名ノ件 (告) 遞信第三百六十五號(九) 七三三
- 北米合衆國ヨリ本邦ヘ宛テ提出ス郵便爲替經由局ノ件 (告) 遞信第二百七號(六) 四六七
- 北米合衆國ニ於テポルトリコ本邦間ノ郵便爲替取扱開始 (告) 遞信第二百四十二號(六) 四九四
- 亞米利加合衆國布哇其他諸島ノタメ萬國郵便條約ニ加入ノ手續履行ノ件 (告) 遞信第七十號(四) 三〇六
- 本邦布哇間ニ交換スル郵便爲替取扱方ノ件 (告) 遞信第二百二十六號(六) 四七九
- 明治三十三年告示第二百二十六號(本邦布哇間ニ交換スル郵便爲替取扱方ノ件) 中改正 (告) 遞信第三百六號(六) 六三三

- 英國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (告) 遞信第五百六號(三) 九五八
- 明治三十一年告示第三十九號(香港、獨逸、加那太及英吉利ト小包郵便物ノ交換開始ノ件) 中追加 (告) 遞信總督府第三十五號(五) 四一四
- 在清國上海本邦郵便局佛國爲替ノ提出業務ヲ取扱ハス (告) 遞信第二百四十八號(六) 四九五
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (告) 遞信第五十二號(三) 一〇二
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (告) 遞信第二百一十一號(六) 四六九
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (告) 遞信第二百三十一號(六) 四八〇
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (告) 遞信第三百二十三號(八) 六二六
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中追加 (告) 遞信第四百六十五號(二) 八九五
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中追加 (告) 遞信第四百七十四號(二) 八九八
- 本邦ヨリ清國天津宛獨逸爲替及上海、漢口、厦門宛香港爲替ヲ振出ラ爲シ得ス (告) 遞信第二百四十七號(六) 四九五
- 獨逸國(郵送シ得サル物件)ノ件 (告) 遞信第三百九十八號(二) 八二六
- ベールト及ジェルサレムニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第三百七十號(九) 七三五
- 亞細亞土耳其古スミルヌニ於ケル獨逸郵便局振出ニ係ル郵便爲替ノ拂渡ヲ爲ス (告) 遞信第三百七十一號(九) 七三五
- モロッコ國タンゼルニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第六十八號(三) 一〇九
- 在モロッコ國六獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第四百五十八號(二) 八九四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便爲替ヲ交換スル獨逸保護國名) 中追加 (告) 遞信第四十四號(三) 九九
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便爲替ヲ交換スル獨逸保護國名) 中追加 (告) 遞信第一百七號(三) 二〇四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便爲替ヲ交換スル獨逸保護國名) 中追加 (告) 遞信第二百四十四號(六) 四七一
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便爲替ヲ交換スル獨逸保護國名) 中追加 (告) 遞信第四百七十八號(二) 九四四
- 伊太利郵政總局介郵便爲替手数料ノ件 (告) 遞信第八十九號(五) 四〇八



- 各郵便電信局電信局ニ於テ至急電報ニ限リ受付時間外取扱開始 (告) 逓信第三百四十二號(九) 七〇
- 各郵便電信局及郵便局代金引換郵便物取立取立郵便物ノ受取事務開始 (告) 逓信第三百五十一號(九) 七二
- 各郵便受取所及在清國郵便局所ハ電信爲替ノ取扱ヲ爲サス (告) 逓信第三百五十二號(九) 七二
- 郵便電信局郵便局所ニ於テ萬國聯合郵便爲替此香港及其媒介爲替ノ振出振込業務開始ノ件 (告) 逓信第三百六十七號(九) 七三
- 山城國京都郵便電信局郵便局市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七二
- 山城國京都郵便電信局伏見支局爲替貯金及小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十八號(一) 六七
- 山城國郷ノ口釜塚郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(一) 五六
- 山城國鞍馬、大原、杉坂、湯屋谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 山城國伏見郵便局廢止 (告) 逓信第二十八號(一) 五五
- 山城國伏見電信局ヲ郵便電信支局トス (告) 逓信第二十九號(一) 五五
- 山城國小出石郵便局移轉改稱 (告) 逓信第五百九十九號(四) 三〇一
- 山城國上加茂郵便局改稱 (告) 逓信第二百十號(六) 四六九
- 山城國京都今出川七本松、二條烏丸寺町松原、竹屋町

- 高倉、大和、大踏島原、大宮三哲、林下町、月見町、二條川端、三條廣道、四條堀川、五番町、三條寺町、五條柳馬場、新町魚柳、三本木、一條大宮、押小路秋屋町、淨福寺今出川、一條大佛前、五條坂、七條米沢、榎木町烏丸、東洞院、錦小路、六角高倉、三條新町、荒神口及京都柳原庄、伏見十九軒町、伏見南濱、嵯峨郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(一) 六二
- 山城國京都吉田町、稻荷郵便受取所設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五二五
- 山城國京都新町頭、京都岡崎町郵便受取所設置 (告) 逓信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 山城國京都新町頭、京都市岡崎町郵便受取所貯金事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 山城國伏見南濱郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第二百六十三號(七) 五二一
- 大和國大瀧郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第八十七號(三) 一一四
- 大和國和瀨郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百九十四號(三) 九五六
- 大和國中津山、津堂、池津川、新子、小泉、三本松郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(一) 五六
- 大和國若狹、室津、須川、砂茶屋、高山、染田、内牧、多武峯、柳村、和田、城戸、十日市、玉置、重里郵便局小包郵便

- 事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 大和國吉野山、奈良今小路町、奈良元興寺町、帶解郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(一) 六二
- 河内國神山郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(一) 五六
- 河内國川邊、小吹郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 和泉國堺郵便電信局郵便局市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七二
- 和泉國鳳郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第一百一號(三) 一九三
- 和泉國水間郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 和泉國堺柳之町、新在家町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(一) 六二
- 攝津國大阪及神戸郵便電信局郵便局市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七二
- 攝津國吹田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百四號(三) 九五七
- 攝津國今西、谷上、四辻、木津郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(一) 五六

- 攝津國福井、大岩、福原、三屋、余野、木器、有野、多田郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 攝津國大阪今宮、順慶町、安治川通上、唐物町、中ノ島、日本橋筋、道修町、心齋橋筋、北野、材木置場、安土町、四町目、立賣堀、三軒家、野田橋、夫婦橋、梅田、本田、越後町、阿波座上通、宮田町、上本町、兩國橋、上福島、隆平橋、北堀江、下通三町目、櫻橋、新町橋、京町橋、天満橋、堂屋町、北濱、土佐堀通、大宮橋、安堂寺橋通、大川町、神戸三宮町、神戸葦合、兵庫西柳原町及新在家村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(一) 六二
- 攝津國神戸東尻池、神戸有馬道郵便受取所設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五二五
- 攝津國大阪西九條、東九條郵便受取所設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百九十五號(八) 六二七
- 攝津國大阪天保町、住吉郵便受取所設置 (告) 逓信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 攝津國大阪天保町、住吉郵便受取所貯金事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 攝津國大阪南久寶寺町郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第四號(二) 四八
- 攝津國兵庫西柳原郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第四十七號(三) 一〇〇



- 攝津國大阪大齋橋郵便受取所移轉改稱 (告) 遞信第二百四號(五) 四二
- 攝津國大阪御池橋郵便受取所移轉改稱 (告) 遞信第二百四號(五) 四二
- 伊賀國山田郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十五號(九) 六九二
- 伊賀國丸柱、平松、古山、長瀬郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 伊勢國七日市、問弓、香取、丹生、粟生、田光、水澤、北長野、田尻、御園郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(六) 四八六
- 伊勢國粟加、片田、水郷、伊船、垣内、南家城、波瀬、大河内、佐八、柳郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(六) 四八六
- 伊勢國室山郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(六) 四八六
- 伊勢國下中之郷町、赤堀郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五五
- 志摩國和具、片田郵便局設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五五
- 尾張國名古屋郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(九) 七二
- 尾張國前ヶ須、江野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十六號(三) 一〇三
- 尾張國鳴海郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百八十號(七) 七三八
- 尾張國內海郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百四十一號(二) 八九一
- 尾張國河和、刈安賀、大森、内津、坂下郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 尾張國岩作、八島郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 尾張國小鈴谷郵便局設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第七十五號(三) 一一一
- 尾張國名古屋古渡町、泥町、東門前町、中市場町、新柳町、新地橋町、押切町、葵服町、矢場町、奥田町、福宜町及清水町、有松町、岡田、成岩町、豐濱、大高、守山郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 尾張國名古屋神樂町郵便受取所設置 (告) 遞信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 尾張國名古屋神樂町郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 三河國豐橋郵便局廢止 (告) 遞信第七十七號(三) 一一一
- 三河國豐橋電信局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第七十八號(三) 一一一

- 三河國長橋郵便電信局郵便爲替貯金及小包郵便事務開始 (告) 遞信第七十九號(三) 一一三
- 三河國島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百十號(一〇) 八四三
- 三河國大野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百十號(一〇) 八四三
- 三河國九久平、大沼、柳野、三好、深溝、檜山、黒川、高里、中島郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 三河國高塚、江比間、玉川、鍛冶、岩津、龜穴、上野、守巖、大和田、川合、名倉、上原代、富山、方石、四郷、上仁木、明川、牛地、則定郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 三河國力石郵便局改稱 (告) 遞信第四百六十三號(二) 八九五
- 三河國下地町、三谷、牛久保、平坂、岡崎、連尺町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十四號(二) 六三
- 遼江國家山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百一十一號(三) 二〇三
- 遼江國舞坂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百二十四號(八) 六二六
- 遼江國地頭方、千頭、上長尾、御前崎、福田、熊村、堀江、三ヶ日郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 遼江國本郷、三倉、蓋川、宮口、日坂郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 駿河國燒津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第八十號(三) 一一三
- 駿河國渡村、門屋、落合、富澤、原、須走、須山、下稻子、矢原、岡部、身成、宮島、笹間郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 駿河國入山瀬郵便局設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第七十四號(三) 一一一
- 駿河國靜岡傳馬町、新道及御殿場中町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十四號(二) 六三
- 駿河國桃郷郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五五
- 駿河國靜岡安西三町目郵便受取所設置 (告) 遞信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 駿河國靜岡安西三町目郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 甲斐國若神子、一町田中郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百十四號(三) 二〇三
- 甲斐國百田、南八代、上黒駒、船津、津金、篠尾、岩間郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八
- 甲斐國中野、河口、道志、渡瀬、右左口、駒飼、島澤、丹波 (告) 遞信第三百三十三號(二) 五八



- 山、西原、上九一色、四方津、落葉大島、内船、小井川、御嶽、大野郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 甲斐國甲府市藤町、久保町及平等村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 伊豆國韭山郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 伊豆國修善寺郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第三百七十六號(七) 七三六
- 伊豆國筑前代郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八
- 伊豆國三津土肥、立保、八幡野、長津呂、子浦、奈真本、田子郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 伊豆國波浮湊、三宅島、八丈島、大島、新島郵便局郵便受取所及貯金事務開始 (告) 逓信第八十八號(三) 一一四
- 小笠原島母島郵便局郵便受取所及貯金事務開始 (告) 逓信第八十八號(三) 一一四
- 相模國鎌倉郵便電信局移轉 (告) 逓信第八十八號(三) 一一四
- 相模國三崎郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第十四號(一) 五一
- 相模國久保澤、座間、深谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八
- 相模國本木、田代郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 相模國深谷郵便局移轉改務 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 相模國長谷、與國郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百五十六號(七) 五三五
- 武藏國東京及檜原郵便電信局郵便處市内ニ在北郵便局所爲替金、居宅拂取扱開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五二五
- 武藏國東京赤坂青山町郵便受取所一時閉鎖 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七二二
- 武藏國東京赤坂青山町郵便受取所郵便、小包、爲替、貯金事務取扱開始 (告) 逓信第三十二號(一) 五八
- 武藏國東京日本橋室町郵便受取所一時閉鎖 (告) 逓信第六十八號(四) 三〇六
- 武藏國東京日本橋室町郵便受取所事務開始 (告) 逓信第二百十八號(六) 四七二
- 武藏國東京下谷上根岸郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十六號(七) 六九二
- 武藏國東京濱町郵便受取所開始及改務 (告) 逓信第二百八十七號(七) 五三八
- 武藏國東京日本橋濱町郵便受取所貯金事務開始 (告) 逓信第四百六十二號(二) 八九五
- 武藏國東京日本橋濱町郵便受取所貯金事務開始 (告) 逓信第四百六十二號(二) 八九五

- 武藏國東京市日本橋堀江町、鵜越町、輪物町、京橋銀座、山下町、東漢町、入船町、芝葉井町、田町、愛宕町、新堀町、三田一丁目、淺草千束町、馬道町、北松山町、須賀町、吉野町、元島越町、神田一ノ橋通、淡路町、三崎町、西紅梅町、錦町、多町本郷一丁目、駒込淺草町、元町、湯島天神町、根津宮永町、麴町六丁目、飯田橋通、元國町、有樂町、赤坂青山北町、下谷金杉上町、徒町、長者町、牛込横町、築土八幡町、馬場下町、北町、小石川區差町、四谷市谷片町、傳馬町、本所吉田町、二ノ橋通、松代町、深川富岡門前仲町及千住中組、志木、上大崎、池上郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 武藏國横濱郵便電信局福富郵便支局移轉 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 武藏國横濱内田町、木町四丁目、不老町、横須賀通見郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第六十七號(二) 一〇九
- 武藏國横濱田郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 武藏國五日市、扇町屋郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第三十六號(一) 六六
- 武藏國小鹿野郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 武藏國寶珠花音川、松伏、戸ヶ崎、國神、白子、水川、入間川、坂戸郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 武藏國大門、大井、高萩、中山、玉川、下細谷、吾野、猪ノ鼻、大河原郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 武藏國川井郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 武藏國檜原郵便局設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 武藏國大森郵便局移轉 (告) 逓信第七十四號(三) 一一二
- 武藏國大森郵便局移轉 (告) 逓信第四百三十四號(一〇) 八四八
- 武藏國大森郵便局移轉 (告) 逓信第四百五十五號(二) 八九四
- 武藏國大井郵便局移轉 (告) 逓信第三百八十八號(一〇) 八〇八
- 安房國天津郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第五百三十五號(二) 九七一
- 安房國白濱郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十三號(二) 五八
- 安房國金東、花輪、見物郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 安房國和田町、北條郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 上總國奈良輪、下郡、蒔谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八



- 上總國柴山、牛久淵井戸、今宿、大久保、長柄山、松野、西畑、長志、廣岡、藏玉、關、釜神、辻森、内箕輪郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 上總國御宿郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百九十三號(七) 五三四
- 下總國飯岡郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第七十三號(三) 一一〇
- 下總國岩井郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百七十二號(二) 八九七
- 下總國中田、齋木滑川、中野、櫻田、馬渡郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 下總國平塚、伊能、水三倉、鎌ヶ谷、白井郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 下總國曾我野野郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(二) 六一
- 下總國智志野郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百九十三號(七) 五三四
- 常陸國久慈濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百三十四號(九) 六九二
- 常陸國眞壁郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百九十八號(三) 九五六
- 常陸國長岡、野口、高部、瓜連、町屋、西金、札村、海老澤郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 常陸國田伏深谷、大曾根、生瀨、町付、辻村、鹽子、大岩、源清田、中戸川、山田、日川、子生郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 常陸國中戸川郵便局移轉改稱 (告) 遞信第二百八十二號(七) 五三五
- 常陸國額田、平磯岩間、高濱郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(二) 六一
- 常陸國上郷郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 常陸國矢田郵便受取所設置 (告) 遞信第四百三十二號(一〇) 八四八
- 常陸國矢田郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百三十三號(一〇) 八四八
- 常陸國水戸上市郵便受取所改稱 (告) 遞信第三百九十四號(一〇) 八二〇
- 近江國守山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五百號(二) 九五六
- 近江國鹽津、鳥居木、水戸郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 近江國途中、朽木保坂、關ノ津、上朝宮、鏡、河合郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 近江國常樂寺村、西大路、八幡池田町、五村、小篠原、大津下榮町、彦根本町、膳所村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六

- 開始 (告) 遞信第三十四號(二) 六一
- 近江國西大路郵便受取所改稱 (告) 遞信第二百五號(五) 四二二
- 美濃國大藏郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百九十五號(三) 九五六
- 美濃國東嶺山、中野方、上村、久々利、宮村、芥見、下洞、駒塚、間吹郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 美濃國田瀬、細久手、久田見、日當、樽見、祖師野、徳永、大鷲、牧田、六合、徳山郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 美濃國岐阜市上加納村郵便受取所改稱 (告) 遞信第二百六十九號(七) 五三三
- 飛騨國甲、角川、大谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 飛騨國御殿野、上ヶ洞、保井戸、馬瀬久々野、三日町、越ヶ谷、二本木、大原、御母衣、林、今見郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 信濃國長野郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(七) 七二二
- 信濃國新町郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百三十七號(一〇) 八五〇
- 信濃國大屋郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百二十三號(一〇) 八五〇
- 信濃國新野、駒場、下久堅、高野町、豊里、會田、和田、長村、高府、坂原、笹平、青具、宮平郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 信濃國大草郵便局設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第七十四號(三) 一一一
- 信濃國刈谷原、黒澤、馬籠、奈川、玉瀧、西野、泰早、上村、根羽、波合、大河原、蒲島、生田、大平、桑名川、森、平澤、島々、雨中、廣津來馬、鬼無里、湯川、市野瀬郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 信濃國鹽尻、上田柳町、松尾、田野口、長野大門町、長野石堂町、青島、神宮寺、穴山、矢ヶ崎、八幡郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(二) 六一
- 信濃國月倉、松本安原町、西春近郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 上野國尾島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百八十五號(三) 九五三
- 上野國松井田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五百九號(二) 九五九
- 上野國三ノ倉、箱島、岩下、大戸、上牧、湯原、木崎、川俣、板倉郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 上野國小暮、中山、三原、大笹、廣桑、箕輪、松原、新羽、砥澤、本宿、磐戸、追貝、湯桶會郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六







- 陸奥國弘前郵便電信局郵便為替貯金及小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十七號(一) 六七
- 陸奥國川内郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第五百三十四號(三) 九七一
- 陸奥國泊村岩崎大間越後湯尾上相内淨法寺郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 陸奥國北金ヶ澤、轟木、大森、國吉、關村、戸來、平沼、脇野澤、小田野澤、田代、田山郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 陸奥國駿、淡、弘前宮田町、弘前土手町、弘前和徳町、今別、脇元、青森新町、青森安方町、易國間、舞戸郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 羽前國米澤三等郵便電信局廢止 (告) 逕信第二十五號(一) 五五
- 羽前國米澤二等郵便電信局設置 (告) 逕信第二十六號(一) 五五
- 羽前國米澤郵便電信局郵便為替貯金及小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十七號(一) 六七
- 羽前國東根、金山郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第十一號(一) 五〇
- 羽前國小國郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第四百七十九號(三) 九四五
- 羽前國向町郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第五百三十二號(三) 九七一
- 羽前國貫見、海味、植下、山寺、今泉、玉川、萩、吉田、川内、黒川、延澤、南原郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 羽前國本道寺、志津、大谷、網木、下屋地、玉庭、長手、沼澤、手ノ子、舟渡、秋野、中山、及位、京家、名高、田、麥俣、木野俣、坂野下、水澤郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 羽前國山形十日町、米澤仲間町、鮎貝、湯野、濱郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 羽前國米澤信夫町郵便受取所設置小包、為替及貯金事務開始 (告) 逕信第二百八十三號(七) 五二五
- 羽前國刈和野、淺舞郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第十一號(一) 五〇
- 羽前國平澤郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第三百七十六號(九) 七三六
- 羽前國矢島郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第四百六十號(一) 八九五
- 羽前國西馬音内郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第四百六十七號(二) 八九七
- 羽前國本庄郵便電信局及森岡郵便局改稱 (告) 逕信第三百二十七號(八) 六二七

- 羽後國全浦、上川内、強首、生保内、下楡木内、李、白澤一日市郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 羽後國樺川郵便局設置小包、為替及貯金事務開始 (告) 逕信第七十四號(三) 一一二
- 羽後國飛島、湯ノ岱、大澤、田代、十文字、小松川、阿仁前田、比立内、前郷、松ヶ崎、館、羽川、上笹子、新波、横澤、鶴川、湯本、鶴木郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 羽後國酒田上臺町、秋田中谷地町、横手鍛冶町、向能代郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 羽後國內道川、日三市、嶺山、秋田馬喰町、釋迦内郵便受取所設置小包、為替及貯金事務開始 (告) 逕信第二百八十三號(七) 五五
- 羽後國雄勝大館郵便受取所設置 (告) 逕信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 羽後國雄勝大館郵便受取所貯金事務開始 (告) 逕信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 若狹國佐柿本郷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 若狹國安賀里、坂本郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 若狹國遠敷、淡村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 越前國江波、梅浦、蒲生、伏石郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 越前國市波、大森、谷口、安澤、谷下山、中島、大宮、河野郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 越前國福井、佐佳枝上町、福井春山上町、福井川上町、吉江、織田、敦賀、浪花、新保、水落郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 加賀國金澤郵便電信局郵便局市内ニ在ル郵便局所為替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逕信第三百五十三號(九) 七二二
- 加賀國高松郵便局郵便電信局トス (告) 逕信第一號(三) 一三三
- 加賀國北森下、吉野、白峯郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 加賀國金澤野田寺町、金澤成坂通、橋立、粟崎村、阿手郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 加賀國金澤材木町、金澤野町郵便受取所設置 (告) 逕信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 加賀國金澤材木町、金澤野町郵便受取所貯金事務開始 (告) 逕信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 能登國田鶴濱、能登部、輪川、大谷郵便局小包郵便事務



- 開始 (告) 逓信第三十三號(二) 四八六
- 能登國福浦、向田、側地、皆月、寺家郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(二) 四八六
- 能登國松波、黒島村、ニノ屋郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 越中國富山郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七三二
- 越中國大門、中田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第百一號(三) 一九三
- 越中國戸出郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百二十三號(一〇) 八四四
- 越中國津澤、宇波、森島、長澤郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 四八六
- 越中國上瀧、瀨戸、山田湯片掛、堀岡新、下梨、宮森新、南大豆谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(二) 四八六
- 越中國富山登岩町、新庄町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 越中國畑川郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百四十二號(六) 四九四
- 越中國畑川郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第三百七十五號(九) 七三六
- 越後國新潟郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七三二
- 越後國飯田、米山寺、除月、月湯、赤谷、天王、皆谷、市堀、五日町、橋下、船渡、仙田、中魚沼中條、秋津、新道、上田尻、大島、豊川、西谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第百一號(三) 一九三
- 越後國新保、新屋、石喜、鹿野、中條、竹澤、並柳、大村、長渡、猿橋、國田、岡田、小瀧、山口、外波、浦田、國川、曾地、瀧貝、二居、岩澤、大井平、島居、上月、谷波、日出谷、白川、尾神郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 四八六
- 越後國新瀧東仲通、下古町及權谷郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 越後國高田關町、尼爾、長岡神田町郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三三
- 越後國柏崎新屋敷町郵便受取所設置 (告) 逓信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 越後國柏崎新屋敷町郵便受取所郵便貯金事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 越後國新瀧下古町郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第四百七十五號(三) 九四四

- 越後國新潟本町郵便受取所改稱 (告) 逓信第四百七十六號(三) 九四四
- 佐渡國多田、二見郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 四八六
- 佐渡國小布勢、浦川、鷲崎、眞更川、水津郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 佐渡國津根郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 丹波國大山、菟原、立原、生野、鶴ヶ岡、殿田、埴生、梅迫郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 四八六
- 丹波國福井、東加倉、佐伯、東掛、大久保、大原、直見、北村、宮郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 丹波國佐々木郵便局移轉改稱 (告) 逓信第八號(一) 五〇
- 丹波國下大久保郵便局移轉改稱 (告) 逓信第五十三號(三) 一〇二
- 丹波國間人、口大野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十六號(二) 六六
- 丹波國野中、日置、雲原郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 四八六
- 丹波國須田、本庄上、中田、田井、水津郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 丹波國餘部下郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 但馬國久知、口矢根、栗栖野、余部、市場、福岡、城山郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 但馬國神子畑、諸寄村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 但馬國神子畑郵便受取所廢止 (告) 逓信第二百八十六號(七) 五三七
- 因幡國青谷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三百十號(三) 二〇七
- 因幡國浦富郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三百一十一號(三) 二〇八
- 因幡國智頭郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第七十七號(五) 四〇四
- 因幡國中河原郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 因幡國島取立川町、瓦町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 伯耆國赤崎郵便電信局改稱 (告) 逓信第四百十九號(四) 二九八
- 伯耆國御來屋郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第一號(一) 四七



- 伯耆國法勝寺、黒坂、多里、印賀、關金、三朝郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 伯耆國板井原、下市、穴鴨郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 伯耆國八橋村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 伯耆國大篠津郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 出雲國直江郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 出雲國赤名郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第四百五十三號(二) 八九三
- 出雲國入江郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第四百六十八號(一) 八九七
- 出雲國比田、布部、馬木、佐白、鶴嵩、須佐、藤田郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 出雲國松江堅町、宇龍、庄原郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 出雲國大池鷲浦郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 石見國柏瀬郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 石見國口羽、都賀、横田、匹見、飯浦郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信四百八十五號(二) 九五三
- 務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 石見國池田、波佐、今福、波田、上黒谷、青原、柿木、長福、日貫郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 石見國大浦、笹ヶ谷郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 石見國波根西、都野津、島井、川合郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 石見國志學郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十四號(七) 五三七
- 隱岐國浦郷郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百六十一號(九) 七三三
- 隱岐國北方、布施郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 隱岐國津戸、崎村、別府、知夫郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 隱岐國知々、井中村郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 播磨國久崎、前ノ庄、淡河、中野、小田、安志郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 播磨國西戸田、豐地、稻田、豐部、三河、千種、上野、和泉、明樂寺、若狹野、飾西、家島郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六

- 播磨國姫路國府寺郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 播磨國明石榎屋町郵便受取所設置 (告) 遞信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 播磨國明石榎屋町郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 美作國古町郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第七十七號(五) 四〇四
- 美作國備田、大月、上徳山、藤森、黒木、奥津、坂根、行方郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 美作國坪井、西川、香々美、楢村、江見郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 美作國津山中之町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 備前國岡山郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(九) 七二二
- 備前國下津井郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百三十號(三) 二〇七
- 備前國幸佐、尾張、柏谷郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 備前國仁堀、佐伯、園城、三國、虫明郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 備前國岡山宮田町、古京町及鹿忍村、香登郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 備前國山中出石町郵便受取所移轉 (告) 遞信第七十七號(五) 四〇四
- 備前國矢掛郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百三十一號(三) 二〇八
- 備前國井倉子屋、釜村、黒忠、東三原、東山内、北木島郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 備前國小坂部、美袋、川面、巨瀬、矢田、川邊郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 備前國茶屋町、大谷、西江原、高松、西濱村、岡田村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 備前國三山郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 備前國岡田村郵便受取所廢止 (告) 遞信第二百八十六號(七) 五三七
- 備後國油木郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第五百十八號(三) 九六八
- 備後國水越、梶山田、久井、伊尾、安田、宮内、福水、井關郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(一) 五八
- 備後國木野山、小島、高蓋、新免、川島、帝釋、山内西、東入君、横谷、板木、作木、三若、黒川、下徳良、垣内郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 備後國下作木郵便局改稱 (告) 遞信第八十二號(五) 四〇五



- 備後國横尾、宮内、宇津月村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 備後國尾道久保町、土生、吉和郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逕信第二百八十三號(七) 五五
- 安藝國廣島郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逕信第三百五十三號(九) 七三
- 安藝國宇品郵便電信局廢止 (告) 逕信第二百四十四號(六) 四九四
- 安藝國廣島郵便電信局宇品支局設置 (告) 逕信第二百四十五號(六) 四九五
- 安藝國戸谷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第六號(一) 四九
- 安藝國大崎島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百四十號(六) 四九四
- 安藝國上根、入江、秋町、横田、生田、甲立、吉和、寺田、本地郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 安藝國伴、毛木、福田、佐々部、政所、移原、東八幡原、穴村、多田、水内、御寺、造賀郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 安藝國淵崎、吳河原石、矢野、横川、廣島大手町、廣島白島、阿賀、五日市郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 安藝國玉生郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逕信第二百七十一號(七) 五三
- 周防國下務郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第十三號(一) 五二
- 周防國平生郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第四百四十號(二) 八九〇
- 周防國阿知須郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第四百七十三號(二) 八九八
- 周防國三谷川、島地、須万郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 周防國野谷、遠前、宇佐郷郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 周防國山口金古、今津、大島郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 周防國水場、伊保田、蒲野郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逕信第二百八十三號(七) 五五
- 長門國赤間關郵便電信局移轉 (告) 逕信第四百十四號(一〇) 八四三
- 長門國宇部郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第四百五十七號(二) 八九四
- 長門國久津、阿川、矢玉、福浦、湯玉、吉部、明木、四郎ヶ原、古市郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 長門國東吉部、通浦、福井、三見、宇田、篠目、小川、見島 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六

- 福田、紫瀬、秋吉郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 長門國藤曲郵便局移轉改稱 (告) 逕信第四百四十四號(二) 八九二
- 長門國新川郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 長門國赤間關外濱郵便受取所設置 (告) 逕信第四百十八號(一〇) 八四四
- 長門國赤間關外濱郵便受取所貯金事務開始 (告) 逕信第四百十九號(一〇) 八四五
- 長門國藤曲郵便受取所設置 (告) 逕信第四百四十二號(二) 八九一
- 長門國藤曲郵便受取所貯金事務開始 (告) 逕信第四百四十三號(二) 八九二
- 長門國赤間關豐前田郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第二百三十四號(六) 四九二
- 長門國赤間關西南部郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第四百二十號(一〇) 八四五
- 紀伊國和歌山郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逕信第三百五十三號(九) 七三
- 紀伊國高野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第一百一號(三) 一九九
- 紀伊國大島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百七十一號(七) 五三
- 紀伊國和深朝來、近露、大島、毛原、押手、二川、比井、船津、清川、富貴郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 紀伊國大又、山東、下神野、紀伊見味、稻原、小原、合川、平瀬、潮岬、佐木、山手、小口、九重、色川、川口、西川郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 紀伊國島勝浦、和歌山橋向町、中ノ島、秋月、紀三井寺、天満、名手郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十四號(一) 六二
- 紀伊國名倉郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逕信第二百九十五號(八) 六二七
- 紀伊國太地郵便受取所貯金事務開始 (告) 逕信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 淡路國郡家郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 淡路國江井、佐野、本庄郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第四百七十九號(三) 九四五
- 淡路國室津、廣石、灘、沼島郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八



- 阿波國德島郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告)選信第三百五十三號(九) 七三
- 阿波國淺川郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第七十二號(三) 一一〇
- 阿波國真光郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第一百十三號(三) 二〇三
- 阿波國下福井、櫻谷、一字、出原郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第三十三號(一) 五八
- 阿波國一ノ宮別枝山、川井、曾江山、大枝、重末、坂洲、雄村、神野、川崎上名、福原、川又郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第二百三十三號(六) 四八六
- 阿波國德島福島本町及橋浦、中島、答島、岩津、市場、查間、真浦、高園、半田郵便受取所小包郵便事務開始 (告)選信第三十四號(一) 六二
- 阿波國津田浦郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告)選信第二百八十三號(七) 五五
- 讚岐國多度津郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告)選信第三百五十三號(九) 七三
- 讚岐國普通寺郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第五十號(三) 一〇三
- 讚岐國由佐、月川、元山、高屋郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第三十三號(一) 五八
- 讚岐國鹿庭、福田、家浦、山田上、造田郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第二百三十三號(六) 四八六
- 讚岐國平木郵便局移轉改稱 (告)選信第八十七號(五) 四〇八
- 讚岐國松原村香西郵便受取所小包郵便事務開始 (告)選信第三十四號(一) 六二
- 伊豫國今治郵便電信局移轉 (告)選信第四百八十三號(三) 九五三
- 伊豫國野村郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第十七號(一) 五二
- 伊豫國岩松郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第二百二十四號(三) 二〇六
- 伊豫國丹原郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第四百八十七號(三) 九五四
- 伊豫國三崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第五百九號(三) 九五九
- 伊豫國伊方、下弓削、東多田、八多喜、上黒岩、柳井川上、細地、近永、一本松、柏船越、來見、久谷郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第三十三號(一) 五八
- 伊豫國下大野、三浦、戸島、下鎌山、九和、川瀧、寒川山、東古味、名場連、成能、總津郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第二百三十三號(六) 四八六
- 伊豫國大井、高山、麻生、惣開郵便受取所小包郵便事務開始 (告)選信第三十四號(一) 六二

- 伊豫國四坂島郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告)選信第二百八十三號(七) 五五
- 伊豫國上分、松前郵便受取所設置 (告)選信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 伊豫國上分、松前郵便受取所貯金事務開始 (告)選信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 土佐國久禮郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第九十四號(三) 一九一
- 土佐國浮津郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第一百十三號(三) 二〇三
- 土佐國鹽永郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第五百三十六號(三) 九七二
- 土佐國植野、繁藤、大崎、名野川、柳瀬、仁井田、日下、市野々、上ノ加江、船月、下ノ加江、大野、才角郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第三十三號(一) 五八
- 土佐國東豐奈郵便局設置小包、爲替及貯金事務開始 (告)選信第九十二號(三) 一九〇
- 土佐國大川、土佐山、六平、地藏寺、今井、月中、立川、別役、枌ノ木、柏木、大井、新田、吉野、橋上、口屋内、川登、田野々、來栖野、松尾、母島、大用郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第二百三十三號(六) 四八六
- 土佐國朝倉、田野、清水、夜須、野市郵便受取所小包郵便事務開始 (告)選信第三十四號(一) 六二
- 筑前國福岡郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告)選信第三百五十三號(九) 七三
- 筑前國若松三等郵便電信局廢止 (告)選信第二十五號(一) 五五
- 筑前國若松二等郵便電信局設置 (告)選信第二十六號(一) 五五
- 筑前國若松郵便電信局郵便爲替、貯金及小包郵便事務開始 (告)選信第三十七號(一) 六七
- 筑前國黑崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第八十號(三) 一一二
- 筑前國志波郵便局ヲ郵便電信局トス (告)選信第四百四十六號(二) 八九一
- 筑前國吉井、内野、入部、山家、志波郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第三十三號(一) 五八
- 筑前國岩戸、小石原、櫻井郵便局小包郵便事務開始 (告)選信第二百三十三號(六) 四八六
- 筑前國片編郵便局移轉 (告)選信第三十五號(一) 六六
- 筑前國福岡西唐人町、博多馬場新町及月畑、植木、津屋崎、大島村郵便受取所小包郵便事務開始 (告)選信第三十四號(一) 六二
- 筑前國幸發、宮田郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告)選信第二百八十三號(七) 五五



- 筑後國城島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百三十三號(三) 九七一
- 筑後國原ノ町、大善寺、矢部郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第五百三十三號(二) 五八
- 筑後國邊春、大淵、星野郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第五百三十三號(六) 四八六
- 筑後國久留米通町及御井町、小郡町、國分、草野町、沖端郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 豐前國後藤寺郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百一號(三) 一九三
- 豐前國小倉郵便局廢止 (告) 逓信第二百五號(二) 五五
- 豐前國小倉電信局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十七號(二) 五五
- 豐前國小倉郵便電信局 郵便爲替、貯金及小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十七號(二) 六七
- 豐前國柿坂、石原町郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八
- 豐前國志山、土佐井、下河内、香下、齊藤、湯見郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 豐前國門司白木崎、田野浦、番門司及北方、大里、糸田郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 豐前國小大丸、橋津、金田郵便受取所設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三五
- 豐前國長崎大浦町郵便受取所設置 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三五
- 肥前國長崎大浦町郵便受取所貯金事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(二) 八四七
- 肥前國長崎今鍛冶屋町郵便受取所移轉設置 (告) 逓信第二百八十五號(七) 五三七
- 肥前國藤本郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取撥開始 (告) 逓信第三百五十三號(七) 七二
- 肥前國高森郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十六號(二) 一〇三
- 肥後國北小國郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百九十號(三) 九五五
- 肥後國登立郵便局設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第七十四號(三) 一一一
- 肥後國敷瓦木、魚賀、高濱、合津、肥前、府本、山崎、田ノ浦、新田、郡浦野尻、市ノ原、豐水、下河原、陳内郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八
- 肥後國上古閑、栗瀬、金内、七瀬、笹倉、小峯、坊中、柿津、奈木、田上、白木、久木野、神瀨、永里、西村、一勝地、湯前、四浦、岩野、五木、宮野河内、高月、湯島、維和、宮地 (告) 逓信第三十四號(二) 六三

- 肥前國別府多久郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第九十四號(三) 一九一
- 肥前國宇久島、小直賀郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百二十八號(六) 四七九
- 肥前國溫泉電信取扱所ヲ郵便電信取扱所トス (告) 逓信第二百九十七號(六) 六八
- 肥前國溫泉郵便電信取扱所爲替事務開始 (告) 逓信第三百一號(六) 六九
- 肥前國溫泉郵便電信取扱所外國郵便爲替事務開始 (告) 逓信第三百五號(六) 六二〇
- 肥前國大川野、大島、祖義、御厨、二本柳、岡ノ浦、有喜、愛津、上波佐見、三重、深堀郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八
- 肥前國平郵便局設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第九十號(二) 一一五
- 肥前國神ノ浦、式見、龜ノ浦、松島、大串、平島、磯ノ浦、伊王島、小直賀、志々伎、鹿島、福島、生月、黒島、玉ノ浦、若松、三井樂、久賀島、奈留島、立串、三反田、高串郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 肥前國長崎今博多町、惠美須町、今鍛冶屋町、飽ノ浦、佐賀道祖元町、蒲島村、蓮池村、田助港、加津佐村、千々石村、西大村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十四號(二) 六三
- 肥前國佐世保宮田町、佐賀水ヶ江町、妙見浦、長崎浦上元馬込、多比良郵便受取所設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三五
- 肥前國長崎大浦町郵便受取所設置 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三五
- 肥前國長崎大浦町郵便受取所貯金事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(二) 八四七
- 肥前國長崎今鍛冶屋町郵便受取所移轉設置 (告) 逓信第二百八十五號(七) 五三七
- 肥後國藤本郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取撥開始 (告) 逓信第三百五十三號(七) 七二
- 肥後國高森郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十六號(二) 一〇三
- 肥後國北小國郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百九十號(三) 九五五
- 肥後國登立郵便局設置小包爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第七十四號(三) 一一一
- 肥後國敷瓦木、魚賀、高濱、合津、肥前、府本、山崎、田ノ浦、新田、郡浦野尻、市ノ原、豐水、下河原、陳内郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三十三號(二) 五八
- 肥後國上古閑、栗瀬、金内、七瀬、笹倉、小峯、坊中、柿津、奈木、田上、白木、久木野、神瀨、永里、西村、一勝地、湯前、四浦、岩野、五木、宮野河内、高月、湯島、維和、宮地 (告) 逓信第三十四號(二) 六三



- 岳早浦、上津浦、御所浦、下津深江、樺本郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 肥後國平島郵便局移轉 (告) 遞信第二百九十四號(五) 四〇九
- 肥後國熊本京町及高橋町、伊倉郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 肥後國熊本二本木、熊本藥園町、牧崎、倉地村郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 肥後國熊本白川町、熊本下通町郵便受取所設置 (告) 遞信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 肥後國熊本下通町、熊本白川町郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 肥後國宮地村郵便受取所改稱 (告) 遞信第四百六十四號(二) 八九五
- 日向國久藤郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百一號(三) 一九三
- 日向國外浦郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百八十九號(二) 九五四
- 日向國根原、家代、綾町、尾八重、三納、紙屋、野尻郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 日向國三川内、セツ山、新町、中山、小川、都於那、尾泊、田野、高崎、有木、山下郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 日向國目井津郵便受取所設置 (告) 遞信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 日向國目井津郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 大隅國橫川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十六號(三) 一〇三
- 大隅國龜津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百十九號(六) 四七二
- 大隅國福山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百七十號(二) 八九七
- 大隅國高隈、波見、恒吉、通山、樽村、大隈、西仲間、瀬武、一湊郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 大隅國大始、真、田代、牛根、大窪、栗野、龍郷、小湊、思勝、押角、渡邊、秋名、面瀬、知名、野間、松山郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 大隅國財部郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(二) 六二
- 大隅國大濱郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 薩摩國鹿兒島郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(九) 七二二
- 薩摩國馬越、吉利、田布、藤藏、本城山、樋脇郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八

- 薩摩國串木郵便局設置 (告) 遞信第二百二十五號(三) 二〇六
- 薩摩國串木郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百二十七號(三) 二〇七
- 薩摩國串木郵便局郵便爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百二十八號(三) 二〇七
- 薩摩國山門野、大村、鶴田、片側浦郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 薩摩國伊敷、鹿兒島、西田町、石垣、坊村、中山、串木野、龍村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 六二
- 薩摩國唐仁原郵便受取所設置 (告) 遞信第四百二十六號(一〇) 八四六
- 薩摩國唐仁原郵便受取所貯金事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(一〇) 八四七
- 薩摩國串木郵便受取所廢止 (告) 遞信第二百二十六號(三) 二〇六
- 壹岐國芦邊郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 對馬國佐須奈、鷓知郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百六十二號(九) 七三二
- 對馬國比田、勝琴、小船越、豆段郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 對馬國小茂田郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 對馬國大船越郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五
- 琉球國與那原、與那城、羽地郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 琉球國國頭、今歸仁、恩納、金武、久志、北谷、美里、宜野灣、東風平郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 琉球國名護郵便局移轉 (告) 遞信第四百九號(一〇) 八四三
- 渡島國函館郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(九) 七三二
- 渡島國江尻町郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五百一號(三) 九五七
- 渡島國上ノ國、蚊柱、鍛法花、石崎、江尻町、落部郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十三號(二) 五八
- 渡島國吉岡、鹿部、砂原、尾札部、宿野邊、知内、泉澤、茂邊地、相沼内、俄虫、槍山、石崎郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二百三十三號(六) 四八六
- 渡島國函館龜田、下湯川郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第三十四號(二) 六二
- 渡島國突符郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百八十三號(七) 五三五



- 渡島國渡島泊村郵便受取所設置 (告) 逓信第四百二十六號(一) 八四六
- 渡島國渡島泊村郵便受取所貯貯金事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(一) 八四七
- 後志國小樽郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七三二
- 後志國小樽郵便電信局電報直配區域 (告) 逓信第三百四十三號(九) 七〇一
- 後志國本目仁木郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百五十四號(一) 八九三
- 後志國大樽郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百一十一號(三) 九五七
- 後志國奥尻郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百二十一號(三) 九六八
- 後志國赤井川、奥尻、本目、利別郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十三號(二) 五八六
- 後志國原歌、太樽、島歌、黒松内、弘路郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 後志國大川町、小樽手宮町、小樽若松町、朝里、祝津、釜村郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十四號(二) 六二二
- 後志國小樽高島、余別郵便受取所貯貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三三
- 後志國小樽高島郵便受取所改稱 (告) 逓信第三百七十八號(九) 七三七
- 石狩國札幌郵便電信局郵便區市内ニ在ル郵便局所爲替金ノ居宅拂取扱開始 (告) 逓信第三百五十三號(九) 七三二
- 石狩國砂川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第一號(一) 四七
- 石狩國近文郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百四十四號(四) 二九七
- 石狩國厚別、廣島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百五十四號(三) 八九三
- 石狩國清真布仁多志別郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百一十一號(三) 九五七
- 石狩國下富良野郵便局設置小包、爲替及貯貯金事務開始 (告) 逓信第二百六十一號(七) 五二六
- 石狩國江部乙、芦別、近文、新篠津、雄冬郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十三號(二) 五八六
- 石狩國茨戸、太下、美唄、愛別、雨龍郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 石狩國富良野下、美唄郵便局改稱 (告) 逓信第三百七十八號(九) 七三七
- 石狩國蘭曾郵便受取所貯貯金事務開始 (告) 逓信第十五號(一) 五一
- 石狩國月寒、札幌南二條、釧川、札幌北八條、幌内、幌向、

- 幾春別、峰延、栗山郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十四號(一) 六二二
- 石狩國納内、野幌、妹背牛郵便受取所設置小包、爲替及貯貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三三
- 天鹽國焼尻郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百三十號(三) 九五七
- 天鹽國、天鹽、遠別、桑別郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十三號(二) 五八六
- 天鹽國天賣郵便局設置小包、爲替及貯貯金事務開始 (告) 逓信第五百五號(三) 二〇〇
- 天鹽國土別郵便局設置小包、爲替及貯貯金事務開始 (告) 逓信第二百六十一號(七) 五二六
- 天鹽國桑別郵便局改稱 (告) 逓信第三百七十八號(九) 七三七
- 天鹽國力登郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十四號(二) 六二二
- 北見國稚内三等郵便電信局廢止 (告) 逓信第二十五號(一) 五五
- 北見國稚内二等郵便電信局設置 (告) 逓信第二十六號(一) 五五
- 北見國稚内郵便電信局小包、爲替、貯貯金事務開始 (告) 逓信第三十七號(一) 六七
- 北見國釧路、赤松、香深郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第一號(一) 四七
- 北見國釧路郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百二十二號(一) 八四五
- 北見國常呂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五百一十一號(三) 九五七
- 北見國常呂、雄武郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十三號(二) 五八六
- 北見國網走、沙留郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 北見國仙法志郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十四號(一) 六二二
- 釧路國釧路郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百二十二號(一) 八四五
- 釧路國釧路郵便局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百三十三號(一) 五八六
- 釧路國登別郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逓信第二百三十三號(六) 四八六
- 釧路國敷生郵便受取所設置小包、爲替及貯貯金事務開始 (告) 逓信第二百八十三號(七) 五三三
- 日高國城布郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四百五十四號(三) 八九三



- 日高岡平取、檜似郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 日高岡嶺留、鹿野、小越郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 十勝國茂岩郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 十勝國浦幌、芽室郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 釧路國白糠郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 釧路國中、昆布森、弟子屈郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 釧路國頓化郵便受取所設置小包、爲替及貯金事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 根室國羅臼郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 根室國落石、葉別郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 根室國和田村、齒舞郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 千島國乳香路、留別郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 千島國取樹石、東津、植内、内保、別飛郵便局小包郵便事務開始 (告) 逕信第三十三號(一) 五八
- 便事務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 各郵便及電信局外國郵便爲替事務開始 (告) 逕信第二百三十八號(五) 四一五
- 各郵便及電信局出張所ニ於テ所屬一等郵便電信局ヲ經由シテ萬國聯合郵便爲替及香港及其媒介爲替ノ受拂業務ヲ取扱フ (告) 逕信第二百三十八號(一) 八五三
- 臺北縣彰化、鹿港、花島、開平、島苑郵便物ニ關スル件 (告) 逕信第三百十三號(六) 六三三
- 臺北縣彰化、鹿港、花島、開平、島苑郵便物ニ關スル件 (華府) 第六十一號(六) 九八
- 臺北郵便電信局址大稻埕、滬尾支局及基隆郵便電信局萬國聯合郵便爲替、香港及其媒介爲替ノ振出拂渡業務開始 (告) 逕信第二百三十八號(一) 八五三
- 臺北郵便電信局滬尾支局香港及其媒介爲替ノ受拂ヲ取扱フ (告) 逕信第二百三十六號(五) 四一四
- 臺北郵便電信局滬尾支局香港、獨逸、加那太及英吉利ト小包郵便物ノ交換開始 (告) 逕信第二百三十五號(五) 四一四
- 臺灣總督府構内ニ臺北郵便電信局出張所設置 (告) 逕信第二百九十三號(一) 九〇一
- 臺灣總督府構内ト稱スル說明 (告) 逕信第二百九十六號(一) 九〇三
- 臺北縣基隆郵便電信局瑞芳、臺北郵便電信局坪林、尾、

- 三角湧、新竹郵便電信局頭份、南庄出張所廢止 (告) 逕信第二百三十二號(五) 四二二
- 臺北縣臺北郵便電信局錫口、枋橋、新竹郵便電信局大湖、桃仔園郵便電信局中壠、他里霧郵便電信局土庫出張所設置 (告) 逕信第二百三十四號(五) 四二三
- 臺北縣基隆郵便電信局基隆停車場出張所設置 (告) 逕信第二百三十七號(五) 四二四
- 臺北縣臺北郵便電信局滬尾支局及瑞芳、坪林、尾、三角湧、頭份、南庄郵便局設置 (告) 逕信第二百三十四號(五) 四二三
- 臺北縣瑞芳郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百三十五號(七) 五五七
- 臺北縣坪林尾郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百三十七號(九) 七四一
- 臺北縣基隆頭份郵便受取所設置 (告) 逕信第二百三十六號(八) 六二八
- 臺北縣北投郵便受取所設置 (告) 逕信第二百三十七號(一〇) 八五三
- 臺北縣新店街郵便受取所設置 (告) 逕信第二百四十號(三) 九七七
- 臺中郵便電信局萬國聯合郵便爲替及香港及其媒介爲替ノ振出拂渡業務開始 (告) 逕信第二百三十三號(六) 四八六
- 各郵便及電信局外國郵便爲替事務開始 (告) 逕信第二百三十八號(五) 四一五
- 各郵便及電信局出張所ニ於テ所屬一等郵便電信局ヲ經由シテ萬國聯合郵便爲替及香港及其媒介爲替ノ受拂業務ヲ取扱フ (告) 逕信第二百三十八號(一) 八五三
- 臺北縣彰化、鹿港、花島、開平、島苑郵便物ニ關スル件 (告) 逕信第三百十三號(六) 六三三
- 臺北縣彰化、鹿港、花島、開平、島苑郵便物ニ關スル件 (華府) 第六十一號(六) 九八
- 臺北郵便電信局址大稻埕、滬尾支局及基隆郵便電信局萬國聯合郵便爲替、香港及其媒介爲替ノ振出拂渡業務開始 (告) 逕信第二百三十八號(一) 八五三
- 臺北郵便電信局滬尾支局香港及其媒介爲替ノ受拂ヲ取扱フ (告) 逕信第二百三十六號(五) 四一四
- 臺北郵便電信局滬尾支局香港、獨逸、加那太及英吉利ト小包郵便物ノ交換開始 (告) 逕信第二百三十五號(五) 四一四
- 臺灣總督府構内ニ臺北郵便電信局出張所設置 (告) 逕信第二百九十三號(一) 九〇一
- 臺灣總督府構内ト稱スル說明 (告) 逕信第二百九十六號(一) 九〇三
- 臺北縣基隆郵便電信局瑞芳、臺北郵便電信局坪林、尾、
- 替ノ振出拂渡業務開始 (告) 逕信第二百八十二號(一〇) 八五二
- 臺中縣鹿港、北斗及林圯埔二等郵便電信局ヲ三等ニ改定 (告) 逕信第二百三十一號(五) 四二二
- 臺中縣牛車水郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百三十二號(一〇) 八二八
- 臺中縣苗栗郵便電信局三叉河出張所設置 (告) 逕信第二百四號(三) 二一七
- 臺中縣苗栗郵便電信局三叉河、臺中郵便電信局南棧、集々、北斗郵便電信局員林出張所廢止 (告) 逕信第二百三十二號(五) 四二二
- 臺中縣南投郵便電信局及三叉河郵便局設置 (告) 逕信第二百三十三號(五) 四二三
- 臺中縣斗六郵便電信局西螺、南投郵便電信局集々、北斗郵便電信局員林出張所設置 (告) 逕信第二百三十四號(五) 四二三
- 臺中縣後埔郵便電信局通霄出張所設置 (告) 逕信第二百七十六號(一〇) 八五〇
- 臺中郵便電信局龜仔頂出張所移轉改稱 (告) 逕信第二百五十九號(七) 五三八
- 臺中縣塗葛堀郵便電信局電信事務開始 (告) 逕信第二百一十一號(三) 一一八



○臺中縣後埔郵便電信局通響臺中郵便電信局土城及南投郵便電信局集々出張所郵便爲替及貯金事務開始  
(告)臺灣總督府第九十二號(一) 九〇〇

○臺南郵便電信局及安平支局打狗郵便電信局萬國聯合郵便爲替及香港及其煤介爲替ノ振出及拂渡業務開始  
(告)臺灣總督府第八十二號(一〇) 八五三

○臺南縣岡公店及恆春二等郵便電信局ヲ三等ニ改定  
(告)臺灣總督府第三十一號(五) 四二二

○臺南縣噶吧嘰郵便電信局及大目降、關帝廟、阿里港、阿猴、萬丹郵便局設置  
(告)臺灣總督府第三十三號(五) 四二三

○臺南縣大目降郵便局ヲ郵便電信局トス  
(告)臺灣總督府第五十五號(七) 五三七

○臺南縣萬丹郵便局ヲ郵便電信局トス  
(告)臺灣總督府第七十五號(一〇) 八五〇

○臺南縣樓仔脚郵便電信局東石港出張所設置  
(告)臺灣總督府第九十九號(三) 二三八

○臺南縣嘉義郵便電信局梅仔坑、阿公店郵便電信局梅梓坑、東港郵便電信局潮州庄、枋寮郵便電信局石光見、恆春郵便電信局楓港、車城出張所設置  
(告)臺灣總督府第三十四號(五) 四二二

○臺南縣臺南郵便電信局大目降、噶吧嘰、關帝廟、阿公店郵便電信局梅梓坑、鳳山郵便電信局阿里港、阿猴、萬丹湖州庄、恆春郵便電信局楓港、車城出張所廢止  
(告)臺灣總督府第三十二號(五) 四二三

○臺南大西門郵便受取所設置 (告)臺灣總督府第一號(一) 六八

○臺南縣曾文溪郵便電信局鹽港出張所郵便爲替及貯金事務開始  
(告)臺灣總督府第四十七號(六) 四九七

○臺南縣恆春郵便電信局楓港、車城出張所郵便爲替及貯金事務開始  
(告)臺灣總督府第九十二號(一) 九〇〇

○臺南縣樓仔脚郵便電信局東石港出張所郵便爲替及貯金事務開始  
(告)臺灣總督府第七十七號(二) 九七七

○臺南縣新營庄郵便電信局非常電信事務開始  
(告)臺灣總督府第五號(一) 二一七

○臺南縣新營庄郵便電信局非常電信事務廢止  
(告)臺灣總督府第六號(三) 二一七

○臺東郵便電信局碌石閣、成廣灣出張所設置  
(告)臺灣總督府第五十六號(七) 五三八

○宜蘭廳宜蘭郵便電信局羅東出張所廢止  
(告)臺灣總督府第三十二號(五) 四二二

○宜蘭廳羅東郵便電信局設置  
(告)臺灣總督府第三十三號(五) 四二三

○宜蘭廳宜蘭郵便電信局礁溪、頭圍郵便電信局大里、南出張所設置  
(告)臺灣總督府第三十四號(五) 四二二

○宜蘭廳頭圍郵便電信局大里簡出張所郵便爲替及貯金事務開始  
(告)臺灣總督府第九十二號(一) 九〇〇

**〔郵船〕**

○陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船積ノ乗込賃金減額ノ件、船積及命令書並乗込手續中改正加除  
(達)陸軍第二十二號(三) 四六

**日ノ部**

**〔露西亞〕**

○露國ニ於テ船舶検査ノ件  
(告)外務第十七號(五) 三二七

○露國ニ於テ船舶検査ノ件ニ就キ心得方  
(告)外務第十九號(五) 三二八

○露國ニ於テ船舶検査ノ件ニ就キ心得方  
(告)外務第二十一號(五) 三二九

○露國ニ於テ船舶検査ノ件ニ就キ心得方  
(告)外務第三十一號(七) 五〇一

○露領浦潮斯德港ニ於テ船舶検査ノ件  
(告)外務第四十六號(三) 八六五

○露西亞電信主管總督府電報ノ取扱停止  
(告)通信第二百四十九號(六) 四九六

○露西亞電信主管總督府電報ノ總送許可ノ件  
(告)通信第二百五十三號(七) 五二四

○露西亞ニ於ケル符號語及隱語電報ニ關スル件  
(告)通信第二百五十七號(七) 五二五

**〔錄事〕**

○常設海軍軍法會議ニ於ケル主理錄事定員  
(勅)第五百五號(三) 二二八

**〔勞働者〕**

○勞働者取締規則及明治三十二年府令第三百三十三號(勞働者組合設置ノ件)廢止  
(達)府第六十六號(七) 一〇一

**ハノ部**

**〔布哇〕**

○本邦布哇間ニ交換スル郵便爲替取扱方ノ件  
(告)通信第二百二十六號(六) 四七九

○明治三十三年告示第二百二十六號(本邦布哇間ニ交換スル郵便爲替取扱方ノ件)中改正  
(告)通信第三百十六號(八) 六三三

**〔澎湖島〕**

○臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正  
(達)陸軍第二十七號(三) 四九九

○臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正追加  
(達)陸軍第七十二號(七) 二五七

○臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中追加  
(達)海軍第五百十九號(一〇) 三四〇



○ 臺灣地方稅規則ヲ澎湖廳ニ施行ス (臺府)第七十九號(一〇) 一〇九

〔八丈島〕

○ 徵兵事務條例施行細則中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ諸件取扱方ヲ定メ明治三十一年省令第三號(同件)ヲ廢ス (省)陸軍第三十號(一〇) 七五七  
○ 八丈島島廳設置ノ件 (勅)第九十四號(三) 一一四

〔博覽會〕

○ 第五回内閣勸業博覽會開設ノ件 (勅)第七十六號(五) 二〇九  
○ 第五回内閣勸業博覽會事務局官制 (勅)第二百五十六號(六) 三〇五  
○ 第五回内閣勸業博覽會事務局職員懲戒ニ關スル件 (勅)第二百五十七號(六) 三〇七  
○ 第五回内閣勸業博覽會附屬水族館設置ノ件 (勅)第四百一十一號(二) 二六二

○ 臨時博覽會事務局撤出願所閉鎖 (告)臨時博覽會事務局第二十八號(三) 二二〇  
○ 英國グラスゴー市萬國博覽會出品人心得 (告)陸海務第五號(一) 二二

〔博物館〕

○ 三博物館收稱帝室博物館官制制定 (達)宮内甲第三號(六) 二二二

〔法令〕

○ 法令全書及職員録ノ販賣ニ關スル件制定明治三十一年閣令第二號(直賣ニ係ル法令全書及職員録ノ郵便稅前納ノ件)廢止 (閣)第一號(三) 一

〔法律〕

○ 明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定ノ件)中追加 (臺府)第二十二號(三) 二五

○ 明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定ノ件)中追加 (臺府)第五十七號(八) 七七

〔法院〕

○ 裁判所及臺灣總督府法院共助法 (法)第八十三號(五) 二二五  
○ 裁判所及臺灣總督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件 (勅)第七十四號(五) 二〇七

〔法人〕

○ 法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件 (法)第五十二號(三) 一〇六  
○ 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ關スル規程 (省)内務第三十九號(八) 四四一  
○ 明治三十二年省令第四十一號(外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル登記取扱手續)中改正削除 (省)司法第一號(一) 二二

○ 社團財團タル法人ニ係ル申請書等差出方ノ件 (省)司法第三十二號(八) 四四七

○ 京都地方裁判所管内法人及夫婦財產契約登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第六號(三) 三二

〔判事〕

○ 交通至難ノ島嶼ニ在動ノ判事檢察判事所書記並雇員三月手當給與ノ件 (勅)第七十七號(三) 九四  
○ 島嶼在動者月手當給與細則 (省)司法第十三號(四) 一一九

〔判任〕

○ 文武判任官等級表中追加 (勅)第九十六號(三) 一一五  
○ 文武判任官等級表中追加 (勅)第三百八十二號(九) 五四二

○ 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方ノ件 (省)大藏第十九號(四) 一〇六

○ 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル給與及納金計算方ノ件 (勅)第二百七十三號(六) 三三一

○ 臺灣總督府海軍幕僚判任文官他ニ轉任再任又ハ轉勤ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件制定明治三十年勅令第三百九十一號(同件)廢止 (勅)第三百三十五號(八) 四〇四

○ 臺灣總督府海軍幕僚判任文官ノ轉任又ハ轉勤ニ關スル件 (勅)第三百三十四號(八) 四〇四

○ 明治三十一年勅令第九十三號(臺灣總督府判任職員任用ノ件)中追加 (勅)第十三號(二) 一七

○ 明治三十一年勅令第九十三號(臺灣總督府判任職員任用ノ件)中改正追加 (勅)第三百七十三號(九) 五二九

○ 明治三十一年勅令第九十三號(會計検査院廳長)改正 (勅)第三百三十七號(四) 一六五

○ 明治三十年勅令第七十五號(會計検査院臨時増置ノ件)廢止 (勅)第三百三十八號(四) 一六五

○ 砲兵工廠條例改正 (勅)第五百五十九號(四) 一八七

○ 砲兵工廠條例中改正削除 (勅)第三百七十號(九) 五二七

○ 野戰砲兵ノ服制ニ關スル件 (勅)第一號(二) 一

○ 野戰砲兵ノ服制改正方 (達)陸軍第四號(二) 四

○ 要塞砲兵用力作器ヲ定メ (達)陸軍第三十七號(四) 八二

○ 在役第二年ノ豫備役砲兵輪卒ヲ勤務演習ニ召集ノ件 (省)陸軍第十五號(六) 三六八

○ 現役砲兵輪卒同職重輪卒ノ在營期限延期ノ件 (省)陸軍第二十二號(七) 三八五

○ 第五師團中一部ノ復員ヲ行ヒタル部隊ノ現役砲兵輪卒在營期限延期ノ件 (省)陸軍第四十二號(二) 八〇四

○ 砲兵工長候補生召募 (告)陸軍第四號(三) 一三九



〔砲熧〕

○三十一年式遠射野山砲砲熧廢除編纂規則

(達)陸海軍第七十三號(一〇) 三三六

〔砲術〕

○海軍砲術練習所條例中削除

(勅)第二十八號(三) 三三九

○海軍砲術練習所條例中改正削除

(勅)第二百三十號(五) 二七九

○海軍砲術練習所規則中追加

(達)海軍第十五號(三) 三三三

○海軍砲術練習所規則中改正

(達)海軍第二百二號(六) 三三四

○海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各

病院教員員數表中改正

(達)海軍第六十七號(四) 一〇九

○海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各

病院教員員數表中改正

(達)海軍第九十號(六) 二二五

〔望樓〕

○海軍望樓條例

(勅)第二百五號(五) 二五三

○海軍望樓規則制定海軍望樓軍事情報規則及海軍望樓

軍用電信取扱規則廢止

(達) 第四百四十七號(五) 三〇六

○望樓長望樓手任用試驗規則中追加

(省)海軍第八號(五) 三三四

○海軍望樓ニ於テ海軍船舶發見ノトキ通報方及附近通

過ノ船舶心得ノ件

(告)海軍第十九號(七) 六五〇

○土佐國室月崎望樓事務開始

(告)海軍第六號(三) 一六二

○日向國都井崎ニ海軍望樓設置

(告)海軍第十二號(六) 四二五

○日向國都井崎海軍望樓事務開始

(告)海軍第二十七號(一) 八八三

○大隅國普通附及陸軍國天狗鼻ニ海軍望樓設置

(告)海軍第十三號(七) 五〇五

○大隅國普通附海軍望樓事務開始

(告)海軍第十四號(七) 五〇六

○陸軍國天狗鼻海軍望樓事務開始

(告)海軍第十八號(八) 五六三

○陸軍國天狗鼻海軍望樓設置

(告)海軍第二十一號(七) 六五一

〔防禦〕

○陸軍國防用防禦營造物圖書取扱規則第二條中追加

(達)陸海軍第六十四號(五) 一八六

○國防用防禦營造物出入規則中改正追加

(達)陸海軍第六十五號(五) 一八七

○明治三十三年告示第七號(陸軍防禦營造物地帶ノ件)

(告)陸軍第十三號(七) 五〇五

○陸軍國大湊ニ於ケル海軍防禦營造物ノ地帶區域ノ

件

(告)海軍第二十五號(二) 八八一

〔傍聽〕

○明治三十三年省令第四十九號(北海道區制ニ依ル會

議及傍聽ノ紀律並取締ニ關スル規則ノ件)中追加

(省)內務第二十四號(五) 三三四

〔訪問〕

○海軍訪問規則改正

(達)海軍第七十號(四) 一三三

〔包裝〕

○郵便物包裝規定

(告)逓信第三百四十六號(九) 七二〇

〔報酬〕

○電信法ニ依ル損害賠償及報酬ノ請求ニ關スル件

(省)逓信第五十八號(九) 七二二

○電信法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求申出方

(省)逓信第八十九號(一〇) 一一四

○郵便法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求申出方

(省)逓信第八十四號(一〇) 一一三

〔報告〕

○府縣監獄所屬物件處分後報告ノ件

(省)內務第一號(一) 一

○出納官吏保管現金亡失ノトキ辨償ヲ命シタルトキ及

私訴提起ノトキ報告ノ件

(勅)內務第二十二號(六) 二四二

○明治三十三年省令第三十九號(土木監督署ヲ經由セ

シタル稟報報告等ノ件)中追加

(勅)內務第二十四號(七) 二六九

○明治三十二年省令第三十九號(土木監督署ヲ經由セ

シタル稟報報告等ノ件)中改正

(勅)內務第三十一號(二) 三五六

○明治三十二年省令第十九號(工場ニ於ケル履傷届出

並警察官吏臨檢及職工數患者數報告ノ件)中改正追加

(勅)內務第三十二號(三) 三六一

○明治三十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依

除

(達)陸海軍第七號(一) 一四九

○明治三十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依

除

(達)陸海軍第七號(一) 一四九

○明治三十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依

除

(達)陸海軍第八十二號(五) 一九四

明治三十三年 索引

八 (包裝) (報酬) (報告)



○艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正加除 (達)海軍第三十六號(三) 六一  
 ○供託法ニ依リ指定ノ倉庫營業者ノ定款規則等提出報告ノ件 (訓)司法第二號(八) 二八  
 ○明治三十二年訓令第五號(登錄稅及手数料報告様式)中追加 (訓)司法第七號(三) 三八二  
 ○監獄ニ關スル報告中統計小票調製方ノ件 (訓)司法第四號(一〇) 三三五  
 ○明治十九年省令第二十號(學事ニ關スル廳府縣令中報ノ件)中追加 (省)文部第十七號(一〇) 七六四  
 ○林野整理支局統計報告調製手續 (訓)農商務第十四號(四) 二二三  
 ○造林成績表報告様式 (訓)農商務第三十號(八) 二八九  
 ○工場ノ災害事故ニ關スル報告ノ件 (訓)農商務第三十一號(九) 二九七  
 ○私設鐵道工程報告様式 (告)逓信第四百六號(一〇) 八八八  
 ○私設鐵道營業報告様式 (告)逓信第四百八號(一〇) 八三三  
 ○明治二十二年訓令第一號(每年末西洋形船舶長以下現員報告様式)廢止 (訓)逓信第二號(七) 二七二  
 (馬匹)  
 ○馬匹ノ輸出禁止ノ件 (勅)第二百九十四號(七) 三三六  
 ○馬匹ノ輸出禁止 (省)大藏第二十六號(七) 三八一  
 ○馬匹調査及検査施行規則中追加 (省)陸軍第十六號(六) 三四九  
 ○馬匹調査及検査施行規則第十條改正 (省)陸軍第四十號(一) 八〇四  
 ○馬匹徵發事務細則第二十九條中追加 (省)陸軍第二十七號(九) 六三三  
 ○馬匹徵發事務細則附表改正 (省)陸軍第三十二號(一〇) 七六〇  
 ○陸軍馬匹名簿規則中改正加除 (達)陸軍第六十六號(六) 二二三  
 ○軍馬補充及育成規則ヲ改正シ馬匹補充及育成規則トス (達)陸軍第九十三號(九) 二九五  
 ○馬匹取扱規則第三條中改正 (達)陸軍第八十四號(八) 二八二  
 ○復員部隊ノ馬匹取扱規則 (達)陸軍第九十九號(九) 二九九  
 ○陸軍馬匹傳染病豫防規則改正 (達)陸軍第五十四號(五) 一七二  
 (馬術)  
 ○馬術教練改正 (達)陸軍第二百二十四號(三) 三五三  
 (葉煙草)  
 ○法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件 (法)第五十二號(三) 一〇六  
 ○明治三十二年法律第九十八號(葉煙草專賣法)ノ犯事件ニ關スル件改正 (法)第六十八號(三) 一六六  
 ○明治三十三年法律第六十八號施行ニ就キ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (勅)第五十三號(三) 七四  
 ○葉煙草專賣資金會計規則第五條中追加 (勅)第六號(二) 九  
 ○葉煙草耕作地區域ニ關スル件 (勅)第三百九十六號(二) 五五七

○明治三十三年產葉煙草賠償金ノ件 (告)大藏第十三號(三) 一一〇  
 ○葉煙草出納順序中追加 (訓)大藏第四十六號(五) 二二二  
 ○葉煙草出納順序第十條中創除 (訓)大藏第六十一號(一〇) 三三四  
 ○葉煙草專賣資金歲入收入未済額等整理方 (訓)大藏第五號(三) 三三〇  
 (葉書)  
 ○參議封緘葉書及壹圓五厘郵便切手發行 (省)逓信第五十二號(九) 七〇四  
 ○郵便規則第十八條私製葉書ノ製式 (告)逓信第三百五十八號(九) 七七七  
 ○私製葉書ノ紙質ニ關スル件 (告)逓信第三百九十七號(一〇) 八二六  
 (佩劍佩用)  
 ○陸軍中央及地方幼年學校生徒佩劍帶革制式 (達)陸軍第三十六號(四) 八一  
 ○陸軍地方幼年學校生徒ニ村田連發銃劍ヲ佩用セシム (達)陸軍第四十三號(四) 八五  
 ○准士官ノ刀ノ帶正續ノ刀緒ハ姑ク從來ノモノ佩用 (達)陸軍第一百一號(九) 三〇四  
 (背囊)  
 ○見習士官相當官及士官勤務修習中ノ士官候補生ノ背囊携帶細則ヲ士官ト同一トス(達)陸軍第九十七號(九) 二九八  
 (配置)  
 ○稅關及稅務管理局收入官吏配置方 (訓)大藏第十六號(四) 八六  
 ○明治二十六年訓令第五十號(收入官吏配置方)改正 (訓)大藏第十八號(四) 八八  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三號(三) 五五  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第五號(四) 一一五  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第六號(四) 一二五  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第七號(四) 一二五  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第八號(五) 一三〇  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十三號(五) 一三三  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十七號(六) 一五〇  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十號(七) 一八三  
 ○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十三號(八) 四四三



- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十五號(八) 四四五
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三十三號(一〇) 七六一
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三十四號(二) 七九五
- 明治三十年遼東第七十一號(海軍省兵曹長同相當官配置ノ件)廢止 (達)海軍第七十六號(五) 一八九
- 〔配達〕
- 配達證明郵便規則廢止 (省)逓信第四十二號(九) 六三一
- 電報配達人ニ電報差出方ヲ依頼スル規程廢止 (省)逓信第四十六號(九) 六六四
- 略號登記料配達先登記料局渡料ノ金額及其ノ納付手續 (省)逓信第四十七號(九) 六九二
- 臺灣島内ニ於ケル電報別使配達料ノ件 (省)逓信第六十三號(九) 七二四
- 電報ノ別使配達料金 (臺府)第八十八號(一〇) 一一四
- 臺灣島内ニ於ケル郵便物別使配達料金ノ件 (省)逓信第六十八號(九) 七二九
- 別配達郵便物ノ料金 (臺府)第七十六號(一〇) 一〇七
- 電信爲替ノ別配達ニ關スル件 (臺府)第八十三號(一〇) 一一三
- 淡水橋樑大稻埕間製茶配達取扱開始 (省)臺灣總督府第四十八號(六) 四九七
- 東海道線原、柏原、醒ヶ井驛ニ於テ鐵道小荷物ノ配達開始 (省)逓信第三百七十八號(七) 五二四
- 在韓國本邦郵便及電信局別使配達電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件ヲ定メ明治二十八年告示第八號(韓國濟物浦碇泊ノ船艦ヘ宛テタル電報別使配達料ノ件)ヲ廢ス (省)逓信第六十三號(四) 三〇四
- 攝津國吹田鐵道停車場電信取扱所別使及直配達取扱廢止 (省)逓信第五百五號(三) 九五八
- 尾張國彌富及蟹江鐵道停車場電信取扱所公衆電報直配達取扱廢止 (省)逓信第五十八號(三) 一〇四
- 尾張國大高鐵道停車場電信取扱所直配達區域改定別使配達ノ取扱廢止 (省)逓信第三百八十一號(九) 七三八
- 遠江國舞坂鐵道停車場電信取扱所別使及直配達ノ取扱廢止 (省)逓信第三百二十五號(九) 六二六
- 駿河國樽津鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ別使及直配達取扱廢止 (省)逓信第八十一號(三) 一一二
- 信濃國大屋鐵道停車場電信取扱所別使及直配達取扱廢止 (省)逓信第四百二十四號(一〇) 八四五
- 陸中國日詰鐵道停車場電信取扱所電報直配達區域改定別使配達取扱廢止 (省)逓信第六十號(三) 一〇四
- 周防國三田尻鐵道停車場電信取扱所電報直配達區域改定 (省)逓信第二百三十五號(六) 四九二
- 廣國警備道寺鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ別使及直配達取扱廢止 (省)逓信第五十一號(三) 一〇一

- 豐前國後藤寺鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ別使及直配達取扱廢止 (省)逓信第二百二號(三) 一九四
- 後志國小樽郵便電信局電報直配達區域 (省)逓信第三百四十三號(九) 七〇一
- 石狩國清真布鐵道停車場電信取扱所直配達取扱廢止 (省)逓信第五百二號(三) 九五七
- 〔配賦〕
- 稅關經費配賦取扱順序中改正追加 (訓)大藏第六號(三) 三三
- 〔配當〕
- 明治三十二年省令第十七號(府縣會議員ノ配當ニ關スル件)第一條中改正 (省)內務第三號(三) 二七
- 明治三十二年省令第十八號(郡會議員ノ配當ニ關スル件)第一條中改正 (省)內務第四號(三) 二七
- 北海道廳及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル規程 (省)文部第三號(三) 三三
- 北海道廳及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル件 (訓)文部第二號(三) 六
- 小學校教科用書配當案 (臺府)第二十九號(四) 四〇
- 買賣(賣却)○ツノ部賣下、賣却賣拂ノ項參看
- 政府ノ工事又ハ物件ノ購入ニ關スル指名競争ノ件 (勅)第二百八十號(六) 三三五
- 大日本帝國政府五分利公債買入規則ノ件 (省)大藏第十五號(四) 二五九
- 大林區署ニ於ケル工事及物件ノ賣買貸借ニ係ル契約擔任官吏ノ件ヲ定メ明治二十四年訓令第二十四號(同件)ヲ廢ス (訓)農商務第二號(二) 四
- 外國人ニ對シ土地賣渡讓與交換ノ場合等ニ關スル規則廢止 (臺府)第二號(三) 三
- 糧食賣渡價格及場所ノ件 (省)臺灣總督府第二十五號(四) 三〇八
- 物品購買賣却規則第三十六條中改正 (省)海軍第二十九號(二) 八八三
- 雜役船并還納及賣却手續中改正 (達)海軍第五百一十一號(九) 三二〇
- 明治二十四年遼東第八十八號(演習費支辨ニ係ル物品ノ出納及貯藏賣却處分)廢止 (達)海軍第六十四號(一〇) 三四五
- 〔買賣〕
- 賣却規則中改正追加 (法)第十四號(三) 一四
- 〔賠償〕
- 府縣出納吏及郡出納吏ノ身元保證並賠償責任ニ關スル件 (勅)第二百四十八號(五) 二九五
- 出納官吏保管現金亡失ノトキ、賠償ヲ命ジタルトキ及私訴提起ノトキ報告ノ件 (訓)內務第二十二號(六) 二四二



○明治三十三年 產業煙草賠償金ノ件 (告)大藏第十三號(三) 一三〇

○明治二十五年勅令第五十七號(小包郵便物ノ郵便料 保險料賠償金額容積重量及價額登記制限)廢止 (勅)第三百五十四號(九) 四四四

○電信法ニ依ル損害賠償及報酬ノ請求ニ關スル件 (省)逓信第五十八號(九) 七二二

○郵便法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求申出方 (省)逓信第五十八號(九) 七二二

○電信法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求申出方 (省)逓信第五十八號(九) 七二二

○明治三十二年告示第五十二號(輸入外國產食鹽賠償 金額)廢止 (告)臺灣總督府第十三號(三) 一一八

○食鹽賠償金額 (告)臺灣總督府第四十二號(五) 四二五

○明治三十二年告示第六十九號(糧食及糧食油賠償金 額)中改正 (告)臺灣總督府第六十三號(七) 五五二

○法令全書及職員錄ノ販賣ニ關スル件制定明治三十一年 閣令第二號(直賣ニ係ル法令全書及職員錄ノ郵便 稅前納ノ件)廢止 (閣)第一號(三) 一

○白鹽賣捌定價ノ件中改正 (告)臺灣總督府第二十號(三) 二三八

幕僚

○臺灣總督府陸軍幕僚佐尉官臨時臺灣土地調查局高等 文官兼任ノ場合ニ於ケル條給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(七) 三四五

○臺灣總督府海軍幕僚附任文官ノ轉任又ハ轉勤ニ關 スル件 (勅)第三百三十四號(六) 四〇四

○臺灣總督府海軍幕僚附任文官他ニ轉任再任又ハ轉 勤ノ場合ニ於ケル條給ニ關スル件制定明治三十年勅 令第三百九十一號(同件)廢止 (勅)第三百三十五號(六) 四〇四

爆裂物

○輕氣球上又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ 投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル 宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六四八

○發賣、頒布 (出版物ノ發賣頒布禁止ハシノ部 出版ノ項ニ並ス) (拂下、拂戻)

○製鐵所ノ鐵山採掘及煉炭製造ノ請負並不用生産物拂 下隨意契約ノ件 (勅)第三十九號(三) 五二

○明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下 定價ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第十號(三) 一一八

○明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下 定價ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第二十四號(四) 三〇八

○明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下 定價ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第五十一號(七) 五七七

○明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下 定價ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第六十七號(八) 六二八

○明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下 定價ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第七十七號(三) 九八〇

○外國郵便爲替規則制定明治二十七年省令第四號(失 效用ノ外國郵便爲替本邦ニ返送シ來リタルモノノ拂戻 ニ關スル件)廢止 (省)逓信第五十七號(九) 七二二

派遣

○第五師團ヨリ臺灣へ派遣中ノ准士官下士兵半服役延 期 (省)陸軍第三十八號(二) 七九九

○清國ニ派遣諸部隊ノ士官缺員補充ノ件 (達)陸軍第七十九號(七) 二六九

○明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦 軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)施行ノ件 (告)逓信第二百五十一號(六) 四九六

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ 差出ス公用郵便物ニ記號方ノ件 (告)逓信第二百五十九號(七) 五二五

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬宛郵便物ニ記號 方ノ件 (告)逓信第二百五十二號(六) 四九六

○清國派遣ノ軍隊其他海軍所屬ノ軍術軍人軍屬宛郵便 物ニ記號方ノ件 (告)逓信第三百八十二號(六) 七三八

○蕃地ニ關スル件 (律)第七號(三) 七

○罰金及追徴ニ係ル上告豫納金廢止 (法)第二十七號(三) 三五

○河川法ニ依ル罰則ノ件 (勅)第四百四十八號(四) 一七二

犯則、犯罪

○間接國稅犯則者處分法改正 (法)第六十七號(三) 一六三

○間接國稅犯則者處分法施行規則 (勅)第五十二號(三) 七一

○間接國稅犯則者處分法施行ニ就キ心得方ノ件 (訓)大藏第八號(三) 三三

○法人ニ於テ租稅及乘煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場 合ニ關スル件 (法)第五十二號(三) 一〇六

○明治三十二年法律第九十八號(乘煙草專賣法違犯 事件ニ關スル件) (法)第六十八號(三) 一六六

○明治三十三年法律第六十八號施行ニ就キ間接國稅犯 則者處分法施行規則ヲ準用ス (勅)第五十三號(三) 七四

○鐵道營業法制定 鐵道略則、鐵道犯罪罰則及明治十六 年第二十三號布告(鐵道略則及鐵道犯罪罰則例ヲ私設 鐵道ニ適用ノ件)廢止 (法)第六十五號(三) 一五五



二ノ部

[日誌]

○航海日誌取扱及記帳心得第七條改正

(達)海軍第十號(三) 一九

[日誌宗]

○日誌宗當士派ノ獨立許可

(告)内務第八十三號(九) 六三二

[人夫]

○製鐵所ニ於ケル職工人夫雇傭ノ讀員ニ關スル隨意契約ノ件

(勅)第四百號(二) 五九一

○職工人夫給與規則改正

(達)海軍第二號(二) 八

○煙包器補工位題包夫服業時間表中改正

(達)海軍第二十一號(三) 二六

[任用]

○内閣書記官長及各省官房長ノ任用及分限ニ關スル件

(勅)第六十二號(四) 一九六

○領軍官特別任用令中改正削除

(勅)第三百七十一號(九) 五八

○稅關事務官補職及監吏特別任用令第四條中追加

(勅)第十號(二) 一一

○臨時秩祿處分調査局事務官特別任用ノ件

(勅)第二百五號(三) 一四六

○帝國圖書館長司書官及司書任用ノ件

(勅)第三百三十八號(八) 四〇八

○海員審判所職員定員及任用令中改正追加

(勅)第八十二號(五) 二二三

○鐵道事務官補任用ノ件

(勅)第二百四十七號(五) 二九五

○臺灣總督府文官特別任用令ニ依リ任用セラレタル文官ノ同一官職ニ限リ轉任スルヲ得ルノ件

(勅)第十五號(二) 一八

○臺灣總督府國語學校長任用ニ關スル件

(勅)第二百九十一號(七) 三三四

○臺灣總督府國語學校舎監任用ノ件

(勅)第三百九號(七) 五九七

○明治三十三年勅令第二百四十八號(臺灣總督府事務官特別任用ノ件)中改正

(勅)第三百四號(七) 五五〇

○臺灣總督府海港檢疫官特別任用ノ件

(勅)第二百十號(三) 一四三

○臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令

(勅)第三百三十三號(八) 四〇五

○明治三十一年勅令第九十三號(臺灣總督府判任職員任用ノ件)中追加

(勅)第十三號(二) 一七

○明治三十一年勅令第九十三號(臺灣總督府判任職員任用ノ件)中改正追加

(勅)第三百七十三號(九) 五二九

○臺灣總督府警察官及司獄官練習所舎監任用ノ件

(勅)第三百十號(七) 三五七

○臺灣總督府醫部監獄書記看守長特別任用ノ件

(勅)第十四號(二) 一七

○臺灣總督府醫部監獄書記看守長特別任用ノ件

(勅)第三百七十二號(九) 五二九

○明治三十二年勅令第三號(醫視特別任用ノ件)中削除

(勅)第二百四十五號(五) 二九四

○豫備役後備役ノ見習士官同相當官ヲ本官ニ任用ノ件

(勅)第二百四十六號(五) 二九四

○海軍上長士官任用進級取扱規則中改正

(達)陸軍第十一號(一〇) 三三四

○海軍准士官下士任用進級條例第十四條中改正

(達)海軍第九十三號(六) 二二七

○海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正

(勅)第二百六十四號(六) 三三二

○海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正

(達)海軍第十號(六) 三三二

○海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正

(達)海軍第三十八號(三) 六五

○三等卒以上ノ任用進級試驗施行規則中改正

(達)海軍第九號(六) 三三二

○三等卒以上ノ任用進級試驗施行規則中改正

(達)海軍第二十九號(三) 五三



- 縣立山形縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百二十八號(四)二七五
- 明治三十一年告示第三十一號(縣立山口縣農學校第一等農學校)ヲ文官任用令ニ依リ認定(中加除) (告)文部第百三十五號(四)二七七
- 熊本縣立熊本縣第一農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百三十八號(四)二七八
- 明治三十二年告示第七號(官立水産講習所講習科)ヲ文官任用令ニ依リ認定(中加除) (告)文部第百四十一號(五)三三一
- 縣立島根縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百六十四號(六)四三三
- 縣立島根縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百六十九號(七)五〇八
- 明治三十一年告示第二十五號(縣立佐賀縣工業學校木工科)ヲ文官任用令ニ依リ認定(中加除) (告)文部第百七十七號(八)五六六
- 長野縣縣立小縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百七十九號(八)五六七
- 縣立岐阜縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百二十九號(二)八八五
- 官立臺灣總督府國語學校及同校第二附屬學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百九十三號(四)二六八
- 臺灣總督府警察官及司獄官講習所ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百七十三號(七)五〇九
- 認可認定 ○ 學校ノ設置開校等ノ認可並文官任用令(徵兵令等)ニ依リ認定ハカノ部學校其他ノ項ニ載ス
- 第三種郵便物認可規則制定従前ノ同規則並抵觸スル規定廢止 (省)逓信第七十三號(九)七三三
- 入校入學 ○ 陸軍野戰砲兵射擊學校(臨時學生)ヲ入校セシムルノ件 (勅)第百四十三號(八)四一三
- 要塞砲兵射擊學校學生入校期ノ件 (逓)陸軍第三十三號(四)八〇
- 陸軍砲工學校以下學校學生並生徒入學時期改正 (逓)陸軍第八十五號(八)二八二
- 理科大學陸軍員外學生入學期ノ件 (逓)陸軍第百十九號(二)三五〇
- 明治三十三年經理學校(入校セシムル)ニ監督學生ノ人員 (逓)陸軍第二十三號(三)四七
- 明治三十三年經理學校(入校セシムル)ニ監督學生ノ人員改正 (逓)陸軍第百二十三號(三)三五三
- 近衛海軍入營兵集合地ノ件 (省)陸軍第三十七號(二)七九

ホノ部

〔北海道〕

- 北海道廳官制第八條第九條中改正 (勅)第百四十九號(三)六〇
- 北海道廳官制第七條中追加 (勅)第百六十一號(六)三二〇
- 北海道廳官制中改正追加 (勅)第百二十三號(八)三九七
- 北海道廳鐵道審記試驗規則第七條中削除 (省)內務第百四十五號(二)七五〇
- 北海道鐵道用品供給競争資格ノ件 (省)內務第百三十二號(六)三三二
- 外國ニ於テ製作ヲ要スル北海道鐵道用品供給競争者資格ノ件 (省)內務第百三十三號(六)三三三
- 北海道鐵道工事請負競争者資格ノ件 (省)內務第百四十九號(三)八一九
- 北海道一級町村制中改正追加 (勅)第百五十一號(三)六二二
- 北海道一級町村制實施地指定 (省)內務第百十九號(五)三二〇
- 北海道一級町村制實施ニ就キ事務取扱方ノ件 (省)內務第百二十三號(五)三二三
- 北海道一級町村公民名簿職ヲ擔任セスルハ執行セサル者處分方ノ件 (省)內務第百二十七號(五)三二五
- 北海道區制施行ニ就キ必要事項ニ關スル件 (省)內務第百八號(三)四〇
- 明治三十三年省令第八號(北海道區制施行ニ就キ必要事項ニ關スル件)中追加 (省)內務第百四十二號(九)六二二
- 明治三十二年省令第四十九號(北海道區制ニ依リ會議及傍聽ノ紀律並取締ニ關スル規則)中追加 (省)內務第百二十四號(五)三三四
- 明治三十二年告示第九十六號(北海道區制第百十七條直接稅間接稅類別ノ件)中改正追加 (省)內務第百五十五號(五)三三四
- 北海道札幌函館小樽三區ニ於ケル現住人口ノ件 (省)內務第百三十五號(四)二五七
- 明治二十八年勅令第百二十六號(北海道ニ徵兵令施行ノ件)中改正追加 (勅)第百三十六號(八)四〇五
- 徵兵事務條例施行細則中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ諸件取扱方ヲ定メ明治三十一年省令第三號(同件)ヲ廢ス (省)陸軍第百三十號(一〇)七五七
- 北海道廳府縣恩給顧問醫ノ醫術上事項審査ニ關スル件 (勅)第百六十九號(六)三七七
- 北海道ニ於ケル砂金採取者臨時取締ニ要スル職員ノ件 (勅)第百八十八號(五)二二八
- 北海道廳森林監守規程中改正 (勅)第百五號(二)八
- 北海道ニ於ケル農業者ノ設立スル產業組合ニ關スル件 (勅)第百五十五號(六)三〇四
- 北海道ニ於ケル郡農會及北海道農會ヲ組織スルニ關スル件 (省)農務第百十二號(六)三七四



- 勅令第四十四號(臨時檢疫官ノ任クノ件)ノ定メ明治二十八年(勅)第九十七號(三) 二二六
- 明治二十九年拓殖省勅令第四號(北海道廳及北海道警察治監物品出納規程)廢止 (勅)內務第三十號(三) 三三三
- 明治三十一年告示第九號北海道移住民汽車汽船賃割引券中改正 (告)內務第四十六號(五) 三三一
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱方ノ件中改正 (告)內務第六十二號(六) 四三二
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱方ノ件中改正追加 (告)內務第三十號(三) 七四八
- 明治二十六年勅令第五十號(廳府縣收入官吏配置方)改正 (勅)大藏第十八號(四) 八八
- 明治二十六年勅令第七十六號(北海道廳取扱ニ係ル諸收入ニシテ收入官吏ヨリ金庫ニ拂込ム收入取扱方)中改正(勅)大藏第三十二號(四) 一〇九
- 明治二十七年勅令第三十七號(北海道ニ於テ月長又ハ水産物營業人組合納稅委員ヨリ金庫ニ拂込ム國稅金取扱方)中改正 (勅)大藏第三十四號(四) 一一〇
- 明治十九年省令第二十號(學事ニ關スル總府縣令申報ノ件)中追加 (省)文部第十七號(三) 七六四
- 北海道廳及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル規程 (省)文部第三號(三) 三三
- 北海道廳及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル件 (勅)文部第二號(三) 六
- 北海道廳沖繩縣ニ於テモ亦勅令第十號(小學校令改正並同令施行規則發布ニ關スル件)同條心得シム (勅)文部第十二號(八) 二八九
- 水難救護法ニ依リ取得ノ收入金並支出金等ノ取扱方地方長官ニ委任ノ件 (勅)遞信第二號(四) 一五五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第十九號(三) 二九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第一百八號(三) 一四〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百六號(三) 一四七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第六十五號(四) 一九八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第七十一號(四) 二〇四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第八十四號(五) 二二五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第八十六號(五) 二二六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第八十九號(五) 二二八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百四十四號(五) 二九三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百七十二號(六) 三三〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百二十七號(六) 四〇〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百二十八號(六) 四〇〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百八十六號(六) 四五六
- 地方高等官等俸給令改正沖繩縣島司年俸ノ件及府縣職學官年俸ノ件廢止 (勅)第九十三號(三) 三三三

- 神宮司廳職員官等俸給改正 (勅)第九十號(三) 一〇九
- 神宮司廳職員官等俸給中改正 (勅)第三百七十八號(五) 三三三
- 神部警備員俸給ノ件 (勅)第三百七十五號(五) 三三一
- 警察監獄學校通譯官官等俸給ノ件 (勅)第三百六號(三) 一三九
- 警察監獄學校職員俸給令中刪除 (勅)第三百七號(三) 一三九
- 臨時檢疫局職員官等俸給ノ件 (勅)第二百六十六號(六) 三二四
- 警視廳高等官俸給令改正 (勅)第二百二十二號(五) 二六九
- 警視廳高等官俸給令ニ依ル警察署長俸給區別指定 (告)內務第四十七號(五) 三三三
- 警視廳高等官俸給令ニ依ル警察署長俸給區別指定 (告)內務第六十六號(三) 七四九
- 明治二十三年省令第十七號(文官俸給ニ係ル仕拂命令仕拂請書及金額氏名表書式)中改正追加 (省)大藏第十一號(四) 九六
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方ノ件 (勅)第三百三十二號(三) 一五七
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給ノ件 (省)大藏第十九號(四) 一〇六
- 陸軍所屬特別文官俸給令表中改正追加 (勅)第四百六十六號(四) 一七一
- 海軍軍人俸給令中改正 (勅)第二百九十七號(七) 三四〇
- 海軍軍人俸給加俸支給細則中追加 (達)海軍第四百三十三號(八) 二九二
- 海軍文官進級俸給規則第五條中改正 (達)海軍第三十九號(三) 六六
- 海軍文官進級俸給規則中改正 (達)海軍第四百三十三號(八) 二九〇
- 文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中追加 (勅)第八十五號(三) 一〇三
- 帝國圖書館高等官官等俸給令 (勅)第三百二十六號(八) 三九九
- 府縣立師範學校長俸給ノ支出計算書ヲ會計検査院ニ直送ノ件 (勅)文部第三號(三) 三三
- 工業試驗所長タル技師俸給ノ件 (勅)第二百五十九號(六) 三〇九
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正追加 (法)第七十七號(三) 二二八
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正追加 (勅)第三十七號(三) 一五一
- 臺灣總督府職員官等俸給令第一條中追加 (勅)第三百三號(七) 三三〇



- 臺灣總督府職員官等俸給令追加 (勅) 第三百八號(七) 三五八
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給令第二條改正 (勅) 第三百五十八號(九) 四四八
- 明治三十一年勅令第十五號(事務署長俸給ノ件)中改正 (勅) 第三百三十三號(三) 四四六
- 臺灣總督府陸軍幕僚佐尉官臨時臺灣土地調查局高等文官兼任ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件 (勅) 第二百九十九號(七) 三四五
- 臺灣總督府海軍幕僚佐尉官他ニ轉任再任又ハ轉勤ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件制定明治三十年勅令第三百九十一號(同件)廢止 (勅) 第三百三十五號(八) 四四四
- 臺灣總督府海軍幕僚佐尉官等俸給令 (勅) 第二百二十二號(三) 一四四
- 臺灣總督府陸軍幕僚佐尉官等俸給令 (勅) 第三百六十號(九) 四四三
- 臨時臺灣基隆築港局職員官等俸給令 (勅) 第三百三十二號(八) 四四三
- 臨時臺灣土地調查局職員官等俸給令改正 (勅) 第三百四十一號(八) 四四二
- 明治二十九年勅令第六十一號(會計検査院高等官年俸ノ件)中改正 (勅) 第二百七十一號(六) 三九九
- 伊太利國皇帝ウムベルト第一世陛下崩御ニ附キ宮中喪 (告) 宮内第九號(七) 四九九
- 宮中喪問參内ノ節喪服用着方 (告) 宮内第十號(七) 四九九
- 繕工長靴工長候補生召募 (告) 陸軍第十一號(六) 四二五
- 第七師團新設歩兵聯隊ニ於ケル明治三十三年度及三十四年度ノ射擊徽章授與數 (達) 陸軍第八十號(八) 二八一
- 三十年式歩兵銃及騎銃ノ携帶豫備品証式修正 (達) 陸軍第四十六號(四) 八六
- 三十年式歩兵銃同騎銃ニ支鐵附設 (達) 陸軍第二百一十一號(二) 三五一
- 歩兵土工及破壊器具並ニ聯隊作業器具表及對馬警備隊歩兵作業器具表廢止 (達) 陸軍第二十五號(三) 四八
- 陸軍補充條例中改正追加 (勅) 第三百九十號(二) 五五一
- 陸軍現役兵ノ缺員補充ノ件 (勅) 第三百九十四號(二) 五五五
- 動員ノ際陸軍諸官衙學校及憲兵隊附屬職員補充ノ件 (勅) 第三百二十二號(七) 三五九
- 常設軍隊官衙學校ニ豫備役後備役將校准士官下士ヲ補充シタル場合ニ於ケル身分取扱ノ件 (勅) 第三百十四號(七) 三八七
- 明治三十年勅令第三百四十一號(衛戍病院附衛生部員並官衙學校附獸醫補充ノ件)中追加 (勅) 第三百九十一號(二) 五五三

- 動員ノ際陸軍諸官衙學校及憲兵隊附屬職員補充ニ就キ召集ノ手續 (達) 陸軍第九號(九) 三〇三
- 動員部隊ニ於ケル上等兵及看護手補充ノ特別 (達) 陸軍第九十四號(九) 二九七
- 清國ニ派遣諸部隊ノ士官缺員補充ノ件 (達) 陸軍第七十九號(九) 二九九
- 第一補充兵教育召集時期及日數ニ關スル件 (告) 陸軍第一號(三) 七三
- 第一補充兵役轉重輸卒教育召集ノ件 (告) 陸軍第十七號(二) 八八一
- 明治三十年省令第十六號(在郷陸軍軍人及補充兵寄留地ヨリ召集ニ應セントスル者出願方ノ件)廢止 (省) 陸軍第九號(五) 三三〇
- 陸軍豫後備役及補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管掌スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フベカラサル者取調通報ノ件ヲ定メ明治三十年訓令第七號(同件)ヲ廢ス (訓) 陸軍第一號(五) 二二三
- 軍馬補充部條例第二條中追加 (勅) 第三百八十三號(九) 四四三
- 軍馬補充及育成規則 (達) 陸軍第五十二號(五) 一七一
- 軍馬補充及育成規則ヲ改正シ馬匹補充及育成規則トス (達) 陸軍第九十三號(九) 二九五
- 軍馬補充部制路支部設置 (達) 陸軍第九十號(二) 三三四
- 東京府私立早稻田中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告) 陸軍第七十八號(三) 一六八
- 新潟縣郡立中頸城中學校及同縣町村學校組合立北浦原中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告) 文部第八十六號(三) 一七〇
- 長野縣諏訪郡立諏訪中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告) 文部第二百二十一號(二) 八八五
- 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅) 第四十五號(三) 五七
- 海軍高等武官補充條例中追加 (勅) 第三百九十二號(二) 五五四
- 海軍高等武官補充條例第五條ニ依リ府縣立醫學校指定 (告) 海軍第二十六號(二) 八八五
- 明治三十三年度出陣算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途 (勅) 第三百五十五號(四) 一八〇
- 貴族院伯爵議員補選選舉 (詔) 九月十四日(九) 一三
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔) 一月十二日(二) 一
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔) 四月二十五日(四) 七
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔) 十月二日(一〇) 一五
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔) 三月二十四日(三) 五
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔) 七月七日(七) 九
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔) 七月二十日(七) 九
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔) 八月二十五日(八) 二一
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔) 九月四日(九) 一三



○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (略)九月十二日(九) 一三	○ 高等教育會議議員補選選舉 (告)文部第九千九百九十二號(九) 六五五	(補職)	○ 陸軍參謀及高等官衙副官補職年限三關スル件 (勅)第五十六號(三) 七六	○ 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)内務第三十二號(四) 二四〇
(補助)	○ 農工銀行補助法中改正 (法)第四十一號(三) 一四三	○ 陸軍武官家計保護金取扱手續改正 (達)陸達第九十二號(三) 三三三	○ 農工銀行補助法中改正 (法)第四十一號(三) 一四三	○ 陸軍武官家計保護金取扱手續中追加 (達)陸達第九十二號(三) 三三三
○ 市町村立小學校教育費國庫補助法制定市町村立小學校教育費加修國庫補助法及小學校教育費國庫補助法廢止 (法)第六十三號(三) 一三九	○ 市町村立小學校教育費國庫補助法ニ依リ學齡兒童及就學兒童數調査方ノ件 (省)文部第八號(五) 三三七	○ 本邦漆樹ノ栽培保護獎勵ノ件 (訓)農商務第五號(三) 六	○ 國庫補助ノ砂防工事校功ノトキ公算何シ認可ヲ受ケシム (訓)内務第二十三號(七) 二六九	○ 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)内務第三十一號(四) 二四〇
○ 罹災救助基金補助交付金額ノ件 (告)大藏第七號(三) 一七五	○ 農會補助金交付規則 (省)農商務第三號(三) 七五	○ 軍法會議書類保存規程 (達)海軍第九十五號(六) 三三五	○ 郵便聯合國郵便切手類保護法廢止 (法)第五十四號(三) 一〇〇	○ 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)内務第三十二號(四) 二四〇
(保護)	○ 日英兩國間締結死亡者ノ財産保護ニ關スル條約 (勅)十二月三十日(三) 六六五	○ 保管金規則第一條中改正 (法)第十八號(三) 一九	○ 移民保護法施行細則中追加 (省)外務第一號(五) 三〇九	○ 救恤券附金ノ保管出納ニ關スル件 (勅)第三百二十九號(八) 四〇一
○ 本邦居住ノ羅馬尼亞國臣民ヲ伊太利國領事官保護ノ件 (告)外務第八號(三) 一一三		○ 出納官吏保管現金亡失ノトキ、辨償ヲ命ジタルトキ及私訴提起ノトキ報告ノ件 (訓)内務第二十二號(六) 二四二		○ 保管物取扱規程書式中改正 (省)大藏第二十八號(七) 三八一
		○ 預金保管物及供託物金庫出納事務規程書式中改正 (訓)大藏第三十六號(四) 一一〇		

○ 預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正加除 (訓)大藏第四十二號(五) 二二	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十三號(三) 一七五
○ 明治二十二年訓令第七十號(出納官吏現金取扱規則)中ノ保管金引出切符及監守證書式)中加除 (訓)大藏第三十號(四) 一〇九	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十四號(四) 二七九
○ 各縣ニ於テ下士積立金及酒保並集會所ニ係ル金銀ノ保管收支計算ニ關スル規定制定報告ノ件 (達)陸達第十七號(三) 四三	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十六號(四) 二八〇
○ 貨物保管料貨車留置料及運送中止違約金ノ件 (告)逓信第三百五十七號(九) 七六	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第三十二號(五) 三三八
○ 臺灣土地測量標保管規則 (達)府第七十四號(一〇) 一〇六	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第三十四號(五) 三三九
(保安)	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第三十五號(五) 三四〇
○ 臺灣保安規則 (律)第二十一號(三) 二五	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第三十五號(五) 三四〇
○ 保安林取扱心得改正 (訓)農商務第三十七號(一〇) 三四三	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十三號(六) 四〇二
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第八號(三) 四四	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十五號(六) 四〇四
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第十號(三) 七五	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第五十三號(六) 四〇六
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第十三號(三) 八四	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第五十五號(六) 四〇八
○ 明治三十三年告示第十三號中訂正 (告)農商務第二十二號(三) 一七三	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第五十七號(六) 四一〇
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十二號(三) 一七三	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第五十九號(七) 四一〇
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第十五號(三) 八五	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第六十三號(七) 四一九
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第十六號(三) 八六	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第六十五號(七) 四二一
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第十八號(三) 九七	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第六十八號(七) 四二四
○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十二號(三) 一七三	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第七十號(七) 四二五
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第七十二號(七) 四二七
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第七十六號(八) 四二九
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第七十七號(八) 四三〇
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第八十二號(八) 四三六
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第九十二號(九) 四六四
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第九十四號(九) 四六五
	○ 保安林編入ノ件 (告)農商務第九十九號(九) 四八一



○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百號(九)	六八五	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第十七號(三)	九七
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百五號(二)	七九	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第十九號(三)	九八
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百七號(二)	八〇〇	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第二十號(三)	一七一
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百十一號(二)	八〇三	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第二十二號(三)	一七三
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百十五號(二)	八〇四	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第二十五號(四)	二七九
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百二十三號(二)	八〇七	○ 明治三十三年告示第二十五號中訂正		
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百二十八號(二)	八〇八	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十四號(二)	八〇四
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十號(二)	八〇九	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十九號(四)	二九七
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十二號(三)	九〇三	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十號(五)	三三四
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十三號(三)	九〇三	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十一號(五)	三三六
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十四號(三)	九〇四	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十六號(五)	四〇三
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十六號(三)	九〇六	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十七號(五)	四〇三
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十七號(三)	九〇七	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十九號(五)	四〇三
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十八號(三)	九〇八	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四十二號(五)	四〇四
○ 保安林編入ノ件	(告)農商務第百三十九號(三)	九〇九	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四十四號(六)	四〇五
○ 明治三十三年告示第四十七號(保安林解除ノ件)中訂正			○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四十七號(六)	四〇七
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十二號(二)	八〇二	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四十九號(六)	四〇七
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四號(二)	二二	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十一號(六)	四〇五
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百六號(二)	二八	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十二號(六)	四〇六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百九號(二)	四七	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十六號(六)	四〇六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十一號(三)	八〇	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十八號(六)	四〇六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十二號(三)	八二	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百六十號(七)	五〇三
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十四號(三)	八五			

○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百一號(九)	六八六	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百一號(九)	六八六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三號(二)	七七二	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三號(二)	七七二
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四號(二)	七八六	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四號(二)	七八六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百六號(二)	八〇〇	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百六號(二)	八〇〇
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百八號(二)	八〇〇	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百八號(二)	八〇〇
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百九號(二)	八〇一	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百九號(二)	八〇一
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十三號(二)	八〇三	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十三號(二)	八〇三
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十六號(二)	八〇四	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十六號(二)	八〇四
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十八號(二)	八〇五	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百十八號(二)	八〇五
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十號(二)	八〇六	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十號(二)	八〇六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十一號(二)	八〇六	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十一號(二)	八〇六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十二號(二)	八〇七	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十二號(二)	八〇七
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十七號(二)	八八八	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十七號(二)	八八八
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十五號(三)	九二六	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十五號(三)	九二六
○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四十二號(三)	九四二	○ 保安林解除ノ件	(告)農商務第百四十二號(三)	九四二

○ 明治二十五年勅令第五十七號(小包郵便物ノ郵便料  
 保險料賠償金額容積重量及假額登記制限)廢止  
 (勅)第三百五十四號(五) 四四四  
 (法)第六十九號(三) 一六七



- 保險業法施行規則制定不助產登記法施行細則廢止 (省)司法第三十五號(九) 六二七
- 相互保險會社登記取扱手續 (省)司法第十八號(六) 三六一
- 相互保險會社登記取扱手續追加 (省)司法第三十五號(九) 六二七
- 相互保險會社登記簿ノ謄本抄本ノ交付請求等ニ關スル手數料ノ件 (省)司法第十九號(六) 三六六
- 相互保險會社ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省)司法第二十三號(七) 三六九
- 外國保險會社ニ關スル件 (勅)第三百八十號(九) 五三六
- 外國保險會社ニ關スル件 (省)農商務第十九號(一〇) 七六四
- 外國相互保險會社登記簿ノ謄本抄本ノ交付請求等ニ關スル手數料ノ件 (省)司法第三十六號(九) 六三八
- 外國相互保險會社ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省)司法第三十八號(一〇) 七六三
- 在東京市中央火災保險株式會社ニ對シ新約停止 (省)農商務第四百四十四號(三) 九四三
- 在東京市內國火災保險株式會社ニ對シ新約停止 (省)農商務第四百四十五號(三) 九四四
- 在東京市帝國火災保險株式會社ニ對シ新約停止 (省)農商務第四百二十六號(二) 八八六
- 在東京市佛敎生命保險株式會社ニ對シ新約停止 (省)農商務第四百二十四號(二) 八八六
- 在大阪市大東生命保險株式會社ニ對シ新約停止 (省)農商務第四百二十五號(二) 八八八
- 保險會社ニ關スル細則 (省)府)第三十三號(三) 二二五
- 保險業法施行規則制定保險會社ニ關スル細則廢止 (省)府)第五十八號(八) 七七
- 外國保險會社ニ關スル件 (省)府)第五百五號(二) 一三五
- 相互保險會社登記ニ關スル取扱手續ノ件 (省)府)第十六號(三) 一四五
- 相互保險會社及外國保險會社登記簿ノ謄本抄本等手數料ノ件 (省)府)第十七號(三) 一四五
- 府縣出納吏及郡出納吏ノ身元保證或賠償責任ニ關スル件 (勅)第二百四十八號(五) 二九五
- 大藏省所管出納官吏身元保證金取扱規程制定明治三十二年勅令第五十號(同件)廢止 (勅)大藏第六十三號(三) 三六二
- 出納官吏身元保證金代用公債證書ノ價格 (達)陸軍第五十七號(五) 一七八
- 清國事件ニ關シ軍需品ノ調達者契約保證金免除ノ件 (達)陸軍第七十號(六) 二二四
- 度量衡器製作修理販賣ニ就キ要スル身元保證金ニ關シ債券使用ノ件 (省)農商務第二十七號(四) 二八二
- 新明紙發行ノ保證金ニ關スル規程 (省)府)第九號(三) 一七一

〔募集〕

- 明治三十一年省令第六號(神社寺院及佛堂ニ於ケル參拜、觀覽料金ノ徵收並寄付金ノ募集ニ就キ取締ノ件)中改正追加 (省)內務第三十八號(八) 四九
- 高等師範學校生徒募集規則中改正追加 (省)文部第三號(二) 二五
- 女子高等師範學校生徒募集規則第四條削除 (省)文部第六號(三) 七四
- 明治三十三年度工業教員養成所生徒募集員數 (省)文部第一號(二) 九
- 明治三十四年度工業教員養成所生徒募集員數 (省)文部第二十三號(二) 九一八
- 明治三十三年度學費補助ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (省)文部第十五號(二) 一七
- 明治三十四年度學費補助ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (省)文部第二十三號(二) 九一八
- 明治三十三年募集スヘキ軍役志願者ノ員數 (省)臺灣總督府第六十四號(六) 六二七
- 種馬牧場及種馬所官制第十三條中改正 (勅)第七十三號(三) 八九
- 種馬牧場及種馬所處務規程中改正 (勅)農商務第二十六號(六) 二六六

- 種牛牧場官制 (勅)第八十八號(三) 一〇七
- 種牛牧場處務規程 (勅)農商務第二十三號(六) 二六三
- 廣島縣七塚種牛牧場設置 (省)農商務第三十八號(五) 四〇三

〔白耳義〕

- 日本帝國コンゴ獨立國間修好及居住ニ關スル宣言 (勅)七月二十四日(七) 三九二

〔辨務署〕

- 明治三十一年勅令第十五號(辨務署長俸給ノ件)中改正 (勅)第三十三號(三) 四六
- 辨務署名稱位置及管轄區域中改正 (省)府)第三十號(四) 四一
- 辨務署名稱位置及管轄區域中改正 (省)府)第六十四號(九) 一〇一
- 辨務署名稱位置及管轄區域中改正 (省)府)第七十二號(一〇) 一〇五
- 辨務署名稱位置及管轄區域中改正 (省)府)第百十四號(三) 一四五
- 辯護士法第十二條削除 (法)第十六號(三) 一七
- 辯護士規則 (省)府)第五號(三) 六
- 辯護士名簿登錄規則 (省)府)第五號(三) 六
- 辯護士職服規程 (省)府)第六號(三) 八



[兵曹]

- 明治三十年逡第百七十一號(海軍省兵曹長同相當官配置ノ件)廢止 (達)海軍第七十六號(五) 一八九
- 二等兵曹三等兵曹及水兵其他制服アルモノ、帽徽章ニ配スル名稱ノ件 (達)海軍第九十四號(六) 三三〇
- [兵卒]○カノ部下士卒ノ項ニ載ス

[兵籍]

- 陸軍兵籍規則第八條中追加 (告)陸軍第三十五號(二) 七九五

[兵器]

- 陸軍兵器廠條例 (勅)第百五十八號(四) 一八六
- 陸軍兵器廠條例改正 (勅)第百六十號(四) 一九〇
- 秋田濱田及久留米兵器分廠開辦 (達)陸軍第二十九號(四) 七九
- 下ノ關及由真築城部支部並兵器支廠ノ地位改正 (達)陸軍第三十八號(四) 八二
- 兵器取扱規則中改正加除 (達)陸軍第二十號(三) 四一
- 兵器取扱規則中改正 (達)陸軍第六十二號(五) 一八五
- 兵器取扱規則中改正 (達)陸軍第八十三號(六) 二八二
- 兵器取扱規則中追加 (達)陸軍第百四號(二〇) 三二六
- 兵器取扱規則中改正 (達)陸軍第百九號(二〇) 三三四
- 兵器取扱規則表中改正加除 (達)陸軍第百二十七號(二二) 三五四

海軍兵器廠條例

- 海軍兵器廠條例 (勅)第百三十三號(五) 二五〇
- 海軍兵器廠條例第六條中改正 (勅)第百八十六號(六) 三三九
- 海軍兵器造修供給規則中改正削除 (達)海軍第五十六號(四) 九四
- 明治三十一年逡第七十九號(鐵守府兵器部工場海軍造船廠及造兵廠勤務時間並職工服業時間表)中改正追加 (達)海軍第五號(二) 一三
- 鐵守府兵器部工場海軍造船廠造兵廠及海軍下瀬火藥製造所勤務時間並職工服業時間表中加除 (達)海軍第二十八號(三) 五三

明治二十三年逡第百三十三號(造船材料資金ニテ購買セル材料ヲ以テ兵器艦艇機器等製作ノ件)廢止

- (達)海軍第四十七號(四) 八八

[兵備品]

- 兵備品出納命令官會計官吏表改正 (達)海軍第八十號(五) 一九一

[平和]

- 國際紛争平和的處理條約 (勅)十一月二十一日(二) 五九五
- 陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約 (勅)十一月二十一日(二) 六二六
- 千八百六十四年八月二十二日、ジュネヴア、條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約 (勅)十一月二十一日(二) 六三六

輕氣球上又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ

- 輕氣球上又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ、投射物及爆製物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六四八

唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書

- 唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六五二

外包硬固ナル彈丸ニシテ其外包中心ノ全部ヲ蓋包セ

- 外包硬固ナル彈丸ニシテ其外包中心ノ全部ヲ蓋包セ、ス者ハ其外包ニ被刺ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六五七

萬國平和會議最終決議書

- 萬國平和會議最終決議書 (告)外務第四十七號(二) 八六五

[標準]

- 艦艇類別標準表 (達)海軍第百二十一號(六) 二四九
- 軍艦及水雷艦艇類別等級別表改正 (達)海軍第百二十二號(六) 二五〇
- 航海標識管理所官制中改正 (勅)第百八十號(五) 二二二
- 航海標識看守業務傳習生規程第十七條中改正 (告)逡信第百八十四號(五) 四〇六

郵便切手賣下所標札交付ノ件

- 郵便切手賣下所標札交付ノ件 (逡)府第百三號(二) 一三四

[編纂]

- 三十一年式速射野(山)砲砲類履歷編纂規則 (達)陸軍第百十三號(二〇) 三三六

[バスト]○クノ部検査ノ項參看

- 臨時バスト豫防事務局官制 (勅)第四百十號(三) 六六九
- 明治三十三年逡乙第三號(バスト)流行地方ヨリ著京ノ者參内參入方ノ件(中削除) (達)官内乙第一號(三) 一七
- 明治三十三年逡乙第三號廢止 (達)官内乙第二號(三) 一七
- 大阪地方ヨリ著京ノ者參内參入差控ノ件 (達)官内乙第四號(五) 一六九
- 大阪地方バストニ就キ參入並物品等差出方ノ件 (達)官内乙第五號(五) 一六九

明治三十三年乙第五號中追加

- 和歌山縣下バスト發生ニ就キ參入並物品差出方ノ件 (達)官内乙第六號(六) 二二二
- バスト検査廢止ノ件 (達)官内乙第七號(三) 三五三
- バスト検査廢止ノ件 (達)官内乙第七號(三) 三五三

英國海峽殖民地政廳臺灣島各港ヲバスト流行地ト

- 英國海峽殖民地政廳臺灣島各港ヲバスト流行地ト、布告ス (告)逡海總督府第七十二號(九) 七四一

トノ部

- 獨逸國輸入禁止物ノ件 (告)外務第四十四號(二) 八六四

[獨逸]

- 獨逸國輸入禁止物ノ件 (告)外務第四十四號(二) 八六四



- 獨逸國(郵送)得サル物件ノ件 (告) 遞信第三百九十八號(一〇) 八二六
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (省) 遞信第七十四號(九) 七三五
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告) 遞信第三百八十四號(九) 七三八
- 獨逸大西洋電信會社獨逸國電信條約ニ加入 (告) 遞信第三百九十六號(一〇) 八二五
- モロッコ國タンゼルニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第六十八號(三) 一〇九
- ベールト及ジェルサレムニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第三百七十號(九) 七三五
- 在モロッコ國獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始ノ件 (告) 遞信第四百五十八號(二) 八九四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百四十四號(三) 九九九
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百七十七號(三) 二〇四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第二百十四號(六) 四七一
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百七十八號(三) 九四四
- 本邦ヨリ清國天津宛獨逸爲替ノ振出ヲ爲シ得ス (告) 遞信第二百四十七號(六) 四九五
- 亞細亞土耳其スミルニ於ケル獨逸郵便局振出ニ係ル郵便爲替ノ拂渡ヲ爲ス (告) 遞信第三百七十一號(九) 七三五
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (露府) 第百二號(二) 一三三
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告) 露府總督府第九十五號(二) 九〇一
- 明治三十一年告示第三十九號(獨逸ト小包郵便物ノ交換開始ノ件) 中追加 (告) 臺灣總督府第三十五號(五) 四一四
- 東宮職官制中改正 (諭) 宮内甲第一號(一) 一
- 皇太子殿下御婚儀當日休暇ノ件 (告) 宮内第二號(三) 六九
- 皇太子殿下御婚儀舉行期日 (告) 宮内第四號(四) 二九九
- 皇太子殿下御婚儀禮式及言上書式 (告) 宮内第六號(五) 三一一
- 皇太子殿下御婚儀禮式及言上書式 (諭) 宮内乙第三號(四) 七七一
- 皇太子殿下御婚儀當日休暇ノ件 (告) 內閣第二號(五) 三二二
- 皇太子殿下御婚儀當日休暇ノ件 (告) 遞信第八十一號(五) 四〇五

- 皇太子殿下御婚儀禮典紀念郵便切手發行 (省) 遞信第十二號(四) 一三四
- 皇太子殿下御婚儀禮典紀念郵便切手使用ノ件 (告) 臺灣總督府第三十九號(五) 四一五
- 國有土地建物物件付與ニ關スル件 (勅) 第二百七十九號(六) 三三四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八號(一) 三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第二十三號(三) 一三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第二十六號(三) 一三四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第四十四號(五) 三三一
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第七十號(七) 五〇二
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八十號(九) 六三〇
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八十六號(九) 六三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八十九號(九) 六三八
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スル土地指定 (告) 內務第四十五號(五) 三三一
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スル土地指定 (告) 內務第八十七號(九) 六三六
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スル土地指定 (告) 內務第九十號(九) 六四三
- 土地整理規則施行細則第三條中追加 (省) 大藏第二號(一) 二
- 土地整理規則施行細則中追加 (省) 大藏第二十七號(七) 三八一
- 關稅法施行規則ニ依ル稅關所屬ノ土地建物使用料ノ件 (省) 大藏第三十七號(三) 八三三
- 獨逸國(郵送)得サル物件ノ件 (告) 遞信第三百九十八號(一〇) 八二六
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (省) 遞信第七十四號(九) 七三五
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告) 遞信第三百八十四號(九) 七三八
- 獨逸大西洋電信會社獨逸國電信條約ニ加入 (告) 遞信第三百九十六號(一〇) 八二五
- モロッコ國タンゼルニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第六十八號(三) 一〇九
- ベールト及ジェルサレムニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告) 遞信第三百七十號(九) 七三五
- 在モロッコ國獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始ノ件 (告) 遞信第四百五十八號(二) 八九四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百四十四號(三) 九九九
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百七十七號(三) 二〇四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第二百十四號(六) 四七一
- 明治三十一年告示第二百三十六號(獨逸保護國ト郵便爲替直接交換ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百七十八號(三) 九四四
- 本邦ヨリ清國天津宛獨逸爲替ノ振出ヲ爲シ得ス (告) 遞信第二百四十七號(六) 四九五
- 亞細亞土耳其スミルニ於ケル獨逸郵便局振出ニ係ル郵便爲替ノ拂渡ヲ爲ス (告) 遞信第三百七十一號(九) 七三五
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (露府) 第百二號(二) 一三三
- 船積積互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告) 露府總督府第九十五號(二) 九〇一
- 明治三十一年告示第三十九號(獨逸ト小包郵便物ノ交換開始ノ件) 中追加 (告) 臺灣總督府第三十五號(五) 四一四
- 東宮職官制中改正 (諭) 宮内甲第一號(一) 一
- 皇太子殿下御婚儀當日休暇ノ件 (告) 宮内第二號(三) 六九
- 皇太子殿下御婚儀舉行期日 (告) 宮内第四號(四) 二九九
- 皇太子殿下御婚儀禮式及言上書式 (告) 宮内第六號(五) 三一一
- 皇太子殿下御婚儀禮式及言上書式 (諭) 宮内乙第三號(四) 七七一
- 皇太子殿下御婚儀當日休暇ノ件 (告) 內閣第二號(五) 三二二
- 皇太子殿下御婚儀當日休暇ノ件 (告) 遞信第八十一號(五) 四〇五
- 皇太子殿下御婚儀禮典紀念郵便切手發行 (省) 遞信第十二號(四) 一三四
- 皇太子殿下御婚儀禮典紀念郵便切手使用ノ件 (告) 臺灣總督府第三十九號(五) 四一五
- 國有土地建物物件付與ニ關スル件 (勅) 第二百七十九號(六) 三三四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八號(一) 三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第二十三號(三) 一三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第二十六號(三) 一三四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第四十四號(五) 三三一
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第七十號(七) 五〇二
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八十號(九) 六三〇
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八十六號(九) 六三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內務第八十九號(九) 六三八
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スル土地指定 (告) 內務第四十五號(五) 三三一
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スル土地指定 (告) 內務第八十七號(九) 六三六
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スル土地指定 (告) 內務第九十號(九) 六四三
- 土地整理規則施行細則第三條中追加 (省) 大藏第二號(一) 二
- 土地整理規則施行細則中追加 (省) 大藏第二十七號(七) 三八一
- 關稅法施行規則ニ依ル稅關所屬ノ土地建物使用料ノ件 (省) 大藏第三十七號(三) 八三三



○臨時沖繩縣土地整理事務局移轉 (告)大藏第三十五號(八) 五〇六	○臺灣土地調查規則施行細則中改正追加 (臺府)第三十四號(四) 四四
○整理地登記規則 (勅)第二號(一) 一	○臺灣土地調查規則施行細則第七條中追加 (臺府)第四十八號(五) 七一
○整理地登記取扱手續 (省)司法第九號(三) 六五	○臺灣土地調查規則施行細則第五條改正 (臺府)第五十號(六) 七四
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方 (告)農商務第二十八號(四) 二八二	○臺灣土地調查規則施行細則第五條改正 (臺府)第五十三號(七) 七五
○臨時臺灣土地調查局官制改正 (勅)第三百四十號(八) 四〇九	○臺灣土地測量標保管規則 (臺府)第七十四號(二〇) 一〇六
○臨時臺灣土地調查局職員官等俸給令改正 (勅)第三百四十一號(八) 四一一	○外國人ノ土地取得ニ關スル件 (律)第一號(三) 一
○臺灣總督府陸軍幕僚附佐尉官臨時臺灣土地調查局高等文官兼任ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(七) 三四五	○土地貸借ノ期間ニ關スル件 (律)第二號(三) 一
○臨時臺灣土地調查局職員其他文官特別徵章ノ件 (勅)第三百五十一號(八) 四三五	○外國人ニ對シ土地賣渡讓與交換ノ場合等ニ關スル規則廢止 (臺府)第二號(三) 三
○臨時臺灣土地調查局及郵便電信職員徵章 (臺府)第九十一號(一〇) 一一五	○蕃地ニ關スル件 (律)第七號(三) 七
○臨時臺灣土地調查局宜蘭支局設置 (臺府)第三十二號(四) 四二	○土木會規則第一條中削除 (勅)第三百十七號(七) 三八九
○臨時臺灣土地調查局宜蘭支局廢止 (臺府)第一百十二號(三) 一四四	○明治二十七年勅令第八十五號(臨時土木工事ニ係ル職員設置ノ件)中改正 (勅)第五十號(三) 六一
○臺灣土地調查會規則廢止 (臺府)第十二號(三) 一三	○土木監督署官制中改正 (勅)第六十號(三) 七九
○臺灣土地調查規則中改正追加 (律)第九號(四) 九	○土木監督署處務規程第六條中追加 (勅)內務第二十五號(七) 二六九
	○河川改修工事ニ就キ要スル官有地ヲ土木監督署受納及通知方ノ件 (勅)內務第十九號(六) 二四一

○明治三十三年訓令第三十九號(土木監督署ヲ經由セシムル稟報報告等ノ事項)中追加 (勅)內務第二十四號(七) 二六九	○基隆燈臺所燈明點火及警笛設置 (告)臺灣總督府第十八號(三) 二二七
○明治三十二年訓令第三十九號(土木監督署ヲ經由セシムル稟報報告等ノ事項)中改正 (勅)內務第三十一號(二) 三五六	○明治三十三年告示第十八號中改正 (告)臺灣總督府第五十七號(七) 五三八
○都督部條例改正 (勅)第五百五十六號(四) 一八三	○基隆燈臺所警號吹鳴開始 (告)臺灣總督府第八十九號(一〇) 八五三
○〔徒歩刀〕 (勅)第五百五十六號(四) 一八三	○臺北縣白沙岬燈臺所設置 (告)臺灣總督府第九號(三) 九七九
○村田運鏡銃徒歩刀從屬品帶革及三十年式銃銃負革穿孔增加ノ件 (達)陸軍第八十二號(八) 二八一	○臺北縣走水沖第三海臺燈臺點火 (告)臺灣總督府第十四號(三) 九七九
○屯田兵給與令第七表中改正 (勅)第二百六十七號(六) 三二五	○武藏國羽根田燈臺ノ燈火變換 (告)遞信第五百四十四號(四) 三〇〇
○衛戍病院條例、屯田兵移住給與規則外一件ニ據ル治療費等定額 (達)陸軍第二十一號(三) 四五	○陸前國金華山燈臺ノ警笛吹鳴停止 (告)遞信第二百二十二號(二) 五四
○〔噸稅〕 (勅)大藏第十九號(四) 八八	○陸前國金華山燈臺ノ警笛吹鳴開始 (告)遞信第六十九號(四) 三〇六
○關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程中改正削除 (勅)大藏第十九號(四) 八八	○長門國壠ノ浦燈臺燈明撤去 (告)遞信第三百七十二號(九) 七三六
○臺灣噸稅規則施行細則第三條中改正(臺府)第四十三號(五) 六五	
○〔燈臺、燈竿〕 (勅)第五百五十四號(四) 一七九	
○臺灣總督府燈臺所官制第五條第六條中改正 (告)臺灣總督府第十五號(三) 三三三	
○基隆燈臺所設置 (告)臺灣總督府第十五號(三) 三三三	



- 伊豫國中波島燈臺建設 (告) 逕信第五百三十三號(四) 二九九
- 土佐國吾川郡龍頭燈臺修繕竣工 (告) 逕信第五百八十六號(五) 四〇七
- 豐前國百洲燈臺改築工事落成 (告) 逕信第五百二十三號(三) 二〇六
- 肥後國上馬刀島外三燈臺ノ燈光明輝變更 (告) 逕信第六十五號(二) 一〇六
- 琉球國三重城燈臺建設 (告) 逕信第五百五十三號(四) 二九九
- 淡島國惠山崎燈臺ノ燈火改定 (告) 逕信第五百二十二號(三) 二〇五
- 北見國宗谷郡野聖岬燈臺燈明點火及霧笛設置 (告) 逕信第四百六十六號(二) 八九六
- 日高國磯崎崎燈臺ノ霧笛吹鳴時間改定 (告) 逕信第五百二十三號(二) 二〇四
- 執達吏登用規則第二十三條中追加 (省) 司法第三號(一) 三〇
- 殖林ノタメ設定シタル地上權登記ニ關スル件 (法) 第七十九號(三) 三三〇
- 商法施行前ニ登記ナキ株式會社ノ登記ニ關スル件 (法) 第四十九號(三) 一〇四
- 商業登記取扱手續第二十一條中追加 (省) 司法第二十號(六) 三六六
- 整理地登記規則 (勅) 第二號(三) 一
- 整理地登記取扱手續 (省) 司法第九號(三) 六五
- 產業組合登記簿ノ原本抄本手数料ノ件 (省) 司法第二十九號(七) 三九二
- 產業組合ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第三十號(七) 三九八
- 保險業法施行規則制定不動產登記法施行細則廢止 (省) 司法第二十四號(七) 三八九
- 相互保險會社登記取扱手續 (省) 司法第十五號(七) 三九九
- 相互保險會社登記取扱手續中追加 (省) 司法第十八號(八) 三六六
- 相互保險會社登記簿ノ原本、抄本ノ交付請求等ニ關スル手数料ノ件 (省) 司法第三十五號(七) 六二七
- 相互保險會社ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第十九號(六) 三六六
- 外國相互保險會社登記簿ノ原本、抄本ノ交付請求等ニ關スル手数料ノ件 (省) 司法第三十六號(九) 六二八
- 外國相互保險會社ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第三十八號(一〇) 七六三
- 明治三十三年省令第四十一號(外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル登記取扱手續) 中改正前條 (省) 司法第一號(一) 三二

- 登記ニ關スル統計材料様式中追加 (訓) 司法第六號(三) 三八一
- 京都地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第五號(三) 三二
- 京都地方裁判所管内法人及夫婦財產契約登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第六號(三) 三二
- 廣島地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第十六號(六) 三五九
- 橫濱地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第四十號(一〇) 七六四
- 京都地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省) 司法第二號(一) 三二
- 東京地方裁判所管内八丈島區裁判所中ノ出張所設置登記管轄區域表中改正 (省) 司法第七號(三) 三二
- 檜沼及福岡地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第十二號(三) 六九
- 橫濱地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第三十九號(一〇) 七六三
- 廣島地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第十五號(六) 三五七
- 廣島地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第二十六號(七) 三九〇
- 大津地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第十七號(六) 三六〇
- 岡山地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第二十八號(七) 三九一
- 宇都宮外四地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第三十一號(八) 四四五
- 新潟及鳥取地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第三十七號(一〇) 七六一
- 千葉地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省) 司法第四十二號(三) 八三
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所出張所保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告) 司法第四號(一) 七
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所出張所保存ノ特許意匠商標登記簿焼失ノ件 (告) 司法第七號(二) 九
- 福岡縣藥上郡橫武村戸籍役場保存ノ書類焼失ノ件 (告) 司法第十三號(四) 二六三
- 愛知縣中島郡妙興寺村戸籍役場保存ノ書類焼失ノ件 (告) 司法第十四號(四) 二六四
- 千葉地方裁判所管内木更津區裁判所保存ノ不動產登記見出帳焼失ノ件 (告) 司法第十六號(四) 二六五
- 千葉縣木更津町戸籍役場保存ノ登記簿焼失ノ件 (告) 司法第十八號(四) 二六五
- 千葉地方裁判所管内木更津區裁判所保存ノ民事刑事ニ關スル記録焼失ノ件 (告) 司法第十九號(四) 二六六



- 千葉地方裁判所管内木更津區裁判所保存ノ帳簿書類焼失ノ件 (告)司法第二十號(四) 二六六
- 千葉地方裁判所管内木更津區裁判所保存ノ確定日附簿焼失ノ件 (告)司法第二十一號(四) 二六七
- 山形縣最上郡豐田村戶籍役場保存ノ登記簿焼失ノ件 (告)司法第二十三號(五) 三三〇
- 熊本縣鹿本郡川邊村戶籍役場保存ノ戶籍簿紛失ノ件 (告)司法第二十六號(六) 四二六
- 秋田縣仙北郡角館町戶籍役場保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第三十一號(六) 四二七
- 後志國古宇郡神志内村戶籍役場保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第三十四號(六) 四二八
- 札幌地方裁判所管内岩内區裁判所神志内出張所保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第三十二號(五) 三三〇
- 函館地方裁判所管内森都區裁判所尻別出張所保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第三十七號(七) 五〇六
- 鳥取縣西伯郡上長田村東長田村組合戶籍役場保存ノ登記簿焼失ノ件 (告)司法第三十八號(七) 五〇七
- 宮城縣登米町戶籍役場保存ノ登記簿紛失ノ件 (告)司法第四十三號(七) 六五二
- 高知縣長岡郡西豐永村戶籍役場保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第四十四號(七) 六五三
- 新潟縣北蒲原郡赤谷村戶籍役場保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第四十六號(七) 六五三
- 新潟縣北蒲原郡赤谷村戶籍役場保存ノ戶籍簿等焼失ノ件中改正 (告)司法第四十九號(一〇) 七六七
- 沖繩縣宮古郡間切戶籍役場保存ノ戶籍簿減失ノ件 (告)司法第四十八號(一〇) 七六七
- 德島縣那賀郡延野村戶籍役場保存ノ登記簿等焼失ノ件 (告)司法第五十四號(三) 九二四
- 明治二十五年勅令第五十七號(小包郵便物ノ郵便料保險料賠償金額容積重量及價額登記制限)廢止 (勅)第三百五十四號(七) 四四四
- 略號登記料配達先登記料局渡料ノ金額及其ノ納付手續登記ニ關スル代理官ノ件 (省)逓信第四十七號(七) 六九二
- 明治二十七年勅令第十八號(金庫ノ送入金各區内譯簿登記ニ關スル件)中改正 (訓)大藏第三十三號(四) 一〇九
- 外國領事廳ノ登記簿ノ效力等ニ關スル件 (律)第四號(三) 五
- 明治三十三年律令第四號施行細則 (憲府)第三號(三) 三
- 明治三十三年律令第四號ニ依ル登記簿ノ謄本、抄本ノ交付及書類閱覽手数料ノ件 (憲府)第四號(三) 六
- 相互保險會社登記ニ關スル取扱手續ノ件 (憲府)第六十六號(三) 一四四
- 相互保險會社及外國保險會社登記簿ノ謄本抄本等手数料ノ件 (憲府)第六十七號(三) 一四五

〔登録〕

- 登録税法第十九條中改正別除 (法)第四十四號(三) 九七
- 明治三十三年訓令第五號(登録税及手数料報告様式)中追加 (訓)司法第七號(三) 三六一
- 辯護士名簿登録規則 (憲府)第五號(三) 六
- 訴訟代人名簿ノ登録無效ニ關スル件 (憲府)第七號(三) 九
- 〔等級〕
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第九十六號(三) 一一五
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第三百八十二號(九) 四四二
- 陸軍兵卒等級表 (達)陸軍第二號(二) 二
- 軍艦及水雷艇類別等級別表改正 (達)海軍第二百二十二號(六) 二五〇
- 艦艇類別標準表 (達)海軍第二百二十一號(六) 二四九
- 職工(造船職工ヲ除ク)賃銀等級表 (達)海軍第四號(二) 三
- 〔統計〕
- 人口統計材料統計小票取扱手續中改正追加 (訓)内閣第一號(二) 三五五
- 第四回ニ送附スヘキ記入シタル統計小票ニ關スル件 (訓)内閣第二號(二) 三五八
- 人口統計材料統計小票記入心得改正 (附錄)十一月十六日(二) 一四二
- 監獄ニ關スル報告中統計小票調整方ノ件 (訓)司法第四號(一〇) 三五五
- 登記ニ關スル統計材料様式中追加(訓)司法第六號(三) 三八一
- 農商務統計様式中追加 (訓)農商務第八號(三) 四四
- 林野整理支局統計報告調製手續 (訓)農商務第十四號(四) 一三三
- 鐵道統計規程 (省)逓信第三十一號(八) 五三九
- 〔謄本〕
- 產業組合登記簿ノ謄本抄本手数料ノ件 (省)司法第三十號(七) 三九八
- 相互保險會社登記簿ノ謄本、抄本ノ交付請求等ニ關スル手数料ノ件 (省)司法第十九號(六) 三六六
- 外國相互保險會社登記簿ノ謄本、抄本ノ交付請求等ニ關スル手数料ノ件 (省)司法第三十六號(九) 六二八
- 相互保險會社及外國保險會社登記簿ノ謄本抄本等手数料ノ件 (憲府)第六十七號(三) 一四五
- 明治三十三年律令第四號(外國領事廳ノ登記簿ノ效力等ニ關スル件)ニ依ル登記簿ノ謄本、抄本ノ交付及書類閱覽手数料ノ件 (憲府)第四號(三) 六
- 馬尼刺ニ於ケル電報ノ檢査解除並新明電報ノ謄本交付ノ件 (告)逓信第四百六十九號(二) 八九七
- 清韓小包郵便規則制定明治三十三年告示第九十七號(韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證贈與添付ノ件)廢止 (省)逓信第五十六號(七) 七〇八



〔投射物〕

- 輕便球上又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ 投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル 宣言書 (勅)十二月二十一日(一) 六四八
- 窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ 唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言 書 (勅)十一月二十一日(一) 六五三

〔同業〕

- 重要物産同業組合法制定重要輸出品同業組合法廢止 (法)第三十五號(三) 七五
- 重要物産同業組合法施行規則 (省)農商務第七號(三) 七九

〔勳員〕

- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ノ件 (勅)第三百十二號(七) 三五九
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七

〔動物〕

- 鐵道運輸規程第八十一條動物託送賃金ノ件 (告)逓信第三百五十六號(七) 七六

〔度量衡〕

- 明治三十年勅令第二百四十二號(度量衡器ノ制限其ノ 製作修理及販賣ノ免許並檢定ニ關スル件)中改正 追加 (勅)第二百四十二號(三) 二九一
- 度量衡法施行規則第三十五條中改正 (省)農商務第八號(四) 二〇〇
- 度量衡法施行規則第十二條中追加 (省)農商務第十一號(六) 三七四
- 度量衡檢定規程第十八條中追加 (訓)農商務第二十四號(六) 二六五
- 度量衡器製作修理販賣ニ就キ要スル身元保證金ニ勸 業債券使用ノ件 (告)農商務第二十七號(四) 二八二
- 臺灣度量衡條例 (律)第二十號(二) 二三三

〔富籤〕

- 富籤類似其他取締ノ件 (省)內務第二十六號(五) 三二四

〔取締〕

- 古物商取締法第十七條中改正 (法)第六十號(三) 一六六
- 質屋取締法第十六條中改正 (法)第六十一號(三) 一六六
- 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件 (法)第十五號(三) 一六六
- 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件 (省)內務第十號(三) 一四一
- 飲食物用器具取締規則 (省)內務第五十號(三) 一八二〇

〔取極〕

- 臺灣船隻信託器及救命具取締規則 (臺府)第十七號(三) 一七五
- 臺灣藥品取締規則 (律)第十七號(九) 一七
- 臺灣藥劑師藥劑師製藥者取締規則中創除 (臺府)第六十八號(九) 一〇二
- 臺灣内地間往復船隻取締規則第四條改正 (臺府)第一百十號(三) 一四四
- 臺灣内地間往復船隻取締規則第八條中創除 (臺府)第二百二十二號(三) 一六四
- 労働者取締規則及明治三十三年府令第三百三十三號 (労働者組合設置ノ件)廢止 (臺府)第六十六號(九) 一〇一

〔取極〕

- 廈門日本專管居留地追加取極書、(告)外務第十六號(五) 三二四
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (省)逓信第七十四號(九) 七三五
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告)逓信第三百八十四號(九) 七三八
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (臺府)第二百二號(二) 一三三
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告)臺灣總督府第九十五號(二) 九〇一
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所千住出張所備附ノ 特許意匠商標登記簿燒失ノ件 (告)司法第七號(二) 九

〔投射物〕

- 輕便球上又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ 投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル 宣言書 (勅)十二月二十一日(一) 六四八
- 窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ 唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言 書 (勅)十一月二十一日(一) 六五三

〔同業〕

- 重要物産同業組合法制定重要輸出品同業組合法廢止 (法)第三十五號(三) 七五
- 重要物産同業組合法施行規則 (省)農商務第七號(三) 七九

〔勳員〕

- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ノ件 (勅)第三百十二號(七) 三五九
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七
- 勳員ノ陸軍軍醫官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ 召集ノ手續 (達)陸軍第九十四號(七) 二九七

〔動物〕

- 鐵道運輸規程第八十一條動物託送賃金ノ件 (告)逓信第三百五十六號(七) 七六

〔度量衡〕

- 明治三十年勅令第二百四十二號(度量衡器ノ制限其ノ 製作修理及販賣ノ免許並檢定ニ關スル件)中改正 追加 (勅)第二百四十二號(三) 二九一
- 度量衡法施行規則第三十五條中改正 (省)農商務第八號(四) 二〇〇
- 度量衡法施行規則第十二條中追加 (省)農商務第十一號(六) 三七四
- 度量衡檢定規程第十八條中追加 (訓)農商務第二十四號(六) 二六五
- 度量衡器製作修理販賣ニ就キ要スル身元保證金ニ勸 業債券使用ノ件 (告)農商務第二十七號(四) 二八二
- 臺灣度量衡條例 (律)第二十號(二) 二三三

〔富籤〕

- 富籤類似其他取締ノ件 (省)內務第二十六號(五) 三二四

〔取締〕

- 古物商取締法第十七條中改正 (法)第六十號(三) 一六六
- 質屋取締法第十六條中改正 (法)第六十一號(三) 一六六
- 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件 (法)第十五號(三) 一六六
- 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件 (省)內務第十號(三) 一四一
- 飲食物用器具取締規則 (省)內務第五十號(三) 一八二〇

〔取極〕

- 臺灣船隻信託器及救命具取締規則 (臺府)第十七號(三) 一七五
- 臺灣藥品取締規則 (律)第十七號(九) 一七
- 臺灣藥劑師藥劑師製藥者取締規則中創除 (臺府)第六十八號(九) 一〇二
- 臺灣内地間往復船隻取締規則第四條改正 (臺府)第一百十號(三) 一四四
- 臺灣内地間往復船隻取締規則第八條中創除 (臺府)第二百二十二號(三) 一六四
- 労働者取締規則及明治三十三年府令第三百三十三號 (労働者組合設置ノ件)廢止 (臺府)第六十六號(九) 一〇一

〔取極〕

- 廈門日本專管居留地追加取極書、(告)外務第十六號(五) 三二四
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (省)逓信第七十四號(九) 七三五
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告)逓信第三百八十四號(九) 七三八
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ニ取極ヲ爲シタル條規 (臺府)第二百二號(二) 一三三
- 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國獨逸國間ノ取極ニ關スル件 (告)臺灣總督府第九十五號(二) 九〇一
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所千住出張所備附ノ 特許意匠商標登記簿燒失ノ件 (告)司法第七號(二) 九



- 續業條例第九十三條ニ依リ採掘ノ特許出願者添附書類ノ件 (省)農商務第六號(三) 七九
- 特許公報及商標公報ノ賣捌人並其代價ノ件 (省)農商務第七號(一〇) 八〇
- 韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノ下キ特許證附書添付ノ件 (省)逓信第九十七號(三) 一九二
- 明治三十三年告示第九十七號廢止 (省)逓信第五十六號(九) 七〇
- 〔特賣〕
- 社寺土地御料林野特賣規程 (省)宮内第十一號(二) 八五
- 〔特別〕○特別任用ハニノ部任用ノ項ニ盡ス
- 水害地方地租特別處分法 (法)第一號(一) 一
- 蟲害地租特別處分法 (法)第二十四號(三) 三三
- 在外國帝國專管居留地特別會計法 (法)第二十二號(三) 二六
- 在外國帝國專管居留地特別會計法ヲ適用スヘキ居留地指定 (勅)第百十二號(三) 一三七
- 明治二十三年法律第二十一號(中央備荒儲蓄金)預金郵便貯金及爲替金特別會計)中改正追加 (法)第五十七號(三) 二二四
- 明治三十二年度各特別會計議入議出豫算追加 (豫)一月二十九日(二) 一四九
- 明治三十二年度各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月二日(三) 一七九
- 明治三十三年度各特別會計議入議出豫算 (豫)一月二十六日(三) 一
- 明治三十三年度各特別會計議入議出豫算追加 (豫)二月二十八日(三) 一七二
- 明治三十三年度各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月二日(三) 一八四
- 陸軍所屬特別文官俸給令表中改正追加 (勅)第百四十六號(四) 一七一
- 臨時國有林野特別經營ニ關スル職員ノ件制定林野整理局官制廢止 (勅)第百八十五號(九) 五四五
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第三十一號(四) 二四〇
- 戰時若ハ事變ニ際シ雇員僱人特別増給ノ件 (達)陸海軍第七十八號(七) 二六九
- 清國事變ニ從事シ公務ノタメ死亡シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方 (省)陸軍第二十八號(九) 六三三
- 清國事變ニ從事シ公務ノタメ死亡シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方 (省)海軍第二十一號(九) 六三五
- 〔尋獲〕
- 牛乳營業取締規則第五條牛乳中ニ移行スヘキ毒藥類糞處方ニ關スル件 (省)內務第四十六號(一〇) 七五〇
- 毒藥類藥品目 (陸)第百八號(二) 一三七

子ノ部

- 〔鎮守府〕
- 鎮守府艦隊條例中追加 (勅)第百七十六號(六) 三三三
- 鎮守府條例改正 (勅)第百九十九號(五) 二四一
- 鎮守府條例中改正削除 (勅)第百八十四號(六) 三三八
- 鎮守府艦務細則廢止 (達)海軍第七十七號(五) 一八九
- 鎮守府造船材料資金取扱規程中改正削除 (達)海軍第六十二號(四) 一〇四
- 鎮守府會計監督規程中追加 (達)海軍第五十四號(九) 三三二
- 明治三十一年達第七十九號(鎮守府兵器部工場海軍造船廠及造兵器廠勤務時間並職工服業時間表)中改正追加 (達)海軍第五號(二) 一三三
- 鎮守府兵器部工場海軍造船廠造兵器廠及海軍下瀬火藥製造所執事時間並職工服業時間表中追加 (達)海軍第二十八號(三) 五三
- 鎮守府購買ノ白米及割麥供給競争者資格ノ件 (省)海軍第九號(五) 三三五
- 佐世保鎮守府ニ於テ小演習施行中艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (省)海軍第一號(二) 六
- 佐世保鎮守府ニ於テ障害物敷設中船舶注意ノ件 (省)海軍第十一號(五) 三三九
- 〔地方〕○陸軍地方幼年學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (勅)第九十五號(三) 二二四
- 地方官官制中改正追加
- 地方官官制第四條第三十六條中改正 (勅)第百七十號(四) 二〇三
- 地方官官制ニ依リ島地指定 (勅)第九十四號(三) 一一四
- 明治三十三年勅令第九十四號(島地指定ニ關スル件)實施ニ際シ地役人ヨリ島司ニ事務引繼及費用支辨方 (省)內務第十二號(三) 四二
- 地方高等官俸給令改正沖繩縣島司年俸ノ件及府縣視學官年俸ノ件廢止 (勅)第九十三號(三) 一一二
- 地方測候所職員ニ關スル件 (勅)第二百六十八號(六) 三二五
- 地方森林會規則中改正 (勅)第四百一號(二) 五九一
- 臺灣總督府地方官官制第三十五條中削除 (勅)第三十二號(二) 四六
- 臺灣總督府地方官官制中改正削除 (勅)第三百五十七號(九) 四四六
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給令第二條改正 (勅)第三百五十八號(九) 四四八
- 耕地整理法ニ依リ國有地ヲ整理地區ニ編入ノ申請ヲ地方廳限リ許否ノ件 (訓)內務第十八號(六) 二四一
- 河川改修工事ニ就キ要スル官有地受納通知ノトキ地方廳處分報告ノ件 (訓)內務第二十號(六) 二四一
- 〔地帶〕
- 要塞地帶法施行規則改正 (省)陸軍第十四號(六) 三四五
- 要塞地帶法施行規則改正 (省)海軍第十六號(六) 三五三



○ 要塞地帯法及其附屬命令ニ規定ノ要案司令官ノ職務執行ニ關スル件 (告)陸軍第七號(四) 二六〇	○ 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第四十三號(九) 六三三
○ 明治三十二年告示第七號(陸軍防禦營造物地帯ノ件)中改正 (告)陸軍第十三號(七) 五〇五	○ 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第四十七號(一〇) 七五一
○ 陸奥國大湊ニ於ケル海軍防禦營造物ノ地帯區域ノ件 (告)海軍第二十五號(二) 八八一	○ 傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ療治料ニ關スル件 (勅)第三百四十二號(四) 一六七
〔地上權〕	○ 衛戍病院條例、屯田兵移住給與規則外ノ一件ニ據ル治療費等定額 (達)陸軍第二十一號(三) 四四
○ 地上權ニ關スル件 (法)第七十二號(三) 一九二	○ 治療品出納規程改正 (達)海軍第三十一號(三) 五〇四
○ 殖林ノタメ設置シタル地上權登記ニ關スル件 (法)第七十九號(三) 三三〇	○ 治療品出納規程中改正 (達)海軍第四十六號(八) 二九三
〔地價〕	〔中尉〕
○ 土地區劃改良ニ係ル地價取扱手續ヲ定メ明治三十年勅令第七十號(同件)ヲ廢ス (勅)大藏第二十二號(四) 九六	○ 豫備役後備役中、少尉ニ服裝手當支給ノ件 (勅)第三百五十號(八) 四三四
〔地租〕	○ 豫備役後備役中、少尉ニ服裝手當支給ノ件中改正追加 (勅)第三百九十五號(二) 五五六
○ ソノ部租稅ノ項ニ關ス (省)内務第十三號(三) 四二	○ 外國駐在員規則 (達)陸軍第五百五號(一〇) 三二六
〔治安〕	〔徵兵〕
○ 治安警察法制定集會及政社法廢止 (法)第三十六號(三) 七九	○ 明治二十八年勅令第二百二十六號(北海道ニ徵兵令施行ノ件)中改正追加 (勅)第三百三十六號(八) 四〇五
○ 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第三十六號(七) 三七九	
○ 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第四十號(八) 四四二	

○ 徵兵事務條例補則中改正追加 (勅)第三百三十七號(八) 四〇六	○ 東京府私立聖學館ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四百四十二號(五) 三三一
○ 徵兵事務條例施行細則中北海道神戶縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ諸件取扱方ヲ定メ明治三十一年省令第三號(同件)ヲ廢ス (省)陸軍第三十號(一〇) 七五七	○ 東京府私立明治學院普通學部ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四百七十一號(七) 五〇九
○ 東京府下六私立中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第十二號(一) 一六	○ 東京府私立日本法律學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四百八十三號(八) 五六八
○ 明治三十三年告示第十二號中東京府私立中學校及同明治議會中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定ヲ削除ス (告)文部第二百三十六號(三) 九一九	○ 京都府私立眞宗京都中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百三十五號(三) 九一九
○ 東京府私立攻玉社、京北、教養院並及日比谷中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十號(三) 七六	○ 市立京都市染織學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第十四號(一) 一七
○ 東京府私立京華中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十一號(三) 七六	○ 京都府私立眞宗大學ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二十號(三) 七四
○ 東京府私立眞宗東京中學ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十六號(三) 七九	○ 京都府私立同志社普通學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十六號(三) 七七
○ 明治二十九年告示第十八號(陸軍防禦營造物ノ二科一部ヲ徵兵令ニ依リ認定)中刪除 (告)文部第五十號(三) 一六二	○ 明治三十年告示第四號(三重縣町立四日市商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中刪除 (告)文部第九十四號(四) 二六八
○ 東京府私立大成中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十三號(四) 二七一	○ 千葉縣私立成田中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二十四號(三) 七五
○ 東京府私立東京中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四百十四號(四) 二七二	○ 千葉縣私立成田中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第五十二號(三) 一六三
○ 東京府私立商工中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百二十七號(四) 二七五	○ 明治二十二年告示第七號(宮城縣宮城農學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第十六號(一) 一七



○ 縣立山形縣農學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百二十八號(四) 二七五	○ 縣立香川縣工藝學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二十一號(三) 七四
○ 明治二十八年告示第二號(富山縣工藝學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中加除 (告)文部第七號(四) 二七〇	○ 明治三十三年告示第二十一號中追加 (告)文部第八十號(三) 一六九
○ 明治三十一年告示第九號(縣立富山縣農學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中加除 (告)文部第三十四號(四) 二七七	○ 明治三十一年告示第二十四號(縣立佐賀縣工業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中加除 (告)文部第七十七號(八) 五六六
○ 島根縣私立中學修道館ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號(四) 二六九	○ 縣立熊本縣第一農業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十八號(四) 二七八
○ 縣立島根縣農林學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第六十四號(六) 四三三	○ 海軍志願兵徵募細則中改正追加 (省)海軍第六號(四) 一一六
○ 縣立島根縣商業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第六十九號(七) 五〇八	○ 海軍志願兵徵募細則中改正削除 (省)海軍第十三號(六) 三五〇
○ 岡山縣私立關西中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第八十六號(八) 五六九	○ 海軍志願兵徵募細則第二十三條中改正 (省)海軍第十九號(六) 三五七
○ 廣島縣私立明道中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第一百十二號(四) 二七二	○ 馬匹徵發事務細則第二十九條中追加 (省)陸軍第二十七號(九) 六三三
○ 廣島縣町村學校組合立藝陽商船學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第一百八號(四) 二七三	○ 馬匹徵發事務細則附表改正 (省)陸軍第三十二號(二〇) 七六〇
○ 明治三十一年告示第三十號(縣立山口縣農學校第一中追加) (告)文部第三十五號(四) 二七七	○ 明治三十一年省令第十八號(徵發事務條例ニ依ル諸表雄形)改正 (省)陸軍第三十九號(二) 八〇〇
○ 香川縣三豐郡立粟島航海學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第一百八十八號(三) 二七四	○ 明治二十三年訓令第十六號(徵發物件表中船舶ニ關スル件)廢止 (訓)陸軍甲第三號(二) 三九九
	○ 徵發事務條例ニ依ル平均物價表雄形 (省)海軍第二十三號(二) 八〇八

○ 國稅徵收法ニ依ル公共團體指定ノ件 (勅)第四百七十七號(三) 五九	○ 明治三十年訓令第四十號(國稅徵收事務取扱方)第七條改正 (訓)大藏第十七號(四) 八七
○ 國稅徵收法ニ依ル公共團體指定ノ件 (勅)第二百六十號(六) 三〇九	○ 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方等)中改正 (訓)大藏第二十號(四) 九〇
○ 府縣稅徵收ニ關スル件 (勅)第八十一號(三) 九八	○ 明治二十五年訓令第二十二號(續業稅及續區稅徵收取扱方)中改正 (訓)大藏第三十七號(四) 一一一
○ 明治三十年勅令第九十五號(市町村徵收國稅ノ件)中追加 (勅)第四十八號(三) 六〇	○ 內國稅徵收費科目中追加 (訓)大藏第七號(三) 三三
○ 明治三十年勅令第九十五號(市町村徵收國稅ノ件)中改正 (勅)第四百四十五號(四) 一七〇	○ 內國稅徵收費科目中追加 (訓)大藏第四十七號(五) 三三二
○ 明治三十一年省令第六號(神社寺院及佛堂ニ於ケル參拜、觀覽料金)徵收覽寄付金ノ募集ニ就キ取締ノ件)中改正追加 (省)內務第三十八號(八) 四三九	○ 仕拂命令官職入監督官下検査官所管區分表改正 (達)陸軍第十九號(三) 四三
○ 歲入徵收官交替ノトキ取扱方ノ件 (訓)內務第十號(五) 一五七	○ 仕拂命令官職入徵收官所管區分表中改正 (達)陸軍第三十九號(四) 八二
○ 歲入徵收官交替ノトキ取扱方ノ件 (訓)大藏第四十五號(五) 二二二	○ 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官職入徵收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第五十七號(九) 三三三
○ 國稅徵收法施行細則書式中改正削除 (省)大藏第九號(四) 九三	○ 郵便電信及電話ニ關スル滯納料金徵收方 (達)陸軍第六十三號(五) 一八六
○ 明治三十年訓令第三十九號(市制町村制未施行地)國稅徵收事務取扱方)中改正削除 (訓)大藏第十五號(四) 八五	○ 滯納料金徵收規程 (省)逓信第六十七號(九) 七七
	○ 郵便電信及電話ニ關スル滯納料金徵收方 (達)陸軍第八十七號(一〇) 一一三
	○ 臺灣地方稅徵收規則中總長ノ行フヘキ職務ノ件 (逓)第九十四號(二〇) 一一六



- 臺灣海峽檢疫施行規則中ノ費用徴收額ノ件 (逕)第六十五號(九) 一〇一
- 〔懲戒〕
- 會計検査官懲戒法 (法)第二十一號(三) 三三
- 文官懲戒令第二十三條中追加 (勅)第二百一十一號(五) 二六〇
- 神官神職懲戒令 (勅)第七十九號(三) 九五
- 神官神職懲戒令第一條中追加 (勅)第三百八十九號(一〇) 五四九
- 第五回内閣勸業博覽會事務局職員懲戒ニ關スル件 (勅)第二百五十七號(六) 三〇七
- 〔重罪〕
- 重罪控訴豫納金規則廢止 (法)第二十五號(三) 三五
- 〔町村〕
- シノ部市町村ノ項參看
- 市制町村制中加除 (法)第四十七號(三) 一〇一
- 市制町村制中改正 (法)第四十八號(三) 一〇三
- 北海道一級町村制中改正加除 (勅)第五十一號(三) 六二
- 北海道一級町村制實施地指定 (省)内務第十九號(五) 三二〇
- 北海道一級町村制實施ニ就キ事務取扱方ノ件 (省)内務第二十三號(五) 三三三
- 北海道一級町村公民名譽職ヲ擔任セシメ又ハ執行セザル者處分方ノ件 (省)内務第二十七號(五) 三三二
- 明治三十年訓令第三十九號(市制町村制未施行地)ノ國稅徵收事務取扱方ノ中改正削除 (訓)大藏第十五號(四) 八五
- 〔帳簿〕
- 臺灣ハタノ部ニ處ス
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正 (省)大藏第十號(四) 九三
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正加除 (省)大藏第十二號(四) 九六
- 明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸帳簿樣式)中改正削除 (省)大藏第十三號(四) 一〇一
- 明治二十六年省令第三十七號(會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸帳簿樣式)中改正削除 (省)大藏第十四號(四) 一〇二
- 明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸帳簿樣式)同二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)同年省令第三十七號(會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸帳簿樣式)中改正 (省)大藏第二十二號(四) 一〇七
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正 (省)大藏第三十三號(二) 七九五
- 明治三十二年訓令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿樣式)中追加 (訓)大藏第十三號(三) 三五
- 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方等)ノ中改正 (訓)大藏第二十號(三) 九〇

- 計算帳簿規程第三條中改正 (逕)海軍第六十四號(四) 一〇七
- 耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方 (告)農務第二十八號(四) 二八二
- 〔貯金〕
- 郵便局所ノ郵便貯金事務開始ハイノ部郵便ノ項ニ載ス
- 官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件 (法)第五十號(三) 一〇四
- 明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百六十三號(六) 三二二
- 明治二十三年法律第二十一號(中央備死傷醫金預金郵便貯金及爲替金特別會計)中改正追加 (法)第五十七號(三) 一二四
- 郵便及電信局在外郵便電信局郵便局郵便爲替貯金管理所及電話交換局職員中改正 (勅)第七十八號(五) 二二一
- 郵便切手貯金規則 (省)逕信第二號(三) 八三
- 郵便切手貯金規則第五條改正 (省)逕信第七十一號(九) 七三〇
- 明治二十三年省令第十五號(郵便爲替貯金管理支局設置ノ件)中改正追加 (省)逕信第十號(四) 一三三
- 貯金書類ニ郵便物引受日附印ヲ捺捺ノ件 (告)逕信第十九號(二) 五三
- 御禮當日郵便爲替及貯金事務休停ノ件 (告)逕信第八十一號(五) 四〇五
- 郵便局所ノ貯金及爲替事務休業日ノ件 (逕)府第八十六號(一〇) 一一三
- 〔貸金 貨錢〕
- 明治三十一年告示第九號北海道移住民汽車汽船賃割引券中改正 (省)内務第四十六號(五) 三三二
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱方ノ件中改正 (省)内務第六十二號(六) 四二二
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱方ノ件中改正追加 (省)内務第百三號(一〇) 七四八
- 鐵道貨物運送補則貸金表中加除 (省)逕信第百五十五號(四) 三〇〇
- 貨車貸切賃及貨物賃金割引規定中追加 (省)逕信第百五十六號(四) 三〇一
- 貨車貸切賃及貨物賃金割引規定中改正 (省)逕信第二百九十六號(八) 六六七
- 貨物列車ヲ以テ運送スル貴重品運賃及鐵道運輸規程第六十五條增貸金ノ件 (省)逕信第三百五十五號(九) 七二五
- 鐵道運輸規程第八十一條動物託送増貸金ノ件 (省)逕信第三百五十六號(九) 七二六
- 職工造船職工ヲ除ク貨錢等級表 (逕)海軍第四號(二) 二二



〔秩祿〕

○臨時秩祿處分調查局官制 (勅)第百二十四號(三) 一四四  
○臨時秩祿處分調查局事務官特別任用ノ件 (勅)第百二十五號(三) 一四六

〔直接稅〕○ノノ部租稅ノ項ニ職ス (勅)第百二十五號(三) 一四六

〔著色料〕

○有害性著色料取締規則 (省)內務第十七號(四) 九一

〔築城〕

○下ノ關及由具築城部支部並兵器支廠ノ地位改正 (達)陸達第三十八號(四) 八二

〔築港〕

○臨時臺灣基隆築港局官制 (勅)第百三十一號(六) 四〇一  
○臨時臺灣基隆築港局職員官等俸給令 (勅)第百三十二號(六) 四〇三

○臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令 (勅)第百三十三號(六) 四〇三

○小樽築港工專用小蒸汽船製造受買競争者資格ノ件 (省)內務第二號(一) 一

○大阪築港工專中浮標及挂燈立標設置ノ件 (告)選信第三百二十一號(六) 六二四

〔鐵害〕

○臺灣地租特別處分法 (法)第百二十四號(五) 三三三

リノ部

〔陸軍〕○陸軍諸學校ハカノ部學校ノ項ニ職ス (勅)第百九十三號(五) 三三三

○陸軍省官制改正 (達)陸達第五十九號(五) 一七九

○皇族附陸軍武官官制第一條中改正 (勅)第百四十一號(三) 五五

○臨時陸軍建築部官制中削除 (勅)第百二十三號(三) 三五

○陸軍服制制定從前ノ服制廢止 (勅)第百六十四號(九) 四五四

○准士官ノ刀、刀帶、正緒刀緒ハ姑ク從來ノモノノ佩用ノ件 (達)陸達第一號(九) 三〇四

○陸軍服裝規則中改正加除 (達)陸達第三號(二) 三

○陸軍備人服制中改正 (達)陸達第四十九號(五) 一七〇

○陸軍禮式及同附錄中追加 (達)陸達第五十五號(五) 一七七

○陸軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以下ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給ノ件 (勅)第百三十二號(三) 一五七

○陸軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方ノ件 (省)大藏第十九號(四) 一〇六

○臺灣總督府陸軍幕僚附佐尉官臨時臺灣土地調查局高等文官兼任ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件 (勅)第百二十九號(七) 三四五

○陸軍所屬特別文官俸給令表中改正追加 (勅)第百四十六號(四) 一七一

○陸軍給與令中改正加除 (勅)第百三十一號(三) 一五六  
○陸軍給與令中追加 (勅)第百二十二號(七) 三九六  
○陸軍給與令細則中改正追加 (達)陸達第十五號(三) 三二  
○陸軍給與令細則中改正削除 (達)陸達第三十號(四) 七九  
○陸軍給與令細則第六條中追加 (達)陸達第四十號(四) 八二  
○陸軍給與令細則中改正削除 (達)陸達第五十六號(五) 一七七  
○陸軍戰時給與規則中改正加除 (勅)第百九十五號(七) 三三八  
○陸軍戰時給與規則第五條中追加 (勅)第百六十三號(九) 四三三  
○陸軍戰時給與規則細則中改正加除 (達)陸達第七十三號(七) 二五七  
○陸軍戰時給與規則細則第二十二條中改正追加 (達)陸達第九十八號(九) 二九八  
○臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸達第二十七號(三) 四九  
○臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則細則中改正追加 (達)陸達第七十二號(七) 二五七  
○臺灣島在外陸海軍雇員備人死傷手當金給與規則第一條改正 (勅)第百六十七號(九) 五二五  
○陸軍兵器廠條例 (勅)第百五十八號(四) 一八六  
○陸軍兵器廠條例改正 (勅)第百六十號(四) 一九〇  
○陸軍將校生徒試驗委員條例第九條第十條中追加 (勅)第百五十七號(三) 七七  
○陸軍將校生徒試驗委員條例中改正 (勅)第百五十五號(七) 三八七

○陸軍一年志願兵條例中改正加除 (勅)第百二十四號(五) 二七一

○陸軍一年志願兵條例施行細則中改正追加 (省)海軍第十一號(五) 三三一

○戰時若ハ事變ノ際ニ於ケル一年志願兵ノ取扱方 (達)陸達第百二十六號(二) 三五三

○明治三十四年ニ於ケル一年志願兵志願者試驗格 (告)陸軍第十六號(一〇) 七六四

○明治三十四年ニ於ケル陸軍一年志願兵官費服役許可ノ人員 (告)陸軍第十八號(二) 九三

○陸軍乘馬飼養條例第一條中改正 (勅)第百九十號(七) 三三三

○陸軍補充條例中改正加除 (勅)第百九十號(二) 五五一

○陸軍現役兵ノ缺員補充ノ件 (勅)第百九十四號(二) 五五五

○動員ノ際陸軍諸官衙學校及憲兵隊附職員補充ノ件 (勅)第百三十二號(七) 三五九

○動員ノ際陸軍諸官衙學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ召集ノ手續 (達)陸達第百號(九) 三〇二

○東京府私立早稻田中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告)文部第七十八號(三) 一六八

○新潟縣郡立中頸城中學校及同縣町村學校組合立北浦原中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告)文部第八十六號(三) 一七〇

○長野縣諏訪郡立諏訪中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告)文部第二百二十一號(二) 八八五



- 陸軍參謀及高等官衙副官補職年限ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 七六
- 陸軍武官進級取扱規則中改正加除 (達)陸軍第一號(一) 一
- 陸軍兵卒昇級取扱方ヲ定メ明治十八年達乙第百三十號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十五號(九) 二九七
- 陸軍兵卒等級表 (達)陸軍第二號(二) 二
- 陸軍兵籍規則第八條中追加 (省)陸軍第三十五號(二) 七九五
- 陸軍召集規則中改正追加 (省)陸軍第二號(三) 二八
- 陸軍召集規則中改正加除 (省)陸軍第二十九號(二) 七五一
- 陸軍召集規則中改正追加 (省)陸軍第三十六號(二) 七九六
- 陸軍召集規則第八十六條ノ期日延期ノ件 (告)陸軍第二號(三) 一三八
- 陸軍召集諸費支出規程改正 (省)陸軍第一號(二) 二
- 明治二十六年訓令甲第四號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)中改正 (訓)陸軍甲第二號(一) 三三五
- 明治二十六年陸軍第七十三號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件) 同第七十四號(同上ノ成績報告方)中改正 (達)陸軍第七號(一) 三三三
- 陸軍埋葬規則中改正加除 (省)陸軍第二十四號(八) 四四三
- 陸軍埋葬規則第六條中改正 (省)陸軍第三十一號(一) 七五九
- 陸軍部内傳染病豫防規則中改正追加 (省)陸軍第十二號(五) 三三三
- 陸軍馬匹傳染病豫防規則改正 (達)陸軍第五十四號(五) 一七二
- 陸軍馬匹名簿規則中改正加除 (達)陸軍第六十六號(六) 二二三
- 陸軍國防用防禦營造物圖書取扱規則第二條中追加 (達)陸軍第六十四號(五) 一八六
- 陸軍營繕事務規程中改正加除 (達)陸軍第七十七號(七) 二六七
- 陸軍省所管經費整理規程中改正 (達)陸軍第三十五號(四) 八一
- 陸軍省所管收入收納取扱規程改正 (達)陸軍第四十二號(四) 八三
- 陸軍物品會計規程中改正 (達)陸軍第七十六號(七) 二六六
- 陸軍物品會計規程中改正加除 (達)陸軍第一百十八號(二) 三四九
- 陸軍武官家計保護金取扱手續改正 (達)陸軍第一百十二號(一) 三三五
- 陸軍武官家計保護金取扱手續中追加 (達)陸軍第二百二十二號(二) 三五二
- 陸軍身體検査手續中改正加除 (達)陸軍第六十號(五) 一八四
- 陸軍各兵科下士上等兵教育教令第六十七條中改正 (達)陸軍第五十三號(五) 一七三
- 陸軍衛生部下士候補者教育令中改正追加 (達)陸軍第四十一號(四) 八二

〔陸戰〕

○陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約 (勅)十一月二十一日(二) 六二六

〔陸地〕○陸地測量部ハノ部測量ノ項ニ載ス

〔領事〕

- 陸軍工卒教育規則中改正加除 (達)陸軍第六十八號(六) 二二三
- 明治二十三年陸軍第五百五十六號(陸軍看護人教科書制定ノ件)中改正 (達)陸軍第三十一號(四) 八〇
- 陸軍騎術教練中心得方ノ件 (達)陸軍第四十七號(四) 八六
- 陸軍報告例中改正加除 (達)陸軍第四十八號(四) 八六
- 陸軍軍用運送船旗章 (告)陸軍第九號(五) 三三八
- 明治三十二年告示第七號(陸軍防禦營造物地帯ノ件)中改正 (告)陸軍第十三號(七) 五〇五
- 陸海軍刺隊圖目次同所用區分表中追加 (達)陸軍第八號(三) 一七
- 陸軍軍人軍醫日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船舶へ乗込賃金減額ノ件繼續及命令書並乘込手續中改正加除 (達)陸軍第二十二號(三) 四六
- 陸軍平時傭人定員表中改正 (達)陸軍第十二號(三) 三三
- 陸軍平時傭人定員表中改正追加 (達)陸軍第四十四號(四) 八五
- 陸軍平時傭人定員表中改正 (達)陸軍第十四號(二) 三三九
- 陸軍平時傭人定員表中改正加除 (達)陸軍第二百五號(三) 三三三
- 陸軍本省ニ於テスル印刷費競争資格ノ件 (省)陸軍第二十六號(七) 六三三
- 領事官職務規則施行期日 (勅)第五百十三號(四) 一七六
- 領事官特別任用令中改正加除 (勅)第三百七十一號(九) 五八
- 外交官及領事官官制第十條中改正 (勅)第二百十九號(五) 二六六
- 公使館領事館費用條例別表中追加 (勅)第四百十四號(三) 一三八
- 公使館領事館費用條例中改正追加 (勅)第二百二十一號(五) 二六七
- 公使館領事館費用條例別表中改正 (勅)第四百十二號(三) 六七二
- 在外帝國領事館管轄區域 (省)外務第五號(三) 八一三
- 領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ關スル規程 (省)外務第三號(八) 四三七



- 韓國嶺山ニ於テ明治二十六年省令第一號(領事ニ於テ徵收スル手数料收入印紙ヲ以テ納付ノ件)ヲ實施ス (告)外務第九號(三) 三二
- 清國及韓國帝國領事館ニ於テ明治二十六年省令第一號(收入印紙ヲ以テ手数料納付ノ件)實施ノ件 (告)外務第十三號(四) 二二九
- 領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方指定 (告)外務第四十一號(九) 六二九
- 韓國馬山帝國領事館設置釜山帝國領事館馬山分館廢止 (告)外務第十二號(四) 二二九
- 本邦居住ノ羅馬尼亞國臣民ヲ伊太利國領事官保護ノ件 (告)外務第八號(三) 三二
- 外國領事館ノ登記簿ノ效力等ニ關スル件 (律)第四號(三) 三
- 明治三十三年律令第四號施行細則 (奏)第三號(三) 三
- 明治三十三年律令第四號ニ依ル登記簿ノ謄本、抄本ノ交付及書類閱覽手数料ノ件 (奏)第四號(三) 六
- 領收
  - 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正 (省)大藏第十號(四) 九三
  - 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正加除 (省)大藏第十二號(四) 九六
  - 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正 (省)大藏第二十二號(四) 二〇七
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿樣式)中改正 (省)大藏第三十三號(二) 七九五
- 各官衙學校ニ於ケル金銀糧食、被服其他物品ノ取扱方規定ノ件 (達)陸軍第十八號(三) 四三
- 糧食經理規程中改正追加 (達)海軍第八十六號(五) 一九九
- 明治三十三年度間食料金額ノ件 (達)海軍第二十五號(三) 四九
- 明治三十三年度間適宜ノ糧食ヲ給與スル場合ノ最上限金額ノ件 (達)海軍第二十六號(三) 五〇
- 明治三十三年度間糧食品代價表 (達)海軍第二十七號(三) 五〇
- 留學
  - 逕信省外國留學生規程中改正 (勅)第八十七號(五) 二二七
  - 外國留學生規程 (達)陸軍第六號(一〇) 三三九
  - 留學生監督服務規則 (達)海軍第十七號(六) 二二七
  - 外國留學生取締規則廢止 (達)海軍第十八號(六) 二二七
  - 二十八番米榴彈砲架匡底飯中改正 (達)陸軍第三十四號(四) 八一
- 理學
  - 理學文書目錄委員會官制 (勅)第四百十三號(二) 六七二

〔吏員〕

- 府縣郡ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員ノ退職料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件 (省)內務第十四號(四) 八七
- 掃除監視吏員ノ組織權限 (省)內務第六號(三) 三七
- 掃除監視吏員制服制 (勅)內務第三號(三) 二
- 里程
  - 海軍里程表中改正海軍各機關里程表廢止 (達)海軍第八號(二) 一五
- 利子
  - 出納官吏銀行又ハ一人私入ニ預托ノ現金ニ對スル利子ヲ受取りタルトキ取扱方ノ件 (勅)大藏第五十六號(七) 二七二
- 履歷
  - 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則第七條改正 (達)海軍第五十三號(四) 九二
  - 海軍文官履歷書及身上取扱規則第七條追加 (達)海軍第二十三號(三) 二九
  - 海軍文官履歷書及身上取扱規則第七條追加 (達)海軍第五十二號(四) 九二
  - 海軍下士官履歷表記入心得中改正 (達)海軍第八十九號(二) 二五
  - 三十一年式遠射野(山)砲砲履歷編纂規則 (達)陸軍百十三號(一〇) 三三六

〔糧食〕

- 罹災救助基金補助交付金額ノ件 (告)大藏第七號(三) 二二七
- 旅行、旅券
  - 罹災救助基金補助交付金額ノ件 (告)大藏第七號(三) 二二七
  - 將校演習旅行條例改正 (勅)第二百九十八號(七) 三四一
  - 將校演習旅行條例細則改正 (達)陸軍第七十五號(七) 二六四
  - 軍人軍屬旅行規程中改正追加 (達)陸軍第二十八號(四) 七六
  - 海軍各艦長以下公務旅行取扱手續中改正削除 (達)海軍第六十八號(四) 一〇九
  - 海軍下士官旅行證規則第四條追加 (省)海軍第十一號(五) 三三六
  - 下士官轉勤轉乘ノ旅行中指定期限內ニ到達シ能ハサルトキ届出方 (省)海軍第十號(五) 三三六
  - 外國旅券規則制定海外旅券規則及明治三十年省令第六號(對馬國ヨリ韓國へ渡航者島國ヨリ海外旅券ヲ受クルヲ得)廢止 (省)外務第二號(六) 三三五
  - 外國旅行券規則制定外國旅行券規則及明治三十年省令第五十五號(外國旅行券券下附出願ノ際寫眞添付ノ件)廢止 (奏)第九十五號(一〇) 一一七
  - 日本專管居留地經營事務監督官及事務所職員旅費並手當支給ノ件 (勅)第六十一號(三) 一三六



- 明治二十六年陸海第七十三號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)同第七十四號(同上ノ成續報告方)中改正 (陸海第七十三號) 三三三
- 明治二十六年訓令甲第四號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)中改正 (陸海第七十三號) 三三三
- 海軍內國旅費規則中改正加除 (陸軍第二號) 三三五
- 海軍戰時旅費規則 (省)海軍第二號(三) 五七
- 海軍外國旅費規則第五條中追加 (海軍第百三十二號七) 二六九
- 林區署及林野整理支局管内旅費規則中改正加除 (海軍第百五十八號) 三三三
- 林區署 (訓)農商務第六號(三) 六
- 林區署官制第六條第九條中改正 (勅)第七十一號(三) 八八
- 林區署官制第一條改正 (勅)第三百八十七號(九) 五五九
- 林區署官制中改正 (勅)第四百七號(二) 六六三
- 林區署事務章程制定林區署長職務章程 (訓)農商務第三十六號(一〇) 三三五
- 林區署及林野整理支局管内旅費規則中改正加除 (訓)農商務第六號(三) 六
- 林區署及林野整理支局給與順序中改正追加 (訓)農商務第十九號(五) 二三四
- 大林區署ニ於ケル工事及物件ノ買賣貸借ニ係ル契約擔任官吏ノ件ヲ定メ明治二十四年訓令第二十四號(同件)ヲ廢ス (訓)農商務第二號(二) 四
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程 (訓)農商務第十一號(三) 五〇
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第十七號(四) 一五二
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第二十二號(五) 二三五
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第二十五號(六) 二六五
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第三十五號(一〇) 三三三
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第三十四號(一〇) 三三一
- 小林區署用品代料支給規則第二條中改正 (訓)農商務第九號(三) 四五
- 林野 (林野)保安林ハホノ部保安ノ項ニ屬ス (訓)農商務第九號(三) 四五
- 林野整理局官制第八條第九條中改正 (勅)第七十四號(三) 九〇
- 臨時國有林野特別經營ニ關スル職員ノ件制定林野整理局官制廢止 (勅)第三百八十五號(九) 五五五

- 明治三十二年勅令第五百五十一號(臨時林野下展處分調査ニ關スル職員ノ件)第二條中改正 (勅)第四百三十三號(四) 一六九
- 不要存置國有林野實務規則中追加 (省)農商務第十號(六) 三七三
- 不要存置國有林野實務規則第十二條改正 (省)農商務第十三號(六) 三七五
- 國有林野測量規程 (訓)農商務第三十三號(九) 三〇七
- 林野整理支局統計報告調製手續 (訓)農商務第十四號(四) 一三三
- 林區署及林野整理支局管内旅費規則中改正加除 (訓)農商務第六號(三) 六
- 林區署及林野整理支局給與順序中改正追加 (訓)農商務第十九號(五) 二三四
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程 (訓)農商務第十一號(三) 五〇
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第十七號(四) 一五二
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第二十一號(五) 二三五
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第二十五號(六) 二六五
- 大林區署及林野整理支局會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第三十五號(一〇) 三三三
- 農入農出其他會計事項ニ就キ大林區署林野整理支局間受授整理手續 (訓)農商務第三十四號(一〇) 三三一
- 明治三十三年度林野整理局同支局農出臨時部科目 (訓)農商務第十號(三) 四六
- 明治三十三年度林野整理局同支局農出臨時部科目追加 (訓)農商務第十二號(三) 七六
- 林野整理局青森支局移轉 (告)農商務第四十八號(六) 四三七
- 林野整理局熊本支局移轉 (告)農商務第八十四號(六) 六二六
- 社寺土地御料林野特賣規程 (告)宮內第十一號(二) 八五五
- 臨時(臨濟宗)臨濟宗天龍寺派管長事務取扱任命 (訓)內務第二十九號(一〇) 三三三
- 臨時(臨時)臨時検査及臨時海港検査ハケノ部検査ノ項ニ屬ス (勅)第三百十三號(三) 一三七
- 在外國帝國專管居留地經營事務監督ノタメ臨時職員ヲ置クノ件 (勅)第四百十三號(三) 一三七
- 明治二十七年勅令第八十四號(河川道路港灣調査ニ關スル臨時職員設置ノ件)中改正 (勅)第六十一號(三) 八〇
- 明治二十七年勅令第八十五號(臨時土木工事ニ係ル職員設置ノ件)中改正 (勅)第五十號(三) 六一
- 臨時「ハスト」預防事務局官制 (勅)第四百十號(三) 六六九
- 皇大神宮臨時御造營ニ係ル御造營其他臨時人員ノ件 (告)內務第三十九號(四) 五五八



- 皇大神宮臨時御造營ニ附キ御神樂御奉納 (告) 內務第八十二號(九) 六三三
- 神戸及長崎稅關新營工事掌理ニ關スル臨時職員設置ノ件 (勅) 第六十六號(三) 八四
- 臨時稅關工事部購入ノ小蒸汽船等製造競争資格ノ件 改正前除 (省) 大藏第二十四號(五) 三二九
- 臨時稅關工事部用汽機汽船供給競争資格ノ件 (省) 大藏第三十二號(一〇) 七五一
- 臨時秩祿處分調查局官制 (勅) 第二百二十四號(三) 一四五
- 臨時秩祿處分調查局事務官特別任用ノ件 (勅) 第二百二十五號(三) 一四六
- 臨時沖繩縣土地整理事務局移轉 (告) 大藏第三十五號(八) 五九六
- 臨時陸軍建築部官制中削除 (勅) 第二十三號(三) 三三五
- 陸軍野戰砲兵射擊學校へ臨時學生ヲ入校セシムルノ件 (勅) 第三百四十三號(八) 四三三
- 臨時費支出及整理規程中改正加除 (達) 陸達第七十四號(七) 二五九
- 明治三十二年勅令第五百一十一號(臨時林野下戻處分調查ニ關スル職員ノ件) 第二條中改正 (勅) 第四百十三號(四) 一六九
- 臨時國有林野特別經營ニ關スル職員ノ件制定林野整理局官制廢止 (勅) 第三百八十五號(九) 五四五
- 臨時工場調査ニ關スル職員ヲ置クノ件 (勅) 第四百十九號(四) 一七三
- 臨時油田調査ニ關スル職員ノ件 (勅) 第二百八十一號(六) 三三五
- 臨時博覽會事務局橫濱出張所閉鎖 (告) 臨時博覽會事務局第二十八號(三) 二二〇
- 臨時臺灣土地調查局官制改正 (勅) 第三百四十號(八) 四〇九
- 臨時臺灣土地調查局職員官等俸給令改正 (勅) 第三百四十一號(八) 四一一
- 臺灣總督府陸軍幕僚附佐尉官臨時臺灣土地調查局高等文官兼任ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件 (勅) 第二百九十九號(七) 三四五
- 臨時臺灣土地調查局職員其他文官特別徵章ノ件 (勅) 第三百五十一號(八) 四三五
- 臨時臺灣土地調查局及郵便電信職員徵章 (臺府) 第九十一號(一〇) 一一五
- 臨時臺灣土地調查局宜蘭支局設置 (臺府) 第三十二號(四) 四二
- 臨時臺灣土地調查局宜蘭支局廢止 (臺府) 第一百二十二號(三) 一四二
- 臨時臺灣基隆築港局官制 (勅) 第三百三十一號(八) 四〇一
- 臨時臺灣基隆築港局職員官等俸給令 (勅) 第三百三十二號(八) 四〇三

- 臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令 (勅) 第三百三十三號(八) 四〇三
- 明治三十年勅令第七十五號(會計検査院臨時増置ノ件) 廢止 (勅) 第三百三十八號(四) 一六五
- 羅馬尼亞ノ部
- 本邦居住ノ羅馬尼亞國民民ヲ伊太利國領事官保護ノ件 (告) 外務第八號(三) 二二
- 塊地利
- 明治三十二年告示第三百五十二號中塊地利ニ於ケル 萬國聯合電信爲替取扱局追加 (告) 選信第六十二號(三) 一〇五
- 明治三十二年告示第三百五十二號中塊地利ニ於ケル 萬國聯合電信爲替取扱局追加 (告) 選信第六十六號(三) 一一〇
- 明治三十二年告示第三百五十二號中塊地利ニ於ケル 萬國聯合電信爲替取扱局追加 (告) 選信第九十一號(五) 四〇九
- 明治三十二年告示第三百五十二號中塊地利ニ於ケル 萬國聯合電信爲替取扱局追加 (告) 選信第二百八十九號(七) 五二八
- 大藏省官制第八條改正 (勅) 第六十五號(三) 八三
- 大藏省所屬建築規程 (訓) 大藏第五十三號(六) 二五二
- 大藏省所屬工事取扱規程 (訓) 大藏第五十七號(八) 二七三
- 大藏省所屬出納官吏身元保證金取扱規程制定明治三十二年訓令第五十號(同件) 廢止 (訓) 大藏第六十三號(三) 三六二
- 岡山縣
- 岡山縣下郡廢置及郡界變更 (法) 第二十八號(三) 三六
- 岡山縣下ニ新設シタル郡名ノ件 (告) 內務第十九號(三) 一一三
- 沖繩縣
- 明治二十九年勅令第十七號(沖繩縣宮古及八重山島司年俸ノ件) 廢止 (勅) 第九十三號(三) 一一二
- 沖繩縣那覇、糸滿、首里、嘉手納警察署管轄區域 (告) 內務第四十三號(五) 三三〇
- 臨時沖繩縣土地整理事務局移轉 (告) 大藏第三十五號(八) 五九六
- 徵兵事務條例施行細則中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ諸件取扱方ヲ定メ明治三十一年省令第三號(同件)ヲ廢ス (省) 陸軍第三十號(一〇) 七五七
- 北海道廳及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル規程 (省) 文部第三號(三) 三三
- 北海道廳及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル件 (訓) 文部第二號(三) 六



- 北海道神戶港ニ於テモ亦訓令第十號(小學校令改訂)並ニ小學校令施行規則發布ニ關スル件(同條心得シ) (勅)文部第十一號(八) 二六九
- 〔小笠原島大島〕
- 徵兵事務條例施行細則中北海道神戶港及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ諸件取扱方ヲ定メ明治三十一年省令第三號(同件)ヲ廢ス (省)陸軍第三十號(〇) 七五七
- 大島島廳設置ノ件 (勅)第九十四號(三) 一一四
- 〔恩給〕
- 官吏恩給法中改正 (法)第十號(二) 九
- 官吏恩給法及官吏遺族扶助法附則第五條中改正 (法)第十二號(二) 二
- 恩給又ハ扶助料ノ仕拂請求者ノ生存證書ニ關スル件 (勅)第四十四號(三) 五七
- 臺灣在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十五號(三) 二二四
- 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十六號(三) 二二六
- 明治三十三年法律第七十五號第七十六號在臺灣官吏及軍人ノ恩給及遺族扶助料ノ件ニ依ル風土病及流行病ノ種類指定 (勅)第七十三號(四) 二〇五
- 軍人恩給法第二十五條中追加 (法)第七十八號(三) 二二九
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者(文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給ノ件) (勅)第三百三十三號(三) 一五七
- 准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者(文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル階級與及納金計算方ノ件) (勅)第二百七十三號(六) 三三二
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者(文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方ノ件) (省)大藏第十九號(四) 一〇六
- 恩給扶助料取扱手續ヲ定メ明治二十三年法律第二百五十九號及第四百十四號同二十七年法律第六十八號同件ヲ廢ス (海軍)第七十一號(三) 三六〇
- 北海道廳府廳恩給顧問醫ノ醫術上事項審査ニ關スル件 (勅)第三百六十九號(六) 三二七
- 〔帶革負草〕
- 陸軍中央及地方幼年學校生徒佩帶帶革制式 (達)陸軍第三十六號(四) 八
- 村田運送統帥徒歩刀從屬品帶革及三十年式騎銃負草穿孔増加ノ件 (達)陸軍第八十二號(八) 二八一
- 〔汚物〕
- 汚物掃除法 (法)第三十一號(三) 五六
- 汚物掃除法施行規則 (省)內務第五號(三) 三三
- 臺灣汚物掃除規則 (律)第十五號(八) 一四
- 臺灣汚物掃除規則施行細則 (達)府)第九十九號(三) 二四三

ヲノ部

〔王子〕

- 邦憲王殿下王子降臨 (告)宮內第一號(三) 六九
- 菊慶王殿下王子降臨 (告)宮內第八號(七) 四九九

〔割引〕

- 明治三十一年告示第九號北海道移住民汽車汽船賃割引券中改正 (告)內務第四十六號(五) 三二一
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無償及割引並其取扱方ノ件中改正 (告)內務第六十二號(六) 四二二
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無償及割引並其取扱方ノ件中改正追加 (告)內務第百三號(〇) 七四八
- 貨車貨切貨及貨物賃金割引規定中追加 (告)逓信第百五十六號(四) 三〇一
- 貨車貨切貨及貨物賃金割引規定中改正 (告)逓信第二百九十六號(八) 六二七
- 郵便切手類賣下割引ノ件 (達)府)第九十七號(〇) 一三二
- カノ部
- 〔韓國〕
- 明治三十年省令第六號(對馬國ヨリ韓國へ渡航者島廳ヨリ海外旅券ヲ受クルヲ得)廢止 (省)外務第二號(六) 三三五

- 韓國山ニ於テ明治二十六年省令第一號(領事ニ於テ徵收スル手数料收入印紙ヲ以テ納付ノ件)ヲ實施ス (告)外務第九號(三) 二二二
- 韓國山及嶺南浦ニ於テ明治二十六年省令第一號(收入印紙ヲ以テ手数料納付ノ件)實施 (告)外務第十三號(四) 二二九
- 韓國馬山帝國領事館設置釜山帝國領事館馬山分館廢止 (告)外務第十二號(四) 二二九
- 韓國京畿道沿岸ニ於ケル漁業ニ關スル件 (告)外務第四十五號(二) 八六四
- 韓國元山港及群山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第一號(二) 一
- 韓國木浦港及群山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第六號(三) 七〇
- 韓國元山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第七號(三) 一一二
- 韓國木浦ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第二十四號(六) 四二七
- 韓國木浦ニ於ケル検査廢止 (告)外務第三十六號(八) 五〇三
- 韓國木浦ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第四十九號(二) 九〇七
- 韓國群山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第二十七號(六) 四二七
- 韓國群山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第三十七號(八) 五〇三



- 韓國元山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第三十二號七 五〇一
- 韓國元山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第三十九號九 六二九
- 韓國鎮南浦ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第二號二 一
- 韓國鎮南浦ニ於ケル検査廢止 (告)外務第十一號四 二二九
- 韓國鎮南浦ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第二十九號六 四一八
- 韓國鎮南浦ニ於ケル検査廢止 (告)外務第四十號七 六二九
- 韓國釜山港及仁川港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第五號三 六九
- 韓國仁川港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第二十三號六 四一七
- 韓國仁川港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第三十五號八 五四三
- 韓國釜山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第四十八號三 九〇六
- 韓國釜山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第二十六號六 四一七
- 韓國釜山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第三十四號八 五四三
- 韓國釜山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第五十號二 九〇七
- 韓國馬山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第二十八號六 四一八
- 韓國馬山港ニ於ケル検査廢止 (告)外務第三十八號八 五四三
- 韓國馬山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第五十一號三 九〇七
- 韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證附書添付ノ件 (告)外務第五十一號三 九〇七
- 清韓小包郵便規則制定明治三十三年告示第九十七號 (告)外務第九十七號三 一九二
- 韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證附書添付ノ件廢止 (省)逓信第五十六號九 七〇八
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則 (省)逓信第八號四 一三二
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則中改正加除 (省)逓信第五十九號九 七二二
- 在韓國本邦郵便電信局郵便局相互間發者電報規定ノ件 (省)逓信第九號四 一三三
- 在韓國本邦郵便電信局郵便局相互間發者電報規定ノ件中改正 (省)逓信第六十號七 七三三
- 臺灣及清國韓國間郵便電信爲替料ノ件 (省)逓信第六十五號七 七三三
- 在韓國本邦郵便局所ト取組ム電信爲替料ノ件 (告)逓信第六十六號四 三〇五
- 在韓國本邦郵便局ト取組ム電信爲替料ノ件 (告)逓信第六十六號四 三〇五
- 在韓國本邦郵便局及電信局別便配達電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件ヲ定メ明治二十八年告示第八號(附)

- 開濟物運送泊ノ船艦(充)タル電報別便配達料ノ件(附) (告)逓信第六十三號四 三〇四
- 在韓國本邦郵便局所電信爲替事務開始ノ件 (告)逓信第六十五號四 三〇五
- 韓國馬山本邦郵便局股山郵便電信局馬山出張所ノ廢止 (告)逓信第九十號五 四〇八
- 韓國馬山帝國郵便局小包郵便事務開始 (告)逓信第二百七十六號七 五三三
- 在韓國六帝國郵便及電信局小包郵便事務開始 (告)逓信第二百五十七號四 三〇一
- 在韓國本浦郵便局群山出張所小包郵便事務開始 (告)逓信第三百八十七號二〇 八〇八
- 在韓國本邦郵便局所郵便爲替及貯金事務開始ノ件 (告)逓信第二百二十九號六 四八〇
- 在韓國三本邦郵便局所外國郵便爲替ノ受務業務開始 (告)逓信第三百四十七號九 七二〇
- 韓國各地ニ發著スル電報ノ件 (告)逓信第二百五十四號七 五二四
- 韓國及清國ニ發著スル電報ノ件 (告)逓信第二百七十號七 五三三
- 韓國及清國ニ發著スル電報ノ件中改正 (告)逓信第二百七十五號七 五三三
- 韓國ニ於テ萬國郵便條約施行 (告)逓信第四十九號三 一〇一
- 韓國馬山港ニ於テ船舶検査ノ件 (告)外務第五十一號三 九〇七
- 韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證附書添付ノ件 (告)逓信第九十七號三 一九二
- 清韓小包郵便規則制定明治三十三年告示第九十七號 (告)逓信第九十七號三 一九二
- 韓國紅蔘ヲ小包郵便ニテ輸出ノトキ特許證附書添付ノ件廢止 (省)逓信第五十六號九 七〇八
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則 (省)逓信第八號四 一三二
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則中改正加除 (省)逓信第五十九號九 七二二
- 在韓國本邦郵便電信局郵便局相互間發者電報規定ノ件 (省)逓信第九號四 一三三
- 在韓國本邦郵便電信局郵便局相互間發者電報規定ノ件中改正 (省)逓信第六十號七 七三三
- 臺灣及清國韓國間郵便電信爲替料ノ件 (省)逓信第六十五號七 七三三
- 在韓國本邦郵便局所ト取組ム電信爲替料ノ件 (告)逓信第六十六號四 三〇五
- 在韓國本邦郵便局ト取組ム電信爲替料ノ件 (告)逓信第六十六號四 三〇五
- 在韓國本邦郵便局及電信局別便配達電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件ヲ定メ明治二十八年告示第八號(附)
- 海軍省官制改正 (勅)第三百九十四號五 二二二
- 海軍省處務細則廢止 (達)海軍第七十七號五 一八九
- 海軍探疾所官制制定新原探疾所官制廢止 (勅)第三百五十三號九 四四三
- 明治三十年達第七十一號(海軍省兵曹長同相當官配置ノ件)廢止 (達)海軍第七十六號九 一八九
- 海軍官印規程中改正追加 (達)海軍第九十一號六 二二五
- 海軍參謀官タル者改定 (達)海軍第九十八號六 二二二
- 海軍軍人結婚願出手續中改正追加 (勅)海軍第一號三 五
- 海軍召集條例中改正 (勅)第二百八十八號七 三三一
- 海軍召集條例施行細則中改正加除 (省)海軍第二十號七 三六六
- 海軍志願兵徵募細則中改正追加 (省)海軍第六號四 一一六
- 海軍志願兵徵募細則中改正加除 (省)海軍第十三號六 三三〇
- 海軍志願兵徵募細則第二十三條中改正 (省)海軍第十九號六 三三七
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則第六條中改正 (省)海軍第十二號五 三二七
- 海軍志願生徒身體検査手續廢止 (達)海軍第三十五號三 六二
- 近衛海軍入營兵集合地ノ件 (省)海軍第三十七號二 七九九
- 海軍服制中改正加除 (勅)第三百十三號七 三五九







- 海軍軍機規則制定海軍軍機事務通信規程及海軍軍機軍用電信取扱規則廢止 (達)海軍第四百七十七號(九) 三〇六
- 海軍軍機ニ於テ海軍船舶發見ノトキ通報方及附近通過ノ船舶心得ノ件 (告)海軍第十九號(九) 六五〇
- 土佐國室戸崎軍機事務開始 (告)海軍第六號(三) 一六二
- 日向國都井崎ニ海軍望樓設置 (告)海軍第十二號(六) 四二五
- 日向國都井崎海軍望樓事務開始 (告)海軍第二十七號(一) 八八三
- 大隅國宮通崎及薩摩國天狗鼻ニ海軍望樓設置 (告)海軍第十三號(七) 五〇五
- 大隅國宮通崎海軍望樓事務開始 (告)海軍第十四號(七) 五〇六
- 薩摩國天狗鼻海軍望樓事務開始 (告)海軍第十八號(八) 五六三
- 薩摩國種作崎海軍望樓設置 (告)海軍第二十一號(九) 六五二
- 望樓長官權手任用試驗規則中加除 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第四十五號(三) 五七
- 海軍高等武官補充條例中追加 (勅)第三百九十二號(二) 五五四
- 海軍高等武官補充條例第五條ニ依ル府縣立醫學校指定 (告)海軍第二十六號(一) 八八三
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第九十三號(六) 二二七
- 海軍准士官下士任用進級條例第十四條中改正 (勅)第二百六十四號(六) 三三二
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第一百十號(六) 二二二
- 海軍准士官下士任用進級試驗規則表中改正 (達)海軍第三十八號(三) 六五
- 海軍准士官下士任用進級試驗規則中改正 (達)海軍第九號(六) 二二二
- 海軍准士官下士任用進級試驗規則中加除 (達)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則第七條改正 (達)海軍第五十三號(四) 九二
- 海軍下士準身上取扱規則中改正追加 (達)海軍第八十五號(五) 一九七
- 海軍下士準履歷表記入心得中改正 (達)海軍第八十九號(六) 二二五
- 海軍文官履歷書及身上取扱規則中加除 (達)海軍第二十三號(三) 二九
- 海軍文官進級增修取扱規則第五條中改正 (達)海軍第五十二號(四) 九一
- 海軍文官進級增修取扱規則中改正 (達)海軍第四十二號(八) 二九〇
- 海軍軍人俸給令中改正 (勅)第二百九十七號(七) 三四〇
- 海軍軍人俸給加俸支給細則中追加 (達)海軍第四百十三號(八) 二九二

- 海軍特設船船定員ノ航海加俸ニ關スル件 (勅)第三百十九號(七) 三九一
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給ノ件 (勅)第三百三十二號(三) 一五七
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方ノ件 (省)大藏第十九號(四) 一〇六
- 臺灣總督府海軍幕僚判任文官他ニ轉任再任又ハ轉勤ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件制定明治三十年勅令第三百九十一號(同件)廢止 (勅)第三百三十五號(八) 四〇四
- 臺灣總督府海軍幕僚判任文官ノ轉任又ハ轉勤ニ關スル件 (勅)第三百三十四號(八) 四〇四
- 海軍戰時給與規則中改正加除 (勅)第二百九十六號(七) 三三九
- 海軍戰時給與規則中改正加除 (達)海軍第三百三十三號(七) 二七〇
- 海軍戰時給與規則施行細則中追加 (達)海軍第六十號(一〇) 三三四
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中追加 (達)海軍第五十九號(一〇) 三三四
- 臺灣島在外陸海軍雇員傭人死傷手当金給與規則第一條改正 (勅)第三百六十七號(九) 五三五
- 海軍定期職工採用就業及滿期賜金給與規程書式中加
- 海軍軍醫學生進級學生進船學生進兵學生主計學生條例第一條第二條中追加 (勅)第六十八號(三) 八五
- 海軍軍醫學生進級學生進船學生進兵學生主計學生規則中改正追加 (省)海軍第五號(四) 一一六
- 海軍軍醫學生進級學生進船學生進兵學生主計學生規則中改正 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍軍醫學生進級學生進船學生進兵學生主計學生規則中改正 (省)海軍第十五號(六) 三三三
- 海軍軍醫學生進級學生進船學生進兵學生主計學生規則中改正 (達)海軍第三十七號(三) 六三
- 海軍軍醫學生進級學生進船學生進兵學生主計學生規則中追加 (達)海軍第二十六號(六) 二五三
- 海軍少計候補生採用試驗規則中加除 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍少計候補生採用試驗規則中加除 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍少計候補生採用試驗規則中加除 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍少計候補生採用試驗規則中加除 (達)海軍第二十二號(二) 八〇五
- 海軍水陸少計候補生採用試驗規則 (省)海軍第三號(三) 六二



○海軍水路少技士候補生採用試験規則中追加 (省)海軍第八號(五) 三〇四	○海軍水路少技士候補生實務練習規則 (達)海軍第三十號(三) 五三	○海軍少尉候補生實務練習規則第五條中改正 (達)海軍第九十六號(六) 二二〇	○海軍少尉候補生實務練習規則第五條中改正 (達)海軍第九十七號(六) 二二二	○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書狀書式中改正 (達)海軍第四十八號(四) 一八八	○艦船外國又ハ司令長官ト遠隔ノ地ニ在ル場合緊急事件ニ就テ海軍大臣ト首席指揮官トノ間直接通信ノ件 (達)海軍第五十號(九) 二二〇	○海軍訪問規則改正 (達)海軍第七十號(四) 一一三	○海軍內國旅費規則中改正追加 (省)海軍第二號(三) 五七	○海軍戰時旅費規則 (達)海軍第三十二號(七) 二六九	○海軍外國旅費規則第五條中追加 (達)海軍第五十八號(九) 三三三	○海軍各艦長以下公務旅行取扱手續中改正 (達)海軍第六十八號(四) 一〇九	○海軍下士卒旅行要規則第四條中追加 (省)海軍第十二號(五) 三三六	○海軍里程表中改正海軍各艦間里程表廢止 (省)海軍第三號(四) 一一九	○海軍氣象信號法 (達)海軍第八號(二) 二五	○海軍銃隊操式附錄中追加 (達)海軍第五十一號(四) 九二	○海軍軍人軍屬及職工ノ死體解剖出願許可ノ件 (達)海軍第十三號(三) 三三	○海軍通幣物品會計規程中追加 (達)海軍第四十六號(四) 八七	○明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第六十號(四) 九七	○明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入並經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官職入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第五十七號(九) 三三三	○明治三十年達第百五十五號(東京ニ於ケル經理局所管事項ノ件)中改正追加 (達)海軍第五十五號(九) 三三二	○陸軍大憲ニ於ケル海軍防禦營造物ノ地帶並區域ノ件 (告)海軍第二十五號(二) 八八一	○海軍少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第十五號(六) 五五五	○海軍少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第二十號(九) 六五〇	○海軍中小主計採用ノ件 (告)海軍第四號(三) 一五九	○海軍少主計候補生採用ノ件 (告)海軍第二十二號(九) 六五一	○陸軍軍用口糧同目次同所用區分表中追加 (達)海軍第十八號(三) 二二六	○海軍大憲ニ關シテ兵庫縣下ノ施行令 (省)海軍第三號(四) 一一九
---	--------------------------------------	---	---	--	---	-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	--	---------------------------------------	--	----------------------------	----------------------------------	--	------------------------------------	---	---	--	---	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	---	--------------------------------------

〔海戰〕

○千八百六十四年八月二十二日「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海軍ニ應用スル條約 (勅)十二月二十二日(二) 六三六	○海兵團條例中追加 (勅)第四十二號(三) 五五	○海兵團條例中改正 (勅)第二十九號(五) 二八六	○明治二十八年達第百八號(海兵團ノ學科ヲ終リタル水兵機關兵軍艦教育ノ件)廢止 (達)海軍第三十四號(三) 二六二	○海軍艦團部將校教育令中改正追加 (達)海軍第三十六號(七) 二七三	○海軍艦團部下士卒教育令中追加 (達)海軍第五十五號(四) 九三	○海軍艦團部下士卒教育令中改正追加 (達)海軍第三十五號(七) 二七二	○艦團部隊需用品定額表中改正 (達)海軍第四十九號(四) 一八九	○艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第七十一號(四) 一六六	○艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第三十四號(七) 二七二	○艦團部隊需用品定額表中改正追加 (達)海軍第三十九號(七) 二八〇
---	-----------------------------	------------------------------	---	---------------------------------------	-------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------

〔海港〕

○海港檢疫所官制第二條中追加 (勅)第六十四號(三) 八二	○臨時海港檢疫所官制 (勅)第七十五號(三) 九〇	○海港檢疫法施行規則第一條中追加 (省)內務第九號(三) 四一	○海港檢疫所及臨時海港檢疫所職員ニ對シテ禮式準用 (勅)內務第十一號(五) 一五七	○臨時海港檢疫所施行ノ件 (告)內務第十二號(三) 七〇	○臨時海港檢疫所開設ノ件 (告)內務第二十八號(三) 二二六	○臺灣總督府海港檢疫所官制 (勅)第一百十九號(三) 一四一	○臺灣總督府海港檢疫所特別任用ノ件 (勅)第一百二十號(三) 一四三	○臺灣總督府海港檢疫所職員服制 (勅)第一百二十二號(三) 一四四	○臺灣總督府海港檢疫所職員官等俸給令 (勅)第一百二十二號(三) 一四四	○臺灣總督府臨時海港檢疫所官制 (勅)第四百三號(二) 五九四	○臺灣海港檢疫施行規則中ノ費用徴收額ノ件 (達)府第六十五號(九) 一〇一	○基隆海港檢疫所及滬尾支所檢疫開始 (省)臺灣總督府第六十八號(九) 七三九	○海軍局官制中改正 (勅)第八十一號(五) 二二三	○東京海軍局移轉 (告)通信第百號(三) 一九三
----------------------------------	------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	---	------------------------------------	--	---	------------------------------	-----------------------------

〔海務〕

○東京海軍局移轉 (告)通信第百號(三) 一九三
-----------------------------







○高等官官等俸給令中追加	(勅)第十九號(三)	二九	○高等教育會議員補缺選舉	(告)文部第九十二號(九)	六五五
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百十八號(三)	一四〇	○高等教育會議員互選人名	(告)文部第九十五號(九)	六五六
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百二十六號(三)	一四七	○臺灣總督府地方高等官官等俸給令第二條改正	(勅)第三百五十八號(九)	四四八
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百六十五號(四)	一九八	○臺灣總督府陸軍幕僚附佐尉官臨時臺灣土地調查局高等文官兼任ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件	(勅)第二百九十九號(七)	三四五
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百七十一號(四)	二〇四	○明治二十九年勅令第六十一號(會計検査院高等官年俸ノ件)中改正	(勅)第二百七十一號(六)	三一九
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百八十四號(五)	二二五	○警視廳高等官俸給令改正	(勅)第二百二十二號(五)	二六九
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百八十六號(五)	二二六	○警視廳高等官俸給令ニ依ル警察署長ノ俸給區別指定	(告)內務第四十七號(五)	三三三
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百八十九號(五)	二二八	○警視廳高等官俸給令ニ依ル警察署長ノ俸給區別指定	(告)內務第九十六號(二)	七四九
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十四號(五)	二九三	○地方高等官俸給令改正沖繩縣島司年俸ノ件及府縣視學官年俸ノ件廢止	(勅)第九十三號(三)	一一三
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十七號(六)	三三〇	○海軍武官考課表規則中改正	(達)海軍第二百二十號(六)	二四二
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十八號(六)	三三〇	○耕作(耕地)		
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十九號(六)	三三〇	○海軍高等武官補充條例中追加	(勅)第三百九十二號(二)	五五〇
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十九號(六)	三三〇	○海軍高等武官補充條例中追加	(勅)第四百十五號(三)	五七
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十九號(六)	三三〇	○帝國圖書館高等官官等俸給令	(勅)第三百二十六號(三)	三九九
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十九號(六)	三三〇	○帝國圖書館高等官官等俸給令	(勅)第三百二十六號(三)	三九九
○高等官官等俸給令中追加	(勅)第百九十九號(六)	三三〇	○帝國圖書館高等官官等俸給令	(勅)第三百二十六號(三)	三九九

○整理地登記規則	(勅)第二號(一)	一	○增國神社(合祀人名)	(告)陸軍第十號(五)	三九
○整理地登記取扱手續	(省)司法第九號(三)	六五	○殉難者二名增國神社(合祀)	(告)陸軍第六號(四)	二六〇
○耕地整理法ニ依リ國有地ヲ整理地區ニ編入ノ申請ヲ地方廳限リ許可ノ件	(勅)內務第十八號(六)	二四一	○學校		
○耕地整理施行ノ認可アリタルトキ由告事項ノ件	(省)農商務第十四號(六)	三七五	○警察監獄學校官制中追加	(勅)第百十五號(三)	一三八
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○警察監獄學校通譯官官等俸給ノ件	(勅)第百十六號(三)	一三九
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○警察監獄學校職員俸給令中削減	(勅)第百十七號(三)	一三九
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍大學校條例第二十四條削減	(勅)第八十三號(三)	一〇二
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○明治三十三年陸軍大學校入學初審並ニ再審試験科目表	(達)陸軍第十一號(三)	一八
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍砲工學校條例中改正削減	(勅)第二百十三號(五)	二六一
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍砲工學校員外學生在學年限延期ノ件	(勅)第七號(一)	九
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○工科及理科大學陸軍砲工學校員外學生修學規則	(達)陸軍第七號(一)	七
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍砲工學校以下學校學生並生徒入學時期改正	(達)陸軍第九十九號(二)	三五〇
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍砲工學校以下學校學生並生徒入學時期改正	(達)陸軍第八十五號(八)	二八二
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍士官學校條例第二條中削減	(勅)第二百十四號(五)	二六二
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍士官學校條例中改正削減	(勅)第三百四十五號(八)	四七
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○陸軍士官學校條例中改正削減	(勅)第三百四十五號(八)	四七
○耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方	(告)農商務第二十八號(四)	二八二	○明治三十三年經理學校(入校生)ニシテハ監督學生ノ人員	(達)陸軍第二十三號(三)	四七



- 明治三十三年經理學校(入校セシム) (牛) 監督學生ノ人員改定 (勅) 陸海軍第百二十三號(三) 三五三
- 陸軍中央幼年學校條例中改正削除 (勅) 陸海軍第百二十三號(三) 三五三
- 陸軍地方幼年學校條例第十四條中改正 (勅) 第八號(一) 一〇
- 陸軍地方幼年學校條例中改正削除 (勅) 第二百十六號(五) 二六三
- 陸軍中央及地方幼年學校生徒佩帶制式 (送) 陸海軍第三十六號(四) 八二
- 陸軍地方幼年學校生徒ニ村田連發銃劍ヲ佩用セシム (送) 陸海軍第四十三號(四) 八五
- 明治三十四年召募スヘキ士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試驗格 (告) 陸軍第十六號(二〇) 七六四
- 陸軍騎兵實施學校條例中改正削除 (勅) 第三百四十六號(八) 四二八
- 陸軍野戰砲兵射擊學校條例中改正加除 (勅) 第三百四十七號(八) 四二九
- 陸軍野戰砲兵射擊學校(臨時學生ヲ入校セシムル) 件 (勅) 第三百四十三號(八) 四二三
- 陸軍要塞砲兵射擊學校條例中改正加除 (勅) 第三百四十八號(八) 四三一
- 要塞砲兵射擊學校教導中隊下士分遣及兵卒交代期ノ件 (送) 陸海軍第三十二號(四) 八〇
- 陸軍軍樂學校條例第九條中改正 (勅) 第二百十七號(五) 二六四
- 陸軍軍樂學校生徒召募 (告) 陸軍第三號(三) 一三九
- 明治三十年勅令第三百四十一號(衛戍病院附衛生部員或官衛學校附獸醫補充ノ件) 中追加 (勅) 第三百九十一號(二) 五五三
- 常設軍隊官衛學校ニ豫備役後備役將校准士官下士ヲ補充シタル場合ニ於ケル身分取扱ノ件 (勅) 第三百十四號(七) 三六七
- 勅令ノ際陸軍諸官衛學校及憲兵隊附職員補充ノ件 (勅) 第三百十二號(七) 三五九
- 勅令ノ際陸軍諸官衛學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ召集ノ手續 (送) 陸海軍百號(九) 三〇二
- 諸學校教導隊分遣下士卒取扱規則 (送) 陸海軍第五號(二) 五
- 各學校喇叭手分遣規則中改正削除 (送) 陸海軍第七十一號(六) 二二四
- 各省衛學校ニ於ケル金錢糧食 被服其他物品ノ取扱方規定ノ件 (送) 陸海軍第十八號(三) 四四
- 海軍大學校條例中改正削除 (勅) 第二十七號(三) 三八
- 海軍大學校條例中改正加除 (勅) 第二百二十六號(五) 二七五

- 海軍大學校條例中追加 (勅) 第四百六號(二) 六六三
- 海軍大學校規則第十五條第十六條改正 (送) 海軍第十四號(三) 三三
- 海軍大學校規則中改正追加 (送) 海軍第九十九號(六) 三三三
- 海軍大學校規則第十三條中追加 (送) 海軍第七十號(三) 三五六
- 海軍兵學校條例中改正加除 (勅) 第二百二十七號(五) 二七六
- 海軍兵學校規則中改正追加 (送) 海軍第百號(六) 三三三
- 海軍兵學校生徒召募並志願者心得 (告) 海軍第二號(三) 一三九
- 海軍兵學校生徒志願者心得中加除 (告) 海軍第七號(四) 二六一
- 明治三十二年告示第三號(海軍兵學校生徒志願ニ就キ卒業學校ノ學科程度認定出願方) 中改正 (告) 海軍第八號(四) 二六一
- 海軍機關學校條例中改正加除 (勅) 第二百二十八號(五) 二七七
- 海軍機關學校規則中改正追加 (送) 海軍第百一號(六) 三三三
- 海軍機關學校生徒召募並志願者心得 (告) 海軍第三號(三) 一三九
- 海軍機關學校生徒志願者心得中加除 (告) 海軍第七號(四) 二六一
- 海軍機關學校生徒召募人員改定 (告) 海軍第七號(四) 二六一
- 海軍軍醫學校條例改正 (勅) 海軍第三十一號(三) 九二四
- 海軍軍醫學校條例第八條中追加 (勅) 第二百二十九號(五) 二七六
- 海軍軍醫學校條例第八條中追加 (勅) 第三百六十八號(五) 五二六
- 海軍軍醫學校規則中改正削除 (送) 海軍第九十二號(六) 二六六
- 兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各病院教員員數表中改正 (送) 海軍第六十七號(四) 一〇九
- 兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各病院教員員數表中改正 (送) 海軍第九十號(六) 二二五
- 軍港要港ニ於ケル學校練習所等ノ紀律體制ニ關スル事ノ司令官官ノ區處ヲ受ク (送) 海軍第百十三號(六) 二三四
- 海軍高等武官補充條例第五條ニ依ル府縣立醫學校指定 (告) 海軍第二十六號(二) 八八五
- 文部省直轄諸學校官制中追加 (勅) 第八十四號(三) 一〇三
- 文部省直轄諸學校高等官官等停給令中追加 (勅) 第八十五號(三) 一〇三
- 文部省直轄諸學校職員定員中改正追加 (勅) 第八十六號(三) 一〇四
- 官立學校及圖書館會計規則中改正 (勅) 第二百二十九號(五) 二七五
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程第三條中改正 (勅) 大藏第二十五號(四) 一〇三
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正削除 (勅) 大藏第二十八號(四) 一〇六
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正加除 (勅) 大藏第四十三號(四) 三〇〇



- 帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館資本金所屬不  
動產ノ貸渡同意契約ノ件 (勅)第三百四十二號(八) 四二二
- 寄附財産ヲ以テ設置スル官立公立學校ニ關スル件 (勅)第三百三十六號(三) 二六三
- 文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程 (省)文部第十號(七) 三九六
- 明治三十三年省令第四十三號(中學校教員ニ關スル  
件)第一條中改正削除 (省)文部第十二號(七) 三九七
- 教員免狀狀式有キ者ヲ教員ニ採用ノ件制定明治  
三十年省令第十九號第七條(師範學校教員ニ關スル  
件)同三十二年省令第二十二號(高等女學校教員ニ關  
スル件)同第四十三號(中學校教員ニ關スル件)廢止 (省)文部第十五號(六) 六八
- 教員檢定ニ關スル規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル者  
ノ學校指定 (省)文部第五十三號(六) 四三〇
- 高等師範學校規程中改正加附 (省)文部第二號(三) 三三
- 高等師範學校生徒肄業規則中改正加附 (省)文部第二號(三) 三三
- 女子高等師範學校生徒肄業規則第四條削除 (省)文部第六號(三) 七四
- 女子師範學校高等女學校生徒ノ衛生ニ關スル件 (訓)文部第六號(三) 七四
- 府縣立師範學校長官事務ノ支出計算書ヲ會計檢査院ニ  
送付スル件 (法)第六十三號(三) 一三九

- 師範學校中學校高等女學校教員檢定本試驗自時制  
ノ件 (省)文部第七號(二) 二二
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定科目ノ件 (省)文部第五十四號(六) 四三二
- 北海道廳府廳恩給顧問醫ノ醫術上事項検査ニ關スル  
件 (勅)第二百六十九號(六) 三二七
- 學校醫職務規程中改正追加 (省)文部第五號(三) 七四
- 高等學校大學預科科學科規程改正 (省)文部第十三號(八) 四四八
- 高等學校大學預科科學科規程改正ニ關スル件 (訓)文部第九號(八) 二八二
- 第六高等學校ニ大學預科設置 (省)文部第七號(四) 二九
- 第六高等學校ノ位置及假事務所設置ノ件 (省)文部第二十一號(四) 二七四
- 第六高等學校假事務所移轉 (省)文部第六十五號(六) 四三三
- 實業學校教員養成規程第十二條中追加 (省)文部第九號(五) 三三七
- 實業學校ノ教員ニ從事スル者ノ轉任 退職 休職執行  
ノ件 (訓)文部第一號(二) 三
- 明治三十三年訓令第一號中改正 (訓)文部第八號(六) 二六三
- 學校生徒喫煙禁止ニ關スル件 (訓)文部第五號(三) 七四
- 市町村立小學校教育費國庫補助法制定市町村立小學  
校教員年功加俸國庫補助法及小學校教育費國庫補助  
法廢止 (法)第六十三號(三) 一三九

- 市町村立小學校教育費國庫補助法ニ依リ學齡兒童及  
就學兒童數調査ノ件 (省)文部第八號(五) 三三七
- 小學校令改正明治三十年勅令第三十四號第四百四號同  
三十年勅令第三百十六號第四百七號廢止 (勅)第三百四十四號(八) 四二三
- 小學校令施行規則制定省令二十九號廢止 (省)文部第十四號(八) 四五四
- 小學校令改正並小學校令施行規則發布ニ關スル件 (訓)文部第十號(八) 二八三
- 北海道廳沖繩縣ニ於テモ亦訓令第十號同機心得シ  
ル件 (訓)文部第十一號(八) 二八九
- 市町村立小學校教員加俸令 (勅)第三百三十三號(三) 一五八
- 小學校教科用圖書檢定方ヲ定メ明治二十五年告示第  
五號(同件)ヲ廢ス (省)文部第八十二號(八) 五六八
- 東京府私立早稻田中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定  
(省)文部第七十八號(三) 一六八
- 東京府下六私立中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定  
(省)文部第十二號(二) 一六
- 明治三十三年告示第十二號(東京府私立中學校文部  
及同明治議會中學校)ノ徵兵令ニ依リ認定ヲ削除ス  
(省)文部第二十三號(三) 九二九
- 東京府私立攻玉社(京北)教學院立教及日比谷中學校  
ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第四十號(三) 七六

- 東京府私立京華中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第四十一號(三) 七八
- 東京府私立真宗東京中學ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第四十六號(三) 七九
- 明治二十九年告示第十八號(鹿野義塾)ノ二科一部ヲ  
徵兵令ニ依リ認定中削除 (省)文部第五十號(三) 一六一
- 東京府私立明治學院普通學部ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第七十一號(七) 五〇九
- 東京府私立大成中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第七十三號(四) 二七二
- 東京府私立東京中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第七十四號(四) 二七二
- 東京府私立園工中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第七十七號(四) 二七五
- 東京府私立哲學館ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第七十四號(五) 三三一
- 東京府私立日本法律學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第八十三號(八) 五八八
- 東京府私立淨土宗高等學院ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第二十三號(三) 九二九
- 東京府赤坂區區青山北町及小石川區竹早町ニ設置ノ師  
範學校名稱ノ件 (省)文部第四十七號(三) 一七五
- 東京府私立順天會社中學校ノ改稱認可 (省)文部第三十四號(三) 一七七



- 東京府第一中學校分校ノ設置開校認可 (告)文部第三十五號(三) 七七
- 東京府第二中學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十五號(六) 四三一
- 東京府第三中學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十八號(八) 五六七
- 東京府中學校及東京府高等女學校ノ改稱認可 (告)文部第九十九號(三) 七四
- 東京府私立日本女子大學校附屬高等女學校ノ設置認可 (告)文部第二百三十七號(二) 九一九
- 東京府第二高等女學校ヲ東京府女子師範學校ニ併設ノ件認可 (告)文部第四十八號(三) 七九
- 東京府私立明治學院中學部ノ廢止認可 (告)文部第八十二號(三) 一六九
- 東京府私立青山學院中學部ノ廢止認可 (告)文部第四百四十四號(五) 三三二
- 市立京都市染織學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十號(三) 七四
- 京都府私立真宗大學ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第十四號(二) 一七
- 京都府私立同志社普通學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十六號(三) 七七
- 京都府私立同志社中學校ノ設置開校認可 (告)文部第九十四號(四) 二六八
- 京都府第一中學校分校ノ設置開校認可 (告)文部第八十一號(三) 一六九
- 京都府第一中學校分校ヲ京都府第二中學校ト爲スノ件認可 (告)文部第九十二號(三) 一七一
- 京都府第三中學校ノ設置開校認可 (告)文部第八十四號(三) 一六九
- 府立京都簡易商業學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十號(七) 五〇九
- 大阪府女子師範學校開校 (告)文部第四十三號(三) 七六
- 市立大阪高等女學校ノ改稱及市立大阪第二高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第二十三號(三) 七五
- 大阪府市立堺高等女學校ノ設置認可 (告)及部第三百二十二號(四) 二七六
- 大阪府第七及第八中學校並大阪府第一高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第六十五號(三) 一六六
- 大阪府私立明星商業學校ノ設置認可 (告)文部第九十四號(九) 六五六
- 神奈川縣中學校ノ改稱認可 (告)文部第二百二十八號(三) 九七七
- 神奈川縣中學校ノ改稱認可 (告)文部第七十五號(三) 一六七

- 神奈川縣第二中學校ノ設置開校認可 (告)文部第三百三十三號(四) 二七六
- 神奈川縣第三中學校ノ設置開校認可 (告)文部第五百二十二號(五) 三三三
- 神奈川縣高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第二百十號(〇) 七六九
- 兵庫縣師範學校ノ改稱認可 (告)文部第二百二號(四) 二六九
- 兵庫縣第二師範學校ノ設置認可 (告)文部第三十七號(二) 七七
- 兵庫縣有馬郡立有馬農林學校ノ設置認可 (告)文部第二百六號(〇) 七六八
- 兵庫縣高等女學校ノ設置認可 (告)文部第一百號(四) 二六九
- 長崎縣松浦郡立五島中學校ヲ縣立ト爲シ改稱ノ件認可 (告)文部第八號(一) 一五
- 長崎縣島原中學校ノ設置開校認可 (告)文部第四十九號(二) 七九
- 新潟縣郡立中頸城長岡佐渡及町村學校組合立北蒲原中學校ヲ縣立ト爲シ其改稱認可 (告)文部第七十號(三) 一六六
- 新潟縣郡立中頸城中學校及同縣町村學校組合立北蒲原中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告)文部第八十六號(三) 一七〇
- 新潟縣中學校ノ改稱認可 (告)文部第七十二號(三) 一六七
- 新潟縣直田中學校柏崎分校及新發田中學校村上分校ノ設置開校認可 (告)文部第九十號(三) 一七〇
- 新潟縣郡立中魚沼染織學校ノ設置認可 (告)文部第九十一號(九) 六五五
- 新潟縣高等女學校ノ設置認可 (告)文部第三十八號(二) 七七
- 新潟縣高等女學校開校 (告)文部第六十號(三) 一六四
- 新潟縣中頸城郡立高田高等女學校ノ設置認可 (告)文部第三十號(二) 七六
- 新潟縣女子師範學校移轉 (告)文部第九十號(九) 六五五
- 新潟縣女子師範學校授業開始 (告)文部第三十號(二) 七六
- 新潟縣女子師範學校移轉 (告)文部第九十號(九) 六五五
- 埼玉縣秩父郡立乙種農業學校ノ設置認可 (告)文部第六十號(六) 四三三
- 埼玉縣高等女學校ノ設置認可 (告)文部第六十九號(三) 一六六
- 群馬縣郡立吾妻農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十八號(三) 七五
- 縣立群馬縣伊勢崎染織學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五十八號(六) 四三一
- 群馬縣中學校ノ改稱及同校三分校ノ獨立開校ノ件認可 (告)文部第五十三號(三) 一六三
- 群馬縣桐生町立桐生織物學校外二校ヲ縣立ト爲シ其改稱認可 (告)文部第五十九號(三) 一六四
- 群馬縣高山社組合立高山社蠶業學校ノ設置認可 (告)文部第二百二十號(二) 八八五



- 千葉縣私立成田中學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第五十二號(三) 二六三
- 千葉縣安房中學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十二號(三) 二六三
- 千葉縣村立真文農學校ノ設置認可 (告)文部第四十七號(五) 三三二
- 千葉縣村立小御門農學校ノ設置認可 (告)文部第六十三號(六) 四三三
- 千葉縣高等女學校ノ假設認可 (告)文部第九十七號(九) 六五七
- 茨城縣中學校改稱及同校二分校ノ獨立二分校ノ設置 (告)文部第六十八號(三) 一六六
- 竝土浦下妻中學校各二分校ノ設置開校認可 (告)文部第六十二號(三) 一六五
- 茨城縣高等女學校ノ設置認可 (告)文部第五十四號(三) 一六三
- 奈良縣南葛城郡寶珠補習學校ノ組織變更並其改稱認可 (告)文部第九十九號(四) 二六九
- 奈良縣私立中學校文武館ノ設置開校認可 (告)文部第二十五號(一〇) 七七一
- 明治三十年告示第四號(三重縣)立四日市商業學校本科ヲ撤兵令ニ依リ認定(中削除) (告)文部第二十四號(三) 七五
- 愛知縣第三中學校ノ設置開校認可 (告)文部第四十四號(三) 七八
- 愛知縣常滑工業補習學校ヲ維持學校ト爲シ其改稱認可 (告)文部第五十六號(三) 一六四
- 愛知縣豐田組合立知多實業學校ノ組織變更並改稱認可 (告)文部第六十七號(三) 二六六
- 靜岡市靜岡商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認可 (告)文部第二十六號(四) 二七五
- 靜岡縣見付町外四十箇村學校組合立靜岡縣中道農學校ヲ縣立ト爲シ其改稱認可 (告)文部第十一號(一) 一六
- 靜岡縣津津中學校及掛川中學校ノ設置開校認可 (告)文部第四十九號(三) 四三三
- 靜岡縣郡立富士農林學校ノ設置認可 (告)文部第五十二號(三) 四三三
- 靜岡縣漆器組合立靜岡漆工學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十九號(六) 四三二
- 靜岡縣郡立濱松商業學校ノ組織變更認可 (告)文部第二十三號(二) 九八
- 山梨縣中學校ノ假設開校認可 (告)文部第六十六號(四) 二七五
- 山梨縣市立甲府商業學校ノ設置認可 (告)文部第二十九號(二) 九二七
- 岐阜縣立農學校ノ設置認可 (告)文部第二十二號(一〇) 七五

- 岐阜縣立岐阜農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十九號(二) 八八五
- 岐阜縣郡立土岐郡陶器學校ノ設置開校認可 (告)文部第八號(四) 二七一
- 岐阜縣市立岐阜高等女學校及町立大垣高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第二十二號(四) 二七四
- 長野縣諏訪郡立諏訪中學校ヲ陸軍補充條例ニ依リ指定 (告)文部第三十六號(四) 二七七
- 長野縣郡立小縣實業學校ノ組織變更並改稱認可 (告)文部第二十一號(二) 八八五
- 長野縣郡立小縣實業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十九號(六) 五七
- 長野縣長野中學校上田支校及松本中學校飯田支校ノ改稱並開校認可 (告)文部第五號(二) 一一
- 長野縣松本中學校大町分校及上田中學校野澤分校ノ設置開校認可 (告)文部第三十號(四) 二七六
- 長野縣長野商業學校ノ設置認可 (告)文部第五十六號(六) 四三三
- 長野縣西筑摩郡立木曾山林學校ノ設置認可 (告)文部第二十七號(一〇) 七七一
- 長野縣町立松本高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第八十一號(六) 五八八
- 長野縣小縣郡立上田高等女學校ノ設置認可 (告)文部第九號(一〇) 七六九
- 明治二十二年告示第七號(靜岡)立宮城農學校ヲ撤兵令ニ依リ認定(中追加) (告)文部第十六號(一) 一七
- 宮城縣中學校ノ改稱認可 (告)文部第五十五號(三) 一六三
- 宮城縣第二中學校ノ設置開校認可 (告)文部第六十三號(三) 一六五
- 宮城縣中學校南郡立分校ヲ縣立ト爲シ其改稱認可 (告)文部第六十四號(三) 一六六
- 宮城縣第三中學校鳳凰分校ノ設置認可 (告)文部第二十二號(二) 八八五
- 宮城縣私立東北中學校ノ設置開校認可 (告)文部第四十二號(三) 七六
- 宮城縣加美郡實業學校ノ設置認可 (告)文部第八十九號(九) 六五五
- 宮城縣仙臺市立仙臺高等女學校ヲ縣立ト爲シ其改稱認可 (告)文部第七十七號(三) 一六八
- 盛手縣福岡中學校及遠野中學校ノ設置開校認可 (告)文部第六號(二) 一一
- 縣立青森縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十三號(一) 一七
- 青森縣第三中學校ノ設置開校認可 (告)文部第九十八號(九) 六五八
- 青森縣高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十二號(七) 五〇九



- 山形縣立山形縣農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百二十八號(四) 二七五
- 山形縣山形中學校新莊分校ノ設置開校認可 (告)文部第五十一號(三) 一六三
- 山形縣中學校及山形縣米澤中學農讀館ノ改稱認可 (告)文部第十七號(三) 七三
- 山形縣北村山郡立農業學校ヲ縣立ト爲シ其組織變更並改稱ノ件認可 (告)文部第三十二號(三) 七六
- 秋田縣高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第二百七號(三) 七六
- 福井縣福井中學校大野分校ノ設置開校認可 (告)文部第四百四號(四) 二七〇
- 福井縣染織學校ノ設置認可 (告)文部第七十三號(三) 一六七
- 福井縣絹織物同業組合立染織學校ノ廢止認可 (告)文部第九十七號(四) 二六九
- 石川縣金澤市立商業學校ノ設置認可 (告)文部第百三十七號(四) 二七八
- 富山縣立富山縣工藝學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百六號(四) 二七〇
- 明治二十八年告示第二號(富山縣工藝學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中加除 (告)文部第百七號(四) 二七〇
- 明治三十一年告示第九號同第六十三號縣立富山縣農學校本科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定ノ件中加除
- 富山市立富山商業學校及富岡市立富岡甲種商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百六十六號(三) 四三三
- 島根縣郡立綴川中學校ヲ縣立ト爲シ並其移轉等ノ件認可 (告)文部第九十一號(三) 一七〇
- 島根縣農林學校ノ設置認可 (告)文部第八十七號(三) 一七〇
- 縣立島根縣農林學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百六十四號(三) 四三二
- 島根縣商業學校ノ設置開校認可 (告)文部第八十五號(三) 一六九
- 縣立島根縣商業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百六十九號(三) 五〇八
- 島根縣私立中學修道館ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號(四) 二六九
- 岡山縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第八十三號(三) 一六九
- 岡山縣私立西中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百八十六號(三) 五〇九
- 岡山縣高等女學校ノ假設並開校認可 (告)文部第二十六號(三) 七五
- 廣島縣私立明道中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百十二號(四) 二七二

- 廣島縣町村學校組合立廣島縣商學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百十八號(四) 二七三
- 廣島縣郡立豐田中學校ヲ縣立ト爲シ其改稱並開校ノ件認可 (告)文部第二十七號(三) 七五
- 山口縣山口中學校德山分校及岩國分校ヲ廢シ更ニ山口縣德山中學校及岩國中學校ヲ設置シ其開校ノ件認可 (告)文部第二十九號(三) 七六
- 明治三十一年告示第三十號同第三十一號縣立山口縣農學校第一部ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定ノ件中加除 (告)文部第百三十五號(四) 二七七
- 山口縣私立毛利高等女學校ヲ縣立ト爲シ改稱ノ件認可 (告)文部第百十八號(三) 一八四
- 和歌山縣第一中學校總務分校ノ設置開校認可 (告)文部百二十四號(四) 二七五
- 香川縣三豐郡立粟島航海學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百十八號(三) 七四
- 縣立香川縣工藝學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二十一號(三) 七四
- 明治三十三年告示第二十一號中追加 (告)文部第百八十號(三) 一六九
- 香川縣高松中學校大川分校及丸龜中學校三豐中學校ノ設置認可 (告)文部第七十一號(三) 一六七
- 香川縣高松中學校及丸龜中學校三豐分校開校 (告)文部第八十九號(三) 一七〇
- 市立高松商業學校ノ設置認可 (告)文部第三十三號(三) 七六
- 縣立香川縣商業學校ノ設置認可 (告)文部第百八十五號(三) 五〇九
- 愛媛縣私立北環中學校ノ設置開校認可 (告)文部第十號(二) 一六
- 愛媛縣農業學校ノ設置認可 (告)文部第七十四號(三) 一六七
- 愛媛縣立今治高等女學校及同宇和島高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第百五號(四) 二七〇
- 愛媛縣立松山高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第百三十三號(三) 七六
- 福岡縣立農學校ノ設置認可 (告)文部第百五十七號(三) 四三一
- 福岡縣市立福岡高等女學校ノ位置變更認可 (告)文部第百五號(四) 二七〇
- 福岡縣市立福岡高等女學校ノ改稱認可 (告)文部第百四十六號(三) 三三二
- 福岡縣山門郡立柳河高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第百十五號(四) 二七二
- 福岡縣郡立小倉高等女學校ヲ市立ニ變更ノ件認可 (告)文部第百二十五號(四) 二七五
- 大分縣大分中學校三分校及中津中學校字佐分校ノ假設並開校認可 (告)文部第五十八號(三) 一六四
- 大分縣高等女學校ノ設置認可 (告)文部第八十八號(三) 一七〇



- 明治三十一年告示第二十四號同第二十五號縣立佐賀縣工業學校木工工科ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定ノ件申加除 (告)文部第七十七號(八) 五六六
- 佐賀縣工業學校有田分校ノ設置認可 (告)文部第七十一號(四) 二七三
- 佐賀縣町村學校組合立有田徒弟學校ノ廢止認可 (告)文部第九十六號(四) 二六八
- 熊本縣第一中學校ノ設置開校並熊本縣中學講(發)ノ組織變更ノ件認可 (告)文部第三十九號(三) 七七
- 熊本縣農學校ノ改稱認可 (告)文部第六十六號(三) 一六六
- 熊本縣立熊本縣第一農業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十八號(四) 二七八
- 熊本縣第二農業學校ノ設置認可 (告)文部第七十六號(三) 一六七
- 熊本縣中學校及農業學校改稱ノ件認可 (告)文部第二百十四號(〇) 七七
- 熊本縣郡立鹿託郡工業徒弟學校及町立來民工業徒弟學校ノ設置認可 (告)文部第三百一十一號(四) 二七六
- 宮崎縣歌留學校ヲ廢シ宮崎縣農學校ノ設置認可 (告)文部第四十五號(三) 七九
- 宮崎縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十五號(四) 二六八
- 宮崎縣町村學校組合立依良農業學校ノ設置認可 (告)文部第九十五號(四) 二六八
- 鹿兒島縣第五中學校ヲ廢シ同所ニ同縣農學校ヲ移スノ件認可 (告)文部第三十一號(三) 七六
- 鹿兒島縣立大島農學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十六號(八) 五六六
- 沖繩縣高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第六十二號(六) 四三三
- 官立臺灣總督府國語學校及同校第二附屬學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十三號(四) 二六八
- 東京郵便電信學校官制中改正 (勅)第七十九號(五) 二二一
- 商船學校規則第二十條改正 (告)逕信第四百五十九號(二) 八九四
- 臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退廢科及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十七號(三) 二二八
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退廢科等ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第四百四號(二) 六六二
- 臺灣總督府國語學校官制中改正 (勅)第三百七十七號(七) 三五五
- 臺灣總督府國語學校官制中追加 (勅)第三百九十七號(二) 五八九
- 臺灣總督府國語學校規則中改正 (省)府第三百九十九號(五) 六二

- 臺灣總督府國語學校長任用ニ關スル件 (勅)第二百九十一號(七) 三三四
- 臺灣總督府國語學校舍監任用ノ件 (勅)第三百九號(七) 三五七
- 臺灣總督府國語學校卒業生服務規則 (省)府第六十二號(八) 九九
- 臺灣總督府國語學校並國語傳習所給與生支給規則中改正追加 (省)府第二十四號(三) 三三
- 臺灣總督府師範學校規則第六條改正 (省)府第十一號(二) 一一
- 師範學校ニ講習科附設ノ件 (省)府第十八號(三) 二二
- 明治三十二年府令第三十號(臺灣總督府師範學校生徒支給ニ關スル件)中改正 (省)府第二十五號(三) 三三
- 小學科教科用書表 (省)府第二十八號(四) 三九
- 小學科教科用書配當表 (省)府第二十九號(四) 四〇
- 明治三十一年告示第五十五號(小學校名稱及位置)中追加 (告)臺灣總督府第二十六號(四) 三〇八
- 明治三十一年告示第五十五號(小學校名稱及位置)中追加 (告)臺灣總督府第八十五號(〇) 八五三
- 陸軍砲工學校員外學生在學年限延期ノ件 (勅)第七號(二) 九
- 工科及理科大學陸軍砲工學校員外學生修學規則 (逕)陸軍第七號(二) 七
- 理科大學陸軍砲工學校員外學生入學期ノ件 (逕)陸軍第九十九號(二) 三五〇
- 陸軍砲工學校以下學校學生並生徒入學時期改正 (逕)陸軍第八十五號(八) 二八二
- 陸軍野戰砲兵射擊學校へ臨時學生ヲ入校セシムルノ件 (勅)第三百四十三號(八) 四一三
- 要塞砲兵射擊學校學生入校期ノ件 (逕)陸軍第三十三號(四) 八〇
- 明治三十三年經理學校へ入校セシムルニ關シテ(省)府監督學生ノ人員改正 (逕)陸軍第二十三號(三) 四七
- 明治三十三年經理學校へ入校セシムルニ關シテ(省)府監督學生ノ人員改正 (逕)陸軍第二百二十三號(三) 三三三
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生並兵學生主計學生條例第一條第二條中追加 (勅)第六十八號(三) 八五
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生並兵學生主計學生規則中改正追加 (省)海軍第五號(四) 二六
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生並兵學生主計學生規則中改正 (省)海軍第八號(五) 三五
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生並兵學生主計學生規則中改正 (省)海軍第十五號(六) 三五三
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書狀書式中改正 (逕)海軍第四十八號(四) 八八



- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證狀書式改正 (達)海軍第九十九號(六) 二二七
- 海軍生徒學生下士卒死亡者取扱規則中改正 (省)海軍第十四號(六) 三五三
- 學生生徒身體檢査規程 (省)文部第四號(三) 七〇
- 學生生徒身體檢査規程廢止 (訓)文部第四號(三) 四四
- 明治三十三年度學資補給ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告)文部第十五號(二) 一七
- 明治三十四年度學資補給ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告)文部第二十三號(二) 九八
- 市町村立小學校教育費國庫補助法ニ依ル學齡兒童及就學兒童數調查方ノ件 (省)文部第八號(五) 三七
- 明治十九年省令第二十號(學事)ニ關スル府縣令申報ノ件)中追加 (省)文部第十七號(二) 七六
- 明治三十三年度學資補給ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告)文部第十五號(二) 一七
- 明治三十四年度學資補給ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告)文部第二十三號(二) 九八
- 高等學校大學預科學科規程改正 (省)文部第十三號(六) 四四八
- 高等學校大學預科學科規程改正ニ關スル件 (訓)文部第九號(六) 二八二
- 明治三十二年告示第三號(海軍兵學校生徒志願ニ就キ卒業學校ノ學科程度認定出願方)中改正 (告)海軍第八號(四) 二六二
- 賀表 (達)宮内乙第三號(四) 七
- 皇太子殿下御禮賀表及官上書書式 (達)宮内乙第三號(四) 七
- 瓦斯 (達)文部第七號(三) 七
- 瓦斯セシムヘキ瓦斯又ハ有難實ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル旨旨書 (勅)十一月二十一日(二) 六五二
- 下士卒 (達)海軍第十四號(七) 三八七
- 海軍現役豫備役後備役將校准士官下士卒補充シタル場合ニ於ケル身分取扱ノ件 (勅)第三百十四號(七) 三八七
- 第五師團ヨリ臺灣(派遣中)准士官下士卒兵卒服役延期ノ件 (省)海軍第三十八號(二) 七九九
- 第五師團中一部ノ復員ヲ行ヒタル部隊ノ將校以下屬役延期ノ件 (省)海軍第四十一號(二) 八〇九

- 復員ニ際シ歸郷セシムヘキ下士卒以下ニ時服付與ノ件 (達)陸軍第八號(一〇) 三三四
- 陸軍各兵科下士卒等兵教育令第六十七條中改正 (達)陸軍第五十三號(五) 一七一
- 陸軍衛生部下士卒候補者教育令中改正追加 (達)陸軍第四十一號(四) 八二
- 各兵科隊附下士卒隊外ニ採用スルノ規定制定明治二十四年陸軍第四百號陸軍第六十號及同三十年陸軍第六十九號同件廢止 (達)陸軍第六十六號(二) 三四八
- 陸軍兵卒等級表 (達)陸軍第二號(二) 二
- 陸軍兵卒昇級取扱方ヲ定メ明治十八年達乙第三百三十號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十五號(九) 二九七
- 諸學校教導隊分遣下士卒取扱規則 (達)陸軍第五號(二) 五
- 要塞砲兵射擊學校教導中隊下士卒分遣及兵卒交代期ノ件 (達)陸軍第三十二號(四) 八〇
- 教導隊下士卒分遣時期改正 (達)陸軍第八十六號(八) 二八三
- 教導隊分遣下士卒交代方ノ件 (達)陸軍第八十八號(八) 二八四
- 各隊ニ於ケル下士卒積立金及酒保並集會所ニ係ル金銀ノ保管並支計算ニ關スル規定制定報告ノ件 (達)陸軍第十七號(三) 四三
- 工兵軍曹伍長及兵卒ノ携帶スル三十年式步兵銃彈藥盒ノ件 (達)陸軍第十三號(三) 三
- 文官採用ノ資格ヲ有スヘキ准士官下士卒滿期退營前見習通勤ノ件 (達)陸軍第五十一號(五) 一七〇
- 陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受ケル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給ノ件 (勅)第三百三十二號(三) 一五七
- 海軍下士卒服役條例中改正追加 (勅)第三百十四號(七) 三八七
- 海軍下士卒服役條例中改正 (勅)第二百八十九號(七) 三三三
- 海軍現役豫備役後備役下士卒服役延期ノ件 (省)海軍第十七號(六) 三五六
- 海軍現役豫備役後備役下士卒ノ服役延期解除 (省)海軍第二十五號(二) 八〇九
- 海軍准士官下士卒任用進級條例第十四條中改正 (勅)第二百六十四號(六) 三二二
- 海軍准士官下士卒任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第一百號(六) 二二二
- 海軍准士官下士卒任用進級試驗規則別表中改正 (達)海軍第三十八號(三) 六三
- 海軍准士官下士卒任用進級試驗規則中改正 (達)海軍第九號(六) 二二二
- 三等卒以上ノ任用進級試驗施行延期ノ件 (達)海軍第二十九號(三) 三三
- 海軍卒進級條例中改正 (達)海軍第一百一號(六) 三三三
- 海軍下士卒旅行證規則第四條中追加 (省)海軍第十二號(五) 三二六
- 下士卒轉勤轉乘ノ旅行申請定期限内ニ到達シ能ハサルトキ届出方 (省)海軍第十號(五) 三二六







- 仕拂命令官歳入徴收官所管區分表中改正 (達)陸達第六十三號(五) 一八六
- 明治三十三年經理學校(入校セシムヘキ監督學生)人員 (達)陸達第二十三號(三) 四七
- 明治三十三年經理學校(入校セシムヘキ監督學生)人員改正 (達)陸達第二百二十三號(二) 三五三
- 造船總兵監督官條例中改正 (勅)第二百三十七號(五) 二八五
- 留學生監督服務規則 (達)海軍第五百七十七號(六) 二二七
- 鎮守府會計監督規程中追加 (達)海軍第五百四十四號(七) 三二二
- 鐵山監督官制中改正 (勅)第二十六號(三) 三八
- 札幌鐵山監督署移轉 (告)農商務第二號(一) 一八
- 官廳用竝私設ノ電信電話監督事務ニ關スル件 (勅)第三百六十五號(七) 五三三
- 〔監護〕
- 精神病者監護法 (法)第三十八號(三) 八六
- 精神病者監護法施行規則 (省)內務第三十五號(六) 三四三
- 精神病者監護ニ關スル件 (勅)第二百八十二號(六) 三二六
- 〔監吏〕
- 稅關事務官補監視及監吏特別任用令第四條中追加 (勅)第十號(一) 一一
- 臺灣總督府監獄監吏服制並提燈徽章ノ件 (勅)第三百六十二號(七) 四四五
- 明治二十九年勅令第二百七十八號(臺灣總督府所屬稅關監吏補巡查及看守銃器携帶ノ件)中改正 (勅)第二百七十八號(六) 三四
- 〔監視〕
- 掃除監視吏員ノ組織權限 (省)內務第六號(三) 三七
- 掃除監視吏員服制 (訓)內務第三號(三) 一一
- 稅關事務官補監視及監吏特別任用令第四條中追加 (勅)第十號(一) 一一
- 明治三十二年省令第十四號(稅關監視署設置)中追加 (省)大藏第三十五號(三) 八二二
- 稅關監視署ノ名稱及位置ヲ定メ明治三十二年府令第三百二十二號(同件)ヲ廢ス (臺府)第二十一號(三) 二四
- 稅關監視署名稱位置中追加 (臺府)第三十五號(四) 四六
- 〔監守〕
- 北海道釧路森林監守規程中改正 (勅)第五號(一) 八
- 明治二十二年勅令第七十號(出納官吏現金取扱規則)中ノ保管金引出切符及監守證書式)中追加 (勅)大藏第三十號(四) 一〇九
- 〔監獄〕
- 警察監獄學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (法)第四號(一) 三
- 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル件 (勅)第三百十六號(七) 三八八

- 府縣監獄所屬物件處分後報告ノ件 (省)內務第一號(一) 一
- 監獄刑中改正 (勅)第三百七十二號(四) 二〇五
- 監獄刑施行細則第十五條刪除 (省)司法第二十七號(七) 三九一
- 監獄會計處務規程 (訓)司法第三號(八) 二八一
- 監獄ニ關スル報告中統計小票調製方ノ件 (訓)司法第四號(一〇) 三二五
- 海軍監獄看守長看守禮式及軍屬敬禮ノ件守衛以下敬禮ノ件廢止 (達)海軍第五百九十九號(四) 九七
- 臺灣總督府監獄官制 (勅)第三百五十九號(九) 四四〇
- 臺灣總督府監獄職員官俸給令 (勅)第三百六十號(九) 四四二
- 臺灣總督府監獄監吏服制並提燈徽章ノ件 (勅)第三百六十二號(九) 四四三
- 臺灣總督府警部監獄書記看守長特別任用ノ件 (勅)第十四號(一) 一七
- 臺灣總督府警部監獄書記看守長特別任用ノ件中改正 (勅)第三百七十二號(九) 四九九
- 臺灣監獄則第五條改正 (律)第十八號(一〇) 一九
- 臺灣監獄刑施行細則中改正刪除 (臺府)第七十三號(一〇) 一〇五
- 監獄名稱及位置 (臺府)第七十七號(一〇) 一〇八
- 監獄支署名稱及位置 (臺府)第七十八號(一〇) 一〇八
- 〔監査〕
- 船隻信號器救命具試驗檢定監査手續 (訓)遞信第五號(二) 四〇〇
- 〔勸査〕
- 在監人行狀勸査及電卷規程中改正追加 (訓)司法第五號(二) 三五九
- 〔看守〕
- 臺灣總督府巡查及看守手當支給規則第一條改正 (勅)第三百二十號(七) 三九五
- 明治二十九年勅令第八十一號(臺灣總督府巡查看守及雇員備員食料補給ノ件)中刪除 (勅)第三百二十一號(七) 三九六
- 臺灣總督府警部監獄書記看守長特別任用ノ件 (勅)第十四號(一) 一七
- 臺灣總督府警部監獄書記看守長特別任用ノ件中改正 (勅)第三百七十二號(七) 三九九
- 明治二十九年勅令第二百七十八號(臺灣總督府所屬稅關監吏補巡查及看守銃器携帶ノ件)中改正 (勅)第二百七十八號(六) 三四
- 明治三十二年勅令第五十四號(臺灣總督府及廳看守定員ノ件)中改正 (勅)第三百六十一號(七) 四四二
- 海軍監獄看守長看守禮式及軍屬敬禮ノ件守衛以下敬禮ノ件廢止 (達)海軍第五百九十九號(四) 九七
- 航路標識看守業務傳習生規程第十七條中改正 (告)遞信第八十四號(五) 四〇六



- 海軍看護訓練所規則 (達)海軍第七七號(六) 三七
- 動員部隊ニ於ケル上等兵及看護手補充ノ特例 (達)陸軍第九十四號(六) 二九七
- 明治二十三年陸軍第五十六號(陸軍看護人教科書制定ノ件)中改正 (達)陸軍第三十一號(四) 八〇
- 明治二十八年陸軍第八十號(看護人給料ノ件)中改正追加 (達)陸軍第九十三號(一〇) 三二五
- 感化法 (法)第三十七號(三) 八四
- 感化法 (法)第三十七號(三) 八四
- 外國ヨリ輸入スル鯨魚燻製魚及魚粕課税ニ關スル件 (法)第八十六號(八) 三三一
- 間接税(一)ノノ部租税ノ項ニ關スル件 (爲替)○郵便局所ニ於ケル郵便爲替事務ノ開始 (ハイ)ノ部郵便ノ項ニ關スル件
- 郵便爲替法制定郵便條例中廢止 (法)第五十五號(三) 二一八
- 郵便爲替法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第三十三號(八) 四〇九
- 郵便爲替規則制定郵便爲替細則(郵便小爲替規程) (爲替)金屋宅拂規則廢止 (省)逓信第四十五號(九) 六五一
- 郵便爲替法施行ニ關スル件 (達)府第八十號(一〇) 一〇九
- 郵便爲替細則中改正追加 (告)逓信第六十四號(四) 三〇四
- 外國郵便爲替規則制定明治二十七年省令第四號(失效用ノ外國郵便爲替本邦ニ返送シテ取リタルモノ拂戻ニ關スル件)廢止 (省)逓信第五十七號(九) 七二
- 官設鐵道郵便便價(郵便爲替及郵便貯金ニ關スル規程) 金出納ニ關スル件 (法)第五十七號(三) 一〇四
- 明治三十三年法律第五十號ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百六十三號(六) 三二二
- 明治二十三年法律第三十二號(中央備置儲蓄金積金) 郵便貯金及爲替金特別會計)中改正追加 (法)第五十七號(三) 一〇四
- 郵便及電信局在外郵便電信局郵便爲替貯金管理處所及電話交換局職員定員中改正 (勅)第七十八號(五) 二二一
- 爲替納金取扱順序中加除 (訓)大藏第五十四號(六) 二六二
- 明治二十三年省令第十五號(郵便爲替貯金管理支局設置ノ件)中改正追加 (省)逓信第十號(四) 一三三
- 郵便法郵便爲替法電信法郵便規則郵便爲替規則及電報規則三號ニ注意事項ノ件 (告)逓信第三百五十九號(九) 七二八
- 各郵便受取所及在清國郵便局所ハ電信爲替ノ取扱ヲ爲サズ (告)逓信第三百五十二號(九) 七二二

- 御婚禮當日郵便爲替及貯金事務休停ノ件 (告)逓信第八十一號(五) 四〇五
- 本邦振出ニ係ル萬國聯合郵便爲替券ノ取扱若ハ其名宛變更ニ關スル請求書ヲ發送スヘキ名宛國郵便官署ノ件 (告)逓信第三百六十五號(九) 七三三
- 本邦振出ノ萬國聯合郵便爲替金ヲ表示スヘキ貨幣ノ件 (告)逓信第三百六十六號(九) 七三四
- 郵便電信局郵便局所ニ於テ萬國聯合郵便爲替並香港及其媒介爲替ノ振出拂渡業務開始ノ件 (告)逓信第三百六十七號(九) 七三四
- 臺灣及清國韓國間郵便電信爲替料ノ件 (省)逓信第六十五號(九) 七三五
- 明治三十二年告示第七十一號(清國內地間郵便爲替料ノ件)中改正 (告)逓信第九十八號(三) 一九二
- 在韓國本邦郵便局所ト取組ム電信爲替料ノ件 (告)逓信第六十六號(四) 三〇五
- 在韓國本邦郵便局ト取組ム電信爲替料ノ件 (告)逓信總督府第四十號(五) 四一五
- 電信爲替渡通知料ノ件 (告)逓信總督府第四十一號(五) 四一五
- 電信爲替ノ別配送ニ關スル件 (達)府第八十三號(一〇) 一一二
- 郵便局所ノ貯金及爲替事務休業日ノ件 (達)府第八十六號(一〇) 一一三
- 各郵便及電信局外國郵便爲替事務開始 (告)逓信總督府第三十八號(五) 四一五
- 明治三十一年告示第三十一號(香港並其媒介爲替ノ取扱ヲ取扱フ郵便電信局及支局ノ件)中追加 (告)逓信總督府第三十六號(五) 四一四
- 郵便及電信局萬國聯合郵便爲替並香港及其媒介爲替ノ振出及拂渡業務開始ノ件 (告)逓信總督府第八十二號(一〇) 八五二
- 本邦ヨリ清國天津宛遠爲替及上海、漢口、廈門宛香港爲替ノ振出ヲ爲シ得ス (告)逓信第二百四十七號(六) 四九五
- 在清國上海本邦郵便局佛國爲替ノ振出業務ヲ取扱ハス (告)逓信第二百四十八號(六) 四九五
- 在清國七本邦郵便局外國郵便爲替ノ受拂業務開始 (告)逓信第二百四十六號(六) 四九五
- 在清國天津、芝罘、沙市、杭州及蘇州本邦郵便局英國及其媒介爲替ノ受拂業務開始 (告)逓信第三百七十九號(九) 七三七
- 在清國本邦郵便局所電信爲替事務開始ノ件 (告)逓信第四百四十五號(二) 八九一
- 在韓國本邦郵便局所郵便爲替及貯金事務開始ノ件 (告)逓信第二百二十九號(六) 四八〇



- 在韓國三本邦郵便局所外國郵便為替ノ受拂業務開始 (告) 遞信第三百四十七號(七) 七〇
- 北米合衆國ヨリ本邦へ宛テ提出ス郵便為替經由局ノ件 (告) 遞信第三百七號(六) 四六七
- 北米合衆國ニ於テポルト、リコ本邦間ノ郵便為替取扱開始 (告) 遞信第二百四十二號(六) 四九四
- 本邦布時間ニ交換スル郵便為替取扱方ノ件 (告) 遞信第二百二十六號(六) 四七九
- 明治三十三年告示第二百二十六號中改正 (告) 遞信第三百十六號(八) 六三三
- 伊太利郵政總局代郵便為替手数料ノ件 (告) 遞信第四百八十九號(五) 四〇八
- 亞細亞土耳其スミルヌニ於ケル獨逸郵便局振出ニ係ル郵便為替ノ拂渡ヲ為ス (告) 遞信第三百七十一號(五) 七三五
- モロッコ國タンゼルニ於ケル獨逸郵便局ト郵便為替ノ直接交換開始 (告) 遞信第六十八號(三) 一〇九
- 在モロッコ國六獨逸郵便局ト郵便為替ノ直接交換開始 (告) 遞信第四百五十八號(二) 八九四
- ペールト及ジエラサレムニ於ケル獨逸郵便局ト郵便為替ノ直接交換開始 (告) 遞信第三百七十號(五) 七三五
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便為替ヲ交換スル獨逸保護國名)中追加
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便為替ヲ交換スル獨逸保護國名)中追加 (告) 遞信第四百七號(三) 二〇四
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便為替ヲ交換スル獨逸保護國名)中追加 (告) 遞信第二百十四號(六) 四七一
- 明治三十一年告示第二百三十六號(本邦ト萬國聯合郵便為替ヲ交換スル獨逸保護國名)中追加 (告) 遞信第四百七十八號(三) 九四四
- 明治三十二年告示第三百五十二號中換地地利ニ於ケル萬國聯合電信為替取扱局追加 (告) 遞信第六十二號(三) 一〇五
- 明治三十二年告示第三百五十二號中換地地利ニ於ケル萬國聯合電信為替取扱局追加 (告) 遞信第六十六號(三) 一〇〇
- 明治三十二年告示第三百五十二號中換地地利ニ於ケル萬國聯合電信為替取扱局追加 (告) 遞信第九十一號(五) 四〇九
- 明治三十二年告示第三百五十二號中換地地利ニ於ケル萬國聯合電信為替取扱局追加 (告) 遞信第二百八十九號(五) 五八

〔假置場〕

- 稅關假置場法施行規則 (法) 第八十二號(四) 三三三
- 稅關假置場法施行規則 (勅) 第四百三十九號(四) 一六六

- 稅關假置場使用料及手数料ノ件 (省) 大藏第十五號(四) 一〇三
- 稅關假置場使用料及手数料ノ件中追加 (省) 大藏第三十一號(八) 四四二
- 橫濱及長崎稅關假置場ノ地區指定 (告) 大藏第十六號(五) 三三五
- 〔假留監〕 (勅) 第六十八號(四) 二〇三
- 集治監假留監官制中改正 (假性皮疽) (勅) 第三號(二) 七
- 假性皮疽預防ノ件 (假性皮疽) 流行性痘口瘡發生ノ件 (告) 農商務第三百三十一號(三) 九三三
- ヨノ部
- 豫算
- 明治三十二年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 一月二十九日(二) 一四五
- 明治三十二年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二日(三) 一七六
- 明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 一月二十九日(二) 一四九
- 明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二日(三) 一七九
- 明治三十三年度歳入歳出總豫算並同年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫) 一月二十六日(二) 一
- 明治三十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 二月二十八日(三) 一五三
- 明治三十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二日(三) 一八〇
- 明治三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 二月二十八日(三) 一七一
- 明治三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二日(三) 一八四
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 一月二十七日(二) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 二月二十八日(三) 一一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二日(三) 一三
- 明治三十三年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルノ件 (勅) 第五百五十五號(四) 一八〇
- 森林事業及收支豫算概定順序中改正 (訓) 農商務第十八號(五) 二二三
- 農會ノ差出スヘキ經費豫算書概算書及決算書格式 (告) 農商務第二百二十九號(三) 九一九
- 〔豫審〕
- 甲府地方裁判所各村支部姑ク豫審事務ヲ取扱ハス (告) 司法第五十一號(二) 八八四



〔豫備〕

- 明治三十三年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途 (勅)第百五十五號(四) 一八〇
- 常設軍隊官衙學校ニ豫備役後備役將校准士官下士ヲ補充シタル場合ニ於ケル身分取扱ノ件 (勅)第百十四號(七) 三八七
- 豫備役後備役中、少尉ニ服裝手當支給ノ件 (勅)第百五十號(八) 四三四
- 豫備役後備役中、少尉ニ服裝手當支給ノ件中改正追加 (勅)第百九十五號(一) 五五六
- 在役第二年ノ豫備役砲兵輸卒ヲ勤務演習ニ召集ノ件 (省)陸軍第十五號(六) 三四八
- 陸軍豫備役後備役及補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管掌スル官吏公吏ト爲リ職時餘人ヲ以テ代フヘカラサル者取調通報ノ件ヲ定メ明治三十年訓令甲第七號(同件)ヲ廢ス (訓)陸軍甲第一號(五) 二二三
- 豫備役後備役ノ見習士官同相當官ヲ本官ニ任用ノ件 (達)陸軍第百一十一號(一〇) 三三四
- 三十年式騎銃携帶豫備品ノ品目員數ノ件 (達)陸軍第六號(二) 六
- 三十年式步兵銃及騎銃ノ携帶豫備品製式修正 (達)陸軍第四十六號(四) 八六
- 豫備部條例 (勅)第百一號(五) 二四八

〔豫防〕

- 豫備艦部條例中追加 (勅)第百八十五號(六) 三一九
- 海軍現役豫備役後備役下士卒服役延期ノ件 (省)海軍第十七號(六) 三五六
- 海軍現役豫備役後備役下士卒ノ服役延期解除 (省)海軍第二十五號(一) 八〇九
- 演習召集中ノ海軍豫備役後備役下士卒ニ送行軍糧與方糧ノ件 (達)海軍第二十四號(三) 四九
- 傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金ニ關スル件 (法)第三十號(三) 五四
- 明治三十三年法律第三十號ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百九十二號(七) 三三四
- 海上衝突豫防法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二十一號(三) 三四
- 明治二十八年勅令第七十一號傳染病豫防救治ニ從事スル官吏准官吏及備員ニ手當支給ノ件中改正 (勅)第百四十號(四) 一六七
- 傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ療治料ニ關スル件 (勅)第百四十一號(四) 一六七
- 明治十九年閣令第二十三號(傳染病豫防救治ニ從事シ爲ニ感染又ハ死亡シタル官吏准官吏ニ手當支給ノ件)中改正創除 (勅)第百四十二號(四) 一六八
- 臨時「ベスト」豫防事務局官制 (勅)第百四十號(三) 六六九
- 陸軍部内傳染病豫防規則中改正追加 (省)陸軍第十二號(五) 三三
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程式改正 (訓)大藏第三十六號(四) 一一〇
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正追加 (訓)大藏第四十二號(五) 二二

- 傳染病豫防救治ニ從事スル陸軍雇員傭人若クハ其遺族等手當金出願手續ノ件 (省)陸軍第十九號(七) 三八三
- 陸軍馬匹傳染病豫防規則改正 (達)陸軍第五十四號(五) 一七三
- 獸疫豫防法第十一條中追加 (法)第八號(一) 六
- 獸疫豫防法施行細則中改正追加 (省)農商務第一號(二) 二五
- 獸疫豫防心得中改正追加 (告)農商務第三號(二) 一八
- 假性皮膚癩豫防ノ件 (勅)第三號(二) 七
- 流行性瘧疾口瘡發生ノ件 (告)農商務第百三十一號(三) 九三三
- 桑樹及蠶兒ノ寄毒豫防驅除ノ件 (訓)農商務七號(三) 八

- 電話呼出規程 (省)遞信第四十號(八) 六二六
- 電話呼出請求時限ノ件 (告)遞信第三百三十三號(七) 六九一
- 電話呼出地域ノ件 (告)遞信第三百十四號(八) 六三三
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第四百五十一號(二) 八九三
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 營業浴場ノ風紀取締ノ件 (省)內務第二十五號(五) 三二四
- 出納官吏銀行又ハ一人私入ニ預托ノ現金ニ對スル利子ヲ受取リタルトキ取扱方ノ件 (訓)大藏第五十六號(七) 二七

- 高等學校大學豫科學科規程改正 (省)文部第十三號(八) 四四八
- 高等學校大學豫科學科規程改正ニ關スル件 (訓)文部第九號(八) 二八三
- 第六高等學校ニ大學豫科設置 (省)文部第七號(四) 二二九
- 重罪控訴豫納金規則廢止 (法)第二十五號(三) 三五
- 罰金及追徴ニ係ル上告豫納金廢止 (法)第二十七號(三) 三五

- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第四百五十一號(二) 八九三
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五

- 明治二十三年法律第二十一號(中央備荒儲蓄金預金、郵便貯金及爲替金特別會計)中改正追加 (法)第五十七號(三) 二二四
- 預金取扱規程式改正 (省)大藏第二十八號(七) 三八一

- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第四百五十一號(二) 八九三
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五

- 預金取扱規程式改正 (省)大藏第二十八號(七) 三八一
- 預金取扱規程式改正 (省)大藏第二十八號(七) 三八一

- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第四百五十一號(二) 八九三
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五
- 電話呼出地域中追加 (告)遞信第五百十四號(二) 九六五



- 臺灣在勸官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十五號(三) 二二四
- 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十六號(三) 二二六
- 明治三十三年法律第七十五號第七十六號在臺灣官吏及軍人ノ恩給遺族扶助料ノ件ニ依ル風土病及流行病ノ種類指定 (勅)第百七十三號(四) 二〇五
- 臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十七號(三) 二二八
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料等ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百四十四號(一) 六六二
- 海上衝突豫防法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二十一號(三) 三四
- 明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百六十三號(六) 三三二
- 郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百三十九號(八) 四〇九
- 郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ニ關スル件 (華府)第八十號(〇) 一〇九
- 臺灣神社ヲ創立シ官幣大社ニ列ス (告)內務第八十一號(九) 六三三
- 臺灣總督府取取順序第一條削除 (訓)內務第六號(四) 七七
- 臺灣總督府取取順序中改正 (訓)內務第二十六號(七) 二六九
- 在臺灣出納官吏一圓銀貨出納計算整理手續中追加 (訓)大藏第四十九號(五) 三三三
- 第五師團ヨリ臺灣へ派遣中ノ准士官下士兵卒服役延期 (省)陸軍第三十九號(二) 七九九
- 臺灣島及澎湖島駐紮陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸軍第二十七號(三) 四九九
- 臺灣島及澎湖島駐紮陸軍部隊給與規則中改正追加 (達)陸軍第七十二號(七) 二五七
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中追加 (達)海軍第五十九號(〇) 三四〇
- 臺灣島内ニ於ケル電報別使配給料金ノ件 (省)逓信第六十三號(九) 七二四
- 臺灣島内ニ於ケル郵便物別配給料金ノ件 (省)逓信第六十八號(九) 七二九
- 臺灣及清國韓國間郵便電信爲替料ノ件 (省)逓信第六十五號(九) 七二五
- 臺灣總督府官制中改正追加 (勅)第三十六號(三) 五〇
- 臺灣總督府官制第四條中改正 (勅)第二百五十四號(六) 三三三
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正追加 (勅)第三十七號(三) 五一
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第三百八十七號(七) 三五六
- 臺灣總督府地方官官制第三十五條中削除 (勅)第三十二號(三) 四六

- 臺灣總督府地方官官制中改正削除 (勅)第三百五十七號(九) 四四六
- 臺灣總督府地方官官制等俸給令第二條改正 (勅)第三百五十八號(九) 四四八
- 臺灣總督府電話交換局官制 (勅)第九十二號(三) 一一〇
- 臺灣總督府海港檢疫所官制 (勅)第百十九號(三) 一四二
- 臺灣總督府海港檢疫官特別任用ノ件 (勅)第百二十號(三) 一四三
- 臺灣總督府海港檢疫所職員服制 (勅)第百二十一號(三) 一四四
- 臺灣總督府海港檢疫所職員官等俸給令 (勅)第百二十二號(三) 一四四
- 臺灣海港檢疫施行規則中ノ費用徵收額ノ件 (華府)第六十五號(九) 一〇一
- 臺灣總督府臨時海港檢疫所官制 (勅)第四百三號(二) 五九四
- 臺灣總督府測候所官制第六條中改正 (勅)第三百二十四號(八) 三九八
- 臺灣總督府國語學校官制中追加 (勅)第三百九十七號(二) 五八九
- 臺灣總督府國語學校規則中改正 (華府)第三十九號(五) 六一
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正削除 (勅)第二十二號(三) 三四
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監任用ノ件 (勅)第三百二十一號(七) 三九六
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則中改正 (勅)第三百十號(七) 三五七
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則中改正 (華府)第四十一號(五) 六二
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則第六條中改正 (華府)第五十九號(八) 九八
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所ノ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十三號(七) 五〇九
- 臺灣總督府監獄官制 (勅)第三百五十九號(九) 四九〇
- 臺灣總督府監獄職員官等俸給令 (勅)第三百六十號(九) 四九二
- 臺灣監獄規則第五條改正 (律)第十八號(〇) 一九
- 臺灣監獄規則施行細則中改正削除 (華府)第七十三號(〇) 一〇五
- 監獄名稱及位置 (華府)第七十七號(〇) 一〇八
- 監獄支署名稱及位置 (華府)第七十八號(〇) 一〇八
- 臺灣總督府警部監獄書記看守長特別任用ノ件 (勅)第十四號(二) 一七
- 臺灣總督府警部監獄書記看守長特別任用ノ件中改正 (勅)第三百七十二號(九) 五二九
- 臺灣總督府巡査及看守手當支給規則第一條改正 (勅)第三百二十號(七) 三九五
- 明治二十九年勅令第百八十一號(臺灣總督府巡査看守及職員官制)中削除 (勅)第三百二十一號(七) 三九六



○ 明治三十二年勅令第五十四號(臺灣總督府及臨時守定員ノ件)中改正 (勅)第三百六十一號(九) 四五三	○ 臺灣總督府陸軍幕僚附任尉官臨時臺灣土地調查局高等文官兼任ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(七) 三四五
○ 臺灣總督府監獄監吏服制取提燈徽章ノ件 (勅)第三百六十二號(九) 四五三	○ 臨時臺灣土地調查局職員其他文官特別徽章ノ件 (勅)第三百五十一號(八) 四三五
○ 明治二十九年勅令第二百七十八號(臺灣總督府所屬稅關監吏補巡查及看守銃器攜帶ノ件)中改正 (勅)第二百七十八號(六) 三四四	○ 臨時臺灣土地調查局及郵便電信職員徽章 (臺灣)第九十一號(一〇) 一一五
○ 臺灣總督府燈臺所官制第五條第六條中改正 (勅)第五百五十四號(四) 一七九	○ 臨時臺灣土地調查局宜開支局設置 (臺灣)第三十二號(四) 四二
○ 臺灣樟腦局官制改正 (勅)第三百二號(七) 三四八	○ 臺灣土地調查會規則廢止 (臺灣)第一百十二號(三) 一四四
○ 臺灣樟腦局職員官等俸給令第一條中加除 (勅)第三百三十三號(七) 三五〇	○ 臺灣土地調查規則中改正追加 (律)第九號(四) 九
○ 明治三十二年勅令第二百四十八號(臺灣樟腦局事務官特別任用ノ件)中改正 (勅)第三百四號(七) 三五〇	○ 臺灣土地調查規則施行細則中改正追加 (臺灣)第三十四號(四) 四四
○ 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則改正 (臺灣)第四十六號(五) 六六	○ 臺灣土地調查規則施行細則第七條中追加 (臺灣)第四十八號(五) 七一
○ 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則中改正創除 (臺灣)第六十號(八) 九八	○ 臺灣土地調查規則施行細則第五條改正 (臺灣)第五十三號(七) 七五
○ 臺灣樟腦局支局名稱位置及管轄區域 (臺灣)第五十六號(七) 七六	○ 臺灣土地調查規則施行細則第五條改正 (臺灣)第七十四號(一〇) 一〇六
○ 臨時臺灣土地調查局官制改正 (勅)第三百四十號(八) 四〇九	○ 臨時臺灣陸軍幕僚附任尉官臨時臺灣土地調查局官制 (勅)第三百三十一號(八) 四〇一
○ 臨時臺灣土地調查局職員官等俸給令改正 (勅)第三百四十一號(八) 四一一	

○ 臨時臺灣陸軍幕僚附任尉官等俸給令 (勅)第三百三十二號(八) 四〇三	○ 令第三百九十一號(同件)廢止 (勅)第三百三十五號(八) 四〇四
○ 臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令 (勅)第三百三十三號(八) 四〇三	○ 臺灣並在外陸軍軍服人員死傷手当金給與規則第一條改正 (勅)第三百六十七號(九) 五五
○ 臺灣總督府稅關官吏ノ賞罰ニ關スル件 (勅)第十二號(二) 一六	○ 臺灣總督府雇員傷病死歿傷病手当規則施行細則 (臺灣)第一號(一) 一
○ 臺灣總督府文官特別任用令ニ依リ任用セラレタル文官ノ同一官職ニ限リ轉任スルヲ得ルノ件 (勅)第十五號(二) 一六	○ 臺灣新聞紙條例 (律)第三號(三) 一
○ 臺灣總督府及其所轄官廳技手ノ進級ニ關スル件 (勅)第二十五號(三) 三七	○ 內地臺灣新聞電報ノ件 (省)通信第十七號(五) 三六
○ 明治三十一年勅令第九十三號(臺灣總督府判任職員任用ノ件)中追加 (勅)第十三號(一) 一七	○ 臺灣川石山開海海底電信線ヲ經由シ新聞電報送受並其地名及料金ノ件 (臺灣)第四十五號(五) 六五
○ 明治三十一年勅令第九十三號(臺灣總督府判任職員任用ノ件)中改正追加 (勅)第三百七十三號(九) 五九	○ 明治三十三年府令第四十五號中追加 (臺灣)第六號(三) 一三七
○ 臺灣總督府文官中鐵道停車場驛長同助役及車長服制 (勅)第三百五十二號(八) 四三五	○ 明治三十三年府令第四十五號中追加 (臺灣)第一百十三號(二) 一四四
○ 臺灣總督府文官中鐵道停車場驛長同助役及車長服制施行期日 (臺灣)第九十二號(一〇) 一六	○ 臺灣雜護土規則 (律)第五號(三) 六
○ 臺灣總督府海軍幕僚附任文官ノ轉任又ハ轉勤ニ關スル件 (勅)第三百三十四號(八) 四〇四	○ 臺灣水難救護規則 (律)第八號(三) 八
○ 臺灣總督府海軍幕僚附任文官他ニ轉任再任又ハ轉勤ノ場合ニ於ケル俸給ニ關スル件制定明治三十年勅	○ 臺灣水難救護規則施行細則ノ件 (臺灣)第二十七號(三) 三七
	○ 臺灣銀行券ニ關スル件 (律)第十三號(七) 一三
	○ 臺灣家屋建築規則 (律)第十四號(八) 一三
	○ 臺灣家屋建築規則施行細則 (臺灣)第八十一號(一〇) 一〇九







- 工科及理科大學陸軍砲工學校員外學生修學規則 (達)陸達第七號(一) 七
- 理科大學陸軍砲工學校員外學生入學期ノ件 (達)陸達第七號(一) 三五〇
- 第六高等學校ニ大學豫科設置 (省)文部第七號(四) 二二九
- 高等學校大學豫科學科規程改正 (省)文部第十三號(八) 四四八
- 高等學校大學豫科學科規程改正ニ關スル件 (訓)文部第九號(八) 二八二
- 明治三十三年度學費補助ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告)文部第十五號(二) 一七
- 明治三十四年度學費補助ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告)文部第二十三號(三) 九八
- 〔代理代人〕
- 登記ニ關スル代理官ノ件 (省)逓信第五十三號(七) 七〇五
- 訴訟代人名簿ノ登錄無效ニ關スル件 (達)府第七號(三) 九
- 〔代表〕
- 專賣局及同支局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)大政第二十五號(七) 三八
- 鐵道作業局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)逓信第八十三號(二) 八二
- 臺灣總督府鐵道部民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (達)府第七號(三) 一三七
- 代金引換小包郵便規則廢止 (省)逓信第四十二號(七) 六三二
- 代金引換外國密留郵便規則廢止 (省)逓信第五十五號(七) 七〇五
- 外國ト代金引換書留郵便物ノ交換ニ關スル件 (告)逓信第三百六十九號(七) 七三五
- 明治三十二年告示第九十一號(代金引換書留郵便物交換國名代金ノ制限額其表示貨幣及取扱局ノ件)中改正 (告)逓信第四十三號(三) 九九
- 各郵便電信局及郵便局代金引換郵便物並現金取立郵便物ノ受取事務開始 (告)逓信第三百五十一號(七) 七三
- 糧糧糧油及食糧買下代金延納ニ關スル件 (律)第十二號(七) 三
- 小林區醫用品代料支給規則第二條中改正 (訓)農商務第九號(三) 四五
- 明治三十三年度開糧食品代價表 (達)海軍第二十七號(三) 五〇
- 特許公報及商標公報ノ寫入並其代價ノ件 (告)農商務第七十七號(一〇) 八〇五
- 〔隊附隊外〕
- 各兵科隊附下士ヲ隊外ニ採用スルノ規定制定明治三十四年陸達第四百四號陸達第六十號及同三十年陸達第六十九號同件廢止 (達)陸達第四百六號(二) 三九八

- 各隊ニ於ケル下士積立金及酒保貸集會所ニ係ル金銀ノ保管並計算ニ關スル規定制定報告ノ件 (達)陸達第十七號(三) 四三
- 〔退隱退職〕
- 臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官判任以下ノ學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十七號(三) 二八
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料等ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第四百四號(一) 六六二
- 府縣郡ヨリ給料給與ヲ受ケル吏員職員ノ退隱料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件 (省)內務第十四號(四) 八七
- 退隱料並扶助料ノ仕拂請求者生存證書及金額受領證書ノ提出ヲ要セス (省)海軍第四號(三) 六五
- 實業學校ノ教職ニ從事スル者ノ轉任退職休職執行力ノ件 (訓)文部第一號(一) 三
- 明治三十三年訓令第一號中改正 (訓)文部第八號(六) 二六三
- 〔貸與貸借〕
- 貸與品表中改正 (達)海軍第十九號(三) 二六
- 貸與品表中追加 (達)海軍第五十七號(四) 九五
- 貸與品表中追加 (達)海軍第五十六號(七) 三三
- 貸與品表中追加 (達)海軍第六十一號(一〇) 三四一
- 貸與品表中改正 (達)海軍第六十七號(三) 三五四
- 職工用被服物品貸與規程中改正追加 (達)海軍第五百二十二號(七) 三二〇
- 帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館資金所屬不動產ノ貸渡隨意契約ノ件 (勅)第三百四十二號(八) 四二
- 大林區署ニ於ケル工事及物件ノ買賣貸借ニ係ル契約擔任官吏ノ件ヲ定メ明治三十四年訓令第二十四號(同件)ヲ廢ス (訓)農商務第二號(一) 四
- 郵便私書函貸與規程 (告)逓信第三百三十八號(九) 六九四
- 明治二十九年府令第三十七號(郵便私書函貸與料)廢止 (達)府第八十五號(一〇) 一一三
- 郵便私書函使用料 (告)臺灣總督府第八十一號(一〇) 八五二
- 土地貸借ノ期間ニ關スル件 (律)第二號(三) 一
- 〔滯納〕
- 明治三十年省令第二十二號(滯納處分囑托ノ件)中改正 (省)內務第十六號(四) 九〇
- 滯納料金徵收規程 (省)逓信第六十七號(七) 七三七
- 郵便電信及電話ニ關スル滯納料金徵收方 (達)府第八十七號(一〇) 一一三
- 〔帶劍〕
- 明治二十二年勅令第三百六號(警察官及消防官帶劍ノ制)中削除 (勅)第三百六號(七) 三五五
- 准士官ノ刀刀帶正緒刀緒ハ姑ク従來ノモノ佩用ノ件 (達)陸達第四百二號(七) 三〇四
- 三十二年式軍刀制式中改正 (達)陸達第四百十七號(二) 三四九



〔彈丸彈藥〕

- 外包硬固ナル彈丸ニシテ其外包中心ノ全部ヲ鍍包セ  
ス若ハ其外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ八體內ニ  
入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ  
各自ニ禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(一)六五七
- 工兵軍曹伍長及兵卒ノ携帶スル三十年式歩兵銃彈藥  
盒ノ件 (達)陸達第十三號(三) 三一
- 三十年式銃彈藥箱制式 (達)陸達第四十五號(四) 八六

- 〔擔架〕
- 擔架術教育規則中改正加除 (達)陸達第百二號(九) 三〇四

- 〔探礦〕
- 明治三十二年告示第二十八號(宮崎及鹿兒島縣下ニ  
於ケル製鐵所所屬石炭探礦區域ノ件)廢止 (告)農商務第六十七號(八) 五七四
- 明治三十二年告示第五十號(新潟縣下ニ於ケル製鐵  
所所屬鐵礦探礦區域ノ件)中改正 (告)農商務第百四十一號(三) 九四〇

- 〔宅地〕
- 宅地組換ニ關スル件 (勅)第百七十五號(五) 二〇七
- 國有土地建物物件付與ニ關スル件 (勅)第百七十九號(六) 三二四

- 〔建物〕
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第三十一號(四) 二四〇
- 關稅法施行規則ニ依ル稅關所屬ノ土地建物使用料  
ノ件 (省)大藏第三十七號(三) 八三三

- 〔立木竹〕
- 御料地及立木竹下付規程 (告)宮內第七號(五) 三一

- 〔種牛〕
- 種牛收場官制 (勅)第八十八號(三) 一〇七
- 種牛收場處務規程 (訓)農商務第二十三號(六) 三三六
- 廣島縣七郡種牛收場設置 (告)農商務第三十八號(五) 四〇三

- 〔種馬〕
- 種馬收場及種馬所官制第十三條中改正 (勅)第七十三號(三) 八九
- 種馬收場及種馬所處務規程中改正 (訓)農商務第二十六號(六) 二六六
- 福島種馬所ノ事務取扱場所 (告)農商務第一號(六) 一八
- 島根種馬所設置 (告)農商務第四十號(五) 四〇四

- 〔駄馬〕
- 輜重駄馬具制式改正 (達)陸達第九十號(八) 二八四
- 步兵作業器具及輜重兵輸具、駄馬具ニ關スル定數表  
並駄馬具鞍、木工具制式中廢止ノ件 (達)陸達第二十五號(三) 八八

- 〔兌換〕
- 明治三十二年省令第九號(發行稅ヲ課スヘキ兌換券  
ノ每一箇月平均發行高ニ關スル件)樣式改正 (省)大藏第二十三號(五) 三二六
- 兌換銀行券ノ內百圓券改造 (告)大藏第五十五號(三) 九一〇

- 〔聯隊〕
- 聯隊區司令部服務規則中改正加除 (達)陸達第百十五號(二) 三四七
- 大阪聯隊區司令部ノ位置改定 (告)陸軍第十二號(六) 四二五
- 第七師團新設步兵聯隊ニ於ケル明治三十三年度及三  
十四年度ノ射擊徽章授與數 (達)陸達第八十號(八) 二八一

- 〔練習〕
- 輜重兵隊部練習教令 (達)陸達第六十一號(五) 一八五
- 海軍主計官練習所條例中改正加除 (勅)第二百三十三號(五) 二八二
- 海軍主計官練習所規則第六條中追加 (達)海軍第十二號(三) 二二
- 海軍主計官練習所規則中改正追加 (達)海軍第九十八號(六) 三二二
- 海軍砲術練習所條例中削除 (勅)第二十八號(三) 三一九
- 海軍砲術練習所條例中改正加除 (勅)第二百三十號(五) 二七九
- 海軍砲術練習所規則中追加 (達)海軍第十五號(三) 二二三
- 海軍砲術練習所規則中改正 (達)海軍第百二號(六) 三三四

- 海軍水雷術練習所條例中削除 (勅)第二十九號(三) 四〇
- 海軍水雷術練習所條例別表中改正 (勅)第百五十二號(四) 一七六
- 海軍水雷術練習所條例中改正加除 (勅)第二百三十一號(五) 二八〇
- 海軍水雷術練習所規則中追加 (達)海軍第十六號(三) 二四
- 海軍水雷術練習所規則中改正 (達)海軍第百三號(六) 三三四
- 海軍機關術練習所條例別表中改正追加 (勅)第四十號(三) 五三
- 海軍機關術練習所條例中改正加除 (勅)第二百三十二號(五) 二八一
- 海軍機關術練習所規則中追加 (達)海軍第十七號(三) 二五
- 海軍機關術練習所規則中改正 (達)海軍第百四號(六) 三三五
- 海軍造船工練習所條例中削除 (勅)第二百三十四號(五) 二八三
- 海軍看護術練習所規則 (達)海軍第百七號(六) 三三七
- 海軍少尉候補生實務練習規則第五條中改正 (達)海軍第九十六號(六) 三三〇
- 海軍少機關士候補生實務練習規則第五條中改正 (達)海軍第九十七號(六) 三三一
- 海軍水路少技士候補生實務練習規則 (達)海軍第三十號(三) 三三
- 海軍軍樂練習生規則第四條第六條改正 (達)海軍第三十七號(三) 六三
- 海軍軍樂練習生規則中追加 (達)海軍第百二十六號(六) 二五五



○ 信誠練習生規則中追加 明治二十六年達第百四十一號(練習所教員選拔方)中改正削除 (達)海軍第百五號(六) 二二六	○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則第六條中改正 (達)海軍第百五十九號(八) 九八
○ 軍港要港ニ於ケル學校練習所等ノ紀律儀制ニ關スル事ハ司令官ノ區處ヲ受ク (達)海軍第百十三號(六) 二三四	○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所ノ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百七十三號(七) 五〇九
○ 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證狀書式中改正削除 (達)海軍第百四十八號(四) 八八	○ 禮式 (訓)內務第十三號(五) 一五七
○ 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證狀書式改正 (達)海軍第百十九號(六) 二二七	○ 海軍禮式及同附錄中追加 (訓)內務第十一號(五) 一五七
○ 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各府院教員員數表中改正 (達)海軍第六十七號(四) 一〇九	○ 海軍軍服敬禮式 (達)海軍第五十八號(四) 九五
○ 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各府院教員員數表中改正 (達)海軍第九十號(六) 二二五	○ 海軍監獄看守長看守禮式及軍服敬禮ノ件守衛以下敬禮ノ件廢止 (達)海軍第五十九號(四) 九五
○ 遠洋流業練習生規程第七條中追加 (告)農商務第四十五號(六) 四三六	○ 禮砲 (達)海軍第百二十五號(六) 二五三
○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正削除 (勅)第百二十二號(三) 三四	○ 傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ療治料ニ關スル件 (勅)第百四十一號(四) 一六七
○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監任用ノ件 (勅)第百三十號(七) 三三七	○ 列席 明治三十年達第百七十二號(卒業證書證狀等授與式揚列席諸官ノ件)中追加 (達)海軍第一號(二) 七
○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則中改正 (達)海軍第百四十一號(五) 六二	○ 卒業證書證狀等授與式揚列席諸官ノ件中改正削除 (達)海軍第七十九號(五) 一九〇

ソノ部

○ 總督 ○ 臺灣總督ハタノ部臺灣ノ項ニ載ス (總監) ○ 教育總監部條例改正 (勅)第百五十七號(四) 一八四	○ 海軍文官進級增俸取扱規則第五條中改正 (達)海軍第三十九號(三) 六六
○ 相續人職缺ノ場合ニ於テ國庫ニ歸屬シタル財産ノ引渡ニ關スル件 (勅)第百九號(三) 六六八	○ 職時若ハ事變ニ際シ雇員傭人特別增給ノ件 (達)陸軍第七十八號(七) 二六九
○ 船員法ノ規定ニ依ル送還費用ノ償還ニ關スル件 (勅)第百十五號(三) 六七六	○ 租稅 (法)第一號(一) 一
○ 汚物掃除法 (法)第三十一號(三) 五六	○ 水害地地方租特別處分法 (法)第一號(一) 一
○ 汚物掃除法施行規則 (省)內務第五號(三) 三三	○ 水害地租免除請願方 (省)大藏第一號(一) 一
○ 掃除監視吏員ノ組織權限 (省)內務第六號(三) 三七	○ 蟲害地租特別處分法 (法)第二十四號(三) 三三
○ 掃除監視吏員服制 (訓)內務第三號(三) 二二	○ 法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件 (法)第五十二號(三) 一〇六
○ 臺灣汚物掃除規則 (律)第十五號(八) 一四	○ 間接國稅犯則者處分法改正 (法)第六十七號(三) 一六三
○ 臺灣汚物掃除規則施行細則 (臺府)第百九號(三) 一四二	○ 間接國稅犯則者處分法施行規則 (勅)第五十二號(三) 七二
○ 葬喪葬式 (勅)第十七號(二) 一九	○ 明治三十三年法律第六十八號(葉煙草專賣法違犯事)件ニ關スル件)施行ニ就キ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (勅)第五十三號(三) 七四
○ 海軍葬喪令制定海軍葬式廢止 (勅)第十七號(二) 一九	○ 間接國稅犯則者處分法施行ニ就キ心得方ノ件 (訓)大藏第八號(三) 三三
○ 海軍葬喪令制定海軍葬式規則及明治三十三年丙第百三號達同二十一年達第八十八號廢止 (省)海軍第一號(二) 一四	○ 間接國稅ノ檢查ニ從事スル官吏服制 (勅)第十一號(二) 二二



- 國稅徵收法ニ依ル公共團體指定ノ件 (勅)第四十七號(三) 五九
- 國稅徵收法ニ依ル公共團體指定ノ件 (勅)第二百六十號(六) 三〇九
- 府縣稅徵收ニ關スル件 (勅)第八十一號(三) 九六
- 明治三十二年勅令第九十五號(市町村徵收國稅ノ件)中追加 (勅)第四十八號(三) 六〇
- 明治三十年勅令第九十五號(市町村徵收國稅ノ件)中改正 (勅)第四百十五號(四) 一七〇
- 國稅徵收法施行細則書式中改正削除 (省)大藏第九號(四) 九三
- 明治三十年勅令第三十九號(市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方)中改正削除 (勅)大藏第十五號(四) 八五
- 明治三十年勅令第四十號(國稅徵收事務取扱方)第七條改正 (勅)大藏第十七號(四) 八七
- 明治三十二年勅令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿様式)中追加 (勅)大藏第十三號(三) 三五
- 明治三十一年勅令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方等)中改正 (勅)大藏第二十號(四) 九〇
- 明治二十七年勅令第三十七號(北海道ニ於テ戶長又ハ水產物營業人組合納稅委員ヨリ金庫ニ拂込ム國稅金取扱方)中改正 (勅)大藏第三十四號(四) 一一〇
- 明治三十二年省令第十七號(所得稅法施行規則ニ依ル書式)中改正追加 (省)大藏第二十一號(四) 一〇六
- 第二種所得稅ノ過誤納下展請求方 (省)大藏第三十六號(二) 八三
- 明治三十二年勅令第六十號(租稅ノ現況報告様式)中追加 (勅)大藏第十四號(三) 三六
- 明治三十二年勅令第六十號(租稅ノ現況報告様式)中改正追加 (勅)大藏第五十二號(六) 二四二
- 內國稅徵收費科目改正 (勅)大藏第三號(三) 二四
- 內國稅徵收費科目中追加 (勅)大藏第七號(三) 三三
- 內國稅徵收費科目中追加 (勅)大藏第四十七號(五) 三三二
- 明治三十年省令第二十二號(滯納處分囑托)中改正 (省)內務第十六號(四) 九〇
- 明治三十二年告示第九十六號(北海道區制)第十七條直接稅間接稅別ノ件)中改正追加 (省)內務第五十號(五) 三三〇
- 臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ條給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十七號(三) 二二八
- 賦課課租租ニ關スル件 (律)第十一號(七) 一一一
- 臺灣地租規則施行細則中改正削除 (臺府)第十四號(三) 一四
- 臺灣地方稅賦課規則中改正 (臺府)第七十一號(六) 一〇三

〔測候〕

- 臺灣地方稅規則ヲ澎湖廳ニ施行ス (臺府)第七十九號(二) 一〇九
- 臺灣地方稅徵收規則中國長ノ行フヘキ職務ノ件 (臺府)第九十四號(二) 一一六
- 民事訴訟費用法第十一條中改正 (法)第三號(二) 二
- 出納官吏保管現金亡失ノトキ辨償ヲ命シタルトキ及私訴提起ノトキ報告ノ件 (勅)內務第二十二號(六) 二四二
- 專賣局及同支局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)大藏第二十五號(七) 三八一
- 鐵道作業局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)逓信第八十三號(二) 八二
- 臺灣總督府鐵道部民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (臺府)第七十七號(二) 一三七
- 訴訟代人名簿ノ登錄無效ニ關スル件 (臺府)第七十七號(二) 九
- 〔卒業〕
- 明治三十年達第百七十二號(卒業證書狀等授與式)場列附諸官ノ件)中追加 (達)海軍第一號(二) 七
- 明治三十年達第百七十二號(卒業證書狀等授與式)場列附諸官ノ件)中改正追加 (達)海軍第七十九號(五) 一九〇
- 明治三十年達第百七十二號(卒業證書狀等授與式)場列附諸官ノ件)中改正削除 (達)海軍第九十五號(六) 二三〇
- 臺灣總督府國語學校卒業生服務規則 (臺府)第六十二號(八) 九九
- 地方測候所職員ニ關スル件 (勅)第二百六十八號(六) 三二五
- 臺灣總督府測候所官制第六條中改正 (勅)第三百二十四號(八) 三九八
- 臺灣東測候所設置 (告)臺灣總督府第百二號(二) 九七五
- 測地學委員會官制第四條中改正 (勅)第三十八號(三) 五二
- 〔測量〕
- 陸地測量部修技所生徒採用規則中改正追加 (省)陸軍第四號(三) 五六
- 明治三十四年陸地測量部修技所生徒召募人員 (達)陸軍第二十四號(三) 四八
- 國有林野測量規程 (勅)農商務第三十三號(九) 三〇七
- 臺灣土地測量標保管規則 (臺府)第七十四號(二) 一〇六
- 〔測器〕
- 海軍測器條例 (勅)第二百四號(五) 二五三
- 水路測器水路測器供給規則中改正追加 (達)海軍第六號(二) 一四
- 水路測器水路測器供給規則中改正 (達)海軍第六十五號(四) 一〇七
- 水路測器試驗修理規程 (達)海軍第六十六號(四) 一〇七



- 三十二年式速射野(山)砲砲彈履歷編纂規則 (速)陸軍第六十三號(一〇) 三三六
- 艦船損害事實查詢規則中追加 (速)海軍第六十六號(二) 三五二
- 電信法ニ依ル損害賠償及報酬ノ請求ニ關スル件 (省)逕信第五十八號(九) 七二二
- 郵便法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求ニ關スル件 (逕)第八十四號(一〇) 二二二
- 電信法ニ依ル損害ノ賠償及報酬ノ請求ニ關スル件 (逕)第八十九號(一〇) 二二四
- ツノ部
- 帝國圖書館官制中改正追加 (勅)第三百二十五號(八) 三九八
- 帝國圖書館高等官官等俸給令 (勅)第三百二十六號(八) 三九九
- 帝國圖書館長司官官及司書任用ノ件 (勅)第三百三十八號(八) 四〇八
- 帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館資金所關不動產ノ貸渡隨意契約ノ件 (勅)第三百四十二號(八) 四二二
- 官立學校及圖書館會計規則中改正 (勅)第五百二十九號(三) 一五三
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程第三條中改正 (訓)大藏第二十五號(四) 一〇三
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正削除 (訓)大藏第二十八號(四) 一〇六
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正追加 (訓)大藏第四十三號(五) 三三〇
- 陸軍國防用防禦營造物圖書取扱規則第二條中追加 (逕)陸軍第六十四號(五) 一八六
- 小學校教科用圖書檢定方ヲ定メ明治二十五年告示第九號(同件)ヲ廢ス (告)文部第八十二號(八) 五八八
- 郷土史談及郷土地理ニ教科用圖書ノ檢定ヲ行ハス (告)文部第二百一十一號(二〇) 七七〇
- 小學校教科用圖書表 (逕)府第二十八號(四) 三九
- 小學校教科用圖書配當表 (逕)府第二十九號(四) 四〇
- 明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下) 定例ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第十號(三) 一一八
- 明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下) 定例ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第二十四號(四) 三〇八
- 明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下) 定例ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第五十一號(七) 三三七
- 明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下) 定例ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第六十七號(八) 六二八
- 明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下) 定例ノ件)中追加 (告)臺灣總督府第七十七號(三) 九八〇

- 水路圖誌水路測器供給規則中改正追加 (逕)海軍第六號(一) 一四
- 水路圖誌水路測器供給規則中改正 (逕)海軍第六十五號(四) 一〇七
- 耕地整理法及同法施行規則中ノ參加土地原簿同權利者名簿並圖面調製方 (告)農商務第二十八號(四) 二八二
- 私設鐵道成功圖面覽諸表樣式 (告)逕信第四百七號(一〇) 八三三
- 警察監獄學校通譯官官等俸給ノ件 (勅)第三百十六號(三) 一三九
- 佛國殖民地ニ日佛通商航海條約適用ノ件 (告)外務第四號(三) 六九
- 通商彙纂ヲ定期發刊トス (告)外務第十號(四) 二三九
- 明治二十二年勅令第七十八號(鐵道所屬電信電話線公眾ノ通信取扱規則)廢止 (勅)第三百五十五號(九) 四四五
- 私設電信ニ依ル公眾通信取扱規則制定鐵道所屬電信電話線公眾通信取扱規則 鐵道所屬ノ電信取扱所ニ於テ公眾ノ通信ヲ取扱ハシメタルトモ逕信省ヨリ交付スヘキ手数料規程廢止 (省)逕信第五十號(九) 七〇一
- 電話交換業務用ノ電話通信無料ノ件 (省)逕信第七十號(九) 七三〇
- 海岸警備軍事通信規程廢止 (逕)海軍第四十七號(九) 三〇六
- 艦船外國又ハ司令長官ト遠隔ノ地ニ在ル場合緊急事件ニ就キ海軍大臣ト首席指揮官トノ間直接通信ノ件 (逕)海軍第五十號(九) 三一〇
- 氣象觀測通報規程第九條改正 (逕)海軍第三十號(八) 二五四
- 氣象觀測通報規程中改正削除 (逕)海軍第四十四號(八) 二九二
- 中央氣象臺氣象通報規程中改正 (省)文部第十六號(四) 六三〇
- 文官採用ノ資格ヲ有スヘキ准士官下士滿期退營前見習通勤ノ件 (逕)陸軍第五十一號(五) 一七〇
- ネノ部
- 明治二十四年省令第十一號(金庫ニ於テ現金領收簿後納額告知書現金拂込書及納付書記帳年度ノ誤謬發見ノトキ訂正手續)中改正追加 (省)大藏第十六號(四) 一〇四
- 內閣書記官長及各省官房長ノ任用及分限ニ關スル件 (勅)第六十二號(四) 一九六



〔內務〕

- 內務省官制中改正追加 (勅)第百六十三號(四) 一九七
- 內務省官制中改正削除 (勅)第百六十六號(四) 一九九
- 明治三十三年勅令第百六十六號中改正 (勅)第百九十二號(五) 二二二
- 內務省官制中改正削除 (勅)第百九十一號(五) 二二〇

〔納稅、納金〕

- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月二十四日(三) 九五
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)七月七日(七) 九九
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)七月二十日(七) 九九
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)八月二十五日(八) 一一一
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)九月四日(九) 一一三
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)九月十一日(九) 一一三
- 明治二十七年勅令第三十七號(北海道ニ於テ)月長又ハ水產物營業人組合納稅委員ヨリ金庫ニ拂込メ國稅金取扱方)中改正 (訓)大藏第三十四號(四) 一一〇
- 官吏遺族扶助法納金收入規則第二條中改正 (勅)第百五十一號(四) 一七五
- 准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル賄給與及納金計算方)件 (勅)第百七十三號(六) 三一一

〔喇叭〕

- 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序中改正追加 (訓)大藏第三十八號(四) 一一一
- 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序中改正 (訓)大藏第三十九號(四) 一一二
- 爲替納金取扱順序中追加 (訓)大藏第五十四號(六) 二六二
- 〔納額、納付〕
- 明治二十四年省令第十一號(金庫ニ於テ現金領收簿後納額告知書現金拂込書及納付書記帳年度ノ誤開發見ノトキ訂正手續)中改正追加 (省)大藏第十六號(四) 一〇四

〔村田銃〕

- 各學校喇叭手分遣規則中改正削除 (達)陸海第七十一號(六) 二二四
- 陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加 (達)陸海第八號(三) 一七
- 陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加 (達)海軍第十八號(三) 二六
- 陸軍地方幼年學校生徒ニ村田連發銃銃筒ヲ佩用セシムル事 (達)陸海第四十三號(六) 八五

〔霧笛〕

- 村田連發銃銃筒徒歩刀從屬品帶率及三十年式騎銃銃筒穿孔增加ノ件 (達)陸海第八十二號(八) 二八一
- 陸前國金華山燈臺ノ霧笛吹鳴停止 (告)遞信第二十二號(一) 五
- 陸前國金華山燈臺ノ霧笛吹鳴開始 (告)遞信第百六十九號(四) 三〇六
- 北見國宗谷郡野岬岬ニ建設ノ燈臺燈明點火及霧笛設置 (告)遞信第四百六十六號(二) 八九六
- 日高國襟裳崎燈臺ノ霧笛吹鳴時間改定 (告)遞信第二十三號(一) 五四
- 基隆燈臺所燈明點火及霧笛設置 (告)臺灣總督府第十八號(三) 二二七
- 明治三十三年告示第十八號中改正 (告)臺灣總督府第五十七號(七) 五三八
- 基隆燈臺所霧笛吹鳴停止 (告)臺灣總督府第八十九號(一〇) 八五三
- 基隆燈臺所霧笛吹鳴開始 (告)臺灣總督府百十三號(二) 九七九

ウノ部

- 鐵道運輸規程 (省)遞信第三十六號(八) 五九六

〔貨物列車〕

- 貨物列車ヲ以テ運送スル貴重品運賃及鐵道運輸規程第六十五條增貸金ノ件 (告)遞信第三百五十五號(九) 七二五
- 鐵道運輸規程第八十一條動物託送增貸金ノ件 (告)遞信第三百五十六號(九) 七二六
- 鐵道貨物運送補則貸金表中追加 (告)遞信第百五十五號(四) 三〇〇
- 旅客列車ヲ以テ運送スル手荷物小荷物其他運賃表中改正 (告)遞信第三百五十四號(九) 七二二
- 東海道線中柏原驛及醒ヶ井驛新設運輸營業開始 (告)遞信第六十六號(三) 一〇七
- 東海道線中原驛新設運輸營業開始 (告)遞信第八十五號(三) 一一三
- 奥羽南線米澤赤湯間運輸營業開始 (告)遞信第百六十號(四) 三〇二
- 奧羽北線大館驛ノ其間運輸營業開始 (告)遞信第三百九十三號(一〇) 八九九
- 中央線名古屋多治見間運輸營業開始 (告)遞信第二百七十九號(七) 五二四
- 中央線篠ノ井西條間運輸營業開始 (告)遞信第四百三十五號(一〇) 八四九
- 陸軍軍用運送規程 (告)陸軍第九號(五) 三三八
- 貴重品鐵道運送規程第一條改正 (軍府)第三十三號(四) 四二
- 臺灣總督府鐵道部運輸規程制定貴重品鐵道運送條規 (軍府)第百二十號(三) 一一〇



- 打狗釜南間鐵道運輸營業開始 (告) 臺灣總督府第百號(一) 九〇三
- 速達ヲ要スル小荷物及行商品等ノ鐵道運搬取扱開始 (告) 臺灣總督府第百二十二號(四) 三〇七
- 〔運輸〕
- 印刷局搬送運送資本増加 (法) 第七號(二) 五
- 鐵道運轉規程 (省) 逕信第三十四號(八) 五七
- 〔賣下賣捌賣拂〕
- 郵便局所收入印紙賣下規則制定概綱スル規定廢止 (省) 逕信第七十二號(九) 七三〇
- 郵便切手類賣下規則制定郵便切手及收入印紙賣下規則並概綱スル規定廢止 (省) 逕信第七十五號(九) 七三六
- 在外郵便及電信局ニ於テ收入印紙ノ賣下ヲ爲ス (省) 逕信第百三號(三) 一九四
- 樟腦樟腦油及食鹽賣下代金延納三關スル件 (律) 第十二號(七) 二二
- 郵便切手類賣下割引ノ件 (憲府) 第九十七號(一〇) 三三二
- 臺灣總督府郵便切手賣下人規則廢止 (憲府) 第九十九號(一〇) 三三一
- 郵便切手賣下所標札交付ノ件 (憲府) 第百三號(二) 三三四
- 特許公報及商標公報ノ賣捌人並其代價ノ件 (告) 農商務第百十七號(一〇) 八〇五
- 明治三十三年告示第七十號(食鹽賣捌所ノ件) 中改正 (告) 臺灣總督府第百四十六號(六) 四九六
- 明治三十三年告示第七十號(食鹽賣捌所ノ件) 中改正 (告) 臺灣總督府第百四十六號(六) 四九六
- 明治三十三年告示第七十號(食鹽賣捌所ノ件) 中加除 (告) 臺灣總督府第百四號(三) 九七五
- 食鹽賣捌定價ノ件及白鹽賣捌定價ノ件 中改正 (告) 臺灣總督府第百二十號(三) 三三八
- 食鹽賣捌定價ノ件 中追加 (告) 臺灣總督府第五十二號(七) 五三七
- 不要存置國有林野賣捌規則 中追加 (省) 農商務第十號(六) 三七三
- 不要存置國有林野賣捌規則第十一條改正 (省) 農商務第十三號(六) 三七五
- 〔請賣〕
- 食鹽請賣規則 (憲府) 第二十六號(三) 三三
- 請賣ノ請賣競争ハキノ部競争ノ項ニ載ス (請負) 請賣競争ハキノ部競争ノ項ニ載ス
- 工事請賣規則第三十九條中改正 (告) 海軍第二十八號(二) 八八三
- 〔漆樹〕
- 本邦漆樹ノ栽培保護獎勵ノ件 (訓) 農商務第五號(三) 六
- ノノ部
- 〔農商務〕
- 農商務省官制中追加 (勅) 第十八號(一〇) 二二九
- 農商務省官制第十四條第十五條中改正 (勅) 百九號(三) 三三四

- 農商務省官制中改正 (勅) 第二百九號(五) 二五九
- 農商務統計樣式中追加 (訓) 農商務第八號(三) 四四
- 〔農會〕
- 農會令 (勅) 第三十號(三) 四一
- 農會令施行規則 (省) 農商務第三號(三) 七六
- 農會補助金交付規則 (省) 農商務第二號(三) 七五
- 北海道ニ於ケル郡農會及北海道農會ヲ組織スヘキ農會ノ數ニ關スル件 (省) 農商務第十二號(六) 三七四
- 農會ノ差出スヘキ經費豫算書概算書及決算書樣式 (告) 農商務第百二十九號(二) 九一九
- 〔農工〕
- 農工銀行法中改正追加 (法) 第四十號(三) 九二
- 農工銀行補助法中改正 (法) 第四十一號(三) 九三
- 〔農業〕
- 北海道ニ於ケル農業者ノ設立スル農業組合ニ關スル件 (勅) 第二百五十五號(六) 三〇四
- 明治三十三年度學費補助ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告) 文部第十五號(二) 一七
- 明治三十四年度學費補助ノ農科大學學生生徒及農業教員養成所募集生徒員數ノ件 (告) 文部第百三十二號(三) 九一八
- 〔乘組乘込〕
- 明治三十一年告示第二十號(遠洋漁業船乘組員數證明ニ關スル事務取扱場所ノ件) 中追加 (告) 農商務第五十四號(六) 四六一
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大坂商船株式會社ノ船積ノ乘込資金減額ノ件繼續及命令符號乘込手續中改正加除 (達) 陸軍第二十二號(三) 四六
- ノノ部
- 〔皇大神宮〕
- 皇大神宮臨時御造營三係ル御造營其他諸祭日時ノ件 (告) 內務第三十九號(四) 三三八
- 皇大神宮臨時御造營三附キ御神樂御奉納 (告) 內務第八十二號(九) 六三二
- 〔皇太子〕
- 皇太子殿下九條節子ノ御結婚成納 (告) 宮內第二號(三) 六九
- 皇太子殿下御婚禮舉行期日 (告) 宮內第四號(四) 二二九
- 皇太子殿下御婚禮費ノ件 (告) 宮內第六號(五) 三二一
- 皇太子殿下御婚禮賀表及宮上書書式 (達) 宮內乙第三號(四) 七七
- 皇太子殿下御婚禮當日休暇ノ件 (告) 內閣第一號(五) 三二一
- 皇太子殿下御婚禮當日郵便爲替及時金事務休停ノ件 (告) 逕信第百八十二號(五) 四〇五



- 皇太子殿下御禮祝典紀念郵便切手發行 (省) 逓信第十二號(四) 一三四
- 皇太子殿下御禮祝典紀念郵便切手使用ノ件 (省) 逓信總督府第三十九號(五) 四一五
- 〔皇室〕
- 皇室婚嫁令 (勅) 四月二十五日(四) 一
- 〔皇族〕
- 皇族附隨軍武官官制第一條中改正 (勅) 第四十一號(三) 五五
- 明治二十二年遠甲第十一號(皇族職員官等ノ件) 中改正 (省) 內甲第二號(五) 一六九
- 〔宮内〕
- 宮内省官制中追加 (達) 宮内甲第四號(一〇) 三二五
- 〔外務〕
- 外務省官制第十條改正 (勅) 第五十九號(三) 七六
- 外務省官制中改正追加 (勅) 第九十號(三) 三三〇
- 〔外交〕
- 外交官及領事官官制第十條中改正 (勅) 第二百十九號(三) 二六六
- 〔外國〕
- 在外國帝國專管居留地特別會計法 (法) 第二十二號(三) 二六
- 在外國帝國專管居留地特別會計法ヲ適用スヘキ居留地指定 (勅) 第九十二號(三) 一三七
- 日本軍管居留地經營事務所官制 (勅) 第九十號(三) 一三五
- 日本軍管居留地經營事務所監督官及事務所職員旅費並手當支給ノ件 (勅) 第一百十一號(三) 一三六
- 在外國帝國專管居留地經營事務所監督ノタメ臨時職員ヲ置クノ件 (勅) 第一百三十三號(三) 一三七
- 在外國帝國領事館管轄區域 (省) 外務第五號(三) 八二三
- 外國ヨリ輸入スル鹹魚燻製魚及魚箱課税ニ關スル件 (法) 第八十六號(八) 三三一
- 加工ノタメ輸入スル物品關稅免除ニ關スル件 (法) 第八十五號(八) 三三一
- 加工ノタメ輸入スル物品ニ關スル件 (勅) 第三百九十九號(一) 五九〇
- 外國ニ於テ鐵道ヲ敷設スル帝國會社ニ關スル件 (法) 第八十七號(三) 三三三
- 外國ニ於テ鐵道ヲ敷設スル帝國會社ニ關スル件 (勅) 第三百六十六號(三) 三三四
- 外國政府ノ招聘ニ應ズル官吏ニ關スル件 (勅) 第九號(一) 一〇
- 逓信省外國留學生規程中改正 (勅) 第八十七號(三) 二二七
- 外國留學生規程 (達) 陸軍第六號(一〇) 三三九
- 外國駐在員規程 (達) 陸軍第五號(一〇) 三三六
- 留學生監督規程 (達) 海軍第七十七號(三) 三三七
- 外國留學生取締規程 (達) 海軍第八十八號(三) 三三七
- 文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程 (省) 文部第十一號(七) 三九八
- 外國保險會社ニ關スル件 (勅) 第三百八十號(三) 三三六
- 外國相互保險會社登記事務取扱所ノ件 (省) 司法第三十六號(三) 六二八
- 外國保險會社ニ關スル件 (省) 司法第三十八號(三) 七六三
- 外國保險會社ニ關スル件 (省) 農商務第十九號(一〇) 七六四
- 相互保險會社及外國保險會社登記簿ノ謄本抄本等手續料ノ件 (達) 府第五號(二) 一三五
- 外國船舶検査規則 (達) 府第七十七號(三) 一四四
- 臺灣並在外陸海軍職員傷人死傷手當金給與規則第一條改正 (勅) 第四百十四號(三) 六七四
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局長月手當金給與規則第一條中追加 (省) 逓信第八十六號(三) 八二五
- 外國旅行券規則制定海外旅行券規則及明治三十年省令第六號(對馬國ヨリ韓國(渡航者島嶼ヨリ海外旅行券ヲ受クルヲ得) 廢止 (省) 外務第二號(三) 三三五
- 外國旅行券規則制定外國旅行券規則及明治三十年省令第五十五號(外國旅行券下附出願ノ際寫眞添付ノ件) 廢止 (達) 府第九十五號(一〇) 二一七
- 海軍外國旅費規則第五條中追加 (達) 海軍第五十八號(三) 三二二
- 外國ニ於テ製作ヲ要スル北海道鐵道用品供給競争者資格ノ件 (省) 內務第三十三號(三) 三三三

- 外國ニ於テ製作ヲ要スル官設鐵道用品供給競争者資格ノ件ヲ定メ明治二十九年省令第二十八號(同件)ヲ廢ス (省) 逓信第二十號(三) 三三一
- 明治二十二年遠第二百二十六號同三十二年遠第五百五十四號司令官軍艦長外國人應接接待費ノ件廢止 (達) 海軍第七十三號(三) 一八八
- 艦船外國又ハ司令官ト遠隔ノ地ニ在ル場合緊急事件ニ就キ海軍大臣ト首席指揮官トノ間直接通信ノ件 (達) 海軍第五十號(三) 三二〇
- 明治三十二年省令第四十一號(外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル登記取扱手續) 中改正 (省) 司法第一號(一) 二
- 外國ニ於テ婚姻ヲ爲ストキ證明書ニ關スル件 (省) 司法第二十五號(七) 三八九
- 外國新聞電報規則料金表中改正 (省) 逓信第七號(四) 一三〇
- 外國新聞電報規則第十一條中改正 (省) 逓信第十一號(四) 一三四
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省) 逓信第八十號(二) 八二〇
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省) 逓信第八十二號(二) 八二二
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省) 逓信第八十四號(三) 八二五



- 在外郵便官署ノ通常郵便物ニ郵便規則適用ノ件 (省) 遞信第四百三十三號(九) 六四八
- 外國郵便規則制定代金引換外國書留郵便規則並低價スル規定廢止 (省) 遞信第五百五十五號(九) 七〇五
- 外國郵便爲替規則制定明治二十七年省令第四號(失) 效用ノ外國郵便爲替本邦ニ返送シ來リタルモノ拂戻ニ關スル件) 廢止 (省) 遞信第五百七十七號(九) 七二二
- 本邦郵便物ノ取戻若ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國名並其請求書ヲ發送スヘキ郵便官署名ノ件 (省) 遞信第三百三十七號(九) 六九二
- 本邦提出ニ係ル萬國聯合郵便爲替券ノ取戻若ハ其名宛變更ニ關スル請求書ヲ發送スヘキ名宛國郵便官署名ノ件 (省) 遞信第三百六十五號(九) 七三三
- 本邦提出ノ萬國聯合郵便爲替券ヲ表示スヘキ貨幣ノ件 (省) 遞信第三百六十六號(九) 七三四
- 外國ト代金引換留郵便物ノ交換ニ關スル件 (省) 遞信第三百六十九號(九) 七三五
- 外國ニ郵送シ得サル物品指定 (省) 遞信第六十四號(三) 一〇五
- 明治三十三年省令第六十四號中改正 (省) 遞信第二百六十六號(六) 四六七
- 在外郵便及電信局ニ於テ收入印紙ノ賣下ヲ爲ス (省) 遞信第三百三十三號(三) 一九四
- 郵便電信局郵便所ニ於テ萬國聯合郵便爲替並香港及其媒介爲替ノ振出拂渡業務開始ノ件 (省) 遞信第三百六十七號(九) 七三四
- 下野國中宮副郵便電信取扱所外國郵便爲替事務開始 (省) 遞信第三百五十五號(八) 六二〇
- 肥前國溫泉郵便電信取扱所外國郵便爲替事務開始 (省) 遞信第三百五十五號(八) 六二〇
- 在清國七本邦郵便局外國郵便爲替ノ受拂業務開始 (省) 遞信第二百四十六號(六) 四九五
- 在韓國三本邦郵便局外國郵便爲替ノ受拂業務開始 (省) 遞信第三百四十七號(九) 七〇〇
- 英國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (省) 遞信第五百六號(三) 九五八
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (省) 遞信第五百十二號(三) 一〇二
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (省) 遞信第二百三十一號(六) 四八〇
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (省) 遞信第三百二十三號(八) 六六六
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正 (省) 遞信第四百六十五號(二) 八九五

- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中追加 (省) 遞信第四百七十四號(二) 八九八
- 外國人ノ土地取得ニ關スル件 (律) 第一號(三) 一
- 土地貸借ノ期間ニ關スル件 (律) 第二號(三) 一
- 外國人ニ對シ土地賣渡讓與交換ノ場合等ニ關スル規則廢止 (律) 第二號(三) 一
- 外國領事館ノ登記簿ノ效力等ニ關スル件 (律) 第四號(三) 五
- 明治三十三年律令第四號施行細則 (省) 府) 第三號(三) 三
- 明治三十三年律令第四號ニ依ル登記簿ノ謄本、抄本ノ交付及書類閲覧手数料ノ件 (省) 府) 第四號(三) 六
- 各郵便及電信局外國郵便爲替事務開始 (省) 府) 總督府第三十八號(五) 四一五
- 明治三十二年省令第五十二號(輸入外國產食鹽賠償金額) 廢止 (省) 府) 總督府第十三號(三) 一一八
- 宮内省官制中追加 (省) 官) 宮内甲第四號(一〇) 三二五
- 東宮職官制中改正 (省) 官) 宮内甲第一號(一) 一
- 三博物館改稱皇室博物館官制制定 (省) 官) 宮内甲第三號(六) 二二一
- 印刷局官制第一條第二條中改正 (勅) 第五百十八號(三) 七七
- 各省官制通則中改正追加 (勅) 第六百六十一號(四) 一九二
- 外務省官制第十條改正 (勅) 第五百十九號(三) 七八
- 外務省官制中改正追加 (勅) 第九十號(五) 三三〇
- 外交官及領事官官制第十條中改正 (勅) 第二百十九號(五) 二六六
- 日本專管居留地經營事務所官制 (勅) 第一百十號(三) 一五五
- 內務省官制中改正追加 (勅) 第六十三號(四) 一九七
- 內務省官制中改正削除 (勅) 第六十六號(四) 一九九
- 明治三十三年勅令第六十六號中改正 (勅) 第九十二號(五) 三三一
- 內務省官制中改正削除 (勅) 第九十一號(五) 三三〇
- 土木監督官制中改正 (勅) 第六十號(三) 七九
- 衛生試驗所官制中改正 (勅) 第六十二號(三) 八一
- 醫術開業試驗委員官制第十條中改正 (勅) 第六十三號(三) 八一
- 日本藥局方調查會官制 (勅) 第八十號(三) 九六
- 造神宮使隨官制第五條中改正 (勅) 第六十四號(四) 一九八
- 神宮前隨官制中改正追加 (勅) 第三百七十六號(五) 三三三
- 神部署官制 (勅) 第三百七十四號(五) 三三〇
- 警察監獄學校官制中追加 (勅) 第三百五十五號(三) 三三八
- 海陸檢疫所官制第二條中追加 (勅) 第六十四號(三) 八二
- 臨時海陸檢疫所官制 (勅) 第七十五號(三) 九〇
- 臨時檢疫局官制 (勅) 第二百六十五號(六) 三三三
- 臨時檢疫局官制廢止 (勅) 第三百六十九號(九) 三三六
- 臨時(ハス) 豫防事務局官制 (勅) 第四百十號(三) 六六九



- 警視廳官制中改正 (勅)第百六十九號(四) 二〇三
- 警視廳官制中改正追加 (勅)第百八十一號(九) 四四一
- 北海道廳官制第八條第九條中改正 (勅)第百四十九號(三) 六〇
- 北海道廳官制第七條中追加 (勅)第百六十一號(六) 三三〇
- 北海道鐵道部官制中改正追加 (勅)第百二十三號(八) 三九七
- 地方官官制中改正追加 (勅)第百九十五號(三) 一一四
- 地方官官制第四條第三十六條中改正 (勅)第百七十號(四) 二〇三
- 地方官官制ニ依リ島地指定 (勅)第百九十四號(三) 二二四
- 明治三十三年勅令第九十四號(島地指定ニ關スル件) 實施ニ際シ地役人ヨリ島司ニ事務引續及費用支辨方 (省)丙務第十二號(三) 四二
- 大藏省官制第八條改正 (勅)第百六十五號(三) 八三
- 專賣局官制中改正削除 (勅)第百七十六號(三) 九二
- 稅關官制第四條中改正 (勅)第百四十九號(五) 二九六
- 臨時秩祿處分調查局官制 (勅)第百二十四號(三) 一四五
- 陸軍省官制改正 (勅)第百九十三號(五) 二二三
- 皇族附陸軍武官官制第一條中改正 (勅)第百四十一號(三) 五五
- 臨時陸軍建築部官制中創除 (勅)第百二十三號(三) 三五
- 海軍省官制改正 (勅)第百九十四號(五) 二二二
- 海軍探炭所官制制定新原探炭所官制廢止 (勅)第百五十三號(九) 四四三
- 司法省官制中改正追加 (勅)第百六十七號(四) 二〇〇
- 集治監假留監官制中改正 (勅)第百六十八號(四) 二〇二
- 文部省官制中改正追加 (勅)第百六號(三) 一一九
- 東京帝國大學官制第七條第九條中改正 (勅)第百六十九號(三) 八六
- 京都帝國大學官制第八條第九條中改正 (勅)第百七十號(三) 八七
- 文部省直轄諸學校官制中追加 (勅)第百八十四號(三) 一〇三
- 帝國圖書館官制中改正追加 (勅)第百二十五號(八) 三九八
- 中央氣象臺官制中改正 (勅)第百三十一號(七) 三五八
- 教員檢定委員會官制 (勅)第百三十五號(三) 一六一
- 測地學委員會官制第四條中改正 (勅)第百三十八號(三) 五三
- 理學文書目錄委員會官制 (勅)第百四十三號(二) 六七二
- 農商務省官制中追加 (勅)第百十八號(三) 二九
- 農商務省官制第十四條第十五條中改正 (勅)第百九號(三) 一三四
- 林野整理局官制第八條第九條中改正 (勅)第百七十四號(三) 九〇
- 林野整理局官制廢止 (勅)第百八十五號(九) 四五五
- 林區署官制第六條第九條中改正 (勅)第百七十一號(三) 八八
- 林區署官制第一條改正 (勅)第百八十七號(九) 五四六
- 林區署官制中改正 (勅)第百七號(二) 六六三
- 嶺山監督官制中改正 (勅)第百二十六號(二) 三八
- 臨時警備基區警備局官制 (勅)第百三十一號(八) 四〇一
- 臨時警備土地調查局官制改正 (勅)第百四十號(八) 四〇九
- 臺灣總督府監獄官制 (勅)第百五十九號(九) 四五〇
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正削除 (勅)第百二十二號(三) 三四
- 臺灣總督府國語學校官制中改正 (勅)第百三十七號(七) 三五五
- 臺灣總督府國語學校官制中追加 (勅)第百九十七號(一) 五八九
- 臺灣總督府海陸檢疫所官制 (勅)第百十九號(三) 一四一
- 臺灣總督府臨時海陸檢疫所官制 (勅)第百四十三號(二) 五九四
- 臺灣總督府地方官官制第三十五條中創除 (勅)第百三十二號(三) 四六

- 製鐵所官制第二條中改正 (勅)第百七十八號(三) 九五
- 種馬牧場及種馬所官制第十三條中改正 (勂)第百七十三號(三) 八九
- 種牛牧場官制 (勂)第百八十八號(三) 一〇七
- 水產講習所官制第二條中改正 (勂)第百七十二號(三) 八九
- 生絲検査所官制第六條中改正 (勂)第百五十一號(五) 二九八
- 工業試驗所官制 (勂)第百五十八號(六) 三〇八
- 第五回內國勸業博覽會事務局官制 (勂)第百五十六號(六) 三〇五
- 逓信省官制中改正 (勂)第百七十七號(五) 二二〇
- 航路標識管理官制中改正 (勂)第百八十一號(五) 二二三
- 海軍局官制中改正 (勂)第百八十一號(五) 二二三
- 港務局官制中改正追加 (勂)第百八十三號(五) 二二四
- 鐵道作業局官制中改正追加 (勂)第百八十五號(五) 二二五
- 東京郵便電信學校官制中改正 (勂)第百七十九號(五) 二二一
- 臺灣總督府官制中改正追加 (勂)第百三十六號(三) 五〇
- 臺灣總督府官制第四條中改正 (勂)第百五十四號(六) 三〇三
- 臺灣總督府電話交換局官制 (勂)第百九十二號(三) 一一〇
- 臺灣總督府測候所官制第六條中改正 (勂)第百二十四號(八) 三九八
- 臺灣總督府燈臺所官制第五條第六條中改正 (勂)第百五十四號(四) 一七九
- 臺灣總督府官制改正 (勂)第百三十二號(七) 三四八
- 司法省官制中改正追加 (勂)第百六十七號(四) 二〇〇
- 集治監假留監官制中改正 (勂)第百六十八號(四) 二〇二
- 文部省官制中改正追加 (勂)第百六號(三) 一一九
- 東京帝國大學官制第七條第九條中改正 (勂)第百六十九號(三) 八六
- 京都帝國大學官制第八條第九條中改正 (勂)第百七十號(三) 八七
- 文部省直轄諸學校官制中追加 (勂)第百八十四號(三) 一〇三
- 帝國圖書館官制中改正追加 (勂)第百二十五號(八) 三九八
- 中央氣象臺官制中改正 (勂)第百三十一號(七) 三五八
- 教員檢定委員會官制 (勂)第百三十五號(三) 一六一
- 測地學委員會官制第四條中改正 (勂)第百三十八號(三) 五三
- 理學文書目錄委員會官制 (勂)第百四十三號(二) 六七二
- 農商務省官制中追加 (勂)第百十八號(三) 二九
- 農商務省官制第十四條第十五條中改正 (勂)第百九號(三) 一三四
- 林野整理局官制第八條第九條中改正 (勂)第百七十四號(三) 九〇
- 林野整理局官制廢止 (勂)第百八十五號(九) 四五五
- 林區署官制第六條第九條中改正 (勂)第百七十一號(三) 八八
- 林區署官制第一條改正 (勂)第百八十七號(九) 五四六
- 林區署官制中改正 (勂)第百七號(二) 六六三
- 嶺山監督官制中改正 (勂)第百二十六號(二) 三八
- 臨時警備基區警備局官制 (勂)第百三十一號(八) 四〇一
- 臨時警備土地調查局官制改正 (勂)第百四十號(八) 四〇九
- 臺灣總督府監獄官制 (勂)第百五十九號(九) 四五〇
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正削除 (勂)第百二十二號(三) 三四
- 臺灣總督府國語學校官制中改正 (勂)第百三十七號(七) 三五五
- 臺灣總督府國語學校官制中追加 (勂)第百九十七號(一) 五八九
- 臺灣總督府海陸檢疫所官制 (勂)第百十九號(三) 一四一
- 臺灣總督府臨時海陸檢疫所官制 (勂)第百四十三號(二) 五九四
- 臺灣總督府地方官官制第三十五條中創除 (勂)第百三十二號(三) 四六
- 高等官官等俸給令中追加 (勂)第百十九號(三) 二九
- 高等官官等俸給令中追加 (勂)第百十八號(三) 一四〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勂)第百二十六號(三) 一四七
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勂)第百六十五號(四) 一九八
- 高等官官等俸給令中追加 (勂)第百七十一號(四) 二〇四
- 高等官官等俸給令中追加 (勂)第百八十四號(五) 二二五
- 高等官官等俸給令中追加 (勂)第百八十六號(五) 二二六
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勂)第百八十九號(五) 二二八



- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百四十四號(五) 二九三
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第二百七十二號(六) 三〇〇
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第二百二十七號(八) 四〇〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百二十八號(八) 四〇〇
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百八十六號(九) 五〇〇
- 明治二十二年連甲第十二號(皇族職員官等)件)中改正 (勅)第三百八十六號(九) 五〇〇
- 神宮司廳職員官等俸給改正 (勅)第三百九十九號(三) 一〇九
- 神宮司廳職員官等俸給改正 (勅)第三百七十八號(也) 五三三
- 警察監獄學校通譯官官等俸給ノ件 (勅)第三百六十六號(三) 一三九
- 臨時檢疫局職員官等俸給ノ件 (勅)第二百六十六號(三) 三三四
- 文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中追加 (勅)第八十五號(三) 一〇三
- 帝國圖書館高等官官等俸給令 (勅)第三百二十六號(八) 三九八
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正追加 (勅)第三百二十七號(三) 五一
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第三百八十八號(七) 三五六
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給令第二條改正 (勅)第三百五十八號(九) 四八八
- 臺灣總督府職員官等俸給令第一條中追加 (勅)第三百三十七號(七) 三五〇
- 臺灣總督府海陸檢疫所職員官等俸給令 (勅)第二百二十二號(三) 一四四
- 臺灣總督府監獄職員官等俸給令 (勅)第三百六十號(也) 四三三
- 臨時臺灣基隆築港局職員官等俸給令 (勅)第三百三十二號(八) 四〇三
- 臨時臺灣土地調查局職員官等俸給令改正 (勅)第三百四十一號(八) 四一一
- 明治三十年勅令第九十七號(秘書官他官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件)中改正 (勅)第二百十號(五) 二六〇
- 會計官官等ハタノ部會計收入官吏ハシノ部 收入出納官吏ハスノ部出納ノ項ニ關スル件)中改正 (法)第十號(三) 九
- 官吏恩給法中改正 (法)第十一號(三) 一〇
- 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則第五條中改正 (法)第十二號(三) 一一
- 官吏遺族扶助法納金收入規則第二條中改正 (勅)第五百一十一號(四) 一七五
- 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序中改正追加 (勅)第三百三十八號(四) 一一一
- 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序中改正 (勅)第三百三十九號(四) 一一三
- 臺灣在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第七十五號(三) 二二四
- 明治三十三年法律第七十五號在臺灣官吏ノ恩給及遺族扶助料ノ件ニ依リ風土病及流行病ノ種類指定 (勅)第七十三號(四) 二〇五

- 外國政府ノ招聘ニ應スル官吏ニ關スル件 (勅)第九號(一) 一〇
- 間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏服制 (勅)第十一號(一) 二二
- 收稅官吏ノ携帶スヘキ證票様式 (省)大藏第五號(三) 四五
- 臺灣總督府稅關官吏ノ賞罰ニ關スル件 (勅)第十二號(一) 一六
- 明治二十八年勅令第七十一號(傳染病豫防救治ニ從事スル官吏准准官吏及傭員ニ手當支給ノ件)中改正 (勅)第四百四號(四) 一六七
- 明治十九年勅令第二十三號(傳染病豫防救治ニ從事スル爲ニ感染又ハ死亡シタル官吏准准官吏ニ手當支給ノ件)中改正 (勅)第四百四十二號(四) 一六八
- 陸軍豫後備役及補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管掌スル官吏公吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フヘカサル者取調通報ノ件ヲ定メ明治三十年勅令第七號(同件)ヲ廢ス (勅)陸軍甲第一號(五) 二二三
- 大林區署ニ於ケル工事及物件ノ買貸貸借ニ係ル契約擔任官吏ノ件ヲ定メ明治二十四年勅令第二十四號(同件)ヲ廢ス (勅)農商第二號(二) 四
- 内閣書記官長及各省官房長ノ任用及分限ニ關スル件 (勅)第六十二號(四) 一六六

- 海軍官印規程中改正追加 (達)海軍第九十一號(六) 二二五
- 官廳用電信及電話ニ關スル件 (勅)第三百五十六號(九) 四四五
- 官廳用電信電話規程 (勅)第三百六十五號(五) 五三三
- 電話加入區域外ニ在ル官廳ノ加入ニ關スル件 (省)逓信第五十一號(九) 七〇三
- 清國派遣ノ軍隊軍艦軍衛及軍人軍團ニ宛テ官廳ヨリ差出スル公用郵便物ニ記載方ノ件 (省)逓信第六十六號(九) 七二六
- 陸軍參謀及高等官衛副官補職年限ニ關スル件 (告)逓信第二百五十九號(七) 五二五
- 明治三十年勅令第三百四十一號(衛戍病院附衛生部員並官衛學校附獸醫補充ノ件)中追加 (勅)第五十六號(三) 七六
- 勳員ノ際陸軍諸官衛學校及憲兵隊附職員補充ノ件 (勅)第三百九十一號(二) 五五三
- 勳員ノ際陸軍諸官衛學校及憲兵隊附職員補充ノ件 (勅)第三百十二號(七) 三五九

(官印)

(官廳) (官衛) (官解)



○勳員ノ陸軍軍醫官學校及憲兵隊附職員補充ニ就キ  
召集ノ手續 (送)陸海軍部百號(九) 三〇二

○常設軍隊官術學校ニ豫備役後備役將校准士官下士ヲ  
補充シタル場合ニ於ケル身分取扱ノ件 (勅)第三百十四號(七) 三六七

○各官術學校ニ於ケル金銀糧食、被服其他物品ノ取扱  
方規定ノ件 (送)陸海軍部百號(九) 三〇二

○明治三十年海軍部百三十七號(東京外ニ在ル各部官屏  
艦船團長會計規則ニ係ル検査執行ノ件)中追加 (送)海軍部百四十五號(八) 二九二

**〔官有〕**

○河川改修工事ニ就キ要スル官有地ヲ土木監督署受納  
及通知方ノ件 (訓)内務部百十九號(六) 二四二

○河川改修工事ニ就キ要スル官有地受納通知ノ下キ地  
方縣區分報告ノ件 (訓)内務部百二十號(六) 二四二

**〔官費〕**

○明治三十四年ニ於ケル陸軍一年志願兵官費服役許可  
ノ人員 (告)陸軍部百十八號(三) 九二

**〔官幣社〕**

○臺灣神社ヲ創立シ官幣社大社ニ列ス (告)内務部百八十一號(九) 六三二

**〔還幸〕**

○海軍大演習 観閲ノタメ兵庫縣下ノ行幸 (告)宮内省百三號(四) 二二九

○皇子 御發聲 還幸 (告)宮内省百五號(五) 三二二

**〔還納〕**

○雜役船舟還納及賣却手續中改正 (送)海軍部百五十一號(九) 三二〇

**〔管長〕**

○顯本法醫宗管長事務取扱任命 (訓)内務部百二號(三) 一一

○臨濟宗天龍寺派管長事務取扱任命 (訓)内務部百二十九號(〇) 三二二

**〔管理〕**

○稅務管理局稅務署及管轄區域表中改正 (勅)第八十二號(三) 一〇〇

○京都稅務管理局及上京稅務署廳舎新築工事請負競争  
者資格ノ件 (省)大藏部百三十號(七) 三三八

○稅關及稅務管理局收入官吏配置方 (訓)大藏部百十六號(四) 八六

○名古屋稅務管理局移轉 (告)大藏部百十號(三) 一一九

○長崎稅務管理局移轉 (告)大藏部百十七號(三) 一二七

○神戶稅務管理局移轉 (告)大藏部百二十四號(七) 一五〇

○北支稅務管理局移轉 (告)大藏部百三十三號(八) 一五五

○松江稅務管理局移轉 (告)大藏部百三十六號(八) 一五四

○款附稅關管理所官制中改正 (勅)第八十號(五) 二二二

○郵便及電信局在外郵便電信局郵便局郵便爲替貯金管  
理所及電話交換局職員定員中改正 (勅)第七十八號(五) 二二二

**〔管海〕**

○明治三十三年省令第五號施行期日ノ件 (省)遞信部百五號(三) 八四

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官  
廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ準スヘ  
キ者指定ノ件)中追加 (省)遞信部百五號(三) 八四

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官  
廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ準スヘ  
キ者指定ノ件)中改正 (省)遞信部百二十五號(六) 三七七

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官  
廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ準スヘ  
キ者指定ノ件)中追加 (省)遞信部百七十九號 七六七

**〔關稅〕**

○加工ノタメ輸入スル物品關稅免除ニ關スル件 (法)第八十五號(八) 二二二

**〔勸業〕**

○日本勸業銀行法中追加 (法)第三十九號(三) 九一

○度量衡器製作修販販賣ニ就キ要スル身元保證金ニ關  
業債券使用ノ件 (告)農商務部百二十七號(四) 一五二

**〔觀測〕**

○氣象觀測通報規程第九條改正 (送)海軍部百三十號(六) 二五四

○氣象觀測通報規程中改正削除 (送)海軍部百四十四號(八) 二九二

**〔患者〕**

○明治三十二年訓令第十九號(工場ニ於ケル負傷届出  
並警察官吏臨檢及職工患者數報告ノ件)中改正加  
除 (訓)内務部百三十二號(三) 三六一



〔軍令〕

○海軍軍令部條例第十八條及別表削除

〔軍法〕

○常設海軍軍法會議ニ於ケル主理員事定員

○軍法會議書類保存規程

○常設軍隊官術學校ニ豫備役後備役將校進士官下士ヲ補充シタル場合ニ於ケル身分取扱ノ件

○軍隊經理條例改正

○軍隊教科書檢閱規程

○明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)施行ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ差出ス公用郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊其他海軍所屬ノ軍術軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○常備艦隊ノ五等水兵同機國兵教育規程ヲ廢止

○明治二十八年遼軍第八號(海兵團ノ學科ヲ終リタル水兵機關兵軍艦教育ノ件)廢止

○驅逐艦ニ司令旗掲揚ノ件

○驅逐艦ニ司令旗掲揚方心得ノ件

○驅逐艦ハ禮砲ヲ施行セス

○各軍艦靜動索及滑車定數表中削除

○新造艦船信號符字點附

○新造艦船信號符字點附

○明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)施行ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ差出ス公用郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊其他海軍所屬ノ軍術軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○常備艦隊ノ五等水兵同機國兵教育規程ヲ廢止

○明治二十八年遼軍第八號(海兵團ノ學科ヲ終リタル水兵機關兵軍艦教育ノ件)廢止

○驅逐艦ニ司令旗掲揚ノ件

○驅逐艦ニ司令旗掲揚方心得ノ件

○驅逐艦ハ禮砲ヲ施行セス

○各軍艦靜動索及滑車定數表中削除

○新造艦船信號符字點附

○新造艦船信號符字點附

○明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)施行ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ差出ス公用郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊其他海軍所屬ノ軍術軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○常備艦隊ノ五等水兵同機國兵教育規程ヲ廢止

○明治二十八年遼軍第八號(海兵團ノ學科ヲ終リタル水兵機關兵軍艦教育ノ件)廢止

○驅逐艦ニ司令旗掲揚ノ件

○驅逐艦ニ司令旗掲揚方心得ノ件

○驅逐艦ハ禮砲ヲ施行セス

○各軍艦靜動索及滑車定數表中削除

○新造艦船信號符字點附

○新造艦船信號符字點附

○明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)施行ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ差出ス公用郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊軍艦軍術及軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○清國派遣ノ軍隊其他海軍所屬ノ軍術軍人軍屬宛郵便物ニ記載方ノ件

○常備艦隊ノ五等水兵同機國兵教育規程ヲ廢止

○明治二十八年遼軍第八號(海兵團ノ學科ヲ終リタル水兵機關兵軍艦教育ノ件)廢止

○驅逐艦ニ司令旗掲揚ノ件

○驅逐艦ニ司令旗掲揚方心得ノ件

○驅逐艦ハ禮砲ヲ施行セス

○各軍艦靜動索及滑車定數表中削除

〔軍港〕

○軍港要港規則制定橫濱、吳、佐世保、舞鶴各軍港規則及竹敷要港規則廢止

○軍港要港規則中改正追加

○軍港要港ニ於ケル學校練習所等ノ紀律懲制ニ關スル事ハ司令長官ノ區處ヲ受ク

○橫濱軍港外ニ危險物沈置中船舶ノ通航及漁業禁止ノ件

○橫濱軍港、東京灣口及館山灣ニ危險物沈置中船舶ノ注意ノ件

○橫濱軍港長浦港内ニ危險物沈置中船舶ノ通航禁止ノ件

○〔軍艦〕カノ部艦艇、艦艇ノ項參看

○豫備艦部條例

○豫備艦部條例中追加

○艦艇類別標準ノ件

○軍艦及水雷艦類別等級別表改正

○軍艦進水手續中改正追加

○明治二十二年遼軍第二百二十六號同三十二年遼軍第五百十四號司令官軍艦長外國人變態接待ノ件廢止

○物ニ記載方ノ件

○海軍艦團部將校教育令中改正追加

○海軍艦團部下士卒教育令中追加

○海軍艦團部下士卒教育令中改正追加

○艦團部隊需用品定額表中改正

○艦團部隊需用品定額表中追加

○艦團部隊需用品定額表中追加

○艦團部隊需用品定額表中改正追加

○軍人恩給法第二十五條中追加

○舊制ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件

○明治三十三年法律第七十六號(海軍ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ノ件)ニ依ル風土病及流行病ノ種類指定

○明治三十年省令第十六號(在擲陸軍軍人及補充兵等留地ヨリ召集ニ應セントスル者出願方ノ件)廢止



- 軍人軍屬旅行規程則中改正追加 (逕)陸海軍第二十八號(四) 七六
- 明治二十年陸海軍第二百二十號(軍人軍屬赴任出發期日等三關スル件)中追加 (逕)陸海軍第八十二號(八) 二八一
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船舶(乗込賃金減額ノ件)續及命令書並乘込手續中改正追加 (逕)陸海軍第二十二號(三) 四六
- 海軍軍人俸給令中改正 (勅)第二百九十七號(七) 三四〇
- 海軍軍人俸給加俸支給細則中追加 (逕)海軍第四百三十三號(八) 二九二
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中追加 (逕)海軍第五百十九號(一〇) 三四〇
- 海軍軍人結婚願出手續中改正追加 (訓)海軍第一號(三) 五
- 海軍軍屬敬禮式 (逕)海軍第五十八號(四) 九五
- 海軍監獄看守長看守禮式及軍屬敬禮ノ件守衛以下敬禮ノ件廢止 (逕)海軍第五十九號(四) 九七
- 海軍軍人軍屬及職工ノ死傷解刑出願許可ノ件 (逕)海軍第十三號(三) 三
- 明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍荷其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)施行ノ件 (告)逕信第二百五十一號(六) 四九六
- 清國派遣ノ軍隊軍艦軍荷及軍人軍屬宛郵便物ニ記帳方ノ件 (告)逕信第二百五十二號(六) 四九六
- 清國派遣ノ軍隊軍艦軍荷及軍人軍屬ニ宛テ官廳ヨリ差出ス公用郵便物ニ記帳方ノ件 (告)逕信第二百五十九號(七) 五二五
- 清國派遣ノ軍隊其他海軍所屬ノ軍荷軍人軍屬宛郵便物ニ記帳方ノ件 (告)逕信第三百八十二號(九) 七三八
- (軍醫) ○ 軍醫學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (省)海軍第五號(四) 一六
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生主計學生條例中追加 (勅)第六十八號(三) 八五
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生主計學生規則中改正追加 (省)海軍第五號(四) 一六
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生主計學生規則中改正 (省)海軍第八號(五) 三四
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生主計學生規則中改正 (省)海軍第十五號(六) 三三三
- 海軍少軍醫候補生及海軍少藥劑士候補生採用規則採用試驗規則中追加 (省)海軍第八號(五) 三四
- 海軍少軍醫候補生及海軍少藥劑士候補生採用規則制定海軍少軍醫候補生少藥劑士候補生採用試驗規則廢止 (省)海軍第二十二號(二) 八〇五
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (告)海軍第十五號(六) 三五五
- (軍吏) ○ 見習軍吏ノ背振携帶證書ヲ士官ト同一トス (逕)陸海軍第九十七號(九) 二九八

- 軍務委員會條例中改正 (勅)第二百十二號(五) 二六一
- 軍事郵便規則第三條中改正 (逕)海軍第二百二十九號(六) 二五四
- 海軍軍艦規則制定海岸望樓軍事通信規程廢止 (逕)海軍第四百七十七號(九) 三〇六
- 軍事獎勵勳章取扱規程第七條中追加 (逕)海軍第十六號(六) 二二六
- 軍事費補足ノ獻金收入ノ件 (訓)大藏第五十九號(九) 二九七
- (軍用) (軍需) ○ 陸軍軍用運送船旗章 (告)陸軍第九號(五) 三三八
- 海軍望樓規則制定海岸望樓軍用電信取扱規則廢止 (逕)海軍第四百七十七號(九) 三〇六
- 清國事件ニ關シ軍需品ノ調達者契約保證金免除ノ件 (逕)陸海軍第七十號(六) 二二四
- (軍役) ○ 軍役志願者規則第二十一條改正 (逕)府第六十三號(八) 一〇〇
- 明治三十三年募集スル軍役志願者ノ良敵 (告)臺灣總督府第六十四號(八) 六二七
- (軍刀) ○ 三十二年式軍刀制式中改正 (逕)陸海軍第十七號(二) 三四九
- 暇地ニ於ケル將校同相當官並准士官ノ軍衣ニ關スル件 (逕)陸海軍第八十七號(八) 二八三
- 復員ニ際シ歸郷セシムル下士以下ニ時限付與ノ件 (逕)陸海軍第八十八號(一〇) 三三四
- (軍樂) ○ 軍樂學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (省)海軍第二十七號(三) 六三
- 海軍軍樂練習生規則第四條第六條改正 (逕)海軍第二百二十六號(六) 二五三
- (軍馬) ○ 軍馬衛生會體條例改正 (勅)第二百十八號(五) 二六五
- 軍馬去勢ノ件 (逕)陸海軍第九十六號(九) 二九八
- 軍馬輸送規則改正 (省)陸軍第二十一號(七) 三八四
- 軍馬補充部條例第二條中追加 (勅)第三百八十三號(九) 四四三
- 軍馬補充及育成規則 (逕)陸海軍第五十二號(五) 一七一
- 軍馬補充及育成規則ヲ改正シ馬匹補充及育成規則トス (逕)陸海軍第九十三號(九) 二九五
- 軍馬補充部創設支部設置 (逕)陸海軍第十號(一〇) 三三四
- (郡制) (區制) ○ 府縣制郡制ニ依リ費用並財務ニ關スル件 (省)內務第七號(三) 三八
- 北海道區制施行ニ就キ必要事項ニ關スル件 (省)內務第八號(三) 四〇
- 明治三十三年省令第八號中追加 (省)內務第四十二號(九) 六二
- 明治三十二年省令第四十九號(北海道區制ニ依ル會職及傍聽ノ紀律並取締ニ關スル規則)中追加 (省)內務第二十四號(五) 三二四



○明治三十三年七月乃至九月内外貨幣比較表 (告)大藏第二十二號(六) 四三三

○明治三十三年十月乃至十二月内外貨幣比較表 (告)大藏第三十七號(七) 六四五

○明治三十四年一月乃至三月内外貨幣比較表 (告)大藏第五十三號(三) 九〇九

○在臺灣出納官吏一圓銀貨出納計算整理手續中追加 (訓)大藏第四十九號(五) 三三三

○一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第二十三號(四) 三〇八

○一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第六十五號(八) 六二七

○一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第七十九號(一〇) 八五二

○一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第九十四號(一二) 九〇一

○一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第九十三號(一一) 九七五

○鐵道貨物運送補助費金表中追加 (告)逓信第五百五十五號(四) 三〇〇

○貨車貨切貨及貨物貨金割引規定中追加 (告)逓信第五百五十六號(四) 三〇一

○貨車貨切貨及貨物貨金割引規定中改正 (告)逓信第二百九十六號(八) 六二七

○貨物列車ヲ以テ運送スル貨物運賃及鐵道運輸規程第六十五條増貸金ノ件 (告)逓信第三百五十五號(九) 七二五

○府縣會議員及郡會議員選舉ニ關スル罰則失效力ノ件 (勅)第四十三號(三) 五九六

○明治三十二年省令第十八號(郡會議員ノ配當ニ關スル件)第一條中改正 (省)內務第四號(三) 二七

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六

○府縣下郡界變更 (法)第二十八號(三) 三六



○ 明治三十三年度歳入科目表 (訓)大藏第二號(三) 一六	○ 明治三十三年度歳出科目表 (訓)農商務第三十九號(二) 三六〇
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第九號(三) 三三	○ 明治三十三年度歳出科目表中追加 (訓)農商務第四十號(三) 三八三
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第十號(三) 三三	○ 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第一號(一) 三
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第二十一號(四) 九六	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三號(一) 四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第三十五號(四) 一一〇	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第十號(三) 四六
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十八號(五) 二二三	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第十二號(三) 七六
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第五十號(五) 二二三	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第五十五號(六) 二六三	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第六十號(一〇) 三三四	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第六十三號(一〇) 三三四	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第七號(三) 三三	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十七號(五) 二二三	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳入科目表中追加 (訓)農商務第十三號(四) 二二三	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四
○ 明治三十三年度歳出科目表中追加 (訓)農商務第二十七號(六) 二六六	○ 明治三十三年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第三十八號(一〇) 三五四

○ 私設鐵道株式會社會計準則 (省)選信第三十二號(八) 五五〇	○ 相互保險會社及外國保險會社登記簿ノ謄本抄本等手續料ノ件 (省)選信第三十七號(一三) 一四五
○ 外國ニ於テ鐵道ヲ敷設スル帝國會社ニ關スル件 (法)第八十七號(九) 二二三	○ 外國保險會社ニ關スル件 (省)選信第三十七號(一三) 一四五
○ 外國ニ於テ鐵道ヲ敷設スル帝國會社ニ關スル件 (勅)第三百六十六號(九) 五二四	○ 外國保險會社ニ關スル件 (省)農商務第九十九號(一〇) 七六四
○ 外國相互保險會社ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (勅)第三百八十八號(九) 五二六	○ 在東京市佛敎生命保險株式會社ニ對シ新締約停止 (告)農商務第二百二十四號(二) 八八八
○ 外國相互保險會社登記簿ノ謄本抄本ノ交付請求等ニ關スル手續料ノ件 (省)司法第三十八號(一〇) 一六三	○ 在大阪市大東生命保險株式會社ニ對シ新締約停止 (告)農商務第二百二十五號(二) 八八八
○ 相互保險會社登記取扱手續 (省)司法第三十六號(九) 六二八	○ 在東京市帝國火災保險株式會社ニ對シ新締約停止 (告)農商務第二百二十六號(二) 八八八
○ 相互保險會社登記取扱手續 (省)司法第十八號(六) 三六一	○ 在東京市中央火災保險株式會社ニ對シ新締約停止 (告)農商務第二百四十四號(三) 九四三
○ 相互保險會社登記取扱手續中追加 (省)司法第三十五號(九) 六二七	○ 在東京市內國火災保險株式會社ニ對シ新締約停止 (告)農商務第四百四十五號(三) 九四四
○ 相互保險會社登記簿ノ謄本抄本ノ交付請求等ニ關スル手續料ノ件 (省)司法第十九號(六) 三六六	○ 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船舶(乗込貨金減額ノ件)總額及命令書並乘込手續中改正加除 (選)陸運第二十二號(三) 四六
○ 相互保險會社ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省)司法第二十三號(七) 三八九	○ 獨逸大西洋電信會社萬國電信條約ニ加入 (省)選信第三百九十六號(一〇) 八一五
○ 保險會社ニ關スル規則 (省)選信第二十三號(七) 三八九	○ 會計検査院法第二條中改正 (法)第八十一號(四) 二二二
○ 保險業法施行規則制定保險會社ニ關スル規則廢止 (選)府第五十八號(八) 七七	○ 會計検査官懲戒法 (法)第二十一號(三) 二二三
○ 相互保險會社登記ニ關スル取扱手續ノ件 (選)府第六十六號(三) 一五五	○ 明治二十九年法律第九十二號(選)會計検査院支 (法)第八十號(四) 二二三



- 明治三十一年勅令第三十七號(會計検査院定員)改正 (勅)第百三十七號(四) 一六五
- 明治三十年勅令第七十五號(會計検査院臨時増置ノ件)廢止 (勅)第百三十八號(四) 一六五
- 明治二十五年勅令第六十一號(検査官補特別任用ノ件)廢止 (勅)第百七十號(六) 三二八
- 明治二十九年勅令第六十一號(會計検査院高等官年俸ノ件)中改正 (勅)第百七十一號(六) 三二九
- 府縣立師範學校長俸給ノ支出計算書ヲ會計検査院ニ直送ノ件 (訓)文部第三號(三) 四三
- 普通教育費ノ支出計算書ヲ會計検査院ニ直送ノ件 (訓)文部第七號(六) 二六三
- 會計規則中改正加除 (勅)第百二十七號(三) 一四八
- 物品會計規則中改正追加 (勅)第百三十八號(七) 三九〇
- 各會計規則中改正ニ付キ明治三十三年度歳入ニ係ル整理手續 (訓)大藏第二十六號(四) 一〇三
- 會計規則中改正ニ付キ明治三十三年度歳入ニ係ル整理手續ノ件 (訓)内務第八號(四) 八四
- 各會計規則中改正ニ付キ明治三十三年度歳入ニ係ル整理手續ノ件 (訓)農商務第十五號(四) 一五二
- 在外國帝國專管居留地特別會計法 (法)第二十二號(三) 一六
- 在外國帝國專管居留地特別會計法ヲ適用スヘキ居留地指定 (勅)第百十二號(三) 一三七
- 明治二十三年法律第二十二號(中央備荒儲蓄金預金) 一三七
- 郵便貯金及爲替金特別會計)中改正追加 (法)第五十七號(三) 一二四
- 專賣局作業會計規則 (勅)第二十號(三) 三〇
- 專賣局作業會計規則中改正 (勅)第百三十號(三) 一五五
- 藥煙草專賣資金會計規則第五條中追加 (勅)第六號(二) 九
- 作業及鐵道會計規則中改正加除 (勅)第百二十八號(三) 一五一
- 作業及鐵道會計規則第三十三條加除 (勅)第百二十九號(六) 四三四
- 官立學校及圖書館會計規則中改正 (勅)第百二十九號(三) 一五三
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓)大藏第十二號(三) 三五
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第五條及官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程第三條中改正 (訓)大藏第二十五號(四) 一〇三
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正加除 (訓)大藏第二十八號(四) 一〇六
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正加除 (訓)大藏第四十三號(五) 二二〇
- 明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式)中改正加除 (省)大藏第十三號(四) 一〇一

- 明治二十六年省令第三十七號(會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式)中改正加除 (省)大藏第十四號(四) 一〇二
- 明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式)同二十六年省令第三十七號(會計規則ニ依リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式)中改正 (省)大藏第二十二號(四) 一〇七
- 陸軍物品會計規程中改正 (達)陸軍第七十六號(七) 二六六
- 陸軍物品會計規程中改正加除 (達)陸軍第八十八號(二) 三四九
- 海軍造兵材料資金會計法 (法)第九號(二) 六
- 海軍造兵材料資金會計規則 (勅)第五十五號(三) 七五
- 海軍通格物品會計規程中追加 (達)海軍第四十六號(四) 八七
- 通格物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第四十號(三) 六六
- 通格物品出納命令官會計官吏表改正 (達)海軍第八十一號(五) 一四二
- 通格物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第百四十九號(九) 三〇九
- 兵備品出納命令官會計官吏表改正 (達)海軍第八十號(五) 一九一
- 鎮守府會計監督規程中追加 (達)海軍第百五十四號(九) 三二二
- 明治三十年省令第三十七號(東京外ニ在ル各部官廳艦船團長會計規則ニ係ル検査執行ノ件)中追加
- 明治三十年省令第五十五號(東京ニ於ケル經理局所掌事項ノ件)中改正追加 (達)海軍第百五十五號(五) 三二二
- 監獄會計處務規程 (訓)司法第三號(六) 二八一
- 會計事務規程 (訓)農商務第三十二號(九) 二九八
- 大林區署及林野整理支局會計事務規程 (訓)農商務第十一號(三) 五〇
- 大林區署及林野整理支局會計事務規程中改正加除 (訓)農商務第十七號(四) 一五二
- 大林區署及林野整理支局會計事務規程中改正加除 (訓)農商務第二十一號(五) 二三五
- 大林區署及林野整理支局會計事務規程中改正加除 (訓)農商務第二十五號(六) 二六五
- 大林區署及林野整理支局會計事務規程中改正加除 (訓)農商務第三十五號(一〇) 三三三
- 歲入歳出其他會計事項ニ就キ大林區署林野整理支局開受授整理手續 (訓)農商務第三十四號(一〇) 三三一
- 私設鐵道株式會社會計準則 (省)逓信第三十二號(八) 五五〇
- 明治三十二年各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)一月二十九日(二) 一四九
- 明治三十二年各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月二日(三) 一七九
- 明治三十三年度歳入歳出總豫算並同年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫)一月二十六日(一) 一



○明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)二月二十八日(三) 一七三

○明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二日(三) 一八四

〔會議〕

○萬國平和會議最終決議書 (告)外務第四十七號(二) 八六五

○國際紛争平和的處理條約 (勅)十一月二十一日(二) 五九五

○陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約(勅)十一月二十一日(二) 六六六

○千八百六十四年八月二十二日「ジュネヴ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約 (勅)十二月二十一日(二) 六三六

○輕氣球上又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆發物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六四八

○窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六五二

○外包硬固ナル彈丸ニシテ其外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其外包ニ截割ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書 (勅)十一月二十一日(二) 六五七

○軍馬衛生會議條例改正 (勅)第二百十八號(五) 二六五

○海軍技術會議條例改正 (勅)第二百三十八號(五) 二八五

○常設海軍軍法會議ニ於ケル主理員事定員 (勅)第二百五號(三) 二二八

○軍法會議書類保存規程 (達)海軍第百十五號(六) 三三五

○高等教育會議議員補缺選舉 (告)文部第百九十二號(六) 六五五

○高等教育會議議員互選人名 (告)文部第百九十五號(六) 六五六

○明治三十三年省令第四十九號(北海道區制ニ依ル會議及傍聽ノ紀律並取締ニ關スル規則ノ件)中追加 (省)內務第二十四號(五) 三四

〔會期〕

○帝國議會會期延長 (詔)二月十八日(三) 三

〔鑛山〕

○鑛山監督官制中改正 (勅)第二十六號(三) 三八

○製鐵所ノ鑛山採掘及骸炭製造ノ請買並不用生産物拂下隨意契約ノ件 (勅)第三十九號(三) 五三

○札幌鑛山監督署移轉 (告)農商務第二號(二) 一八

〔鑛業 鑛區〕

○鑛業條例中改正追加 (法)第七十四號(三) 二二三

○鑛業條例施行細則中追加 (省)農商務第二十二號(三) 八三三

○鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手数料改正明治三十二年勅令第四號(同件)廢止 (勅)第百五十五號(四) 一七三

○鑛業條例第九十三條ニ依リ採掘ノ特許出願者添附書類ノ件 (省)農商務第六號(三) 七九

○鑛業出願地又ハ許可地ニ於テ他ノ鑛物ノ試掘、採掘ハ新規出願セシム (省)農商務第四號(三) 七七

○鑛業稅賦課ノ標準トスル鑛業製産物ノ價格改定 (告)農商務第百四十三號(二) 九四二

○明治二十五年勅令第二十二號(鑛業稅及鑛區稅徵收取扱い)中改正 (訓)大藏第三十七號(四) 一一二

〔組合〕

○重要物產同業組合法制定重要輸出品同業組合法廢止 (法)第三十五號(三) 七五

○重要物產同業組合法施行規則 (省)農商務第七號(三) 七九

○產案組合法 (法)第三十四號(三) 六一

○產案組合法施行期日 (勅)第三百一號(七) 三〇六

○產案組合法施行規則 (省)司法第十六號(七) 四二二

○產案組合ニ關スル登記事務取扱所ノ件 (省)司法第二十四號(七) 三九八

○產案組合登記取扱手續 (省)司法第二十九號(七) 三九二

○產案組合登記簿ノ贈本抄本手数料ノ件 (省)司法第三十號(七) 三九八

○北海道ニ於テ農業者ノ設立スル產案組合ニ關スル件 (勅)第二百五十五號(六) 三〇四

○產牛馬組合法 (法)第二十號(三) 二〇

○產牛馬組合法施行規則 (省)農商務第九號(五) 三三八

○產牛馬組合ノ定款等提出ノ件 (訓)農商務第二十九號(七) 二七一

○明治三十三年府令第百三十三號(労働者組合設置ノ件)廢止 (省)府第六十六號(五) 一〇二

○郵便切手額買受ノ組合ニ關スル條項ハ姑ク施行セス (省)府第九十八號(二) 一三二

〔組織〕

○宅地組換ニ關スル件 (勅)第百七十五號(五) 一〇七

〔桑樹〕

○桑樹及蠶兒ノ害毒豫防廢除ノ件 (訓)農商務第七號(三) 八

〔驅逐〕

○驅逐權ハクノ部軍艦ノ項ニ屬ス

〔驅除〕

○桑樹及蠶兒ノ害毒豫防廢除ノ件 (訓)農商務第七號(三) 八

ヤノ部

〔雇傭〕

○明治二十八年勅令第七十一號(傳染病豫防救治ニ從事スル官吏准官吏及傭員ニ手當支給ノ件)中改正 (勅)第百四十號(四) 一六七

○傳染病豫防救治ニ從事スル陸軍傭員傭人若クハ其遺族等手當金出願手續ノ件 (省)陸軍第十九號(七) 三八三

○明治三十年勅令第四百四十一號(專賣局雇員使用ノ件)中改正 (勅)第百四號(三) 二二七

○交通至難ノ島嶼ニ在動ノ物事檢事裁判所書記並雇員ニ手當支給ノ件 (勅)第七十七號(三) 九四

○島嶼在動者月手當金給與細則 (省)司法第十三號(四) 二二九

○製鐵所ニ於ケル職工人夫雇傭ノ請買ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第四百號(二) 五九一



- 履備人給料支給規則中追加 (達)陸達第五十號(五) 一七〇
- 履備人給料支給規則中改正削除 (達)陸達第九十一號(八) 二八五
- 戰時若ハ事變ニ際シ履備人特別増給ノ件 (達)陸達第七十八號(七) 二六九
- 陸軍備人服制中改正 (達)陸達第四十九號(五) 一七〇
- 陸軍平時備人定員表中改正 (達)陸達第十二號(三) 三二
- 陸軍平時備人定員表中改正追加 (達)陸達第四十四號(四) 八五
- 陸軍平時備人定員表中改正 (達)陸達第九十四號(一〇) 三三九
- 陸軍平時備人定員表中改正 (達)陸達第九十五號(一〇) 三三九
- 履備人給與規則表中追加 (達)陸達第九十四號(一〇) 三三九
- 履備人規則中改正追加 (達)海軍第四十四號(三) 七四
- 履備人規則中改正追加 (達)海軍第十一號(三) 二〇
- 履備人規則中改正追加 (達)海軍第三十二號(三) 六一
- 履備人規則表中追加 (達)海軍第四十三號(三) 七四
- 履備人規則中改正 (達)海軍第三十一號(二) 二五五
- 履備人規則第三條表中追加 (達)海軍第五十三號(九) 三三三
- 履備人規則中改正削除 (達)海軍第六十九號(二) 三五七
- 明治二十九年勅令第八十一號(臺灣總督府巡查看守及履備員食料補給ノ件)中削除 (勅)第三十一號(七) 三九六
- 臺灣總督府履備員死傷傷殘疾病手当規則施行細則第一條第二條改正 (臺)府第一號(一) 一
- 野戰野砲(野戰砲兵射擊學校ハカノ部學校ノ項ニ據ス) (勅)第一號(一) 一
- 野戰砲兵ノ服制ニ關スル件 (達)陸達第四號(一) 四
- 野戰砲兵ノ服制改正方 (達)陸達第六十七號(六) 二二三
- 野戰職工器具制式 (達)陸達第六十七號(六) 二二三
- 三十一年式連射野(山)砲砲機履歷編纂規則 (達)陸達第九十三號(一〇) 三三六
- 役人
  - 明治三十三年勅令第九十四號(島地指定ニ關スル件)實施ニ際シ地役人ヨリ島司ニ事務引繼及費用支辨方 (省)內務第十二號(三) 四二
  - 鹽務支辨役人ノ件 (告)臺灣總督府第十四號(三) 二一九
  - 日本藥局方調査會官制 (勅)第八十號(三) 九六
  - 日本藥局方追加 (省)內務第四十八號(二) 七六九
  - 藥劑藥品藥種
    - 見習藥劑官ノ背囊携帶履歷ヲ士官ト同一トス (達)陸達第九十七號(九) 二九八
    - 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造船學生主計學生條例第一條第二條中追加 (勅)第六十八號(三) 八五

- 海軍軍醫學生造船學生造船學生主計學生規則中改正追加 (省)海軍第五號(四) 二二六
- 海軍軍醫學生造船學生造船學生主計學生規則中改正 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍軍醫學生造船學生造船學生主計學生規則中改正 (省)海軍第十五號(六) 三三三
- 海軍少軍醫少藥劑士少軍醫候補生少藥劑士候補生採用試驗規則中追加 (省)海軍第八號(五) 三三四
- 海軍少軍醫候補生及海軍少藥劑士候補生採用規則制定海軍少軍醫少藥劑士少軍醫候補生少藥劑士候補生採用試驗規則中追加 (省)海軍第二十二號(二) 八〇五
- 海軍少藥劑士候補生採用ノ件 (告)海軍第二十號(九) 六五〇
- 明治三十三年第二回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第三十四號(四) 二五七
- 明治三十四年第一回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第一號(一〇) 七四八
- 臺灣藥品取締規則 (律)第十七號(九) 一七
- 臺灣藥品巡視規則 (臺)府第六十七號(九) 一〇一
- 臺灣總督府製藥所藥品試驗規則 (臺)府第八十二號(一〇) 一一一
- 臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則中削除 (臺)府第六十八號(九) 一〇三
- 臺灣總督府在外陸海軍履備員死傷手当給與規則第一條改正 (勅)第三百六十七號(九) 五二五
- 臺灣總督府履備員死傷傷殘疾病手当規則施行細則第一條第二條改正 (臺)府第一號(一) 一
- 野戰野砲(野戰砲兵射擊學校ハカノ部學校ノ項ニ據ス) (勅)第一號(一) 一
- 野戰砲兵ノ服制ニ關スル件 (達)陸達第四號(一) 四
- 野戰砲兵ノ服制改正方 (達)陸達第六十七號(六) 二二三
- 野戰職工器具制式 (達)陸達第六十七號(六) 二二三
- 三十一年式連射野(山)砲砲機履歷編纂規則 (達)陸達第九十三號(一〇) 三三六
- 役人
  - 明治三十三年勅令第九十四號(島地指定ニ關スル件)實施ニ際シ地役人ヨリ島司ニ事務引繼及費用支辨方 (省)內務第十二號(三) 四二
  - 鹽務支辨役人ノ件 (告)臺灣總督府第十四號(三) 二一九
  - 日本藥局方調査會官制 (勅)第八十號(三) 九六
  - 日本藥局方追加 (省)內務第四十八號(二) 七六九
  - 藥劑藥品藥種
    - 見習藥劑官ノ背囊携帶履歷ヲ士官ト同一トス (達)陸達第九十七號(九) 二九八
    - 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造船學生主計學生條例第一條第二條中追加 (勅)第六十八號(三) 八五

マノ部

- 海軍定期職工採用就業及滿期賜金給與規程書式中追加 (省)海軍第十八號(六) 三五六
- 明治二十六年訓令甲第四號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)中改正 (勅)陸軍甲第二號(一〇) 三三三
- 明治二十六年陸達第七十三號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)同第七十四號(同上)ノ成報報告方中改正 (達)陸達第七十七號(一〇) 三三三
- 陸軍埋葬規則中改正追加 (省)陸軍第二十四號(八) 四四三
- 陸軍埋葬規則第六條中改正 (省)陸軍第三十一號(一〇) 七五九
- 死産ノ埋火葬許諾ニ特別審議ヲ附セシムル件 (勅)內務第二十二號(六) 二四一
- 迷兒
  - 救育所ニアル孤兒ニアラサル棄兒迷兒等ノ後見職務ニ關スル件 (省)內務第十一號(三) 四二
  - 元勳優待 (勅)十月十九日(一〇) 一五



- 元勳優遇 (詔)十月十九日(一〇) 一五
- 縣廳 (一)ノ部府廳ノ項登着
- 明治三十二年勅令第五十四號(臺灣總督府縣及廳署守定員ノ件)中改正 (勅)第三百六十一號(九) 四三
- 臺東廳出張所名稱位置及管轄區域改正 (臺府)第四十二號(五) 六四
- 臺東廳出張所名稱位置及管轄區域改正 (臺府)第六十九號(九) 一〇三
- 宜蘭廳出張所名稱位置及管轄區域 (臺府)第九十號(一〇) 一一四
- 〔檢事〕
- 交通至離ノ島嶼ニ在勤ノ判事檢事裁判所書記庶員ニ月手當給與ノ件 (勅)第七十七號(三) 九四
- 島嶼在勤者月手當金給與細則 (省)司法第十三號(四) 一二九
- 〔検査〕
- 會計検査院法第二條中改正 (法)第八十一號(四) 一三二
- 會計検査官懲戒法 (法)第二十一號(三) 一三三
- 明治二十九年法律第九十二號(臺灣ニ會計検査院支廳設置ノ件)廢止 (法)第八十號(四) 一三二
- 明治二十五年勅令第六十一號(検査官補特別任用ノ件)廢止 (勅)第二百七十號(六) 一三八
- 明治二十九年勅令第六十一號(會計検査院高等官年俸ノ件)中改正 (勅)第二百七十一號(六) 一三九
- 明治三十一年勅令第三百三十七號(會計検査院副定員)改正 (勅)第三百三十七號(四) 一六五
- 明治三十年勅令第七十五號(會計検査院臨時附置ノ件)廢止 (勅)第三百三十八號(四) 一六五
- 府縣立師範學校長俸給ノ支出計算書ヲ會計検査院ニ直送ノ件 (訓)文部第三號(三) 四三
- 普通教育費ノ支出計算書ヲ會計検査院ニ直送ノ件 (訓)文部第七號(六) 二六三
- 明治三十二年陸軍第五十九號(委任經理ニ因セサル物品中計算ノ検査及責任解除委任ノ件)中追加 (達)陸軍第十號(三) 一七
- 明治二十六年訓令甲第四號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)中改正 (訓)陸軍甲第二號(一〇) 一三三
- 明治二十六年陸軍第七十三號(陸軍召集旅費現金前渡ニ係ル出納ノ検査及責任解除委任ノ件)同第七十四號(同上ノ成績報告方)中改正 (達)陸軍第七號(一〇) 一三三
- 仕拂命令官職入監督官下検査官所管區分表改正 (達)陸軍第十九號(三) 四三
- 仕拂命令官職入監督官下検査官所管區分表中改正追加 (達)陸軍第三十九號(四) 八二
- 仕拂命令官職入徵收官所管區分表中改正 (達)陸軍第六十三號(五) 一八六

- 明治三十年法律第三十七號(東京外ニ在ル各部官廳艦船國長會計規則ニ係ル検査執行ノ件)中追加 (達)海軍第四百十五號(八) 二九二
- 間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏服制 (勅)第十一號(一) 二二
- 鹽種検査法改正 (法)第四十五號(三) 九八
- 鹽種検査法施行規則制定(鹽種検査法施行規則廢止) (省)農商務第十七號(七) 四二四
- 生絲検査所官制第六條中改正 (勅)第二百五十一號(五) 二九八
- 生絲検査所處務規程第八條中改正 (訓)農商務第二十八號(六) 二六七
- 船舶検査法中改正追加 (法)第五十三號(三) 一〇七
- 明治三十三年法律第五十三號(船舶検査法中改正追加)施行期日 (勅)第四百二號(一) 五九三
- 船舶検査法施行細則制定(從前ノ同細則廢止) (省)遞信第八十七號(三) 八二六
- 船舶検査規程制定(從前ノ同規程廢止) (省)遞信第八十八號(三) 八五二
- 船舶検査手續 (訓)遞信第四號(三) 三八四
- 木船検査規程 (省)遞信第八十九號(三) 九〇六
- 鐵鋼船検査規程 (省)遞信第九十號(三) 九四一
- 機關船検査規程 (省)遞信第九十一號(三) 九四八
- 外國船舶検査規則 (勅)第四百十四號(三) 六七四
- 登簿噸數十五噸未満船舶ノ検査ニ關スル件 (訓)遞信第三號(二) 三八四
- 海軍局ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地追加 (告)遞信第二十四號(一) 五四
- 海軍局ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地追加 (告)遞信第三百四號(八) 六二〇
- 船舶検査執行地ノ件 (告)遞信第五百四十一號(三) 九七三
- 艦船造修試驗検査規則中改正追加 (達)海軍第七號(一) 一五
- 艦船造修試驗検査規則中改正 (達)海軍第四十五號(三) 七五
- 陸軍身體検査手續中改正(陸軍) (達)陸軍第六十號(五) 一八四
- 海軍志願生徒身體検査手續廢止 (達)海軍第三十五號(三) 六二
- 學生生徒身體検査規程 (省)文部第四號(三) 七〇
- 學生生徒身體検査規程廢止 (訓)文部第四號(三) 四四
- 馬匹調査及検査施行規則中追加 (省)陸軍第十六號(六) 三九九
- 馬匹調査及検査施行規則第十條改正 (省)陸軍第四十號(二) 八〇四
- 明治三十二年告示第三百四十一號(萬國電信條約ニ依リ電報検査其他ノ件)中追加 (告)遞信第十號(二) 五〇
- 明治三十二年告示第三百四十一號(萬國電信條約ニ依リ電報検査其他ノ件)中追加 (告)遞信第二十號(二) 五三
- 南亞米利加ウェネズエーラ國宛電報検査等ノ件 (告)遞信第十六號(二) 五一
- 南亞米利加ウェネズエーラ國宛電報検査等ノ件中追加 (告)遞信第六十三號(三) 一〇五
- 中央亞米利加サルワドル國及ホンジュラス國宛電報検査ノ件 (告)遞信第五十號(四) 二九八



- コロムビア合衆國宛電報検査ノ件 (省) 通信第四百十二號(一〇) 八四三
- 馬尼刺ニ於ケル電報ノ検査解除並新開電報ノ膠本交付ノ件 (告) 通信第四百六十九號(二) 八九七
- [検閲]
- 軍隊教科書検閲規程 (告) 陸軍第十號(六) 四三四
- [検定]
- 教員檢定委員會官制 (勅) 第三百三十五號(三) 一六一
- 教員檢定ニ關スル規程 (省) 文部第十號(六) 三六七
- 教員檢定ニ關スル規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クヘキ學校指定 (告) 文部第五百三十三號(六) 四三〇
- 師範學校中學校高等女學校教員檢定本試験日時刻 (告) 文部第七號(二) 一一
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定科目ノ件 (告) 文部第五百三十四號(六) 四三二
- 小學校教科用圖書檢定方ヲ定メ明治二十五年告示第九號(同件)ヲ廢ス (告) 文部第五百八十二號(八) 五六八
- 郷土史蹟及郷土地理ニ教科用圖書ノ檢定ヲ行ハス (告) 文部第五百八十二號(八) 五六八
- 明治三十年勅令第二百四十二號(度量衡器ノ制限其ノ製作修理及販賣ノ免許並檢定ニ關スル件)中改正追加 (勅) 第二百四十二號(五) 二九一
- 度量衡檢定規程第十八條中追加 (訓) 農商務第二十四號(六) 二六五
- 船燈信號器、救命具試驗檢定規程 (省) 通信第九十三號(三) 一〇三三
- 船燈信號器、救命具試驗檢定規程 (省) 通信第五號(三) 四一〇
- 牛乳營業取締規則ニ依ル比重及脂肪量ノ檢定方法 (省) 內務第二十號(五) 三三二
- [検察]
- 死亡診斷書死體檢案書並死産證書死胎檢案書記載事項ノ件 (省) 內務第四十二號(六) 六二二
- 死亡診斷書死體檢案書並死産證書死胎檢案書ノ様式及記載方ノ件 (訓) 內務第二十八號(一〇) 三二二
- [検査]
- 海港檢疫所官制第二條中追加 (勅) 第六十四號(三) 八二
- 海港檢疫法施行規則第一條中追加 (省) 內務第九號(三) 四一
- 臨時海港檢疫所官制 (勅) 第七十五號(三) 九〇
- 海港檢疫所及臨時海港檢疫所職員ニ警察禮式準用 (訓) 內務第十一號(五) 一五七
- 臨時檢疫所官制 (勅) 第九十七號(三) 一一六
- 臨時檢疫所官制廢止 (勅) 第二百六十五號(六) 三二二
- 臨時檢疫所職員官等俸給ノ件 (勅) 第二百六十六號(六) 三二四

- 明治三十一年勅令第二百六十八號(臨時檢疫職員ノ件)中改正 (勅) 第二百二十三號(五) 二七〇
- 臺灣總督府海港檢疫所官制 (勅) 第九十九號(三) 一四一
- 臺灣總督府海港檢疫所特別任用ノ件 (勅) 第二百二十號(三) 一四三
- 臺灣總督府海港檢疫所職員服制 (勅) 第二百二十一號(三) 一四四
- 臺灣總督府海港檢疫所職員官等俸給 (勅) 第二百二十二號(三) 一四四
- 臺灣總督府臨時海港檢疫所官制 (勅) 第四百三號(二) 五九四
- 臺灣海港檢疫施行規則中ノ費用徵收額ノ件 (臺府) 第六十五號(九) 一〇一
- 臨時海港檢疫施行ノ件 (告) 內務第十二號(三) 七〇
- 臨時海港檢疫所開設ノ件 (告) 內務第二十八號(三) 一二六
- 臨時檢疫部附設ノ件 (告) 內務第十一號(三) 七〇
- 臨時檢疫局大阪出張所附設 (告) 內務第六十七號(六) 四三三
- 臨時檢疫局大阪出張所附設 (告) 內務第七十五號(六) 四三四
- 檢疫官設置ノ府縣指定 (告) 內務第二十九號(四) 二四〇
- 檢疫官設置ノ縣指定 (告) 內務第五十一號(五) 三三四
- 檢疫官設置ノ縣指定 (告) 內務第五十四號(六) 四一九
- 檢疫官設置ノ縣指定 (告) 內務第二十號(三) 九〇七
- 檢疫官廢止ノ件 (告) 內務第九十六號(一〇) 七四六
- 檢疫官廢止ノ件 (告) 內務第十七號(二) 八七九
- [テスト] 檢疫廢止ノ件 (訓) 內務第一號(三) 五〇一
- 明治二十一年告示第十一號(開關檢疫信標第一項中改正) (告) 內務第一號(二) 一一
- 基隆海港檢疫所及滬尾支所檢疫開始 (告) 臺灣總督府第六十八號(九) 七三九
- 船舶檢疫請求ノトキ汽笛發聲方 (告) 臺灣總督府第十二號(三) 九七九
- 清國上海ニ於テ船舶檢疫ノ件 (告) 外務第二十二號(五) 三九九
- 清國上海ニ於ケル檢疫廢止 (告) 外務第四十二號(九) 六九
- 韓國元山港及群山港ニ於テ船舶檢疫ノ件 (告) 外務第一號(二) 一一
- 韓國水浦及群山港ニ於ケル檢疫廢止 (告) 外務第六號(三) 七〇
- 韓國元山港ニ於ケル檢疫廢止 (告) 外務第七號(三) 一一二
- 韓國水浦ニ於テ船舶檢疫ノ件 (告) 外務第二十四號(六) 四七七
- 韓國水浦ニ於ケル檢疫廢止 (告) 外務第三十六號(八) 五四三
- 韓國水浦ニ於テ船舶檢疫ノ件 (告) 外務第四十九號(三) 九〇七
- 韓國群山港ニ於ケル檢疫廢止 (告) 外務第二十七號(六) 四七七
- 韓國元山港ニ於ケル檢疫廢止 (告) 外務第三十七號(八) 五四三
- 韓國元山港ニ於テ船舶檢疫ノ件 (告) 外務第三十二號(七) 五〇一